

2009年11月20日、グローバル・コミュニティは国連総会による「子どもの権利条約」の採択20周年を祝う。「子どもの権利条約」は、18歳未満のすべての子どもたちのケア、処遇、および保護に関する国際基準を定める唯一の条約である。これを記念して、条約の進展、子どもの権利に関して達成された前進、残された課題、そしてすべての子どもたちに対して条約の約束を実現するために取るべき行動を検証するため、ユニセフ（国連児童基金）は『世界子供白書』の特別版を発行する。

THE STATE OF THE WORLD'S CHILDREN

SPECIAL EDITION

2010

THE STATE OF THE WORLD'S CHILDREN SPECIAL EDITION 2010

「子どもの権利条約」採択20周年記念



世界子供白書 特別版 2010 「子どもの権利条約」 採択 20 周年記念



謝辞

本白書の制作は、ユニセフ内外の多くの人々からの助言と貢献によって可能となった。各国のパネルに関して重要な貢献を行ってくれたのは、次の国・地域のユニセフ現地事務所である（英語名のアルファベット順）：中国、エジプト、インド、メキシコ、モザンビーク、セルビア、シエラレオネ、南アフリカ、スウェーデン。ユニセフの各地域事務所、イノチェンティ研究センターからも情報・意見が寄せられた。

また、子どもへの暴力に関する国連特別代表であり、イノチェンティ研究センター前所長のマルタ・サントス・パイス氏の提言、見識、助言に特段の謝意を表する。

本白書の制作には、ユニセフ内外の多くの人々からの助言と貢献によって可能となった。各国のパネルに関して重要な貢献を行ってくれたのは、次の国・地域のユニセフ現地事務所である（英語名のアルファベット順）：中国、エジプト、インド、メキシコ、モザンビーク、セルビア、シエラレオネ、南アフリカ、スウェーデン。ユニセフの各地域事務所、イノチェンティ研究センターからも情報・意見が寄せられた。

編集・調査

Patricia Moccia（編集長）；David Anthony（編集担当）；Chris Brazier（主任ライター／執筆担当）；Elizabeth Dettori；Marilia Di Noia；Hirut Gebre-Egziabher；Amy Lai；Natalie Leston；Charlotte Maitre；Meedan Mekonnen；Kristin Moehlmann；Baishalee Nayak；Catherine Rutgers；Shobana Shankar；Judith Yemane

統計表

Tessa Wardlaw（政策実行部 統計・モニタリング課・主幹）；Priscilla Akwara；Danielle Burke；Xiaodong Cai；Claudia Cappa；Ngagne Diakhate；Archana Dwivedi；Friedrich Huebler；Rouslan Karimov；Rolf Luyendijk；Nyein Nyein Lwin；Holly Newby；Khin Wityee Oo；Emily White Johansson；Danzhen You

制作・頒布

Jaclyn Tierney（制作課長）；Edward Ying, Jr; Germain Ake; Fanuel Endalew; Eki Kairupan; Farid Rashid; Elias Salem

翻訳

フランス語版：Marc Chalamet

スペイン語版：Carlos Perellón

本白書の制作には、ユニセフ内外の多くの人々からの助言と貢献によって可能となった。各国のパネルに関して重要な貢献を行ってくれたのは、次の国・地域のユニセフ現地事務所である（英語名のアルファベット順）：中国、エジプト、インド、メキシコ、モザンビーク、セルビア、シエラレオネ、南アフリカ、スウェーデン。ユニセフの各地域事務所、イノチェンティ研究センターからも情報・意見が寄せられた。

世界子供白書 特別版 2010

英語版 2009年11月発行

日本語版 2010年4月発行

著　　：ユニセフ（国連児童基金）
訳　　：財団法人 日本ユニセフ協会 広報室
発　行：財団法人 日本ユニセフ協会（ユニセフ日本委員会）
〒108-8607 東京都港区高輪4-6-12 ユニセフハウス
電話 03-5789-2016 ファックス 03-5789-2036
ホームページ：www.unicef.or.jp

印刷：（株）第一印刷所

The State of the World’s Children Special Edition

© United Nations Children’s Fund (UNICEF)

November 2009

UNICEF, UNICEF House, 3 UN Plaza,

New York, NY 10017, USA

ウェブサイト：www.unicef.org（本部）

本白書の制作には、ユニセフ内外の多くの人々からの助言と貢献によって可能となった。各国のパネルに関して重要な貢献を行ってくれたのは、次の国・地域のユニセフ現地事務所である（英語名のアルファベット順）：中国、エジプト、インド、メキシコ、モザンビーク、セルビア、シエラレオネ、南アフリカ、スウェーデン。ユニセフの各地域事務所、イノチェンティ研究センターからも情報・意見が寄せられた。

また、子どもへの暴力に関する国連特別代表であり、イノチェンティ研究センター前所長のマルタ・サントス・パイス氏の提言、見識、助言に特段の謝意を表する。

本白書の制作には、ユニセフ内外の多くの人々からの助言と貢献によって可能となった。各国のパネルに関して重要な貢献を行ってくれたのは、次の国・地域のユニセフ現地事務所である（英語名のアルファベット順）：中国、エジプト、インド、メキシコ、モザンビーク、セルビア、シエラレオネ、南アフリカ、スウェーデン。ユニセフの各地域事務所、イノチェンティ研究センターからも情報・意見が寄せられた。

また、子どもへの暴力に関する国連特別代表であり、イノチェンティ研究センター前所長のマルタ・サントス・パイス氏の提言、見識、助言に特段の謝意を表する。

プログラム・政策ガイダンス

ユニセフプログラム部、政策実行部、イノチェンティ研究センター。特に次の方々に感謝を表する：Saad Houry（副事務局長）；Hilde Frafjord Johnson（副事務局長）；Nicholas Alipui（プログラム部・部長）；Richard Morgan（政策実行部・部長）；Maniza Zaman（プログラム部・次長）；Susan Bissell（プログラム部・主幹）；Elizabeth Gibbons（政策実行部・主幹）；David Parker（イノチェンティ研究センター・次長）；Lena Karlsson; Victor Karunan; Noreen Khan; Nadine Perrault; Joanna Olsson; Vanessa Sedletzki; Daniel Seymour; Saudamini Siegrist; David Stewart

デザイン・版下作成

Prographics, Inc.

unicef 

ユニセフ本部と地域事務所

ユニセフ本部

UNICEF Headquarters
UNICEF House

3 United Nations Plaza
New York, NY 10017, USA

ヨーロッパ地域事務所

UNICEF Regional Office for Europe
Palais des Nations
CH-1211 Geneva 10, Switzerland

中部・東部ヨーロッパ、独立国家共同体地域事務所

UNICEF Central and Eastern Europe/ Commonwealth of Independent States Regional Office
Palais des Nations
CH-1211 Geneva 10, Switzerland

東部・南部アフリカ地域事務所
UNICEF Eastern and Southern Africa Regional Office

P.O. Box 44145
Nairobi 00100, Kenya

西部・中部アフリカ地域事務所
UNICEF West and Central Africa Regional Office

P.O. Box 29720 Yoff
Dakar, Senegal

米州とカリブ海諸国地域事務所

UNICEF The Americas and Caribbean Regional Office
Avenida Morse
Ciudad del Saber Clayton
Edificio #102
Apartado 0843-03045
Panama City, Panama

東アジア・太平洋諸国地域事務所
UNICEF East Asia and the Pacific Regional Office

P.O. Box 2-154
19 Phra Atit Road
Bangkok 10200, Thailand

中東・北アフリカ地域事務所
UNICEF Middle East and North Africa Regional Office

P.O. Box 1551
Amman 11821, Jordan

南アジア地域事務所
UNICEF South Asia Regional Office

P.O. Box 5815
Lekhnath Marg
Kathmandu, Nepal

ウェブサイト：www.unicef.org（ユニセフ本部）

世界子供白書
特別版 2010

**THE STATE OF THE
WORLD'S CHILDREN**
SPECIAL EDITION 2010

まえがき

1 1989年11月20日に、世界の指導者たちは、国連総会で「子どもの権利条約」を採択するという歴史的決定を下した。20年前の採択以来、「子どもの権利条約」は史上最も幅広く批准されている人権条約となっている。このことは、子どもたちには生存・発達する権利、暴力・虐待・搾取から保護される権利があること、子どもの考え方が尊重されて、子どもたちの最善の利益を考慮に入れた行動が取られる権利があると、各国およびコミュニティが共通認識していることを示す証である。子どもの権利の実現は、そうした子どもたちの発達や幸福のための基礎であるだけでなく、ミレニウム宣言で描き出された世界を創り出すために極めて重要となる。その世界とは、平和、公平、安全、環境の尊重、および共同責任の世界、つまり子どもたちにふさわしい世界である。

過去20年の間に多くのことが成し遂げられてきた。5歳未満児の年間死亡数は、1990年の1,250万人から2008年には900万人未満にまで減少している。1990年から2006年までの間に、世界全体で16億人の人々が改善された水源を利用できるようになった。世界全体では初等教育就学年齢にある子どもたちの推定84%が学校に通い、開発途上諸国では初等教育就学年齢でのジェンダー格差が縮小されつつある。HIV/エイズの蔓延に対する闘いが強化され、成果がもたらされてきている。HIVウイルスの母子感染を防ぐために、抗レトロウイルス薬の投与を受けているHIV陽性の妊婦の数が着実に増えてきており、また多くの新生児と乳児が検査を受け、HIV感染から身を守るためのあらゆる治療を受けている。

データが出揃わないために測定が困難な場合が多いが、子どもの保護および参加もまた大幅に前進している。過去20年の間に、約70カ国が「子どもの権利条約」の条項に基づいて、子どもたちに関する法令を国内法に盛り込んでいる。1990年代半ば以降、世界規模の広範な世帯調査を通じて、児童婚（若年婚）、女性性器切除/カッティング、そして最近では家庭内暴力や子どものしつけに対する姿勢といった保護に関するいくつかの重要な問題について、定期的にデータ（推定値）が提供されるようになってきている。保護的な環境といったパラダイムにより、国による子どもの保護システムに確固たる基盤がもたらされつつある。子どもの保護の問題に対する意識とアドボカシーは、著しく高まっている。武力紛争下の子どもたちと子どもに対する暴力という2つの重要な問題に対して、国連特別代表が任命されていることが、意識の高まりと努力への断固たる意志を表している。

子どもたちの権利について検討すべき課題はまだ多い。何百万人という子どもたちが、必須サービスを受けることができずにおり、生存の保障、疾病や栄養不良の軽減、改善された水源や衛生施設（トイレ）へのアクセス、質の高い教育が認められていない。また、多くの子どもたちが、暴力、虐待、搾取、差別、および放置から身を守るための保護的な環境を有していない。子どもたちに対する暴力の問題はとりわけ深刻で、毎年5億~15億人の子どもたちが暴力に苦しんでいると推定されている。これは破滅的な結果を招くものであり、被害を受けた大勢の子どもたちが、その後の人生において長きにわたり身体的および精神的な健康被害に悩まされている。

アフリカ大陸およびアジア大陸、中でも特にサハラ以南のアフリカと南アジアの両地域では、子どもの権利が絶対的に剥奪されており、それらの地域は今後格別な注意が必要とされる。すべての国や地域が、子どもたちの健康、教育、および保護へのアクセスと成果の面で、経済集団・社会集団の中で表面化しつつある格差に取り組まなければならない。

国連条約として21年目を迎えるに際して、「子どもの権利条約」は、これまで成し遂げられた子どもの権利の確かな前進を統合するとともに、リスクに取り組み、現在および今後の機会をつかみ取るという課題に直面している。最近の世界的な景気低迷により、多くの人が、より深刻な飢え、栄養不良、機会の欠如、および困窮の危機にさらされている。子どもと若者はこうした貧困による不利益を被るリスクが最も高いが、世界の全人口のほぼ45%が25歳未満の若者や子どもたちなのである。



気候変動と、それが健康、水の安定的確保、および食料生産に及ぼす影響への不安が高まりつつあり、1990年以降に起きた少なくとも18の激しい武力紛争に、資源をめぐる争いが関係している。今後は世界中で資源をめぐる争いがさらに激化すると思われる、人口の増大により、所得や必須サービスへのアクセスの公平性が悪化する可能性がある。こうした課題を解決するためには、子どもと女性を主要なパートナーとして、賢明な投資と幅広い協働努力を通じて、子どもたちのために一致団結することが必要となる。

子どもの権利への投資は、責任であると同時に機会でもあることがエビデンス（証拠）によって示されている。それが責任であるのは、貧困、栄養不良、およびそのほかの欠乏は、子どもたちが正常に発達する能力を阻害するからである。一方それが機会であるのは、子どもたちに対するより適切な栄養補給、基礎保健ケア、教育、および保護を通じて成し遂げられた前進が、そのほかのほぼすべての発達領域よりもはるかに大きくかつ長続きする可能性が高いからである。

「子どもの権利条約」が規定する原則と権利を履行するには、幅広い協働努力が不可欠である。近年、保健、教育、保護、および参加における国際および国家レベルでの協働が拡大してきており、それによって、子どもの権利の実現と国際的に合意された開発目標に向けたより迅速な前進が可能となっている。

子どもたちは、参加することによって自ら成長・発達し、保護する力をつけることができる。2002年に開催された「国連子ども特別総会」、G8サミットと並行して毎年開催される「J8サミット」、数々の「子どもに優しい都市（まち）」プログラムといったイニシアティブにより、意思決定フォーラムで子どもたちの意見を尊重し、参加促進することの利点が示されつつある。

女性の能力育成（エンパワーメント）を図り、ジェンダー差別を撤廃することにより、女性の権利が完全に実現されるとともに、子どもたちの生命の保障および生活の改善も促進されるという2つの利益がもたらされる。女性が十分な教育を受けて、暴力、搾取、差別の心配がない家庭、職場、および政治分野における意思決定に参加できるようになると、子どもたちや家族に恩恵がもたらされることがエビデンス（証拠）で示されている。男子、女子、双方ともが、十分な栄養摂取と質の高い保健ケアおよび教育を利用できる可能性が高くなり、また女子は、結婚を遅らせて、発達と成長のより大きな機会を享受できる可能性が高くなる。したがって、女子に教育の機会を提供し、その保護および参加を確実なものにすることは、子どもの権利の課題解決にとって極めて重要なことなのである。

今後20年の課題は、これまでに成し遂げた前進を基礎にして、いまだ生存、発達、保護、および参加の権利を保障されていない子どもたちにこれらの権利を提供すべく、協働して努力していくことである。「子どもの権利条約」は、より良い世界、すなわち子どもたちの最善の利益が何よりも優先される世界を創るための、世界共通の基準なのである。

アン・M・ベネマン
ユニセフ事務局長

世界
子供白書特別版
2010「子どもの
権利条約」
採択
20周年
記念

まえがき	ii
アン・M・ベネマン、ユニセフ事務局長	
第1章：時代を超越した条約の妥当性	iv
パネル	
子どもの権利に関する国際基準の発展	2
「子どもの権利条約」に関する選択議定書	7
子どもの権利委員会	8
子どもの権利委員会の総括所見と、	
「子どもの権利条約」の諸規定の実施のための一般的措置	10
子どもと女性のために協働して努力する人権中心のアプローチ	12
南アフリカにおける子どもの権利	14
生存と発達の権利に関する前進	16
生存と発達に関する課題	18
格差に関する課題	20
中国における子どもの権利	22
エジプトにおける子どもの権利	23
保護に関する課題	24
「子どもの権利条約」が公共及び民間機関に及ぼす影響	26
シエラレオネにおける子どもの権利	29
子どもに優しい都市（まち）づくり：	
地方自治体における子どもの参加を促進する国際的なイニシアティブ	31
インドにおける子どもの権利	33
第2章：「子どもの権利条約」に対する考え方	36
寄稿文	
オム・プラカシュ・グルジャル	
子どもの権利活動家、2006年の国際子ども平和賞受賞者	38
アンドレス・ベラスコ チリ財務大臣	40
ハンナ・ポラック 映画監督、子どもの権利提唱者	42
マージョリー・スカーディノ エコノミスト・グループの最高経営責任者	44
イシュマエル・ベア ユニセフ「紛争の影響を受けた子どもたちのための代弁者」	46
タン・スリ・ダト・ムヒディン・モハマド・ヤシン	
マレーシア副首相兼教育大臣	48
李 亮喜 子どもの権利委員会委員長	50
ティモシー・P・シュライバー	
スペシャルオリンピックス国際本部会長兼最高経営責任者	52
アワ・ンディエ・ウエドラオゴ 国連子どもの権利委員会前メンバー、同元委員長	54
ジャック・バロー 欧州委員会副委員長、同司法・自由・安全担当委員	56
ルイ・ミシェル 欧州委員会開発・人道援助担当委員	56
ハビエル・ソラナ 共通外交・安全保障政策上級代表、欧州連合理事会事務総長	57
ベニータ・フェレーロ＝ヴァルトナー	
欧州委員会対外関係・欧州近隣政策担当委員	57
第3章：21世紀における「子どもの権利条約」の課題	58
パネル	
世界的経済危機：子どもの権利に及ぼす影響	62
人道危機下での子どもたちの権利の保護	63
気候変動と子どもの権利	65
メキシコにおける子どもの権利	66
モザンビークにおける子どもの権利	69
セルビアにおける子どもの権利	71
スウェーデンにおける子どもの権利	72
第4章：児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）と選択議定書の全文	74
出典・参考文献等・写真クレジット	90
統計	94
用語解説	142





第 1 章

概 要

時代を 超越した 条約の妥当性

2009年11月20日、グローバル・コミュニティは、国連総会による「子どもの権利条約」の採択20周年を祝った。「子どもの権利条約」は、新生児から18歳までのすべての子どもたちのケア、処遇、及び保護に対する世界共通の基準の概要を示している。この条約は、史上最も広く支持されている人権条約で、現在193の国と地域により批准、締約されている。

過去20年の間に、「子どもの権利条約」により全世界で子どもに対する見方や処遇が変化している。「子どもの権利条約」は、国内及び国際的な法令、政策、ならびにプログラム、公共及び民間機関、家庭、コミュニティ、ならびに各個人に対して、広範かつ深遠な影響を及ぼしている。また、全世界の子どもの生存、発達、保護、及び参加の著しい前進も後押ししている。

子どもたちの権利の実現にはまだ数々の課題が残されてはいるものの、「子どもの権利条約」は、すべての子どもたちが生存し、発達し、保護され、尊重され、自分たちに影響を及ぼす決定に参加できる世界を提示している。その世界とは、平和、寛容、公平、人権の尊重、及び共同責任の世界——つまり、子どもたちにふさわしい世界である。

© UNICEF/NYHQ2007-1227/Shehzad Noorani

子どもの権利に関する国際基準の発展

1924年

国際連盟が、「児童の権利に関する宣言（ジュネーブ宣言）」を採択する。この宣言により、子どもたちの、身体的・道徳的・精神的発達のための手段を持つ権利、飢え・病気・障害を負ったとき・孤児になったときに特別な支援を受ける権利、危機に際して最優先で支援を受ける権利、経済的搾取からの解放、及び社会的責任感を身に付けるための教育に対する権利が確立される。

1948年

国連総会において、「世界人権宣言」が採択される。その第25条に、子どもは「特別の保護及び援助を受ける権利を有する」と明記されている。

1959年

国連総会において、「児童の権利に関する宣言」が採択される。これにより、差別からの解放などの権利と、氏名と国籍を持つ権利が認められる。また、教育、保健ケア及び特別な保護に対する子どもたちの権利についても特に記載されている。

「子どもの権利条約」（以下、場合により「条約」と略す）は、1989年11月20日に国連総会において採択され、翌1990年の9月2日に発効した。この条約は、最も包括的な人権条約であり、子どもたちの権利の促進及び保護のための法律文書である。ほかの国際人権文書の中にも子どもの権利を守る条項はあるが、「子どもの権利条約」は、子どもたちに関連する権利全体（経済的、社会的、文化的、市民的、政治的権利）について明言した最初の法律文書である。またこの条約は、子どもたちを、自身の権利を能動的に保有する社会的行為者として明確に認めた、最初の国際文書でもある。

条約の規定に基づいて、締約国はすべての子どもたちの権利を確実に実現する法的義務を負っている。「子どもの権利条約」は54条からなっており、「差別のない処遇」、「子どもの最善の利益」、「生命・生存・発達の権利」、及び「子どもの意見の尊重」という4つの基本理念に基づいている。「子どもの権利条約」は、その対象範囲の広さと、それが子どもに力を置いていることで、子どもたちの権利の促進、保護、及び完全な実現を目的としたすべての行動に対して、時代を超えて常に妥当性のあるものとなっている。

「子どもの権利条約」は、国際的な人権の枠組みをよりいっそう強化してくれた。採択されてからわずか20年しか経っていないが、すでにほぼ全世界的に受け入れられるまでに至っており、2009年11月20日現在、193カ国によって批准、締結されている。ソマリアと米国の2カ国だけはまだ批准していないが、両国とも条約に署名して支持を示している。「子どもの権利条約」とその選択議定書の影響は、すでに大陸や地域、国、コミュニティ全体にわたって幅広く浸透しており、今後数十年間、あるい

は場合によっては数世紀にもわたって、子どもたちの権利保障の基本法となることは明白である。

「子どもの権利条約」は、人権の重要性を改めて力強く断言するとともに、その意義を著しく高めている。条約は、普遍性や差別のない処遇といった、それまでの国際的な人権文書の基本理念の多くを子どもたちに直接適用することによって、人権の重要性を改めて断言している。また、ほかの人権文書に盛り込まれている条項を統合強化し、子どもたちに対する締約国の責任と義務を明確に特定することによって、人権の意義を高めている。「子どもの権利条約」には、特に参加する権利など、それまであまり幅広く明言されていなかった子どもの権利が盛り込まれており、子どもたちに向けたいかなる行動においても、子どもたちの最善の利益を最優先に考慮すべきであることが明記されている。条約では、子どもの権利に対する説明責任は義務の担い手、つまり子どもたちの権利の確実な実現を任されている、締約国、家族、保護者といった義務の担い手にあることが強調されている。

「子どもの権利条約」の根本的意義は、立法上の影響をはるかに超えている。条約は、子どもたちに対する姿勢そのものを転換させるのにも役立っているのである。事実、「子どもの権利条約」は子ども時代のあり方を規定しており、18歳未満のすべての子どもたちの処遇、ケア、生存、発達、保護、参加に対する最低基準の概要を示している。条約の条項は、子どもたちの権利を完全に実現するためには、子ども時代を成人期とは分けた上でこれを保護し、子どもたちが成長し、学習し、遊び、そして発達できる期間を明確にすることが大切であるという社会全体の共通認識を強化するものとなっている。

1966年

「市民的及び政治的権利に関する国際規約」と、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」が採択される。規約では、子どもたちの搾取からの保護と、教育を受ける権利の促進が提唱されている。

1973年

国際労働機関（ILO）が、「就業が認められるための最低年齢に関する条約（第138号）」を採択する。それにより、個人の健康、安全、または道徳を損なう恐れのある労働への最低就労年齢が18歳に設定される。

1979年

国連総会において、「女性差別撤廃条約（女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約）」が採択される。それにより、女性だけでなく女の子の人権が保護されるようになる。また同総会において、1979年を国際児童年とする旨が決定され、法的拘束力のある子どもの権利条約を起草するための作業部会が設置される。

「子どもの権利条約」のもとでは、子どもたちは慈善行為の対象ではなく権利を持つ者である。つまり、子どもの権利の完全な実現は、締約国にとっての選択肢のひとつではなく、政府が実現を確約した義務なのである。同様に重要となるのは、「子どもの権利条約」が将来に向かって抱いている楽観性、明瞭性、そして毅然とした決意である。すなわち、いつの日か、すべての子どもたちが、その権利を十分に尊重され、基本的ニーズを満たされ、暴力、虐待、搾取、放置、及び差別から守られ、自分たちの生活に影響を及ぼすすべての決定に意味のある形で参加できるよう能力育成が図られ、子ども時代を過ごすようになるだろうという未来を描いていることである。

その前文と条項全体を通して、「子どもの権利条約」は、子どもたちの成長と幸福な暮らしにおいて家族が重要な役割を果たすことを強調し、子どもたちの十分な発達のためには、愛情、調和、そして理解のある家族環境が重要であると認めている。また、締約国に対しては、家族がその責任を果たすために必要なあらゆる手段を提供するよう義務付けている。

「子どもの権利条約」採択20周年を記念して、ユニセフ（国連児童基金）は子どもの権利に焦点を当て、今年『世界子供白書』の特別版を発行することとした。今年の白書では、条約が20歳、つまり自身の「成人年齢」に達するに際し、生じる次の疑問に答えることとする。一つ目は、「子どもの権利条約」の採択によって、過去20年の間に子どもたちの生活がどのように変化したのか。二つ目は、最近起きている世界的規模の深刻な食料・燃料・金融危機の中で、条約にはどのような役割と妥当性があるのか。最後は、次第に人口が増大し、都市化が進み、環境面の

課題が深刻化していく世界で、今後20年間及びそれ以上にわたって条約はどのような役割を果たすことができるのかということである。

最初の章では、子どもの権利に関する国際基準がどのように発展してきたかを振り返り、1900年代初頭に始まった組織的運動はもとより、子どもの権利に関する憲章を実現させた1980年代の個人や市民社会団体の惜しみない活動にまで及ぶ、「子どもの権利条約」のルーツを探ることによりこれらの疑問を検証する。その後、「子どもの権利条約」の基本理念を見直し、それらが子どもたちの福祉や人間形成に及ぼす影響を評価する。その後の章では、今後20年間における子どもの権利の促進に対する課題について検証する。これはまず、一連の関係者による寄稿を通して考察を行い、最終章では、行く手に待ち受ける脅威と機会の概要を示し、世界の子どもたちにとってより良い未来への道筋を策定することとする。白書全体を通して、いくつかの国を取り上げ、世界中のあらゆる大陸や地域における子どもの権利に関する前進、課題、リスク、及び機会にも焦点を当てる。

「子どもの権利条約」が2009年に採択20周年を迎えることができ、子どもの権利に関するそのほかの功績を祝うことができたのは、人道主義のおかげであり、社会的及び経済的前進を可能にする集団意思、理解、そして創造性のおかげである。「子どもの権利条約」の条項が確実に行動や成果に結びつくことを数々の要素——宗教と学習、革新とグローバル化、公民権運動とNGO、そして家族、コミュニティと個人、子どもたち、青年の決意——が支えており、今後も引き続きそれを確実なものにしていくことであろう。

子どもの 権利に関する 国際基準の 発展

1989年 1990年 1999年

国連総会において、「子どもの権利条約」が満場一致で採択され、翌年に条約が発効する。

1990年世界子どもサミットにおいて、「子どもの生存、保護及び発達に関する世界宣言」が採択され、それと共に1990年代にこれを実行するための行動計画が立てられる。

国際労働機関 (ILO) が、「最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃のための即時の行動に関する条約 (第 182 号)」を採択する。

子どもの権利の実現に向けた初期の運動

1989年における「子どもの権利条約」の採択は、20世紀初頭にまで遡る国際舞台での子どもの権利についての議論と、これをまとめ上げようとする長いプロセスの成果である。

国際的な動きの出現

第一次世界大戦の終結後、新たに形成された国際組織が、人権規約をまとめ始めた。こうした新しい団体は、子どもたちの特定の権利に一定の配慮を示した。例えば、新たに組織された国際労働事務局（現在の「国際労働機関 (ILO)」）は、初期の条約の中で、就労に携わる子どもたちの権利を保障した。例えば、1919年の「工業に於いて使用せらるる年少者の夜業に関する条約 (第6号)」や1921年の「農業に使用し得る児童の年齢に関する条約 (第10号)」である¹。しかし、二度の世界大戦の間にできた国際法では、子どもの権利がおとなの権利と明確に分けられることはなかった。

初期の国際組織の中で、子どもの権利を初めて正式に概念化したのは、エグランタイン・ジェブ氏であった。彼女は1919年に英国に「セーブ・ザ・チルドレン基金」を創設し、翌年にはジュネーブに「国際セーブ・ザ・チルドレン連盟」を設立した。セーブ・ザ・チルドレンは、第一次世界大戦の影響を受けて困難な状況にある子どもたちに緊急援助を送るため、資金集めを目的として創設された²。1923年に、ジェブ氏は以下のような声明を発表して、子どもの権利に対する自らの立場を表明した。「もはや大規模な救済活動の実施は期待できないときが来ているようです。それでも子どもたちのための取り組みを続けようとするのであれば、(中略)考えられる唯一の方

法は、慈善的ではなく建設的な方法で、各国が自国の子どもたちの保護に向けて、協調努力するようこれを喚起することだと思います。私たちは、子どもたちの特定の権利を取り上げ、これが普遍的に認識されるよう、主張すべきだと思います。」³

そのために、国際セーブ・ザ・チルドレン連盟は、子どもの権利を強く主張する簡潔な声明を起草し、これを1924年9月26日の「児童の権利に関する宣言 (ジュネーブ宣言)」として採択するよう国際連盟を説得した。ジュネーブ宣言では5つの基本理念が明言され、身体的・精神的発達のための手段、飢え・病気にかかったときや障害を負ったとき、孤児になったり非行に走ってしまったときの支援、危機に際して最優先で支援を受ける権利、搾取からの保護、社会志向性のある養育を受ける権利が強調された⁴。

国際連合の時代における子どもの権利

第一次世界大戦の後、紛争の回避を目的とした、国際的な協力や条約の制定が促進されたのと同様に、第二次世界大戦がきっかけとなって国際連合が形成された。1946年に、国際児童福祉連合 (IUCW) (国際セーブ・ザ・チルドレン連盟とブリュッセルに拠点を置く国際児童福祉協会との合併組織) は、ジュネーブ宣言を承認するよう国際連合に強く求めた。

ところが国際連合は、1948年の「世界人権宣言」の包括的理念をどのように謳うかに関心を持っており、子どもの権利に特化した文書を作り上げるという作業は、IUCW自身が取り組むこととなった。この新しい草案は、以前のジュネーブ宣言にとって代わり、「人類は子どもに対して最善のものを与える義務を負う」という有名な原

2000年 2002年 2007年

国連総会において、「子どもの権利条約」に関する2つの選択議定書が採択される。ひとつは「武力紛争における子どもの関与に関する子どもの権利条約選択議定書*1」で、もうひとつは「子どもの売買、子どもの買春及び子どもポルノに関する子どもの権利条約選択議定書*2」である。

国連総会において、「子ども特別総会」が開かれる。これは、子どもの問題について特化した話し合いとしては初めての会合となる。数百人の子どもたちが公式代表団のメンバーとして参加し、世界の指導者たちが、子どもの権利に関する成果文書である「A World Fit for Children(子どもたちにふさわしい世界)」の実現に向けた意思を表明する。

国連子ども特別総会開催から5年を振り返るフォローアップ会議を開催。最後に「子どもに関する宣言」が140カ国以上の政府によって採択される。宣言では、達成された前進と残された課題が確認されるとともに、「子どもたちにふさわしい世界」及び子どもの権利条約とその選択議定書に対するコミットメントが改めて明言された。

*1 日本語での正式名称は「武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書」

*2 日本語での正式名称は「児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」

則が再度盛り込まれることとなった⁵。

国際連合が、子どもの権利に関する独自の宣言を採択したのは、1959年11月20日であった。国連総会の承認を得ることは、子どもの権利を幅広い範疇^{はんちゆう}の国際人権文書の中で取り扱うのではなく、子どもの権利を切り離して考える必要性を訴えることができるため、重要であった。「児童の権利に関する宣言」(以後、「子どもの権利に関する宣言」と表記する)では、子どもたちの精神的な幸福がより重要視され、緊急時には「最初に救済を受けるべき」という子どもの権利が強く主張された。その心は、20年後にユニセフの「子ども最優先」というスローガンに反映されることとなった。こうした変化を別にすると、1959年に作成された文書は福祉国家主義的アプローチとしてはそのまま据え置かれ、子どもたちを保護することが目標とされて、子どもたちのエンパワーメント(能力育成)にはほとんど重点が置かれなかった。

1960年代から70年代の間に、子どもの権利の実現に向けた運動はNGOの活動に根ざすようになり、それによって前進に拍車がかかることとなった。子どもたちの問題に対して社会の関心を高めるために、NGOは国連に対して1979年を国際児童年と宣言するよう進言した。これが合意された後、ポーランド政府は国連人権委員会に、子どもの権利に関する条約の草案を提出した。ところが、この文書を完成するには、より多くの時間と準備が必要であることが明らかとなった。これを受けて人権委員会は、草案の改訂を制約のない作業部会に委任することで合意したのである。

条約の草案を作るプロセスは10年もの歳月を要した。その理由は、数々の社会的及び文化的解釈の分野を対象にした条約の作成には、慎重な作業が必要だったからで

ある。また、政府が子どものしつけなどの問題を考慮し始めたとき、多くの人々がこの種の問題は、家族の権限の範囲内のものであり、政府が介入すべきではないと考え、慎重さが求められたからである。

一方ユニセフは、その当時は子どもの権利の価値と実用性にはそれほど重点を置いていなかった。ユニセフは1980年代の大半は、自ら中心となり、多数のパートナーや同盟国と共に積極的に推進した、独自のパラダイムに専心していた。「子どもの生存と発達革命」である。こうした活動は、開発途上国における子どもの死亡率及び罹患率を下げるための支援や活動を推進するもので、特に予防接種、経口補水療法、発育観察、母乳育児の推進といった基礎的な予防及び治療手段の応用に力が入れられた。

1978年のアルマアタ会議でユニセフが世界保健機関(WHO)と共同で発表した基礎保健ケアの精神に基づいて、1987年までにユニセフは、子どもの生存と発達は、法律上の子どもの権利を盛り込んだ国際文書の中で相応の重要性を与えられた場合に限り推進されうるという結論に傾きつつあった。それ以来、ユニセフの支援によって、国連の承認プロセスを通じた条約の草案の可決に勢いがついた。

「子どもの権利条約」は、1989年11月20日に国連総会において採択された。これは、1959年に「子どもの権利に関する宣言」が採択されてから、ちょうど30年後のことであった。そしてその画期的とも言える重要性がほぼ即座に認められ、1990年1月、署名のために開放され、その日のうちに61カ国がこれに署名した。さらに、「子どもの権利条約」は、必要とされる最低限の数(20カ国)の国から記録的な早さで批准、締結されて、1990年9月に発効。その後、同月中にニューヨークの国連本部で開



© UNICEF/NYHQ2005-2251/Giacomo Pirozzi

「差別のない処遇」、「子どもの最善の利益」、「生命・生存・発達の権利」、及び「子どもの意見の尊重」という「子どもの権利条約」の4つの基本理念は、子どもに関するあらゆる問題に対する行動の指針とされるべきである。写真：モロッコのメクネス・タフィラレ地方の農村アジュムにある早期幼児ケア・センターで、色とりどりの紙製積み木（「でてくるボックス」）で遊ぶ子どもたち。

かれた、「世界子どもサミット」という別のユニークなイベントでその発効が祝された。このサミットによって「子どもの権利条約」に政治的な重みに加えられ、「子どもの生存、保護及び発達に関する世界宣言を実施するための1990年代における行動計画」の中で、サミットに出席していた71人の国家元首や政府首脳が、すべての政府機関に対して、条約の「可能な限り早期の」批准と実行を促進するよう求めたのである。

1990年代初頭以来、「子どもの権利条約」の中で使われている用語や条項が、世界中の国及び地域の法律、宣言、憲章、声明の中に盛り込まれるようになった。2000年には「武力紛争における子どもの関与に関する子どもの権利条約選択議定書」と「子どもの売買、子どもの買春及び子どもポルノに関する子どもの権利条約選択議定書」の2つの選択議定書が国連総会で採択された。2002年には、「国連子ども特別総会」において、世界の指導者たちが子どもの権利の完全な実現に向けたコミットメントを表明し、その決意を「子どもたちにふさわしい世界」という成果文書に集約した。こうした声明によって、各国政府は、1990年世界サミットの約束を守ることを促され、「子どもの権利条約」の基準の遵守、そして2000年の国

連ミレニアム宣言に盛り込まれているものも含め、国際的に合意された開発目的及び開発目標の達成を急ぐよう求められた。

2007年12月に開催された、「子どもたちにふさわしい世界+5」特別総会の最後にも行動を呼びかける宣言が出され、新たな「子どもたちに関する宣言」が140カ国以上の政府によって採択された。この最新の宣言では、子どもの権利の実現に向けて達成された前進と残された課題が確認されている。そして「子どもたちにふさわしい世界」、「子どもの権利条約」とその選択議定書に対するコミットメントが改めて明言されている。

「子どもの権利条約」の基本理念

1924年のジュネーブ宣言や1959年の「子どもの権利に関する宣言^{*3}」は、子どもの権利に関する国際コミュニティの高い志を表明したものであったが、「子どもの権利条約」とその選択議定書は法律文書であり、批准する国はそれらの条項の実現を約束することになる。締約国は、「子どもの権利条約」とその議定書の履行具合をモニタリング（監視）する「子どもの権利委員会」に対して、定期的に報告することが義務付けられている。同委員会は18人のメンバーから成り、締約国に対して、条約の解釈及び適用の仕方に関して指導も行っている。

しかしながら、「子どもの権利条約」は、単にモニタリング手段を備えた条約にとどまるものではなく、実践面及び道徳面での子どもたちのケア、そして保護にまで及ぶ広範な法律文書である。「子どもの権利条約」は共通基準を設定する一方で、オーナーシップと妥当性を確保するために、各締約国がそれぞれ独自の条約履行方法を模索することを認めている。各国内での履行に関する指導は、子どもの権利委員会が示す「総括所見」と「条約の諸規定の実施のための一般的措置」（8ページのパネルを参照）の形で提供され、以下に挙げる4つの基本理念に基づいて行われる。

- 差別のない処遇、すなわち普遍的適用（第2条）
- 子どもの最善の利益（第3条）
- 生命・生存・発達の権利（第6条）
- 子どもの意見の尊重（第12条）

差別のない処遇：「子どもの権利条約」によって保障されている権利は、例外なくすべての子どもたちに認められている。第2条では、締約国は、「児童又はその父母若しくは法定保護者の人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的、種族的若しくは社会的出身、財産、心身障害、出生又は他の地位にかかわらず、いかなる差別もなしにこの条約に定める権利を尊重し、

*3 日本語の正式名称は「児童の権利に関する宣言」

「子どもの権利条約」に関する選択議定書

「子どもの権利条約」には、いずれも2000年5月25日に国連総会で採択された2つの選択議定書がある。ひとつは、2002年1月18日に発効した「子どもの売買、子どもの買春及び子どもポルノに関する子どもの権利条約選択議定書」で、もうひとつは、2002年2月12日に発効した「武力紛争における子どもの関与に関する子どもの権利条約選択議定書」である。これらの選択議定書は、締約国が「子どもの権利条約」本体で示されているよりも強くコミットする心積もりがある事柄について扱ったものである。

「武力紛争における子どもの関与に関する子どもの権利条約選択議定書」

「子どもの権利条約」では、起草プロセスにおいて、「合意」を基本としているために、武装勢力への子どもの関与に対する最低年齢は15歳に設定された。しかしこの年齢は、多くの国々によって若すぎると考えられていた。この選択議定書では締約国に対して、18歳未満のいかなる若者に対する強制的な徴集も禁止すること、志願に基づいて編入した18歳未満の兵士が戦闘に参加することのないようにするための、実行可能なあらゆる対策を講じること、

そして国の軍隊と異なる武装集団による18歳未満の子どもたちの採用を犯罪とすることを義務付けている。

この議定書により、18歳未満の兵士についてはほかのすべての子どもたちと同様の権利や保護を認めていなかった「子どもの権利条約」の矛盾が解決されるとともに、国への責任追及をより容易にする法的規範及び国際基準が確立され、条約の原則に従った国内法の立法が促進されることになった。この議定書は、2009年7月までに128カ国が批准しており、さらに28カ国が、批准には至らずとも、署名している。

「子どもの売買、子どもの買春及び子どもポルノに関する子どもの権利条約選択議定書」

「子どもの売買、子どもの買春及び子どもポルノに関する子どもの権利条約選択議定書」は、こうした形態の搾取からの子どもたちの保護を強化するために起草された。その条項の中には、そうした行為の犯罪化、それらの罪を犯した者の引渡し手順、犯罪者の追跡及び起訴になった場合の国際協力の呼びかけ、被害に遭った子どもたちの保護及び支援の手順、公衆一般の意識向上のための呼びかけが推奨されている。

「子どもの売買、子どもの買春及び子どもポルノに関する子どもの権利条約選択議定書」により、この複雑な問題に対する国際的な関心が向上し、関連法令の立法及び施行に向けた各国政府の取り組みに影響を与えた。この選択議定書は、2009年7月までに132カ国が批准しており、さらに30カ国が、批准には至らずとも、署名している。

これらの選択議定書の特異な点は、「子どもの権利条約」を批准していない米国とソマリアの2カ国も批准できる、特別な条項が盛り込まれていることである。米国政府は、2002年12月23日に両選択議定書を批准した。ソマリアは、「武力紛争における子どもの関与に関する子どもの権利条約選択議定書」に署名はしているが批准していない。

90～92ページの出典・参考文献等を参照のこと。

及び確保する」と明言されている。

今日では、どの人権文書でもすべての子どもへの適用が中核的な要素となっているが、1959年には、国連の「子どもの権利に関する宣言」の草案に記載されていた、婚姻内の子どもと婚姻外の子どもの権利の平等を確認する条項が、文書から削除された経緯がある。差別のない処遇という理念が最も重要であることは、例えば障害のある子ども、正当な手続きを踏んでいない移住者、あるいはエイズで親を失った孤児の状況を考えれば明白に分かる。また子どもたちは、自分の親やそのほかの家族、または法定後見人の宗教・信念に対する差別からも守られなければならない。差別のない処遇という理念は、1965年の「人種差別撤廃条約^{*4}」及び1979年の「女性差別撤

廃条約^{*5}」（以下「CEDAW」と記す）の理念をそのまま引き継いでいる。

どの国においても、子どもの権利の実現状況には明らかな格差がある。1990年代には世界的な経済成長が見られ、この10年間で多くの開発途上国——特に中国やインド——で絶対的貧困が大幅に削減されたにもかかわらず、所得層間及び人口集団間の格差が、妊産婦・新生児・子どもの保健ケア、そして就学者数の面で著しく拡大している。子どもの権利の唱導者の間では、最近の世界的な経済危機により、見過ごされるリスクの最も高い、社会から取り残された子どもたちや貧しい子どもたちの権利を実現するための是正措置が取られない限り、こうした格差がさらに広がる恐れがあることが懸念されている(17

^{*4} 日本語の正式訳は「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」

^{*5} 日本語の正式訳は「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」

子どもの権利委員会

ほかの中核的な国際人権文書と同様に、「子どもの権利条約」とその2つの選択議定書の履行は、委員会によって審査されている。これらの審査をしているのは、条約の第43条に基づいて創設された子どもの権利委員会である。1991年初頭に選出された最初の委員会は、人権、国際法、少年司法をはじめとするさまざまな専門的経歴を持つ、10カ国から選出された専門家で構成されていた。それ以降、2002年11月における第43条の修正を受けて、そのメンバーは18人にまで増員されている。

子どもの権利委員会は、毎年1月、5月、及び9月の3回にわたり、ジュネーブでそれぞれ4週間ずつのセッションを開催している。「子どもの権利条約」の履行のモニタリングに加えて、同委員会は条項や問題に関する総括所見の定期的公表を通じて、その解釈に関するガイダンス（指導・助言）を提供しており、さらに数日間にわたる一般討論会も開催している。

「子どもの権利条約」を批准すること（しんちやく）で、締約国は委員会に定期的な進捗報告書を提出することに同意したことになる。第1回目は批准から2年以内に提出し、その後は5年ごとに提出することになっている。各報告書には、その国に関する詳細な背景情報を盛り込むとともに、「子どもの権利条約」の条項の履行について進捗があった事柄と限界・制限があった事項（履行できなかった・しなかった事柄）に関する説明を記載

する。選択議定書の締約国については、さらに別の進捗報告書の提出が要求される。

締約国の政府は、「子どもの権利条約」の条項を履行するにあたり、また進捗を促進するための具体的目標を設定するにあたり直面した、「要因と問題点」に焦点を当て、報告書を作成するよう勧告される。委員会は、各国のNGOからこれに代わる報告書も広く受け入れている。それらは、主たる政府報告書と同じ書式に従い、同様の問題を扱っているものが多いが、必ずしもそうする必要はない。さらに、ユニセフなどの主要な国連機関は、報告を行う国の子どもたちの状況に対する独自の見解を寄せてもよいことになっている。

委員会は、各報告書及び関連文書の包括的検証を行う2人の報告担当者を任命し、締約国の代表者との話し合いに向けて、主要な問題点及び疑問点のリストを起草する。ここで重点が置かれるのは、「建設的な対話」である。対話の最後に、委員会は非公開の会合を開いて、最終的な所見をまとめる。通常ここでは、それまでに取られている前向きな措置、いっそうの努力が必要とされる問題領域が特定され、子どもの権利を改善するために採用可能な実践的対策といったアドバイスが提供される。また最終的な所見では、子どもの権利の保護及び促進のために重要であると委員会が考えるすべての措置を指摘することができる。これには、例え

ば政策変更の要求や、NGOが取り上げた事柄への支持なども含まれる。

報道機関や市民社会のそのほかの団体が、履行に向けてその影響力を行使できるよう、最終的な所見は一般に公表される。実際のところ、委員会は報告担当者を任命して、締約国が次に報告書を提出するまでの5年間にわたって関連問題のフォローアップをさせることも可能だが、政府の履行実績のモニター（監視）の面でも、政府が子どもたちに対する義務を果たそうとする際の適切なサポートを提供するという意味においても、NGOが非常に重要な役割を果たすのである。近年では、ジュネーブにある人権高等弁務官事務所の条約・協議支部が、主催国政府及び国連機関と連携して、最終的な所見の履行に関する地域的及び準地域的ワークショップを開催している。一群の国々に対して開催されるこうしたワークショップには、政府職員、国家人権機関の代表者、NGO、国連の機関・基金・プログラムなどのさまざまな人たちが参加する。

90～92ページの出典・参考文献等を参照のこと。

～19ページの格差に関する項と、62ページの第3章の世界的な経済危機が子どもの権利に及ぼす潜在的影響に関するパネルを参照）。

子どもの最善の利益：第3条に、「児童に関するすべての措置を取るにあたっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする」と謳われている。この2番目の主要理念は、子どもたちの法的保護及びエビデンス（証拠）に基づくケアの基礎となる。

「最善の利益」の理念は、政府やそのほかのステークホルダー（関係者）に、自分たちのどのような行動が子どもたちに影響を及ぼすのかを考慮するよう求めている。この理念は、子どもの権利を支援する法律、戦略、政策、及びプログラムに非常に重要な影響を及ぼすことが分かっている。この理念は、例えば離婚訴訟や子どもの養育権に関する訴訟など、競合する問題のバランスを取る必要がある法的判断の際や、同様の必要がある社会福祉機関の間で特に有用なものとなっている。子どもの権利についての政府に対するモニタリング（監視）を、専門機関（ノルウェーのオンブズマンやニュージーランドの

子どもの権利委員など)が行う国が増えている。また一部の国では、子どもの権利に関する進捗状況を検証する議会監視委員会も設置されている。

生命・生存・発達の権利：第6条には、「すべての児童が生命に対する固有の権利を有」しており、締約国は「児童の生存及び発達を可能な最大限の範囲において確保する」と謳われている。生存及び発達の権利は、達成可能な最高の健康水準の享受、保健サービス、及び十分な生活水準に対する子どもの権利と密接に結びついている。国連の組織の中では、特に世界保健機関（WHO）とユニセフの主導により、確実な生存を実現するための手段として、発育観察、経口補水療法及び疾病対策、母乳育児、予防接種、栄養補給、出産間隔調節、女性の識字教育などが実施されている。同じくWHOとユニセフが主導する基礎保健ケア・アプローチでは、必須保健ケア、十分な栄養補給、改善された水源と衛生施設（トイレ）及び衛生、ならびに保健に関する適切なインフラとコミュニティの連携の相互関連性に重点が置かれている。教育は、本人及び家族に生涯にわたって恩恵をもたらす、子どもの発達の礎になっている。

子どもの意見の尊重：自分たちに関係のある問題について、年齢と成長に応じて自らの意見に耳を傾けてもらい、尊重してもらう子どもの権利は、「子どもの権利条約」の特定の条項で確認されているものではなく、幅広いさまざまな条項によって保障されている。その中でも中核となる条項のひとつは第12条で、ここには、締約国は「自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする」と規定されている。第12条では、締約国の政府に対して、確実に子どもたちの意見が求められ、考慮されるよう義務付けている。またこの理念は、子どもたちに影響を及ぼすあらゆる手続きに適用される。

「子どもの権利条約」では、子どもたちのさまざまな市民的自由も明言されており、その中には、表現の自由（第13条）、思想・良心・宗教の自由（第14条）、結社・集会の自由（第15条）、適切な情報の入手（第17条）などがある。こうした「参加権」に後押しされて、ピア・エデュケーション（同じ年代の子どもたちによる啓発活動）や「子どもに優しい学校」の建設といった地域プロジェクトから、国際子ども会議、議会や国連総会への参加、そしてG8サミットでの世界の指導者たちとの対話に至るまで、子どもたちに影響を及ぼす開発努力に、子どもたちの意見がより多く取り入れられるようになってきている。また子どもたちの参加は、「子どもに対する暴力に関する国連事務総長調査報告書」の勧告といった重要なプロセスにも影響を及ぼしている。

「子どもの権利条約」が子どもの権利に関する国内法に及ぼす影響

「子どもの権利条約」の影響は、その採択以来20年間にわたって広がってきている。このことは、「子どもの権利」という言葉の使用頻度の増大に見られる。例えば、国内の法的文書、あるいは国際的な法的文書、政策、プログラム、安全保障・人権・開発に関するアドボカシー（政策提言）において、そしてメディアにおいてである。「子どもの権利条約」の条項が広範囲にわたっていることを考えると、子どもたちの生存、発達、福祉に影響を及ぼす姿勢、慣習、法律、政策、成果全体へのインパクトを測るには、多次元アプローチが役に立つはずである。これらの分野で入手できる1990年以降のエビデンス（証拠）を検証すれば、「子どもの権利条約」の条項がどの程度まで、どれだけ着実に、そしてどれだけ十分に履行されているかについて総合評価をまとめることが可能である。

「子どもの権利条約」の影響を評価するひとつの方法は、その基本理念やそのほかの条項が、各国の憲法や法制度にどの程度組み込まれているかを考察する方法である。締約国からの報告書のレビューの中で、子どもの権利委員会は、国内法が「子どもの権利条約」と確実に整合することの重要性を一貫して強調しており、子どもに関連するすべての法律の継続的で包括的な見直しを要求している。

子どもたちの権利は、必ずしも憲法やそのほかの重要な国内法の中で規定されているとは限らない。そうした文書は、子どもの権利が明言されるよりもはるか前に書かれたものであることがその主な理由である。一部の国では、国内の法律制度において、「子どもの権利条約」のように国際条約として批准された法律が、国内法に優先することが明示されている。そのほかの国、とりわけ「子どもの権利条約」の採択後に自国の憲法やそのほかの法律文書の作成や改訂を行っている国の一部では、子どもたちのケア及び保護だけでなく、子どもの権利について具体的に言及されている。それらは、子どもの権利を極めて詳細に認めているもの（例：ブラジル）から、比較的簡潔に認めているもの（例：タイ）までさまざまである。

「子どもの権利条約」は、世界各国の国内法に直接的に組み込まれている。最近のユニセフの調査では、調査を行った52カ国のうちの3分の2が上記の形で「子どもの権利条約」を組み込んだり、裁判所が条約の条項を適用して重要な決定を下していることが示されている。さらに、調査を行った国々の3分の1が、1989年以降に「子どもの権利条約」を自国の憲法にも組み込んでいた。こうした国々のほぼすべてが、子どもの権利規約を採択するか、または現行法の段階的な体系的改正を通じて、あるいはその両方により、自国の法律を「子どもの権利条約」と整合させるための懸命な努力を行っている。

子どもの権利委員会の総括所見と、「子どもの権利条約」の諸規定の実施のための一般的措置

「子どもの権利条約」の履行に関する各国の進捗状況のモニタリング（監視）に加えて、子どもの権利委員会は、子どもの権利の解釈、促進、及び保護に関連する重要な問題に関する独自の総括所見を定期的に公表している。2001年以来、委員会はさまざまなトピックに関する12の総括所見を公表している。

総括所見5： 実施のための一般的措置

総括所見5では、子どもの権利委員会は、締約国が「子どもの権利条約」のもとでの義務を果たすために取らなければならない、必須ステップに関するガイダンス（指針・助言）を提供している。締約国は、「子どもの権利条約」を批准する際にそれを支持する責任を負うが、それを履行するためには、子どもたち自身を含め、社会のあらゆる部門を巻き込む必要がある。主要な手段には、以下のようなものがある。

- 「子どもの権利条約」に完全に準拠した国内法制定の枠組みの策定と、政府及び独立機関による国内法の厳格かつ継続的な見直し
- 「子どもの権利条約」の履行に向けた国家の包括的な行動計画または戦略
- 履行の促進と、各部門とさまざまなレベルの政府機関間、及び市民社会、子どもたち等との適切な調整に全面的責任を負う、政府内における常設の機関または組織の設置
- 18歳までの子どもである時期全体をカバーする、データの収集と分析
- 子どもの権利の影響の査定及び評価
- 研修及び能力の育成
- 「子どもの権利条約」によって子どもとおとな双方に保障されている権利についての告知・広報
- 差別のない処遇を確実に実現するためには、格差を生み出す要因を減らすための特別な対策が必要とされるという認識

子どもの権利委員会の総括所見

文書番号	総括所見のテーマ	公表年
1	教育の目的	2001年
2	独立した人権監視機関の役割	2002年
3	HIV/エイズと子どもの権利	2003年
4	青年期の健康	2003年
5	「子どもの権利条約」の諸規定の実施のための一般的措置	2003年
6	出生国以外の国で暮らす、家族や同伴者のいない子どもたちの処遇	2005年
7	幼児期における子どもの権利の履行	2005年
8	体罰及びそのほかの残虐な処罰や侮辱的処罰から守られる子どもの権利	2006年
9	障害のある子どもたちの権利	2006年
10	少年司法における子どもたちの権利	2007年
11	少数民族や先住民の子どもたちと「子どもの権利条約」のもとでのその権利	2009年
12	意見を聞いてもらう子どもの権利	2009年

出典：総括所見は、子どもの権利委員会のウェブサイト（www2.ohchr.org/english/bodies/crc/comments.htm）に掲載されている。

- 子どもたちとの有意義な話し合い
- NGO、宗教指導者、教師、保健サービス提供者、ソーシャルワーカー、及び国会議員との協働関係の維持
- 国家及び国際レベルでの子どもたちのための予算配分。子どもの権利委員会は、ドナー政府に対して、子どもたちの権利のために計上される国際援助の年間金額と割合を具体的に出すことを期待するとともに、それらの政府のプログラムが権利を中心にしたプログラムになることも期待している。

委員会はまた、子どもの権利唱導者や委員をはじめとする子どもの権利に関する独立機関の設立や、国内の人権委員会やオンブズマン事務所内に子どもの権利の中心拠点を確立することも、

絶えず熱心に提唱している。委員会は「諸規定の実施のための一般的措置」を、締約国に対して具体的勧告を行う際の実践的指針として利用しており、それらの国々が、勧告に対してどのような行動をとるつもりなのかを説明するよう期待している。資源の不足は、経済的、社会的、及び文化的権利の完全な実現の妨げとなる可能性があることを認識している委員会は、子どもの権利を漸進的に実現していき、締約国に可能な限り資源を利用し条約を履行する責任を負わせ、子どもの権利を漸進的に実現することの重要性を強調している。

90～92ページの出典・参考文献等を参照のこと。



© UNICEF/ANY-HQ2008-0134/Giacomo Pirozzi

質の高い教育の提供は、子どもたちが自身の可能性を最大限に引き出すために必要である。写真：アルバニアのティラナにあるアーメット・ガシ義務教育学校で、先生とクラスメートの前で本を音読する13歳の少年。

このことは、前向きな変化を表すいくつかの顕著な例につながっている。差別のない処遇という理念に従って、例えばスロベニアでは国籍のない子どもたちに、国籍を持つ権利とそれに応じて公共サービスを利用する権利を認めている。エチオピアでは、「子どもの権利条約」の要素を、2000年家族法と改正版2004年刑法に組み込んでいる。インドネシア及びナイジェリアの児童保護に関する法律には、子どもの権利条約の原則が反映されている。「子どもの権利条約」が採択されて以来、ラテンアメリカ、東部ヨーロッパ、CIS（独立国家共同体）の数多くの国々——これらの中にはベラルーシ、コロンビア、コスタリカ、チェコ、エクアドル、グアテマラ、ホンジュラス、ニカラグア、パラグアイ、ルーマニア、ウクライナなどが含まれる——が、条約の条項を反映した新たな子ども関連法を採択している。

しかし、「子どもの権利条約」の原則を国内法に組み込むだけで、子どもたちの権利の実現が保障されるわけではない。多くの国々で、子どもたちが体験している現実、国内法で保障されている権利と一致していないことが明らかになっている。法律制定が実効性のあるものになるかどうかは、子どもたちの権利を促進する適切な理念及び条項だけでなく、その施行と社会の姿勢及び慣習の変化にもかかっているのである。

子どもたちにとって最も有害な慣習の多くは、何世代にもわたって浸透している社会的伝統や文化的習慣・態度の一部であったりする。したがって、単に法律を制定するだけでは十分ではなく、継続的な教育支援及び意識

向上を図る支援、能力の育成、十分な資源、そして子どもたちを全面的に参加させた形での協調的なパートナーシップで、それを後押ししなければならないのである。このことは、子どもたちを暴力、虐待、及び搾取から守る際に、特に当てはまることである。

その代表例が、女性性器切除/カuttingである。この有害な伝統的慣習を禁止する法律は重要ではあるが、女性性器切除/カuttingの撤廃に向けた最大の前進は、コミュニティ・アプローチを伴う包括的キャンペーンによって成し遂げられている。この慣習は、社会的、経済的、政治的側面に根ざしているため、撤廃に向けた取り組みには、社会のあらゆる層を巻き込まなければならない。調査によれば、法律制定、女性の健康への悪影響に関する情報、及びこの慣習がどのように人権を侵害しているかという理解は、必要なことではあるが、コミュニティが女性性器切除/カuttingを撤廃するためには十分ではないことが確認されている。健康上のリスクを認識している親たちの間にさえ見られる、コミュニティの規範を守らなければならないという社会的圧力を取り除くには、この慣習の撤廃に向けた相当数の家庭による集団的合意が不可欠なステップなのである。

子どもと女性のために協働して努力する人権中心のアプローチ

1988年以来、ユニセフは、「子どもの権利条約」及び女性差別撤廃条約(CEDAW)のもとで保障されている女性と子どもの権利を完全に実現するためのプログラム作成にあたって、人権を中心としたアプローチをとる主導的な設計者及び唱導者となっている。ユニセフのカントリー・プログラムは、人権の理念に基づいて進められ、これはあらゆるフェーズ及び部門に適用されている。

人権を中心としたアプローチは、双方の条約の基礎を成す理念から導き出されている。それはつまり、説明責任、普遍性(差別のない処遇)、不可分性(切っても切り離せない関係)、ならびに参加である。これは国連の取り組みの中にしっかりと組み込まれており、国連は2003年に、「開発協力に向けた人権を中心としたアプローチに対する共通認識」という宣言を採択した。このパラダイムのもとで、国連のあらゆるプログラムの基礎を成している目標は、「世界人権宣言」及びそのほかの主要な人権文書の中に規定されている人権の実現を促進することにある。

人権を中心としたアプローチの理念

普遍性: 人権は、民族、信仰や習慣、居住地、ジェンダー、あるいは所得水準に関わりなく、すべての人々が生まれながらにして持っているものである。しかし、人権を擁護する強固な国際的、国家的な法的枠組みが整備されているにもかかわらず、これまで国や社会の中で無視や差別に苦しめられている社会集団は、依然としてその権利の侵害を被ったり、その権利を守ってもらえない可能性が最も大きい。人権を中心としたアプローチは、最も困窮した国やコミュニティの中で最も社会から取り残された集団、そしてそうした集団の中でも最も立場の弱い人たち—多くは女性と子ども—を特に対象としている。

このアプローチは、プログラム予算

及びプラン策定にも影響を及ぼすものである。というのも、遠隔地の農村部や都市部のスラム地区に住んでいる、社会から取り残された集団や人々に支援の手を差し伸べることは、主流の地域に住む人々に対するよりも多くのコストがかかるためである。予防接種がその一例であり、農村部の乳幼児への予防接種にかかる単位原価は、都市部に住む乳幼児に対する予防接種よりもはるかに高い。予防接種に対して人権を中心としたアプローチをとる場合、プログラムの優先順位の決定と資源の配分には、いつもとは違う方法をとることができる。資源配分の決定方法として、単位原価を使わずに予防接種1回あたりで防ぐことができる死亡数(または健康に過ごすことができた年数)を用いると、費用対効果も変わってくる。より貧しい人々、または社会から取り残された集団というのは、必須サービスの拡大によって最も大きな恩恵を受ける可能性が高いからである。

社会の進歩から取り残されていたり、不利な立場に置かれていたりする子どもたちとその家族の権利を完全に実現するためには、しばしば革新的な解決策が必要とされる。例えば、インド政府とユニセフは連携して、アウトリーチ支援を推進している。支援の手が届きにくい子どもたちが教育を受けられるように、移動式学習センターといった手法を使って、困難な状況にある30万人を超える子どもたちに学校教育を受ける機会を提供するものである。

説明責任: 人権を中心としたアプローチのもとでは、子どもと女性は慈善行為の対象ではなく権利を持つ者として認識されている。2つの条約に署名している締約国は、国民すべての人権実現に向けて取り組む義務を負っている。とりわけ子どもと女性をはじめとする最も立場の弱い人々には、人権に関する条約や枠組みのもとで特別な保護が提供されなければならない。エンパワーされた市民や条約機関は、政府に対して人権侵害の説明責任を求めたり、人権協定の履行に向けた政府の進捗状況を評価することができる。人権を中心

としたアプローチでは、実際、コミュニティや社会のあらゆるレベルの人たちが、子どもや女性に対する義務を果たせるよう支援することを意味する。例えばコロンビアでは、ユニセフは一連の政策及び説明責任フォーラムの開催を支援しており、そこでは公選された自治体職員が、子どもたちの権利の実現面での成果と課題について追究されている。

不可分性(切っても切り離せない関係):

人権は、すべてが相互依存している不可分なものであり、すなわちいずれかひとつの権利をほかに優先させることはできないということを意味する。子どもたちの場合、不可分性というのは、単に基礎的な保健ケアや教育といった必須サービスの提供をすればよいものではない。身体的、心理的、発達の、及び精神的ニーズへの取り組みを通じて、「ひとりの子どもとして」の権利が確実に保障されるようにするということである。また、これらのニーズを満たすためには、補完的スキル及び専門知識を持ったほかの組織と協働する必要も出てくる。人権を中心としたアプローチにより、早期からの幼児総合ケア、妊産婦・新生児・子どもの保健のための一連のケア、子どもたちのための保護的環境といった、より広範囲にわたる概念に重点が置かれるようになった。またこのアプローチにより、教育、子どもたちの保護、自然災害・流行病・武力紛争によって影響を受けた子どもたちに対する心理社会的療法やカウンセリングなどを含め、危機的状況にある子どもたちに対する重点的な支援の範囲も広がっている。例えばベトナムでは、開発協力の中で絶えず人権を中心としたアプローチを用いてきたために、政府の役人が保健、教育、及び保護の面でセクターを越えた総合的な政策を策定するようになってきている。

参加: 人権を中心としたアプローチの中核を成しているのは、個人とコミュニティの双方を含めたエンド・ユーザーが、プラン策定、実施、及び評価に参加すると、開発協力はより効果が上る

という前提である。個人及びコミュニティのエンパワーメントは、人権の実現の目的であると同時に手段でもある。地域の状況にプログラムを適合させることが、それらの受け入れ、拡大、及び持続可能性に不可欠なのである。

例えばルワンダでは、政府とユニセフが、国の「経済発展・貧困削減戦略」について、国あるいは地方の機関が、子どもたちと草の根レベルで話し合うことを支援した。そして、このプロセスにより、子どもたちの勧告が最終文書としてまとめられたのである。

子どもの権利の格差への取り組み

人権を中心としたアプローチは、子どもの権利の実現の面で格差をなくすのに必要となる、総体的で統合された枠組みを提唱してくれる。近年、生存、発達、及び特定のタイプの保護（例：児童労働）に対する子どもたちの権利の欠如は、特定の大陸、地域、及び国に大きく集中していることが明らかになってきている。また各国内においても、家庭の所得、居住地、民族性、ジェンダー、及び障害を原因として、子どもの権利の実現において子どもたちの間に著しい格差が生じている。子どもたちの生存及び発達の権利を完全に実現するためには、社会から取り残された集団や排除されている人々が必須サービスを利用できるようにし、これを確実に提供することが不可欠である。

人権を中心としたアプローチでは、国内で最も立場が弱く社会から疎外された地域や集団を特定することによって格差問題に対処している。生存、発達、保護において直面している格差の直接的原因と根本的原因の状況分析を通じてこれを行っているのである。

このアプローチは、アドボカシーと社会的動員を通じて、貧しい人々や社会から疎外された人々の主張を明確に伝えることにも役立つ。このアプローチでは、義務を負う側の人々は、女性と子どもの権利を完全に実現する責任

を果たすことが求められ、人々の主張が確実に国や地方の法律や政策に明確に盛り込まれ、さらには十分な予算で裏付けられるようにする役割もある。また、国の発展段階に応じて、可能な限り格差を解消するための政策を支援するために、財務、人材、情報、あるいは物的な資源を利用するよう求められる。

ペルーの「Good Start in Life Program（良い人生の門出プログラム）」は、人権に基づくプログラムの一例であり、格差の直接的原因に取り組むものである。この場合の格差というのは、質の高い保健ケアや改善された栄養及び衛生慣習に関する情報を十分に利用できないことであり、これが一因となって、ペルーのアンデス高地やアマゾン密林の最も貧しい先住民族の3歳未満児の間では、発育阻害や微量栄養素欠乏症にかかる割合が高くなっている。発育観察、母親に対する栄養及び保健ケア指導、微量栄養素の補給、衛生促進などを含み、費用対効果が高い支援をパッケージ化して適用するとともに、コミュニティを巻き込むことにより、発育阻害の比率は2000年の54%から2004年には37%に、またビタミンA欠乏症は同時期に30%から約5%にまで減少している。

プログラムや政策も、権利の完全な実現を阻害している根本的原因に対処しようとしている。例えば、所得格差は、貧困削減戦略を通じて対処することができるが、これには子どもたちのための保健ケアや教育といった社会財に対する支出を支援する、貧困世帯への支援金給付といった社会保護対策などがある。こうしたプログラムは、ラテンアメリカではよく見られる制度であり、その中でも最も有名な例は、ブラジルの「Bolsa Escola（奨学金）」イニシアティブと、メキシコの「Oportunidades（機会）」プログラムである。しかしそのほかの地域も、所得支援プログラムの提供では大きく前進しつつある。例えば、マラウイでは、特に孤児や弱い立場にある子どもたち、及び子どもを

世帯主とする家庭を支援するために、6つの地区で支援金給付政策を導入している。

ジェンダーの不平等は、差別的な慣習に対する認識を高めるとともに、法的及び社会的改革を促進することによって対処することができる。地理的条件に起因する必須サービスの提供で生じる格差は、総合的なサービスや移動式サービスを提供することで軽減することができる。例えば、スーダン南部では、子どもの予防接種プログラムが、牛疫を予防するための牛のワクチン接種と上手に組み合わせられている。母親に対する教育の機会を拡大することは、子どもたちの生存及び発達の改善にとって極めて重要である。というのも、調査により、教育を受けた女性ほど出産時に死亡する可能性が低く、また自分の子どもたちを学校に通わせる可能性が高いことが示されているためである。

今後の重要な課題は、人権に基づくプログラムの有効性をモニタリング評価することである。それは、子どもの生存、発達、保護、参加にとってより良い成果をもたらすためだけでなく、子どもたちの権利の完全な実現をサポートする姿勢、慣習、政策、法律、及びプログラムを変えるためでもある。

90～92ページの出典・参考文献等を参照のこと。

南アフリカにおける子どもの権利

20年前、南アフリカはまだアパルトヘイトを緩和し始めたばかりで、多くの子どもたちが、暴行、拷問、裁判なしの拘留、保健ケア・教育・保護の利用制限などの権利の侵害に苦しめられていた。1990年から1993年の間に、交渉を通じて制度上の人種差別が撤廃され、1996年に新しい憲法が制定された。2009年4月22日に、南アフリカは4回目の民主的選挙を完了した。

アパルトヘイト後の憲法を中心としている子どもの権利

1995年6月16日に「子どもの権利条約」を批准したのち、新しい南アフリカの政策立案者たちは、条約の原則を自国の憲法に織り込んだ。南アフリカ憲法の第2章権利章典の第28条は、法制度上で、アイデンティティ、基本的サービス、教育及び保護に対する子どもたちの権利を保障している。そのほかに、アパルトヘイト後の時代に導入された、子どもたちの権利を保護するための主要な法律には、「映画・出版物法」、「雇用基本条件法」、「家庭内暴力法」、「児童審判法」、「性犯罪法」などがある。

子どもの権利の枠組みへの最も包括的な追加は、「2005年児童法」とその改正法である。そこでは、権利章典の条項を補強するとともに、親や保護者の責任について詳しく規定している。重要な条項としては、世帯主である16歳以上の子どもたちに対する国の補助金を利用する権利や、HIVの検査や治療への同意権などをはじめとする若者に対する保健ケアの利用拡大がある。

子どもの権利の制定における課題

この強力な枠組みは必要ではあるが、子どもたちが確実に保護され、エンパワーされた市民として参加する場を持つようにするためには十分ではない。アパルトヘイトによって助長された、数十年にわたる社会問題を覆すことは、とりわけ広範囲に及び貧困、最近の世界的な景気低迷、全国的・地域的なエ

イズの蔓延に直面する中で、困難な問題となっている。

直近の国際的な推定データによると、南アフリカでは国内総人口の4分の1以上の人々が1日あたり1.25米ドル未満で生活しており、同国の所得分配は世界で最も不平等なレベルの中に入っている。また2007年には、15～49歳の人口の約18%がHIV陽性であった。同国の若者の間では、15～24歳の男性の4%、及び女性の13%がHIVに感染していた。18歳未満の推定140万人の子どもたち、すなわち南アフリカの子どもたちの8%が、親の片方または両方をエイズでなくしている状態である。

今後の課題への取り組み

南アフリカ政府は、国内の1,800万人の子どもたちの生存、発達、保護、参加の面での前進を加速させるという課題に直面している。一部の必須サービスの普及率は、国際基準に照らしても比較的高い水準にある。例えば、ジフテリア、百日咳、及び破傷風トキソイド・ワクチンの3回にわたる接種が尺度となる、定期予防接種率は97%であり、また総人口の93%——そして都市部に至っては100%の人々が——改善された飲料水を利用することができるようになった。

そのほかの分野では、より速やかな前進が必要とされる。最新の国際的な推定データによると、初等教育就学児の14%が適切な教育レベルのクラスに就学しておらず、中等教育レベルでは、典型的な中等教育就学年齢に相当する青年期の男子の30%、女子の25%が就学していない。衛生施設（トイレ）は甚だしく不足しており、都市部の居住者の3分の1以上、そして農村部の居住者の半数以上が、いまだに改善された衛生施設（トイレ）を利用できない環境で生活している。

エイズとの闘いと、エイズが子どもたちに及ぼす影響の軽減が、もうひとつの最優先事項である。予防から治療に至るまで、かなりの前進が成し遂げ

られつつある。しかし、2007年にはHIVと共に生きる人が570万人に上るといふこの感染症の広がり具合を考えると、あらゆるレベルにおいて、より大きな努力が緊急に必要とされる。「児童法」に具体的条項が盛り込まれているにもかかわらず、子どもたちに対する暴力は依然として高い水準にとどまっている。また南アフリカの子どもたちのおよそ22%が出生登録されていない。出生登録は、子ども支援助成金など、子どもたちが基本サービスを受けるのを容易にするものである。

南アフリカでは、子どもたちが自らの権利を守るために精力的に活動している。例えば、1992年には、モロ・ソングロロという組織が子どもの権利に関するサミットを主催し、数百人の子どもたちが参加した。そして参加者全員の共同ビジョンは、南アフリカの「児童憲章」に取り入れられた。また子どもたちと若者は、「2005年児童法」の起草にも参加した。同法は、子どもの参加を創設理念のひとつとしているのである。

南アフリカの議会及び政府は、国家と地方の両レベルにおいて、自分たちの権利に関する子どもたち及び親たちの意識の向上に取り組んでいる。また子どもたちと女性の権利は、その完全な実現に向けた確固たる基盤を提供する包括的な枠組みの中で、全国的に認められている。権利とそれを実現する義務の履行の間にある隔たりを埋めることが、次のステップである。

90～92ページの辞典・参考文献等を参照のこと。

「子どもの権利条約」が、 子どもの生存と発達、保護、 及び参加に及ぼす影響（インパクト）

子どもの権利の保障の面で、各国がどの程度の前進を見せているのかを広い視野でとらえるには、条約に言及されている権利に関連する指標やエビデンス（証拠）を検証する必要がある。本報告書では、「生存と発達」、「保護」、「参加」という3つの主要カテゴリーで、こうした権利の検証を行う。

生存と発達には、「基本的な健康及び保健ケア、疾病の予防と管理、栄養補給、飲料水の供給、衛生施設（トイレ）、環境衛生」、「早期の学習と刺激、教育、レジャー、文化活動」、ならびに「家族の指導とケア」が含まれる。子どもの権利におけるこの領域では、過去20年間にかなりの成果を挙げているが、それでもなすべきことはまだ多い。

保護には、緊急事態、法への抵触、暴力、虐待、搾取、放置、差別といった、精神的、身体的、及び感情的な安らぎに対する脅威から子どもたちを保護することが含まれる。この領域は著しい前進を遂げているが、子どもの保護の侵害や子どもたちの市民権の不履行に関するデータがとれないことなどから、それらを定量化することが困難な場合がある。

参加は、子どもたちが自らに影響を及ぼす決定や活動に参加するためのエンパワーメントと能力を促進する。参加の項では、表現の自由、思想の自由、良心及び宗教の自由、結社及び平和的集会の自由、情報の入手、自らに影響を及ぼす問題に関して自分たちの考えを表明する子どもたちの権利などといった、自由及び市民権に関連する問題について検証する。

可能な場合には常に、主要な指標を用いて、ミレニアム開発目標の基準年であり「子どもの権利条約」の発効した年でもある1990年から、データが入手できる直近の年までの前進を測定する。動向を示すデータが世界的レベルで入手できなかったり、あるいは十分に信頼できなかったりする領域については、前進と課題に関する定性的な記述を通じて対処する。

生存と発達

子どもの生存、疾病対策、 及び教育における著しい前進

生存と発達に関する主要な成果と、必須サービスの提供、健康的な行動や慣習の利用の強化、及び教育へのアクセス面でのジェンダー差別的縮小において、1990年以

降世界的レベルで大きな前進が見られた。これらの領域における前進は、中部・東部ヨーロッパ及び独立国家共同体（CEE/CIS）、東アジア、ならびにラテンアメリカとカリブ海諸国という3つの開発途上地域で最も顕著に見られる。また、中東及び北アフリカの多くの国々と、南アジア及びサハラ以南の一部の国でも、子どもの生存、健康、及び教育が大幅に前進している。

子どもの生存は、子どもの発達のベンチマーク（指標）として、長きにわたってユニセフやそのほかの子どもの権利団体が利用してきている。妊産婦の健康と栄養状態、女性と女子の平等とエンパワーメント、基本的な妊産婦保健サービスへのアクセス、教育、環境衛生、所得といった、子どもの権利を決定するほかの多くの要因を、子どもの生存が反映しているためである。この基準から見ると、状況は著しく前進しており、5歳未満児の死亡数は1990年の1,250万人から、本報告書の発行時点でデータを入手できた直近の年である2008年には880万人未満*6まで減少している。それに応じて、同期間における5歳未満児の死亡率も、出生1,000人あたり90人から、同1,000人あたり65人に減少した。

子どもの死亡数の減少には、中央政府及び国際的な保健コミュニティが、主に予防接種プログラムの拡大を通じて、いくつかの主要な子どもの疾病との闘いに勝利したことが一部反映されている。一部の地域で小規模の発生はあるものの、身体障害や病的状態を引き起こすポリオはほとんど根絶されている。2000年から2007年の間に、はしかによる子どもの死亡は全世界で74%減少し、特にアフリカでは89%という目覚ましい減少を見た。ジフテリア、百日咳、破傷風、肝炎、及びワクチンで予防可能なその他の病気や疾患に対する予防接種を通じて、何百万という命が救われている。

HIV感染率が低下しているというエビデンス（証拠）もある。十分な調査データがある17のアフリカ諸国のうちの14カ国において、2000/2001年以降、HIVと共に生きる15~24歳の妊産婦の割合が低下している。2001年の国連総会HIV/エイズ特別総会で採択された「HIV/エイズに関する誓約宣言」の中で定められた2010年までに25%削減するという目標と同等に、あるいはそれ以上に削減した国が7カ国ある。さらに、かつてないほど多くの妊産婦が、HIVの母子感染を防ぐためのサービスにアクセスしてそれを利用している。

子どもの発達に関するそのほかの成果も前進を見せている。開発途上国の5歳未満児の低体重児の割合によって測定される栄養不良は、1990年以来すべての開発途上国で減少している。初等教育を受けていない子どもの数は、2002年の1億1,500万人から、2007年には1億100万人

*6 原文では900万未満となっているが、ここでは可能な限り最新のデータを反映した。

生存と発達の権利に関する前進



子どもの生存

世界全体の5歳未満児の年間死亡数は、1990年の1,250万人から2008年には880万人未満*まで減少している。

*原文では900万未満だが、ここでは可能な限り最新のデータを反映した。



完全母乳育児

生後6カ月未満の乳児に対する完全母乳育児は、ひとつの開発途上地域を除いて、世界全体で増加している。



微量栄養素の補給

2回のビタミンA補給により、開発途上地域の子もたちをビタミンAの欠乏から完全に保護する方法は、1999年以来、16%から62%にまで上昇している。



定期予防接種

DPT3 (3種混合) ワクチンを3回にわたって接種する定期予防接種率は、1990年の75%から2007年には81%にまで上昇している。



ワクチン

ワクチンによって何百万人もの命が救われており、世界全体のはしかによる死亡数は2000年以来74%減少している。



マラリア予防

2000年以降、殺虫剤処理を施した蚊帳の中で眠る5歳未満児の割合は、サハラ以南のアフリカで急増している。

にまで減少し、現在では就学年齢にある子どもたちの約84%が初等学校に通っている。最近の推定では、どの日を取ってみても、10億人を超える就学年齢にある子どもたちが初等または中等教育を受けていることが示されている。最新の調査データでは、初等学校に入学する子どもたちの約90%が、最終学年になるまで学校にとどまっていることが示されている。さらに、初等教育における世界的及び地域的なジェンダー格差はおおむね縮小されてきており、開発途上国におけるジェンダー平等指数(GPI)は96%となっている。ただし、これは地域や国によって大きなばらつきがあり、また依然として女子の方が男子よりも、初等教育を受けられないリスクが高いままとなっている。

子どもの発達の多くの領域において、より大きな前進が必要

しかしこれらの結果とともに、保健ケア、栄養、教育、及び家族のケアと保護に対する子どもの権利の実現には、大きな課題が残されていることを示すエビデンス(証拠)も数多くある。前進が達成された領域においてさえも、18~19ページの一連の小さな写真の解説が示すように、まだ課題が数多くある。おそらく最も際立った前進を示している子どもの生存においても、毎日平均2万5,000人の5歳未満児が命を失っている。それも効果が証明された低コストの支援で予防することが可能な原因により命を失っているのである。ロンドン・スクール・オブ・エコノミクスとブリストル大学がユニセフに代わって実施した子どもの貧困に関する2003年の調査では、10億人を上回る子どもたちが、教育、水と衛生、情報の入手、必須保健ケア、栄養、及び住居の権利のうち、少なくともひとつは奪われていることが明らかになった。

子どもの生存と発達には、前進があまり見られないか、あるいはいまだ不十分な点が多い領域がいくつかある。これは特に妊産婦の生存に関して言えることで、妊産婦の年間死亡数は1990年以来およそ50万人と、依然として深刻な水準にとどまっている。いくつかの開発途上国ではより多くの人々が妊産婦サービスを利用できるようになっているものの、最新の国際的な推定では、妊産婦のおよそ4人に1人が出産前に専門技能者の往診を一度も受けておらず、また出産の5件に2件は、医師、看護師、あるいは助産婦の手助けなしで行われていることが示されている。これに関連する問題が出生時の低体重で、子どもたちのおよそ14%が2,500グラムに満たない体重で生まれている。その主な原因となっているのは、母親の健

生存と発達の権利

「子どもの権利条約」によれば、すべての子どもたちは次のような権利を持っている。

条項

家族との関係と保護者による指導	
.....	5、8、9、10、18、21、25
生命、生存と発達.....	6
登録、氏名と国籍の保有、ケア、及び身元の保持.....	7、8
適切な情報の入手.....	13、17
健康と保健ケア・サービスへのアクセス.....	24
社会保障による恩恵.....	26
適正な生活水準.....	27
教育.....	28、29

出典：「子どもの権利条約」より引用



HIV感染率

傾向をとらえるのに十分なデータがある17カ国中14カ国では、2000年以降、出産前検診に通う15~24歳の女性の間でHIV感染者が減少している。



HIV治療

15歳未満の子どもに対するHIV治療が大幅に増加しており、特にサハラ以南のアフリカにおいてその傾向が最も顕著に見られる。



飲料水の改善

1990年から2006年までの間に、16億人以上の人々が改善された飲料水源を利用できるようになった。



初等教育への就学

学校に通っていない子どもの数は、2002年の1億1,500万人から2007年には1億100万人にまで減少した。



初等教育の修了

世界的な調査データによると、開発途上国の子どもたちが初等教育を修了する割合は、2000~2007年の間で90%以上であった。



初等教育におけるジェンダーの平等

格差は改善されつつあり、ほとんどの開発途上地域でジェンダー平等指数(GPI)が96%以上となっている。

康状態や栄養状態の悪さである。また女性に対する不十分な保健ケアや栄養補給は、新生児の死亡件数の多さの一因にもなっており、毎年400万人の新生児が、出生から1カ月以内に命を失っている。

肺炎と下痢性疾患が5歳未満児の最大の死亡原因で、この年齢層の死亡者のほぼ40%を占めている。それにもかかわらず、こうした病気や疾患と闘うための簡単で効果が証明された支援策である抗生物質や経口補水療法へのアクセスは、多くの開発途上国においていまだ低水準にとどまっている。南アジアでは、肺炎の疑いのある5歳未満児のわずか18%しか抗生物質の投与を受けておらず、またサハラ以南のアフリカでは、下痢性疾患にかかっている5歳未満児のうち、推奨療法である継続的栄養摂取を伴う経口補水療法を受けているのは全体の3分の1未満である。感染や栄養不良を予防するのに不可欠な衛生施設(トイレ)は、緊急かつ重点的な取り組みが必要とされるもうひとつの領域である。全世界における衛生施設(トイレ)の使用率は、1990年の54%から2006年には62%に向上しているが、開発途上諸国の人口のほぼ半数は、依然として改善された衛生施設(トイレ)を利用できない環境の中で生活している。

HIVの予防及び治療に対する継続的かつ大々的な投資により、新たな感染者の割合が低下するとともに、抗レトロウイルス療法へのアクセスが拡大されているが、検査、治療、及びライフ・スキル教育などの効果的な予防支援に対する需要は、依然として供給を上回る状態が続いている。全世界で3,000万人以上の15~49歳の人々が、HIVと共に生きており、同様にHIVと共に生きる14歳以下の子どもたちは200万人となっている。資源不足の環境下、あるいは、健康面及び社会的保護制度が十分に発達

していない場合や正常に機能していない場合には、子どもの生存、発達、健康に育つ権利が絶えず脅かされていることになる。

教育面でも数々の課題がある。子どもの権利委員会は、総括所見第7号を通じて、初等教育就学前の子どもたちに対して早期学習を実施する重要性を強調している。貧困とそれに伴う刺激的な環境の欠如のために、2億人の5歳未満児が自らの才能を十分に開花できずにいる。幼児期の早期における発達は、初等教育の達成と質の高い学習のための重要な基礎なのである。貧しい家庭の子どもたちは、早期幼児開発プログラムを利用すれば大きな恩恵を受けられるはずなのに、そうしたイニシアティブを利用する機会が最も少ないのが問題である。

初等教育への就学と修了率の向上は、中等教育レベルでは見られず、開発途上諸国では、適切な年齢の子どもたちの42%(中国を除く)しか中等学校に就学していない。初等教育への就学率が上る一方で、初等教育を修了する子どもたちがその先の学習をきちんと続けるためには、しっかりした基礎を身に付けられるよう、教育の質も保たなければならないのではないかと懸念も上っている。

拡大しつつある格差に取り組むために、より大きな努力が必要

近年、生存と発達に対する子どもの権利の剥奪が、特定の大陸、地域、国に集中していることが次第に明らかになってきている。また、各国内においては、社会からの疎外、深刻な貧困、あるいは差別を経験しているコミュニティ、社会集団、及び人口集団は、ほかよりも子どもの

生存と発達に関する課題



25億

25億人が、いまだ改善された衛生施設（トイレ）を利用することができない。



10億

10億人の子どもたちが、生存と発達に不可欠なサービスをひとつ以上受けられていない。



1億4,800万

開発途上地域では、1億4,800万人の5歳未満児が低体重である。



1億100万

1億100万人の子どもたちが初等学校に通っておらず、そうした子どもは男子よりも女子の方が多い。



2,200万

2,200万人の乳児が、疾病を防ぐための定期予防接種を受けていない。



880万

世界全体で毎年880万人の子どもたちが、満5歳の誕生日を迎えることなく命を失っている（2008年）。

死亡率が高く、発達の成果が最も得られにくいことも分かっている。

子どもたちが必須サービスを受けられないでいる可能性が高いのには、以下のいくつかの主要な要因が関連している。

大陸や地域：生存、発達、及び保護に関して最大の世界的課題を示しているのは、アフリカとアジアである。地域レベルでは、サハラ以南のアフリカと南アジアが、ほとんどの指標においてほかのすべての地域に大きく後れを取っている。例えば、これらの地域は、2008年に5歳未満児の死亡率が、出生1,000人あたり50人を超え、南アジアは76人、サハラ以南のアフリカは144人であった。またこれら2つの地域では、児童婚（若年婚）もほかのあらゆる地域よりはるかに高く、南アジアが46%、サハラ以南のアフリカが39%となっている。さらに、新生児の3人に2人が出生登録されていない⁶。

ジェンダー：2007年には、推定1億100万人の就学適齢期の子どもたちが初等学校に通っておらず、女子がその過半数を占めていた⁷。初等教育レベルでのジェンダー格差が最も大きいのは、西部・中部アフリカ、中東と北アフリカ、及び南アジアである。貧しい農村部の家庭の女子は、初等及び中等教育を受けられないリスクが特に高い。南アジア及びサハラ以南のアフリカのいくつかの国では、保健ケアへのアクセスでジェンダー格差が明白に見られる。主に女子が対象となっている児童婚（若年婚）は、権利を保護する規範や法律そのものの違反であるだけでなく、女子の教育の機会を奪い、母親と子どもの双方に健康上のリスクを及ぼす青年期での妊娠の可能性を高めるものである。東部・南部アフリカでは、依然とし

て若い女性の多くがHIVに感染しつつあり、HIVと共に生きる青年期の女性は、同年代の男性よりも2~4.5倍も多いと見られる⁸。

世帯収入：低所得世帯の子どもたちは、裕福な世帯の子どもたちよりも5歳未満の死亡率はるかに高く、また就学する可能性も低い。2000~2006年の開発途上諸国における初等教育の純出席率は、世帯あたりの所得分布が上位20%の子どもたちが88%であったのに対して、下位20%の世帯の子どもたちは65%であった。また貧しい世帯の子どもたちは、裕福な世帯の子どもたちと比べて、児童労働に従事させられる可能性もはるかに高い。例えば、ボリビアとニカラグアの両国では、世帯あたりの所得分布下位20%の世帯の子どもたちは、上位20%の世帯の子どもたちよりも、児童労働に従事する可能性が6倍も高くなっている⁹。

都市部/農村部の格差：開発途上地域全般にわたり、そして基礎保健ケア及び教育のほぼすべての側面において、都市部に住んでいる子どもたちは農村部に住んでいる子どもたちよりも、必須サービスや生活必需品を利用できる可能性が高い。このことは環境衛生面の測定値において特に顕著で、2006年には、例えば世界の都市部の住民の79%が基礎的な衛生施設（トイレ）を利用できたのに対して、農村部ではその割合がわずか45%にとどまった。

母親の教育：母親自身の健康と福祉と共に、母親の教育水準も、子どもが5歳以上になるまで生存し、十分な栄養を与えられ、そして学校に通う可能性があるかどうかにか強い影響を及ぼす。2005年にユニセフが実施した、18のアフリカ諸国における初等学校への就学に関する調査では、教育を受けた母親の子どもたちが73%就学していた



400万

世界全体で400万人の子どもたちが、生後1カ月以内に命を失っている。



200万

世界全体で、HIVと共に生きる15歳未満の子どもたちは、200万人いる。



50万以上

毎年50万人以上の女性が、妊娠や出産に関係する原因で命を失っている。

のに対して、教育を受けていない母親の子どもたちの就学率は51%にとどまっていた。

障害：「子どもの権利条約」では、国は障害のある子どもたちに特別なケア及び保護を提供する責任があることが規定されているが、最新のエビデンス（証拠）では、そうした子どもたちはほかの子どもたちと比べて、必須サービスを受けられず、保護を受けられない危険性が高いことが示されている。障害のある子どもたちは、差別や排除に苦しむことが多く、身体的暴力はもとより、性的、感情的、及び言葉による虐待もとりわけ受けやすい。またそうした子どもたちは、学校に通う可能性も低い¹⁰。

少数民族や先住民：近年、民族性に基づく格差の存在を示すエビデンス（証拠）が増えていることが懸念されており、数々の調査により、少数民族や先住民族の子どもたちの権利の無視が広がっていることが示されている。例えば、ラテンアメリカとカリブ海諸国では、ほかの開発途上国と比べて出生登録される割合ははるかに高いが、地域内の先住少数民族の子どもたちに関しては、出生登録の割合ははるかに低くなっている¹¹。

2008年に端を発して、2009年の世界的不況と国家予算の緊縮へとつながった世界的な食料、燃料、及び金融危機により、必須サービスへのアクセス面での格差が、子どもたちの生存と発達の権利の実現をさらに妨げるかもしれないという懸念が生まれている。「子どもの権利条約」の第4条は、締約国は、子どもたちの文化的、経済的、社会的権利に関して、「利用可能な手段での最大の範囲で、また必要な場合には国際協力の枠内で対策を講ずる」と規定している。格差によって最も大きな影響を受ける子どもたちに支援が行き届くようにすることが——これは

人権を中心としたアプローチの基本理念（12～13ページのパネルを参照）であるが——こうした困難な時代にますます必要となってくるであろう。というのも、そうした子どもたちの家族やコミュニティが、世界的な経済不況と支援の減少や家族からの仕送りの減少によって、大きな打撃を受ける可能性があるからである。国際協力もまた、危機的な時期及びその時期が終わった後も、必須サービスや生活必需品に対する子どもたちの権利が確実に保障されるよう、引き続き維持されなければならない。

子どもたちに対する必須サービスの提供

生存や発達を否定された子どもたちにとっては、必須サービスの対象範囲を拡大することが、その権利を完全に実現するために不可欠となる。「規模の拡大」は、効果が証明されている支援の提供の拡大をはじめ、サービス提供に対する行動面、制度面、及び環境面の障害の克服などの一連のさまざまな行動を伴う。これらはいずれも、子どもたちのために必須サービスを提供する際にどのような障害があるかを正しく理解することが必要になる。また規模の拡大を効果的に行うためには、ステークホルダー（関係者）間の協働関係の強化も必要とされる。子どもたちの生存と発達の権利の実現に向けたイニシアティブやパートナーシップは数多くあり、なおも増加を続けているが、一貫性を貫き、調和を図らなければ、そうした努力も本来の目標を達成できない可能性がある。

サービス提供を拡大するための対策の多くは、基礎保健ケアの分野から導き出されるが、それらは教育、適切な情報や十分な住まいといった子どもの生存及び発達のそのほかの分野にも同様に適用することができる。こうした対策には、以下のようなものがある。

- 生存と発達に対する子どもたちの権利が、必須サービスの拡大と質の向上に向けた統合国家戦略の中心目標となるようにする。
- 財務の質と一貫性を向上させる。
- サービス提供の強化と拡大に対する政治的コミットメントと国内的及び国際的リーダーシップを促進し維持する。
- グローバルなイニシアティブとパートナーシップの間、及び国内の諸機関との調和が拡大できるような状況を整える。
- インフラ、移動手段、ロジスティクス、補給、子どもたちの保健ケア及び教育を担当する専門家の研修を強化する。
- データの収集及び分析の質を向上させる。
- 子どもとその家族が、必須サービスを受ける権利を要求できるよう能力育成を図る。

格差に関する課題



子どもの死亡率

評価をするのに十分なデータがある90カ国のうち過半数以上で、貧困層における子どもの死亡率は富裕層より少なくとも1.9倍高い。



低体重率

開発途上国で、低体重状態にある5歳未満児の割合は、貧困層の方が富裕層よりも2倍以上高い。



水道からの飲料水

水道からの飲料水を利用できる家庭は、都市部の方が農村部よりも2倍以上多い。



改善された衛生施設(トイレ)

開発途上国では、改善された衛生施設(トイレ)を利用できる人は、都市部の方が農村部よりも2倍近く多い。



HIV感染率

東部・南部アフリカでは、若い女性のHIV感染率は若い男性の3倍である。



HIVに関する包括的知識

南アジアでは、HIVに関する包括的知識を持っている若者の数は、男性が女性の2倍である。

妊産婦、新生児、及び子どもに対する継続的な基礎保健ケアの確立

継続的なケアでは、生涯の中の重要な時点での必須ケア、主要な場所での必須ケアの提供が必要である。母親、新生児、及び子どもたちに対する必須サービスは、それが女性と女子の権利を支援する環境の中で、統合された形のサービス及び提供システムによって提供される場合に最も効果的となる。一連のケアを支えるために必要な必須サービスには、栄養補給の強化、安全な水と衛生、衛生的な施設(トイレ)及び慣習、疾病の予防・検査・治療・フォローアップ、出産前及び出産後の適切なケアを含む質の高い妊産婦保健サービス、出産時における専門技能者による介助と緊急時の包括的な出産ケア及び新生児ケア、ならびに新生児期・小児期疾病統合管理が含まれる。

一連の効果的なケアの確立には、基礎保健ケア・システムを強化するための実践的ステップの実施が必要となる。妊娠、出産、及び早期幼児期に伴う特定の課題、リスク、及び機会を考えると、特定の領域には、より集中的な配慮が必要とされる。

子どもに優しい教育制度の確立

子どもの権利を実現するためには、いまだ初等教育及び中等教育を受けられない何百万人もの子どもたち(大部分は女子)を、学校へ通わせることが必要となる。また課題は、学校教育の全体的な質の向上と子ども参加に対する抵抗感の削減にも及ぶ。アクセス及び質の向上は相乗効果をもたらし、就学した子どもたちの間では、出席率及び修了率の上昇、学習成果の向上、ならびに次

のレベルの教育や有意義な雇用への移行率の上昇が実現することになる。

質の高い教育というのは、学校が確実に子どもたちの最善の利益になるように機能することを意味する。これは、子どもたちが安全に守られる学校を提供するということであり、訓練を受けた十分な数の教師が配備され、十分な資材が備え付けられ、そして学習に適した条件が揃っていることを意味する。子どもたちが直面している状況やニーズが、子どもたちによって、それぞれ異なることを認識した上で、学校は子どもたちが自分の家庭やコミュニティから持ち込む資産を基礎にするとともに、家庭環境やコミュニティ環境に欠けている部分の埋め合わせをしなければならない。学校では、子どもたちが少なくともカリキュラムに規定された知識とスキルを身に付けられるようにする。また学校は、子どもたちが考え推論する能力を育成し、自分自身と他人を尊重する心をはぐくみ、そして個人、コミュニティのメンバー、及び世界の市民として、その能力を十分に開花できるように支援する。そうすることにより、子どもたちは自らの権利を謳えるようになり、同時に他者の権利の実現に貢献することもできるようになるのである。子どもに優しい学校というのは、多次元的な品質の概念を取り入れて、学習者としての子どもの総合的なニーズに応えるものである。

保護

「子どもの権利条約」の採択以前は、子どもたちを暴力、虐待、搾取、放置、及び差別から保護するため、結婚の法定年齢を標準化する取り組みといった問題別のイニシアティブが主に実施された。これに対する重要な例外と



若者の識字率

後発開発途上国では、若者の識字率は男性の方が女性よりも1.2倍高い。



中等教育の純出席率

ラテンアメリカとカリブ海諸国における中等教育の純出席率は、男子の方が女子よりも6ポイント低い。



児童婚（若年婚）

開発途上諸国の農村部での児童婚（若年婚）は、都市部の2倍である。



出生登録

子どもが出生登録される割合は、都市部の方が農村部よりもほぼ2倍高い。



専門技能者が付き添う出産の比率

出産の際に、専門技能者が付き添う比率は、開発途上国の所得分布の上位20%に属する女性は、開発途上国で下位20%に属する女性の2倍である。



女性が生涯に妊娠・出産で命を失うリスク

女性が、生涯に妊娠・出産で命を失うリスクは、後発開発途上国の女性の方が、先進工業国の女性よりも300倍高い。

なったのが、武力紛争の影響を受ける子どもたちで、次第に一般市民にまで影響を及ぼしつつあった戦争によってもたらされる、生存、発達、保護、及び参加に対するあらゆる脅威から子どもたちを守るための、いくつかの協働的な取り組みが実施された。問題別のイニシアティブは、今日でもなお子どもの保護の中核的要素となっている。20世紀が進むにつれて、1980年代の半ばから1990年代にユニセフが「特に困難な状況に置かれた子どもたち」と表現したものに關する懸念が増大していった。すなわち、住む家のない子ども、孤児、路上で生活したり働いたりしている子ども、紛争や障害の影響を受けている子ども、あるいは暴力、虐待、搾取、及び放置に苦しむ子どものことである。こうした子どもたちは、さまざまな権利の侵害に直面しており、これに総合的に取り組むことが必要だと理解されていったのである。

「子どもの権利条約」により、子どもの保護を総体的概念として統合するための道が開かれた。これによって子どもたちに、幅広い暴力、差別、及び搾取から保護される環境がもたらされたのである。なぜなら、生まれた国が先進工業国であろうと開発途上国であろうと、裕福なコミュニティであろうと貧しいコミュニティであろうと、また平和で安全な状況であろうと紛争で危機的な状況であろうと、すべての子どもたちは放置や虐待からの保護を必要としているからである。

保護に対する子どもたちの権利は、2000年に「子どもの権利条約」に追加された、「子どもの売買、子どもの買春及び子どもポルノに関する子どもの権利条約選択議定書」*7と「武力紛争における子どもの関与に関する子ども

の権利条約選択議定書」*8の2つの選択議定書によってさらに強化されている。またそのほかの国際人権文書も、保護に対する子どもたちの権利を精緻化し強化している。それらには、CEDAW（女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約）、国際労働機関（ILO）の「就業が認められるための最低年齢に関する条約（第138号）」と「最悪の形態の児童労働の撤廃に関する条約（第182号）」、「国連国際組織犯罪条約」を補足する「人（特に女性及び児童）の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書」、ハーグ条約「国際養子縁組に関する子の保護及び国際協力に関する条約」、「障害者の権利に関する条約」などがある。

子どもたちの保護に対するリスクは膨大かつ複雑

どの国やコミュニティ、あるいは文化・社会・経済集団においても、子どもたちは暴力、虐待、搾取、放置、及び差別に苦しめられる場合がある。子どもの権利に対するこうした侵害行為は、子どもの権利に対する理解が不十分であり、報告されることも少なく、子どもの生存、発達、及び参加を阻害している。子どもの保護の侵害による身体的、心理的影響は、特筆すべきものであり、生涯にわたり深刻な結果と多大な困難をもたらす恐れがある。また子どもの保護に対する侵害行為は、差別、貧困、ならびに生活に不可欠な商品やサービスへのアクセス、適正な生活水準、家族環境、アイデンティティ、そのほかの市民的・社会的・経済的自由に対する子どもたちの権利の否定にも関連しており、またそれらの原因や結果となっている場合が多い。

*7 日本語の正式訳は、「児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」

*8 日本語の正式訳は、「武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書」

中国における子どもの権利

2007年には13億3,000万人の人口を数えた中国は、全世界の総人口の5分の1を抱えており、そこには3億4,200万人の子どもが含まれ、そのほとんどが農村部に居住している。

中国は、1992年3月に「子どもの権利条約」、2002年12月に「子どもの売買、子どもの買春及び子どもポルノに関する子どもの権利条約選択議定書」、そして2008年2月に「武力紛争における子どもの関与に関する子どもの権利条約選択議定書」を批准した。同国は、子どもの権利に関する数々の国際協定を批准しており、幅広い子どもの権利の促進及び保護のための強力な国内法制度を持っている。

過去20年の間に、中国における子どもの生存及び発達に着実に向上してきている。最新の国連機関の共同統計によれば、5歳未満児の死亡率は1990年から2007年までの間に51%減少した。ジフテリア、百日咳、及び破傷風トキソイド・ワクチンの3回にわたる接種を受けている乳児の割合で測定すると、推定で94%の乳幼児が定期予防接種を受けている。また、低体重で生まれてくる新生児の割合が、2003年時で3.7%という数値も、世界で最も低い水準に属している。

大幅な貧困削減を果たすも、いくらかの格差が残存

1978年に始まった改革開放により、1990～2007年には国民1人あたりのGDPが年平均9%の割合で増大した。これにより、中国では貧困が大幅に削減されている。1981年から2004年までの間に、1日あたり1.25米ドル未満で生活している人々の割合は85%から27%にまで低下し、5億人以上の人々が絶対的貧困から脱出した。

中国の子どもたちは、概して物質的欠乏が少ないという点と、質の高い保健ケア及び教育のアクセスがより高いという点で恵まれている。例えば、初等学校への入学は、男女ともにほぼ全

員に近い。しかし、ほかの中所得国と同様に経済的發展にはむらがあり、それがさまざまな地域層や所得層の間の格差を悪化させている。例えば、乳児死亡率は、最も裕福な地域と比べて最も貧しい地域ではほぼその5倍となっている。同様に、居住地域別で社会経済的に見て最貧層にあたる下位20%の世帯の5歳未満児の死亡率は、最富裕層の上位20%の世帯と比べて6倍も高い。

こうした格差は、貧しい農村部に住んでいる人々や、さらには大規模な人口移動のさなかにある人々が、質の高い保健サービスを十分に利用できないことでさらに悪化している。中国には、1億5,000万人の国内移住者がいると見積もられており、その数は国内総人口の11%以上を占めている。国内で移住している人々のうち、推定で2,500万人が18歳未満で、5,800万人の子どもたちが、親が仕事を求めて都市部に出稼ぎに行く際に農村地域に取り残されていると推定されている。

子どもに関しては、伝統的に男子を欲しがるために、1980年代以降、男女比の不均衡が著しく拡大している。2005年のデータでは、出生時の男女比は女子100人に対して男子は119人となっており、1982年の109人から増加している。この問題に取り組むための政策が実施されてはいるが、農村部の親が老後や病気そのほかの問題が生じたときに息子に頼るという依存性を軽減するためには、とりわけ社会的保護の領域でさらなる対策が必要とされる。

子どもの保護を持続させる 社会開発へのコミットメント

2006年に中国政府は、社会開発のプロセスの主要な対象として子どもたちを組み込んだ、持続可能かつ調和的な社会の構築に関する新たな決議をその中で採択した。この決議は、2006年3月に全国人民代表大会で採択された、第11次5カ年計画(2006～2010年)に組み込まれている。またこの計画では、「2001～2010年の子どもと女性の

発展のための国家行動計画」に対する政府のコミットメントも改めて確認されている。公共サービスを強化するための取り組みでは、「新たな社会主義の農村部を構築する」国家イニシアティブにより、政府は無償の基礎的義務教育の提供と公的社会保障制度の改革を確約している。

今後の課題

中国は、子どもの権利における前進を確固たるものにするとともに、成長に伴う格差の縮小を確実にするという課題に直面している。とりわけ同国が直面しているのは、農村部の子どもたち、移住によって影響を受ける子どもたち、及び主要な大都市圏の周辺で急速に拡大しつつある貧困地域に住んでいる子どもたちの、物質的ニーズと保護を満たすという課題である。

ほかの開発途上諸国に対する新興の国際的ドナーであり、また国際経済において主要な役割を果たしている中国は、国境を越えて子どもの権利を支援し促進するかつてない機会を得ている。子どもの権利に対する投資は、今後数年間に中国の経済的進歩と社会的進歩を確実に統合し、なおかつ深めるための最も確実な方法のひとつである。

90～92ページの出典・参考文献等を参照のこと。

エジプトにおける子どもの権利

世界最大のアラブ国家であるエジプトは、2007年の段階で推定7,500万人の人口を有し、うち推定39%が18歳未満であった。同国は、ナイル峡谷、ナイル川デルタ地帯、及び砂漠が領土の大半を占めており、人間が定住するのに適した地域はわずか5%しかない。

1990年の世界子どもサミットを招集した6カ国のうちのひとつであるエジプトは、同年7月に「子どもの権利条約」を批准した。それ以降、同国は多額の政府投資を通じて、保健と教育の分野で著しい前進を遂げている。

子どもの生存と発達における大きな前進

エジプトでは1992年から2008年の間に、5歳未満児の死亡率が、出生1,000人あたり85人から28人へと3分の2も低下した。新生児の死亡率は、1992年から2008年の間に半減し、また妊産婦の死亡率は、出生10万人あたり130人にまで低下した。これは主に、妊産婦ケアの普及率の向上と専門技能者の出産への付き添いの増加によるものであった。

経口補水塩の使用を促進するための公共キャンペーンにより、かつては子どもの生存にとって最も重大な脅威のひとつであった下痢性疾患に関連する乳児死亡率が低下しており、一方で定期予防接種の普及率も2007年までに98%に達した。

教育におけるジェンダー平等（男女の平等）は、ほかの子ども発達指標と比べて前進がゆっくりではあるが、初等及び中等学校における男女比はある程度改善されつつある。

依然として大きな格差が残存

国家レベルでは、エジプトはミレニアム開発目標のほとんどを達成しようとしている。しかし県レベルでは、格差の拡大が目立つ。幸福な国民生活の実現に向け、エジプト政府の福祉提供を重視した従来からのアプローチは、必ずしもブ

ログラムを農村部や遠隔地にまで拡大することを優先していない。国内総人口の3分の1以上の人々が暮らす南部エジプトは、所得及び社会的発展指標で北部エジプトに後れを取っている。2005年から2008年の間に、全国で貧困世帯は20%減少したが、南部エジプト農村地域における減少は全国平均の約3分の1程度であった。2008年までには、南部エジプト農村地域における貧困世帯は40%にも達し、全国平均の2倍を上回ることとなった。

エジプト北部地方の人口の希薄な地域では、学校、保健ケア、水を利用できないコミュニティもある。南シナイ県のベドウィンの子どもたちの間では、消耗症、発育阻害、及び尿路感染症が多発している。これら3つは、いずれも基礎的な予防対策や治療法で防ぐことができるものばかりである。

数ある要因の中でも特に居住地域と親の教育水準によって、女子の間に大きな格差が生じている。例えば、南部エジプトでは、女性性器切除/カッティングが行われている割合が85%を超えているが、一方で都市部の私立学校では、その割合が10%未満にまで低下している。2008年のエジプトの人口保健調査(DHS)によれば、18歳未満の女子の24%が女性性器切除を受けており、中でも15~17歳の女子の間ではその割合が75%にまでなっている。

前年に女性性器カッティングを受けた12歳の女子が死亡したことを受けて、2008年にエジプト政府は1997年児童保護法を改正し、女性性器切除/カッティングを禁止すると同時に、違反に対しては罰金刑や禁固刑を設けてその禁止令を強化した。こうした禁止令にもかかわらず女性性器切除/カッティングの慣習はいまだに続いているが、主として公共の啓発キャンペーンの成果により、その件数は大幅に減少している。

女性性器切除/カッティングの禁止に加えて、エジプトの児童保護法では、法律に抵触した子どもをおとなと同じ基準で裁判にかけることの禁止、未婚

の母の子どもにも必ず出生証明書を発行すること、体罰の禁止、及び結婚可能年齢を18歳に引き上げることを規定している。この子どもを守る法律を施行したことにより、子どもや若者の問題が最重要課題として取り上げられるようになり、子どもの幸せな暮らしの実現における国、宗教、及び家族の役割について、イスラム教主義者、穏健主義者、世俗主義者の間で、激しい議論が行われるようになってきている。

水の供給というひとつの領域において、エジプトは人間と子どもの双方の発展にとっての重大な脅威に直面している。国連開発計画(UNDP)の『2008年エジプト人間開発報告書』によれば、「今日エジプトが直面している最大の課題のひとつは、基礎インフラ(主に上・下水道)を必要としている農村部及び都市部の世帯の数である」。2007~2012年の国家開発計画の一環として、エジプト政府は水の供給サービスをすべてのエジプト国民にまで拡張するために約130億ドルを計上しているが、この莫大な投資をもってしても、下水システムが整備されるエジプトの村落は、全体のわずか40%にしか満たないと推定されている。

今後の課題

エジプトには、すべての国民のニーズ——とりわけ子どもたちや若者をはじめとするニーズ——を満たすための将来的なプログラムに役立つ、数々の実績がある。同国は、特に格差への取り組みや子どもの保護強化をはじめ、いまだ数多くの課題に直面している。すべての子どもたちの権利を完全に実現しようという取り組みの中で、遠隔地や農村地域の子どものために、サービスの提供を広げることが、引き続き政府にとっての主要な課題となっていく。また子どもの権利の実現に向けてさらなる前進を遂げるためには、国内のあらゆるステークホルダー(関係者)を取り込むことは言うに及ばず、強力な国際協力も必要である。

90~92ページの出典・参考文献等を参照のこと。

保護に関する課題



5億～15億

5億～15億人の子どもたちが暴力の影響を受けている。



1億5,000万

5～14歳の子どもたち1億5,000万人が、児童労働に従事している。



1億4,500万

1億4,500万人の子どもたちが、何らかの原因で親の片方または両方をなくしている。



7,000万

29カ国の7,000万人の女性と女子が、女性性器切除/カッティングを経験している。



6,400万以上

開発途上諸国の20～24歳の女性の6,400万人以上が、18歳未満で結婚したと報告している。



5,100万

5,100万人の子どもたちが、出生登録されていない。

子どもの保護の侵害行為のほとんどは、データをとることもモニタリング（監視）することも難しい。これは、そうした慣習を黙認する社会規範と、児童労働、性的搾取、体罰といった問題を扱うのを嫌がる政治的な理由によるものであるが、保護の侵害を測る適切な指標の定義、収集、及び分析にギャップがあることも一因となっている。さらに、子どもに対する多くの虐待の加害者が、自分のそうした行為を必死に隠そうとすることを考えると、また、そうした行為を報告するのを屈辱と考えたり、偏見と考える世間の風潮を考えると、子どもの保護の侵害行為の規模を正確に査定することは困難である。多くの場合、子どもたちは自分が受けた暴力、虐待、及び搾取について報告することを恐れるものである。

1980年代半ば以降、国内のモニタリング（監視）体制の向上と併せて、人口保健調査（DHS）や複数指標クラスター調査（MICS）といった世界規模の世帯調査により、主要な指標に対して定期的に推定値が提供されて、子どもの保護に対してより明確に焦点が当てられるようになってきている。査定される主要な保護指標には、出生登録、児童婚（若年婚）、児童労働、女性性器切除/カッティング、そしてより直近では家庭内暴力、子どものしつけ、及び子どもの障害に対する姿勢などがある。データ収集プロセスとその結果として導き出された推定値は、いずれもまだ作業中であり、そのため24～25ページの一連の小さな写真の下に記載されている数値は、保護に対する子どもたちの権利の侵害の範囲を大まかかつ部分的に表しているにすぎない。これらの推定値は、2009年に発行された、ユニセフのもうひとつの主要な報告書である『子どもたちのための前進：子どもの保護』から引用している。

世界規模の世帯調査によって得られた最新の推定値は、開発途上諸国全体にわたって、危害を加えられることからの保護や市民としての自由を保護する権利といった子どもたちの権利——たとえばアイデンティティの権利な

ど——が憂慮すべきほど頻繁に侵害されていることを示している。5億～15億人の子どもたちが暴力に苦しんでいると思われ、また5～14歳の推定1億5,000万人の子どもたちが児童労働に従事していると推定される。29カ国の7,000万人を超える15～49歳の女性と女子が、女性性器切除/カッティングを経験している。

出生登録は子どもの権利を実現するための基礎であり、子どもの命の存在を正当なものと認めると同時に、国が法的に子どもを市民として認めるものであるにもかかわらず、5,000万人を超える子どもたちが出生登録されていない。開発途上諸国では、20～24歳の6,400万人を超える女性が、18歳未満で結婚または同様の形態をとっている。10億人を超える子どもたちが、武力紛争の影響下にある国や地域に住んでいると推定され、そのうちのおよそ3億人が5歳未満児であると推定される。女性性器切除/カッティング行為の減少など、ある程度の前進を示すエビデンス（証拠）はあるものの、そうした改善のペースは緩慢である。

また、子どもたちの生存と発達の権利を阻害しているのと同様の要因によって、保護の侵害のリスクも高まっている。極度の貧困は、児童婚（若年婚）、児童労働、及び搾取の水準の高さと関連している。女性及び女子の間におけるHIV感染のリスクは、貧しい地域ほど高くなりがちである。南部アフリカの5カ国（ボツワナ、マラウイ、スワジランド、タンザニア、ザンビア）における最近の調査では、深刻な食料不安は、貧しい女性たちの間における無防備な売春行為と相関性があることが明らかになった¹²。紛争の影響下にある国の子どもたちは、搾取、暴力、あるいは武装グループから徴兵・徴募されるリスクが高まる可能性がある。コンゴ民主共和国といった西部・中部アフリカの紛争影響下にある国々のように、国内紛争と極度の貧困が同時に起きた場合には、子どもたちは子どもの保護の侵害に遭遇する可能性がさらに高まる。



1,800万

1,800万人の子どもたちが、避難生活の影響を受けている。



1,500万

1,500万人の子どもたちが、エイズが原因で親の片方または両方をなくしている。



1,400万

1,400万人の女性が、15歳から19歳までの間に産している。



120万

毎年120万人の子どもたちが、人身売買に遭っている(2000年)。



100万以上

100万人以上の子どもたちが、司法手続を通じてこっ留されている。

子どもの保護における格差は、各国内においても明らかであり、その原因は、生存と発達の場合と広い意味では同じで関係がある。つまり、地域や大陸、居住地、民族性、障害、ジェンダー、及び所得である。例えば、最も貧しい家庭の子どもたちは、最も裕福な家庭の子どもたちと比べて、出生時に登録されない可能性が2倍も高くなっている。東部・南部アフリカの開発途上国の農村部の家庭の女子は、都市部の女子と比べて、18歳未満で結婚する可能性が同じく2倍に上る。調査によれば、農村地域の女子は、男子よりも早い年齢から農作業に従事しており、男子も同様の被害を受けてはいるものの、男子よりも虐待や搾取を受ける頻度が高いことが示されている。

暴力、児童労働、及び人身売買は、先進工業国でも特に懸念される問題となっている。最近、医学雑誌『ランセット』で発表された児童虐待に関する調査では、毎年、先進工業国の子どもたちの少なくとも4%は身体的虐待を受けており、10人に1人は放置されているか、または心理的虐待を受けていることが明らかにされている。女子の5~10%と男子の最大5%が、子ども時代に強姦や強制わいせつの形で性的虐待を受けていると推定され、何らかの形の性的虐待を経験している子どもの割合は、その3倍にも上る可能性がある。虐待を受けた子どもたちは、その後の人生における精神衛生上の問題、学業成績の伸び悩み、薬物乱用、人間関係の問題、暴力行為など、さまざまな問題を抱えるリスクがいっそう高くなる。

移住者の子どもたち、中でも、身元を証明する書類のない家族や、違法に移住した家族の子どもたちは、人身売買などの搾取に遭うリスクがより高い。十分な支援サービスを受ける機会を奪われているために、移住者や、そのほかの社会から取り残された集団の子どもたちは、出生登録されなかったり、あるいは必須サービスや自分たちの権利を守るための法的手段を利用できなかったりする可能性が高い。また保護の侵害に遭いやすい子どもた

ちは、そうした脅威をさらに深刻化させるような対応や措置を受ける場合もある。法に抵触した子どもたちは、司法制度と関わりを持つあらゆる段階で、とりわけ暴力をはじめとする保護上のリスクに直面する。人権侵害の被害を受けた子どもたちやその証人には、専門知識を有した人の支援や、当事者のケア、保護、社会復帰のための細心の手順が適用されない場合が多い。親をなくしている子どもたち、極度の貧困や厳しい家族環境にいる子どもたち、あるいは身体に障害のある子どもたちは、代替ケアを必要とする場合がある。しかし、子どもたちや家族の支援、家族の再会の促進、代替ケアの適切な利用と状態の確立を目指す政策やプログラムは、必ずしも国家や地域レベルで十分に整備されているわけではないのである。

保護を受ける権利

「子どもの権利条約」によれば、すべての子どもたちは以下のことから保護される権利を持っている。

条項

違法な身柄の移送及び養子縁組	11、21
暴力、虐待、搾取、及び放置	19
武力紛争	22、38-39
児童労働、人身売買、性的搾取及びそのほかの形の搾取、ならびに薬物乱用	32-36、39
拷問及び自由の剥奪、ならびに死刑	37-39

さらに条約では、以下の子どもたちに対する特別な保護、支援、及びケアを保障している。

家族がいない子ども	20、22
障害のある子ども	23
法律に抵触した子ども	37、39-40

出典：「子どもの権利条約」より引用

「子どもの権利条約」が公共及び民間機関に及ぼす影響

「子どもの権利条約」は、行政・立法・司法という3つの政府機関のすべてを含め、公共及び民間機関に大きな影響を及ぼしている。その影響は、立法改革イニシアティブ、子どもに焦点を当てた予算イニシアティブ、社会的保護対策、女性と子どもたちのためのプログラム策定に向けた人権を中心としたアプローチ、及び各地域の子どもの権利憲章の中に明白に見られる。

民間領域では、「子どもの権利条約」は、とりわけ非政府組織（NGO）の強力な支援を受けて、企業、学校、家族、及びコミュニティにおける、子どもの権利に対する意識向上を促すのに役立っている。またメディアにおいても、子どもの権利に関する言葉の使用頻度の増加と重要な問題に対する理解の向上、子どもの状況に関する報道をする際にメディア側が行動規範の策定をしていること、そしてとりわけ子どもの保護の問題と侵害行為に、より大きな焦点が当てられるようになってきていることに、その影響が表れている。この影響を明確に特定する体系的な方法はないが、それが起きていることを示す十分なエビデンス（証拠）がある。

立法改革イニシアティブ

過去20年間にわたり、約70の「子どもの権利条約」締約国が、子どもの権利をサポートするための法律改正の取り組みの一環として、子どもたちに関する包括的な法律を制定している。さらに、12の「子どもの権利条約」締約国が、子どもの権利委員会による明確な勧告に responding、それらの法律を施行している。こうした法律のほとんどは、子どもを保護するような枠組みを基礎においており、民法、イスラム法、多元的な法律など、幅広い法律面での伝統を包含している。

特にラテンアメリカでは、経済的、社会的、文化的権利は言うに及ばず、子どもたちの市民権及び政治的権利を認めている。それらは、「子どもの権利条約」のすべてとは言わないまでも、

かなりの部分を網羅しているものが多い。東部ヨーロッパの特に旧ソ連諸国では、子どもの権利に関してはより概括的な範囲の法律を整備して、将来的にさらなる改正を行う意図があることを明示的または黙示的に言及している。

こうした締約国の多くが、その法律の策定において、ひとつ以上の次元で人権中心のアプローチをとっている。これはつまり、法律の中では、国際的な枠組みへの明らかな言及があることを意味し、子どもたちを自らの権利を主張する能力がある存在として提示し、子どもの権利を施行する義務を負う人々を特定していることになる。そのほかにも、法律を作るにあたって、その目的の中で「子どもの権利条約」をはっきりと挙げている国もある。

子どもに焦点を当てた予算イニシアティブ

「子どもの権利条約」の条項を履行することは、締約国に財政的影響をもたらす。公共支出の中で子どもの権利を優先させるためには、政府の政治的意思と前向きな財政的コミットメントが必要だからである。政策目標がどのように実現されているかについての予算分析が、子どもたちの権利を優先させる公的資金メカニズムの設計を行うにあたっては重要なステップとなる。

このタイプの分析の一例となるのが南アフリカで、同国では子どもの権利に関する予算面での取り組みが、非営利組織（NGO）の「南アフリカ民主主義研究所（IDASA）」によって主導されている。この独立組織は公共財政を監視し、子どもたちの予算プロジェクトを通じて、政府の支出が、政府による子どもたちの権利に対するその義務の履行、及び貧困の緩和に貢献しているかどうかを評価している。

もうひとつの例がエクアドルで、同国では1999年の深刻な経済危機によって社会支出が脅かされた。ユニセフのエクアドル事務所は同国政府と連携し

て、予算に関する決定事項が子どもたちに及ぼす影響を分析し、社会部門の予算配分に関する提言を行った。その結果により、社会面と経済面の双方の意思決定を関連付けるためのきちんとした枠組みが形成されている。

協力に向けた人権を中心としたアプローチ

プログラムの立案にあたって、人権を中心としたアプローチをとる方法は、子どもたちの権利が政策と実践の中で確実に実現されるよう、ユニセフやその他の組織で積極的に取り入れられている。1999年の導入以来、これは先進工業国と開発途上国の双方において大きな影響力を発揮している。この枠組みに関するさらに詳しい情報については、12～13ページのパネルを参照のこと。

各地域の子どもの権利憲章

各地域機関も、子どもの権利を法律に盛り込んでいる。「子どもの権利及び福祉に関するアフリカ憲章」は1990年に採択された。欧州連合（EU）には、1996年に欧州評議会によって採択された、子どもの権利の行使に関する欧州条約がある。アフリカ連合やEUといった地域機関は、「子どもの権利条約」を批准することはできないものの、それらの機関が条約の条項を強く支持していることは、そのプログラムや政策の中に見とることができる。例えば、現在EUは、インターネットを通じて行われる虐待から子どもたちが確実に守られるよう、「子どもの権利条約」に基づき、子どもの権利の枠組みをより強化しているところである。

民間部門

民間部門は、とりわけ保健、教育、及びHIV/エイズに対する世界的なパートナーシップを通じて、国際開発におけるますます重要なステークホルダー（関係者）になってきている。こうした参加の増大は、子どもの権利委員会に

よって評価されており、委員会は2002年の一般討論の日を、「サービス・プロバイダー（提供者）としての民間部門と、子どもの権利の履行におけるその役割」というテーマにあてた。

地域機関と同様、民間部門の事業体は、「子どもの権利条約」に署名したりそれを批准したりすることはできない。しかしそうした事業体もまた、その行動によってこの条約に対する強力な支持を示している。それは子どもの保護的環境を構築するパートナーとしての場合もあれば、必須サービスの直接的な供給パートナーとしての場合もある。その注目すべき実績は、「子ども買春防止のための旅行・観光業行動倫理規範」（コードプロジェクト）である。これは、民間の旅行者と、国際ECPAT（子ども買春、子どもポルノ、性目的の人身売買を根絶するための国際NGO）との協働努力によってもたらされた。この行動規範では旅行業界に対して、子どもたちの権利を守るための方法を積極的に模索し、そして何よりも、子どもたちが商業的性的搾取に遭わぬよう義務付けている。

メディア

子どもたちに影響を及ぼす問題に人々の注意を向けさせることで、メディアは子どもの権利実現において独特の役割を果たしている。子どもの権利の剥奪や侵害に対する意識の高まりは、メディアがそうした問題をより頻繁に取り上げたことが一因である。例えば、世界最大の公共放送である英国放送協会（BBC）は、その公式ウェブサイト上に、子どもたちの権利や問題に関する専用ポータルを設置している。

世界のメディア業界の拡大に伴い、子どもの権利の唱導者たちが強い主導権を発揮して、放送事業者に対して、子どもたちに関する報道をする際には倫理基準に従うよう促すようになっている。ユニセフの「子どもに関する倫理的報道の原則」やそのほかの指針が、そうした規約を促進して、子どもたちに関するメディア報道が、子どもたち

を虐待や貧困の被害者、犯罪者、あるいは慈善行為の対象という既成概念に当てはめないようにしている。また、子どもたちに関する報道においては、子どもたちの最善の利益が尊重されることも極めて重要である。ブラジルでは、「子どもの権利機構」が、メディアにおいて子どもたちがどのように描写されているかをモニター（監視）して、否定的な描写に関する各局の比較一覧表を公表している。同機構はまた、細心かつ倫理的な報道を奨励するために、賞も授与している。

宗教指導者

宗教指導者は、子どもたちの権利のより広範な実現を確保する際に、重要な役割を果たすことができる。社会やコミュニティの中で尊敬され強い影響力を持つ宗教指導者は、子どもたちの生存と発達、保護、参加を支持する行動を推進し、そうした権利を差別的に扱ったり阻害したりする慣習、習慣、及び規範に疑問を投げかけることができる。歴史を通して、また宗教や文化に関係なく、子どもたちに対する思いやりとケアは、最も小さくて傷つきやすい年齢の子どもたちを保護することの重要性に対する共通認識を表す、強力な倫理的、道徳的、及び精神的価値観となっている。

世界全域にわたり、宗教指導者は子どもの権利の唱導者として活動している。その一例はアフガニスタンで見ることができる。そこでは2001年後半以来、ユニセフとそのパートナーは、宗教指導者たちと密接に協力して、女子の教育を受ける機会を拡大するとともに、子どもの生存と健康の改善を推進している。もうひとつの例はエチオピアで、同国ではイスラム教、プロテスタント、及びエチオピア正教会の指導者たちが「宗教週間」をHIV/エイズの問題にあてることに同意し、その幅広いネットワーク、影響力、及び善意を利用して、HIVに関連する偏見や差別に対処している。

非政府組織（NGO）

非政府組織（NGO）は、子どもたちの権利の促進と実現に積極的に取り組んでいる主要団体のひとつである。そうした組織の膨大な努力が、1970年代後半から1980年代にかけての「子どもの権利条約」の起草から完成までのプロセスに拍車をかけ、これを持続させた。条約の起草を促進しそれに積極的に参加するために、80の世界的・国内的な組織から成るネットワーク「子どもの権利条約のためのNGOグループ」が1983年に結成された。

「子どもの権利条約」の第45条では、締約国によるその履行をモニタリング（監視）する際の、NGOの役割を規定している。NGOグループ連絡会議は、とりわけ一国の中のNGO連合体が、子どもの権利委員会への報告プロセスに参加することを推奨している。NGOグループ連絡会議が促進しているひとつの重要な活動領域は、「子どもの権利条約」の国内での履行状況に関する代替報告書の編集と委員会への提出である。

唱導者及び個人

「子どもの権利条約」のおかげで、おとなも子どもも含めた各個人が、子どもたちの権利の促進と保護に休むことなく献身するようになってきた。子ども問題の活動家から世界的な著名人に至るまで、唱導者たちは、重大な問題や脆弱性に対する人々の意識を向上させ、権力を持つ人たちに直接的に働きかけて変革を実現する役割を果たしている。

90～92ページの出典・参考文献等を参照のこと。

子どもを保護する国家的な制度の構築

従来より、子どもの保護の多くの側面は、特定領域での権利侵害を防止し、覆し、あるいは改善するために活動する、強力な唱導者（NGOである場合が多い）によって支えられている。例えば、多くの組織や個人がHIV/エイズとの闘いに従事しており、またそのほかにも軍隊や武装グループによる子どもたちの徴集・徴募の防止に関わっている人々や、さらには子どもたちに対する暴力を防いで犯罪者を司法の場へ送ることに取り組んでいる人々もいる。こうした努力は、個別に、あるいはまとまった形で、それまで隠れていた問題を表面化させ、法律、予算、調査、プログラム、アドボカシー、及び行動面で、前例のない変革を加速させている。

ひとつの問題に特化したイニシアティブは、子どもの保護に対するより広範なアプローチによって着実に補完され、新生児からおとなに至るまでの社会全体にわたって子どもたちを守る環境を創り出すことを目指している。子どもたちを守る環境というコンセプトは、「子どもの権利条約」及びそのほかの人権条約の精神を具現化するもので、子どもたちをあらゆる形態の暴力、搾取、及び家族との不必要な離別から守るために必要なあらゆる要素が揃った世界を想定している。これは、法律、政策、サービス、アドボカシー、慣習、子どもの参加における前進を取り入れ、脆弱さを最小限にして、虐待からの子どもたちの保護を強化するための枠組みを提供している。これが思い描いている世界は、すべての子どもたちが、自分たちを暴力、搾取、虐待から守り、また虐待が行われている場合には公平な裁きと社会復帰の機会を提供するための、しっかりとした保護措置があることを認識して成長できる世界である。そのような環境は、さまざまな形の虐待の根底にあるリスクや脆弱さに対する防護手段を提供するだけでなく、子どもたちの健康、教育、及び幸福な生活を向上させるとともに、発達も促進させてくれるものである。

子どもを守る包括的な保護システムは、子どもたちを守る環境を創り出す際に求められる相互に関連した8つの主要な行動の実施を容易にしてくれる。

政府に子どもたちの総体的保護の実現を確約させる：子どもたちを守る環境の基礎を築くためには、子どもたちの権利のための十分な予算、包括的な社会福祉政策、司法に対する豊富な資源、即応的な社会サービス、熟練した人員が必要とされる。社会から取り残された家庭や困難な状況にある家庭が、社会保護サービスをより利用しやすいようにすることが必要である。

子どもの保護の問題に包括的に取り組む法律を制定して施行する：まずはじめに、子どもの権利に関する国際基準を批准して履行するとともに、保護に関する国内法を

強化する。適切な法律を整備することは重要ではあるが、それと同時に法律が、矛盾なく、説明責任を果たした形で施行され、今後は子どもたちに対する犯罪が看過されることのないようにしなければならない。

子どもたちの権利を侵害する現行の姿勢、行動、及び慣習に対する実行可能な代替案について、信頼できる情報源からの正確な情報を提供する：これには、コミュニティが、子どもたちにとって有害な社会的規範や伝統に異議を唱えること、また、子どもを守る規範や伝統を支持できるようにすることが必要となる。コミュニティを中心にした活動は、社会に根強く浸透している子どもの保護を阻害するような風潮、信条、及び有害な慣習に取り組む、大衆の意識を高めるキャンペーンを通して補完していく必要がある。

子どもの保護の問題に関する開かれた議論を促進する：沈黙は、政府のコミットメントの獲得、有益な慣習のサポート、子どもたちや家族の参加の実現に対する大きな障害となる。話し合いの上、全体的なコンセンサスを得て、有害な慣習を絶とうとするのであれば、開かれた議論が必須である。若い人々が、各自のコミュニティや家庭の中で、自分たちの懸念や保護の権利について話し合えるようにすべきである。メディアが子どもの保護の侵害を問題として取り上げたりするのを妨害したり、被害に遭った人々や調査をする人々が脅かされたりしてはならない。

有意義な子どもの参加とエンパワーメントを促進する：子どもたちは、自らの保護に関して主体的に関与する必



子どもたちを守る環境の確立に向け、国家レベルで子どもたちの保護システムを構築することが、彼らを暴力、虐待、搾取から守ることになる。写真：パナマのダリエン県東部の農村部にあるヤビサで、低い壁に腰掛ける先住民及びアフリカ系の子どもたち。

シエラレオネにおける子どもの権利

シエラレオネでは、10年に及ぶ武力紛争が2002年に終結し、以来、治安と政治的安定が着実に改善している。2007年には全国規模の民主的選挙が平和裡に行われ、政府機関の強化と和解の促進に向けた取り組みが推進されている。主に農業部門と鉱業部門が原動力となり、紛争終結後には経済成長が回復し、2003年から2007年には年平均成長率約7.7%を保っている。

シエラレオネは、1990年6月に「子どもの権利条約」を、そして2001年9月と2002年5月に、それぞれ「子どもの売買、子どもの買春及び子どもポルノに関する子どもの権利条約選択議定書」と「武力紛争における子どもの関与に関する子どもの権利条約選択議定書」の2つの選択議定書を批准した。その後、これらのコミットメントは、「2007年子どもの権利法」を通じて同国の国内法に正式に組み込まれた。同法は、ほかのすべての国内法に優先するものであり、「子どもの権利条約」ならびに子どもの権利及び福祉に関するアフリカ憲章と整合したものと考えられている。

治安回復期における子どもたちの保護

子どもの権利法は、子どもの権利の保護に向けた、より強力な枠組みの基礎となっている。しかし、その施行への道のりは長い。シエラレオネは、いまだに経済的、社会的開発、及び人間開発面での発展が遅れている。豊富な鉱物資源に恵まれてはいるものの、同国は国連開発計画（UNDP）の直近の人材開発指数において、177の国及び地域の中で最下位にランキングされた。同国は2008～2009年の世界的不況の影響を強く受けており、それによって貿易、投資、送金、及び援助による同国への資金の流入が縮小されている。またシエラレオネは、国連食糧農業機関（FAO）により、最も食糧不安に陥りやすい国のひとつに挙げられている。

シエラレオネの妊産婦及び5歳未満児の死亡率は世界で最も高く、また5歳未満の子どもの40%近くが中～重度の発育阻害に苦しんでいる。同国では、基礎保健施設や妊産婦向けの保健施設、保健サービス、ならびに環境衛生インフラが不足している。乳幼児の3分の1が、ジフテリア、百日咳、破傷風トキソイド・ワクチンの3回にわたる定期予防接種を受けていない。女性の60%近くが、専門技能者の手助けなしで出産している。シエラレオネの人々のほぼ半数が改善された飲料水施設を利用することができず、またおよそ10人中7人が適切な衛生施設（トイレ）なしで生活している。初等教育就学年齢に相当する子どもたちの30%以上が学校に通っておらず、初等学校から中等及び高等学校への進学率はそれほど高くない。女子の教育を妨げている要因として、児童婚（女子の62%が18歳未満で結婚し、27%は15歳未満で結婚している）や青年期の妊娠が多いことなどが挙げられる。

過去20年の間に、シエラレオネは子どもたちの権利の促進及び保護の面で数々の障害に直面してきている。紛争、貧困、男女間の不平等、差別的な文化的慣習が相まって、子どもの権利が阻害されているのである。同国では、民主主義の復活と政治的安定の向上が成し遂げられたにもかかわらず、女子及び女性はいまだ性的暴力の危険にさらされており、それとともに女性性器切除/カッティングといった有害な伝統的慣習も残っている。15～49歳の女性の90%以上が、女性性器切除/カッティングを経験していると推定されている。

10年間に及ぶ国内紛争の間に、子どもたちは政府軍と反政府勢力の双方から徴集・徴募された。最も重大な人権侵害の責任を負う人々を裁くために設けられたシエラレオネ特別法廷は、戦闘員として戦わせるために子どもたちを徴集・徴募したりベリアの元大統領チャールズ・テイラー被告を含む9人の

被告人すべてを起訴した。3人の被告人は、女子や女性に結婚を強要したとして有罪判決を受けており、これは裁判所がそうした告発を支持した最初の例となっている。

シエラレオネは、子どもたちの参加の増大に向けて大きく前進しつつある。人権侵害の公平な証拠書類を作成するために設立されたシエラレオネ真実和解委員会は、プロセスに子どもたちを参加させて、国内紛争の影響を受けた子どもたちの体験に特別な注意を払っている。同様の考えに基づいて、2001年にシエラレオネ政府は、子どもたち同士のつながりを構築して子どもの権利と責任に関する知識を広めることに専心する、子どもたちのアドボカシー組織である「子どものフォーラム・ネットワーク」を形成した。現在、この子どものフォーラム・ネットワークは、シエラレオネの13の地区のすべてで活動している。

今後の課題

子どもの生存及び発達に関して有意義な前進を果たすために、シエラレオネ政府はほかのステークホルダー（関係者）との協力のもと、予防接種、微量栄養素の補給、妊産婦・新生児・子どもの保健ケア、質の高い教育及び環境衛生施設、国家レベルの子ども保護システムの構築といった必須サービスの規模拡大に取り組もうとしている。こうした前進を成し遂げるためには、持続的な安定と平和、女性と子どもの権利を支援する環境が必要とされる。したがって、西部・中部アフリカ地域の政治的安定と治安を確立し維持していくことが、この先シエラレオネ及びその近隣諸国で子どもたちの権利を実現するために不可欠である。

90～92ページの出典・参考文献等を参照のこと。

要がある。子どもたちは、自らの保護の権利について認識し、リスクの回避や対応の仕方を学ぶ必要がある。これには、ライフ・スキル教育、同年代間のアドボカシー、子どもの保護に対する解決策の策定への参加がある。

子どもを保護する家族及びコミュニティの役割を強化する：親、家族、コミュニティ（教師、保健員やソーシャルワーカー、警察などを含む）が、子どもの権利を理解し、それを実現するための能力を育成することが、子どもたちの保護にとって不可欠である。政府は、社会サービスを幅広く利用できるようにするとともに、女性や子どもに対するあらゆる形態の暴力、虐待、及び搾取の根絶を促進することで、そうした取り組みを支援することができる。

より適切なデータの収集、分析、利用を通じて、モニタリング（監視）及び監督体制を改善する：モニタリング（監視）やデータ収集が大幅に改善されているにもかかわらず、先進工業国及び開発途上国で起きている保護侵害の程度についてはほとんど知られていない。各国はデータ収集システムを使い、性別、年齢、居住地、及びそのほかの脆弱性のもととなっている要因ごとに分けて、定期的にこうした情報を収集すべきである。国際的なモニタリング（監視）には、投資の拡大、指標の拡大、児童労働や児童婚（若年婚）といった保護が行われていない状態がどのようなものか、定義そのものに関するコンセンサスの拡大が必要である。また、子どもの保護に関する課題の調査及び分析と、保護イニシアティブの評価も強化する必要がある。

非常時に子どもたちを守る環境を実現する：非常事態そのものが複雑なために、子どもの保護に関しては、総合的なアプローチが必要である。つまり、必須サービスや社会福祉の提供と、法の執行及び司法を請け負う機関が必要である。今後は子どもに対する人権侵害が処罰されぬまま看過されることのないようにしなければならず、各国は、非常事態に巻き込まれている子どもたちの保護に対する、国内及び国際的な法律及びコミットメントを尊重しなければならない。特に武力紛争に直面している国々は、子どもの権利に対する重大な侵害をモニタリング（監視）して報告し、今後はそうした侵害が処罰されることなく看過されぬようにしなければならない。

相互に関連したこれらの要素は、子どもたちの保護を強化して脆弱さを軽減するように作用する。これらは、子どもたちを守ることでできる情報、助言、及びサービスを利用できる子どもたちと利用できない子どもたちの間の格差（それが地理的または経済的障害に基づくものであるか、あるいは何らかの差別によって生じたものであるかにかかわらず）の縮小を目指した、人権を中心としたアプローチである。子どもたちが搾取や虐待を受けているあらゆる領域に関してとるべき戦略は、こうした

保護的環境の構築に寄与するものでなければならない。そのような保護的環境は、保護に関連するリスクを明らかにし、これらへの対処を目的とした、法律、政策、規制、及びサービスの相関的かつ総体的なシステムを通じて実現されるべきものである。

子どもを保護するシステムには、子どもたちを暴力、虐待、搾取から守り、こうした権利の侵害が生じた場合には、司法による処罰及び社会復帰の手段を提供する、サービス、手順、政策、及びパートナーシップが包括的に組み込まれている。極めて重要なサービスには、貧困への取り組み、親やそのほかの家族への支援及び教育、身体上の安全性の優先、虐待の早期発見と報告の促進、子どもたちが法を犯した場合のその権利の保護と代替ケアの利用を可能にし、子どもたちの「アイデンティティを持つ権利」が確実に実現できるようにすることなどが含まれる。

保護的環境の概念に主要サービスの提供が含まれているように、子どもたちは保健、教育、及び自らが権利を保有しているそのほかのサービスの恩恵を受けている場合には、虐待や搾取からしっかりと守られることになる。これは裏を返せば、子どもたちに本来与えられるべきものが提供されていないければ、子どもたちを保護することはいっそう困難になるということである。生存、発達、保護、参加に対する子どもたちの権利は、深く相互に関連している。中でも特に教育は極めて重要である。なぜなら、教育は、安全な空間や、毎日子どもたちの精神及び身体の状態をチェックできる教師との重要な接点を提供するだけでなく、児童や生徒のライフ・スキルや知識を向上させて、自分自身で危険な状況を回避して自らを守る能力を強化することもできるからである。学校に1年でも長くいればいるほど、子どもたちが危険な児童労働やそのほかの形態の搾取を回避するチャンスが増大する。だからこそ、教育と保護を結びつけることが、子どもの権利の極めて強力な推進力となるのである。

参加

参加は、「子どもの権利条約」の基本理念のひとつであるが、普遍性、子どもの最善の利益、生存・発達というほかの基本理念ほどには重要視されていないと言っても過言ではない。ある意味で、子どもの参加は、子どもの生存、発達、保護を支援する対策よりも、議論の余地が大きい、挑戦的、あるいは実行が困難なものと考えられている場合がある。なぜなら、この理念は、子どもたちを慈善行為の受け手ではなく、権利を持つ者としてとらえることを基礎としているためである。また、この領域は、生存、発達、保護と比べて、子どもの権利を専門とするコミュニティ間で経験が少ないからでもある。

「子どもの権利条約」では、障害のある子どもたちに対

子どもに優しい都市（まち）づくり：地方自治体における子どもの参加を促進する国際的なイニシアティブ

「子どもに優しい都市（まち）」というのは、都市部・農村部のいかに関わらず、「子どもの権利条約」に基づく子どもたちの権利を完全に実現することを目指す地方統治システムと定義されている。都市を誰にとっても住みやすい場所にするための、第2回「国連人間居住会議（ハビタットII）」の中で採択された決議に基づいて行動するために、1996年に国際的な「子どもに優しい都市（まち）イニシアティブ（CFCI）」が立ち上げられた。同会議では、子どもたちの幸福生活が、健全な居住環境、民主的社會、及び優れたガバナンス（統治）の最終的な指標であることが宣言された。

このイニシアティブは、現在では世界の総人口の半分が都市に居住しているという世界の都市化傾向や、子どもの権利に影響を及ぼす政治的及び経済的意思決定において、地方自治体の重要性が高まっていることを反映している。2000年にはイタリアのフィレンツェにあるユニセフ・イノチェンティ研究所に、子どもに優しい都市（まち）の国際事務局が設置された。研究所の使命に沿って、事務局は、「子どもの権利条約」を履行して、ミレニアム開発目標を達成するため、地域的な枠組についての経験の収集、文書化、抽出、及び配布を行っている。

子どもに優しい都市（まち）は、保健、教育、住まい、安全な水、適切な衛生施設（トイレ）といった必須サービスを保障し、「暴力、虐待、搾取からの保護」という子どもたちの権利を保障することを目指している。また、若い市民が、自分たちの都市に関する決定に影響を及ぼし、自分たちが望む都市について意見を表明し、また家族、コミュニティや社会生活に参加することができるよう能力育成する。子どもたちが自分たちだけで通りを安全に歩き、友だちと会って一緒に遊び、緑地のある清浄な環境で暮らし、文化的・社会的なイベントに参加し、いかなる差別もなくすべてのサービスを利用できる平等な一市民として存在する権利を促進

する。

子どもに優しい都市（まち）を作るには、子どもの権利を促進する以下の9つの要素が必要である：意思決定への参加、子どもに優しい法的枠組み、都市全体を対象にした子どもの権利戦略、子どもの権利専門部署または調整メカニズム、子どもへの影響の査定及び評価、子どもたちのための予算、都市の子どもたちの状況に関する定期報告書、子どもの権利のアドボカシー（広報・政策提言）、及び子どもたちのためのアドボカシーを行う政府以外の独立機関。

過去10年の間に、全世界の数多くの都市や地方自治体が、「子どもに優しい都市（まち）」になるための政治的決定を下してきている。「子どもに優しい都市（まち）づくり」プログラムは、ヨーロッパの多くの都市で採択され、子どもの権利に関する市長や市議会の意識を向上させ、地元の政治課題の中でも子どもの問題が大きく取り上げられることを保障し、子どものための都市レベルの政策を促進させることを目的としている。例えば、ロンドンでは2007年に、『ロンドンの子どもたちの状況に関する報告書』第3版を発行した。イタリアでは、環境省が子どもに優しい都市（まち）づくりイニシアティブをまとめ、それが多くの町や都市で採択されている。イタリア及びそのほかのヨーロッパ諸国では、子ども審議会が子どもたちの参加モデルとして好んで採用されており、それを通じて地方行政の中で子どもたちの意見を表明するための正式な仕組みを提供している。こうした審議会は、しばしば子どもに優しいイニシアティブの旗振り役となって、参加型の政策策定と、子どもたち及び若者の活動のしやすさ、市民参加の増大を促進している。

開発途上国にも、かなりの数のイニシアティブがある。フィリピンでは、1990年代後半に「子どもに優しい都市（まち）」プログラムが開始された。このイニシアティブは、家庭からコミュ

ニティ、さらには都市や地域に至るまでの、あらゆるレベルで子どもの権利の理念を促進することを目指した目標重視の枠組みを通じ、国家全体に及んでいる。1998年以来、中央政府は、子どもに優しい都市（まち）や地方自治体に対して「大統領賞」を授与してきている。南アフリカでは、ヨハネスブルグ市都市圏協議会のイニシアティブに、「大都市圏の子どもたちのための行動計画」の策定が含まれている。この行動計画は、子どもたちが地域の条例に直接的に影響を及ぼせるようにし、都市計画に子どもの権利を組み込み、また同都市の最も恵まれない子どもたちに主要な資源を配分するものである。

エクアドルのクエンカ、グアヤキル、キト、リオバンバ、及びテナの各都市では、子どもたちが、「子どもに優しい都市（まち）づくり」の基準の制定に協力した。「La Ciudad que Queremos（私たちの望む街）」イニシアティブの後援のもと、子どもたちと若者は地方自治の決定に参加し、自分たちの権利を促進している。グルジアでは、グルジア青少年議会在、子どもたちと若者が自分たちの意見を表明し、ガバナンスの技法を習得し、子どもの権利に対する意識を高めるための主要な場になっている。

13年の歴史があるにもかかわらず、子どもに優しい都市（まち）づくりイニシアティブはまだ初期段階にあり、現在進められているイニシアティブの多くは、まだ包括的なモニタリング（監視）及び評価が行われていない。それでもこのイニシアティブは、自分たちに影響を及ぼすコミュニティの決定への子どもたちの総合的かつ有意義な参加に向けた、力強い一歩であることに変わりはない。イニシアティブによって成し遂げられた前進を土台にすることが、かつてないほどに都市化が進みつつある世界で、子どもの権利を完全に実現するために不可欠となってくるであろう。

90～92ページの出典・参考文献等を参照のこと。

する目標(第23条)としての表現を除いて、「参加」という言葉は使われておらず、また子どもたちには参加する権利があると明示的に述べられていない。しかし条約では、子どもたちに影響を及ぼすあらゆる事柄に関して当人たちの意見を聞き、それぞれの年齢や成長に応じてその意見を相応に考慮するよう義務付けている(第12条)。この権利は、表現の自由(第13条)から始まって、思想・良心・宗教の自由(第14条)、結社・集会の自由(第15条)、プライバシーの保護(第16条)、そして子どもたちの参加の権利の基礎となる適切な情報の入手(第17条)に至るまでの、子どもたちが保有するより広範な「参加の権利」の一部である。「子どもの権利条約」では、意思決定に向けた子どもたちの「能力の発達」(国際法における革新的概念¹³⁾)に言及しており、これが過去20年間に現場で活動してきた各組織の行動に大きな影響を及ぼしている。

子どもたちの参加の権利は、子どもたちをそれぞれ独自の権利を持つ者として尊重する基本的な要素である。個人に関わる決定に影響を及ぼすことができることは、人権の理念の決定的な特徴のひとつである。子どもたちの参加の機会の立案に関して言えば、子どもの年齢や成長に応じて条件を調整する必要がある。子どもたちが自分の意見を自由に表明するのを妨げたり、あるいは自分たちが操られているように感じさせるような形で、子どもたちにプレッシャーをかけたり、無理強いしたり、あるいは影響を及ぼしたりすべきではない。効果的かつ有意義な参加は、子どもの発達能力、親やそのほかのおとなたちの対話を受け入れる姿勢、そうした対話を可能にする家庭・コミュニティ・社会の中の安全な場所といった多くの要因によって左右される。また、子どもたちの意見を積極的に考慮に入れようというステークホルダー(関係者)にもかかっている。子どもの参加の実践の多くは、自分たちに影響を及ぼすあらゆる事柄において自らの意見を表明するという子どもたちの権利をもとにしている。これは、両親の離婚に伴う養育権の問題や、あるいは子どもの世話をめぐる親と当局との論争に関する決



© UNICEF/NYHQ2009-0249/Josh Estey

子どもたちが、それぞれの年齢や成長に応じて、自分たちに影響を及ぼす決定や行動に参加できるよう能力育成を図るべきである。写真：ベトナムのラオカイ省にあるキム・ドン前期中等学校で、ライフ・スキル講習会の時間にポスターを作成する13歳の7年生の生徒とそのクラスメートたち。同校は、子どもの権利、保健、HIV/エイズ、そのほかの問題に関するライフ・スキルの授業を実施している。

定における法的プロセスを、ますます大きく左右するようになってきている。

しかし、子どもたちに影響を及ぼす公的決定の圧倒的多数は、子どもたちの意見を考慮したり、あるいは子どもたちを参加させたりすることなく下されている。従来、政策は、福祉に重点を置いて、子どもたちを一般の行為者ではなくケアやサービスの受動的な受け手とみなしてきた。一般に、子どもたちは、自分たちの名前前で配分された資源に対して影響力を行使できることはめったにない。政府や市民社会の活動のほとんどは、子どもたちや若者たちの明示的承認なしで行われる。支援は、子どもたちと一緒にではなく、子どもたちに代わって実施される。

一般に、子どもたちは社会的や政治的な行為者とはみなされない。ほとんどの国では、人々は18歳になるまでは国や地方の選挙で投票できない。そのため、子どもたちには意思決定の場において正式な居場所がないことが多く、子どもたちの意見を代弁するために、往々にしておとながこれを上手に代表するメカニズムが必要となる。政治プロセスに関わっている子どもたちでも、権利を掲げる市民や自らの利権を守る市民または政治的行為者と思なされることはなく、有益な情報を提供してくれるひとりの関係者としかみなされていないことが多い。

参加の権利

「子どもの権利条約」によれば、すべての子どもたちは次のような参加の権利を持っている。

	条項
子どもの意見の尊重.....	12
表現の自由.....	13
思想・良心・宗教の自由.....	14
結社・集会の自由.....	15
プライバシーの保護.....	16
情報の入手：マスメディア.....	17

出典：「子どもの権利条約」より引用

インドにおける子どもの権利

世界の子どもたちの5分の1が暮らすインドは、1992年12月に「子どもの権利条約」を批准した。それ以来、1990年から2007年までの年平均4.5%という急速な経済成長により、何百万人という人々が貧困から脱却しており、またそれが政府の措置と相まって、子どもたちの生存と発達を改善に導いている。国が公表しているデータによれば、同国の5歳未満児の死亡率は、1990年の出生1,000人あたり117人から、2007年には同72人にまで急速に低下した。改善された飲料水源の利用率は、1992～1993年の62%から、2005～2006年には88%にまで上昇した。6～10歳の女子の初等学校の出席率は、同期間中に61%から81%に上昇しており、それによって初等教育における純就学率のジェンダー平等指数(GPI)は0.82から0.96に上昇した。

経済発展にもかかわらず、依然として貧困と格差が残存

こうした著しい前進にもかかわらず、インドには依然として子どもの権利の実現に向けて数々の課題が残されている。その国土の大きさなどのために、インドでは子どもの権利の侵害の絶対数がほかのどの国よりも大きくなっている。毎年100万人の新生児が、生後1カ月以内に死亡しており、さらに100万人が、生後29日から5年までの間に死亡している。また、ほぼ5,500万人の5歳未満児が、年齢相応の体重に達していない。初等教育就学年齢に相当する2,000万人以上の子どもたちが、学校に通っていない。国内総人口の40%以上の人々が、現在1日あたり1.25ドル未満で生活しており、1億2,800万人が改善された飲料水源を利用することができず、そして実に6億6,500万人の人々が戸外で排便・排尿をしている。

所得の増大に伴って、所得、教育、保健ケアへのアクセス、及び開発の成果面での格差も拡大している。2005～2006年の全国家庭保健調査では、社会階級(カースト)、民族、ジェンダー、資産階層全体にわたって、必須サービスへのア

クセス及び開発の主要な発達成果に際立った相違があることが示されている。同国の子どもが出生登録される割合(69%)と児童婚(若年婚)の割合の高さを考えると、こうした格差は子どもの保護にまで及んでいるはずである。法律で児童婚が禁止されているにもかかわらず、最新の世帯調査では、推定で20～24歳の女性の47%と20～49歳の男性の16%が、18歳未満で結婚または同様の形態をとっていたことが示されている。さらに、同国では出生時における男女比の偏りと児童労働の多さが、依然として重大な課題として残されている。

協調努力が成果を創出

インドでは、政府とそのパートナー、そして多数の非政府組織(NGO)が、子どもの死亡数の削減、保健ケアへのアクセスの拡大、及び子どもたちの初等学校への就学に向けて、粘り強い努力を続けている。同国はまた、子どもの保護に違反する行為の見極めとそれを改善するための法的手段の確立に向けても前進している。同国は、指定カーストや指定部族(先住民、すなわち「アディバシ」)、また根強い差別に苦しむそのほかの人々といった、社会から取り残された集団に対して必須サービスを提供することで、物質的格差に取り組み始めている。子どもの権利の適切な履行を監視するために、2007年3月に、政府によって「国家子どもの権利保護委員会」が設立された。さらに、立場の弱い子どもたちを保護するために、「総合的な子どもの保護構想」と呼ばれる包括的計画も立ち上げられている。

コミュニティ、職場、及び政府の女性に活力を与える、世界で最も革新的な機関がいくつか生まれているインドでは、女性が主導し、女性に焦点を当てた組織が力強く成長している。同様に、数十年にわたって子どもの権利に対するインドで最も精力的な唱導者の一部となっているのが、NGOやボランティア団体である。その一例がバルカン・ジ・バリである。1923年に創設されたこの組織は、貧しいアディバシの

子どもたちのための娯楽及び教育機関となっており、職業訓練、予防接種、そのほかのサービスを提供している。

若者たちは、子どもの権利の完全な実現に向けた、主要な障害の一部を克服する方法を示してくれている。1990年に、「働く子どもを支援する会」という組織と関係のあった児童労働者たちが、「ピマサンガ」という自分たちの団体を立ち上げた。現在これは、子どもの参加の国際モデルとなっている。1997年に、ピマサンガはおとなの評議会と並行して運営される、「マッカランパンチャット(子ども評議会)」を創設している。ケララ州では、バラ・サバスという子どもたちの近隣集団を通じて、政府が子どもの参加を制度化している。同州には4万5,417のクラブがあり、およそ80万人が参加している。

今後の課題

インドにおける広範かつ根深く浸透した搾取、ジェンダー差別、カーストに対する偏見、そのほかの社会問題は、一夜で克服されるものではなく、また2008～2009年の世界的な燃料、食料、及び経済危機が、同国の社会的発展にどのように影響するかも不透明である。これら3つの危機のすべてがインドの経済成長を阻害する恐れがあるため、絶対的貧困生活を送る人々の割合が増大して、場合によっては子どもの生存、健康、教育における最近の一定程度の前進が減速したり、さらには停滞したりしてしまう重大な危険性がある。

インドでは、政府及びそのほかのステークホルダー(関係者)が子どもの権利の完全な実現に向けて取り組んでおり、また若者たち自身は自分たちの優先事項を表明するとともに、コミュニティへの参加を受け入れている。今後数年間でインドにおいて人間の継続的前進を成し遂げるためには、そうした若者たちの継続的な参加とリーダーシップが不可欠となる。

90～92ページの出典・参考文献等を参照のこと。

会議では、おとなたちは子どもたちの意見に耳を傾ける場合があるが、重要な決定になるとしばしば子どもたちは除外される。青年議会は、子どもたちがガバナンス(統治)と政治について学ぶ討論クラブにすぎなかったりする。さらに、若者を巻き込むためのいくつかの試みは名目的で、子どもたち自身の利益のためにというよりも、子どもたちを連れてきて利用し、おとなたちの組織のイメージ作りのために使用したりする。

子どもたちの参加は、子どもたち自身の成長にとって不可欠な役割を果たす。参加を通じて、子どもたちは、男女共に自分たちの経験している暴力について話し合い、虐待や搾取を防いだり、それに対処したりするための対策を講じることができる。子どもたちの参加を促進するプログラムは、子どもたち自身が権利を知り、理解することで効果を上げることができるのである。子どもの生存、発達、及び保護対策が確実に十分かつ適切なものになるためには、子どもたちと話し合うことが不可欠である。

1990年に「子どもの権利条約」が発効して以来、子どもの参加に関するイニシアティブの数が増大している。ひとつの目玉となっているのは、2002年の「国連子ども特別総会」で、これは国連という主要な意思決定機関への子どもたちの参加を積極的に促すイベントであった。150を超える国々から400人以上の子どもたちが、3日間にわたる子どもフォーラムに参加して、最後に参加者全員で自分たちの意見を反映する共同声明を出した。

2006年に発表された国連事務総長の「子どもに対する暴力に関する調査報告書」は、子どもたちと話し合い、その意見や提言を反映しようと試みた、最初の国連調査報告書であった。子どもや青年たちが政策立案者とともに、国家的、地域的、及び国際的な協議に参加した。調査結果を広く知らしめるために、年齢別の子ども向けバージョンが作成された。また子どもや青年たちの存在は、2008年11月にリオデジャネイロ(ブラジル)で開かれた、「第3回子どもと青少年の性的搾取に反対する世界会議」でも強力に押し出された。

子どもや青年たちと話し合うことが、子どもや青年たちに影響を及ぼす政策や活動が確実に効果を発揮する実用的な方法であることが、次第に広く認識されつつある。子どもや若者たちが公的な計画策定や予算の決定に影響を及ぼせるような、恒久的な仕組みを構築することは、決して容易ではない。しかしこれが成し遂げられた場合には、励みとなるような成果もたらされている。それは単に参加している若者たちが成長する上でのメリットだけでなく、若者たちの決定に基づくコミュニティの活動が効果を表しているという意味でもある。

子どもたちのガバナンスへの参加の先駆的事例のひとつとなっているのが、ブラジルのバラマンサ市で、そこ

では1998年以来、18人ずつの男子・女子で構成される子ども参加型の予算審議会が設置されている。選出されたこれらの子どもたちは、若者たちのニーズへの取り組みについて市議会がどの程度のパフォーマンスを繰り広げているか、モニタリング(監視)するとともに、予算の一部を使うことも許されている¹⁴。子どもたちの参加型予算の事例には、ほかに、ブラジルの人口密集都市であるサンパウロやポルトアレグレ¹⁵、英国のニューカッスル・アポン・タインの例がある¹⁶。

これらの例は、子どもたちの有意義な参加がもたらすメリットをいくつか例示しており、それらは民主主義と包括的統治を強化するとともに、開発プロジェクトの妥当性及び有効性を向上させている。また参加は、社会から取り残された貧しい子どもたちに、発達の機会をもたらすスキルや経験を得るチャンスはもとより、公共サービスに関する知識と市民権の意味に対する理解ももたらすことができる。

さらに、子どもの権利の唱導者は、子どもや青年たちによる参加が、虐待、暴力、及び搾取から子どもたちを保護する際に、極めて重要な役割を果たすことを認識するようになってきた¹⁷。参加は、子どもや青年たちの立ち直る力を育成するとともに、そうした子どもや青年たちが変革の主体となって、虐待を招くプロセスを阻止できるようにしている。また参加は、子どもや青年たちが虐待を受けた場合に、とりわけ自分の体験を仲間たちと共有することを通じて、そこから立ち直ることに役立つのである¹⁸。

子どもの参加についての理論と実践は、まだ初期段階にある。しかしそれは、国連加盟国によって「子どもの権利条約」が採択されて以来、この20年間に大きく前進している。さらに、「子どもの権利条約」は、子どもたちの参加の拡大を促進する際の原動力にもなっている。政策立案者たちは、意思決定に若者を参加させることにより、子どもたちの発達、保護、及び民主主義に対する理解が強化されるだけでなく、すべての人々に対する成果も向上することを少しずつ理解できるようになってきた。より多くの子どもや若者たちが、青少年組織とそうした人々の権利を唱導するネットワークを通じて、参加し協働する能力を育成しつつあるのである。

この領域における大きな発展は、最近の、子どもの権利委員会による「意見を聞いてもらう子どもの権利」に関する総括所見第12号の採択である。これは、委員会が「子どもの権利条約」の基本条項のひとつについて総括所見を発表した最初のケースである。この総括所見は、加盟国及びそのほかのステークホルダー(関係者)に対してガイダンスを提供するもので、条項に対する理解及び解釈を促進し、その完全な実施を実現するために必要な法律・政策・活動の範囲について説明し、実施においてど



© UNICEF/WHO/2007-1022/Assef

子どもの権利の実現は、「平和、平等、寛容、安全、自由、団結、環境の尊重、及び共同責任の世界」という、ミレニアム宣言で描き出された世界を創り出すために極めて重要である。写真：セネガルのカブリネという村落にある、カブリネ第一初等学校の教室に立つ女の子たち。手にしている小さな黒板には、「私には平和に暮らす権利がある」と書かれている。

のような建設的アプローチをとったらいかを説明し、子どもたちに影響を及ぼすあらゆる事柄において、大人たちの意見を相応に考慮するにはどのような方法をとるのが適切なのか、その基本要件を提案するものである。

「子どもの権利条約」の理解及び履行の拡大に向けて

「子どもの権利条約」は、歴史的な文書であるばかりでなく、世界中のあらゆる文化やあらゆる地域の人々がより細心かつ公平に子どもたちを処遇しようとするときに、親、教師、医師、あるいは警察官から、子どもたちの福祉と保護の責任を負っている政府の大臣に至るまで、人々を導き続けていく道徳的指針となるものである。この条約により、すでに子どもたちの権利の情勢が変化している。しかし、そうした権利が普遍的に尊重され、保障される世界を想定するそのビジョンは、いまだ実現からは程遠い段階にある。

白書の後半では、今後の課題について考察していく。まず、「子どもの権利条約」を支持している主要なステークホルダー（関係者）グループの代表者によって書かれた、

一連の寄稿文を掲載する。執筆者が代表しているグループは、家族及びコミュニティ、市民社会及びメディア、開発専門家、政府及び国際機関、民間部門、ならびに子ども・青年・若者である。





第2章

寄稿文

「子どもの権利条約」 に対する考え方

「子どもの権利条約」は、すべての子どもたちのケア、処遇、保護に対する基準を定めている。それらの基準をどう解釈し、守るべき権利を実現するために必要とされる対策をどのように適用するかは、ステークホルダー（関係者）の行動に依存している。つまり、親、家族とコミュニティ、市民社会、メディア、政府及び国際機関、民間部門、唱導者及び活動家、個人及び各種機関、子ども・青年・若者などを含む、すべてのステークホルダーの行動に依存しているのである。

「子どもの権利条約」の意義及び価値に対するこうしたステークホルダー（関係者）の考え方は、それぞれの国、コミュニティ、社会、家庭、組織においてその条項をどのように適用するかの、行動の基礎となる。「子どもの権利条約」の唱導者には、「いつ、どこでも、すべての子どもたちの権利を実現する」という共通目標があるが、そうした人々の持つ多種多様な経験、専門技能、環境は、アドボカシー、政策、及び実践の面で、さまざまなアイデアや革新をもたらしてくれる。

「子どもの権利条約」採択20周年を記念して、今年の『世界子供白書』ではさまざまなステークホルダー（関係者）グループの代表者に寄稿を依頼し、「自分たちにとって『子どもの権利条約』はどのような意味があるのか」、そして「21世紀に『子どもの権利条約』が直面しそうな重大問題は何か」に関して、短くまとめてもらった。ここに紹介する寄稿文は、2009年半ばに本白書を発表する時点で受領していたものの中から厳選したものであり、ユニセフのウェブサイトwww.unicef.org/rightsiteでその全編を閲覧することができる。

© UNICEF/NYHQ22005-1403/Christine Nesbitt



オム・プラカシュ・グルジャール (Om Prakash Gurjar)氏は、インド、ラジャスタン州アルワル地区のドワラプール村で、債務労働者の家庭に生まれた。長年にわたり、同氏は債務労働者として、地主の所有する農場で労働を強いられた。2002年に非政府組織(NGO)「バチパン・バッチャオ・アンドラン」の支援を受けて債務労働から解放されたのち、「バル・アシュラム(子どものためのリハビリテーション施設)」で教育と研修を受けた。自分の村の大勢の子どもたちを債務労働から解放する手助けをし、子どもたちの就学を支援している。同氏は子どもの権利のための比類なき闘士として頭角を現し、2006年には国際子ども平和賞を受賞した。現在は、バチパン・バッチャオ・アンドランの若き活動家であると同時に、11年生の学生でもある。

私のアイデンティティ、私の権利：児童労働者から子どもの権利活動家へ

執筆者：オム・プラカシュ・グルジャール

私が生まれ育ったインドの村には、子どもの権利という概念は存在しない。私たちの親は、義務と決意のもと、重労働に耐えて私たちを育てている。お金を貯めることができるならば、子どもたちは学校に通うことができる。そう信じてのことだ。しかしほとんどの場合、子どもたちには、親と一緒に農作業に従事し、牛の世話をする以外に選択肢はない。

男の子が生まれると、祖母が家の玄関に立って「ターリー」という金属製の平皿を嬉しそうに打ち鳴らし、男児が生まれたことを知らせる。逆に女の子が生まれると、必ず家族の中の女性たちが、家の入り口で陶製の水差しを割る。家族の中の誰かが亡くなったときにも行われるこの行為は、隣人や村人たちに対して、生まれた子どもが女の子だったことの悲しみを表明しているのである。男子と女子の違い、そして家庭や社会での男女の価値には、生まれたときから歴然とした差が存在している。

私の父親は、かつて地主から借金をし、地主はその見返りとして、私の父親と家族に債務労働者として仕えるよう強要した。私は5歳のとき、なぜ自分が労働者として働かされなければならないのかをまだ理解できないうちから、地主の農場で懸命に働きだした。私は、自分がどうして動物や作物を相手に働き、ほかの子どもたちのように学校に行けないのか不思議に思っていた。それから3年後、村々を回るバチパン・バッチャオ・アンドラン(子ども時代を救え運動)の活動家の一団が村にやってきた。教育について、そして子どもの債務労働に反対する自分たちの活動を知らせるために村々を回っていた彼らは、私やそのほかの債務労働者と出会った。彼らの話を聞いて、私は自分の子ども時代が無駄に過ぎていること、そしてそうした子どもたちを救おうとしている人々がいることに初めて気づいた。

私たちの状況を知ると、活動家たちは債務労働や児童債務労働から私たちを解放しようと、熱心に取り組んでくれた。しかし、これは難しいことであった。地主も親たちも、子どもに権利があるという考えや、児童労働に問題があるという考えを受け入れる準備ができていなかったためである。私の両親は、初めの頃はいかなる議論も避けていた。しかし多大な努力の末、バチパン・バッチャオ・アンドランの活動家たちは私の両親を説得し、私を債務労働から解放させるよう地主に要求させるようにし、同時に、彼ら自身も地主に対して私を労働から解放するよう圧力を加えた。彼らの献身的な努力により、ようやく私は解放されることとなった。

債務労働から解放されてから、私は解放された元債務労働者の教育と訓練に専心するバル・アシュラムという、ラジャスタン州にある子どものためのリハビリテーション施設に行った。バル・アシュラムに到着した瞬間、私は「子どもの権利」がどのようなものを理解した。この場所が、子どもたちの声を聞いてもらえて、その意見が考慮され、そうした意見を考慮した上で決定が下される場所であることに気づいたのである。子どもたちのパンチャヤット(集会)が設けられていて、マネージャーやインストラクターとのミーティングでも生徒たちの関心事や懸念が代弁されるようになっていた。次第に私は、バル・アシュラムの先生やほかの生徒たちを通じて、社会には私たちのような子どもたちの成長を助け、保護する法律があることを理解するようになった。そしてそうした法律は、インドだけでなく全世界で適用されていることを私は学んだ。そうした法律を通じて、子どもたちの権利は明確に謳われており、「子どもの権利条約」やそのほかの子どもたちの権利に関する法律文書が設けている基準を履行することは、すべての人々の共同責任なのである。

インドでは、子どもの権利を実現するチャンスを手に入れようとするだけでも、まずは法律によって存在を認められなければならない。つまり、子どもたち自身のアイデンティティというのが、子どもの権利を実現するための最も重要な要因だということである。

バル・アシュラムで教育と研修を受けている間に、私は自ら率先して、学校やその周辺で子どもの権利について話した。債務労働から解放されてからは、熱心に教育を受けるとともに、私のような子どもたちが直面している課題に対する認識を広めることにも心血を注いだ。私が通っていた地元の公立学校は、100ルピーの学費を支払わなければならなかった。しかし私は、公立学校というのは本来無料であるべきものだと何をか読んでいたことがあった。そこで私は、この問題を地元の判事に提起して適切な措置を求めた。私の申し立ては、私の住むラジャスタン州の高等裁判所であるジャイプル裁判所に提出された。裁判所は、学校側には、生徒の親たちから徴収した学費を返金する義務があるという判決を下した。私の訴訟はラジャスタン州人権委員会で取り上げられ、現在ラジャスタン州では、学校が生徒の親たちから学費を徴収することは禁止されている。最近私は、バチパン・バッチャオ・アンドランの活動家たちとともに、ザリ（金の撚り糸という意味）工場から債務労働を強いられている子どもたちを解放しようとしたとき、解放された子どもたちに対する政府役人の振る舞いの無神経さを目の当たりにした。そして私が「子どもの権利条約」にあるルールに従うよう要求すると、彼らはそのようなルールがあることさえ知らないようであった。

インドでは、子どもの権利を実現するチャンスを手に入れようとするだけでも、まずは法律によって存在を認められなければならない。つまり、子どもたち自身のアイデンティティというのが、子どもの権利を実現するための最も重要な要因だということである。このことを知っていた私は、ダウサ及びアルワル地区から来た子どもたちに、自分たちの権利を主張するよう促し、また出生登録の推進運動を行っているときには、500人の子どもたちが正式に出生登録をする手伝いをした。出生登録を行うことにより、現在と将来にわたって子どもたちの権利が保障されるのである。

「子どもの権利条約」の採択から20年経った今も、インドでは一般の人々の間においても、さらには子どもの権利のために活動している多数の政府機関においてさえも、いまだ子どもの権利に対する認識はほとんどない。インド政府は、子どもの権利保護委員会を設置して、子どもの権利を守るためのイニシアティブを推進しているが、その効果はまだ十分に感じられない。世界各地で子どもの権利のために活動している活動家たちの取り組みを通じて、「子どもの権利条約」の締約国の政府に対して、政府としての子どもへの義務を果たすよう圧力を加えなければならないと私は考えている。この問題に対する意識を高めるとともに、子どもの権利を積極的に履行する責任を国に負わせなければならないのである。



© UNICEF/IBANA07-00011/Shehzad Noorani

バングラデシュのダッカの外れにあるジョイプールで、成形されたばかりのレンガを運ぶ8歳の少女。



持続可能な財政政策： チリの若者たちへの投資

執筆者：アンドレス・ベラスコ

アンドレス・ベラスコ (Andrés Velasco) 氏は、2006年にチリの財務大臣に任命された。同氏はエール大学で経済学の学士号を、またコロンビア大学で経済学の博士号を取得。数々の教授職をこなし、博士号取得後も特別研究員を歴任、開発経済学の第一人者である。チリ政府でいくつかの要職を歴任する一方で、世界銀行、米州開発銀行、国際通貨基金 (IMF)、及び中米諸国のいくつかの政府に対するコンサルタントも務めている。ベラスコ博士には、政治的所属はない。

1990年に、「民主主義のための政党盟約〈コンセルタシオン・デモクラシア=与党連合〉」による初政権は、「子どもの権利条約」が呼びかけている権利の実現の責任を引き受けた。それ以来、チリの各政権は、このコミットメントを果たすための対策を講じてきている。とりわけバチェレ大統領の政権時代に、子どもの権利の分野において重要な前進が成し遂げられており、子どもたちの発達に重点を置き、持続可能な財政政策と長期ビジョンに支えられた、新たな社会制度がいくつか導入された。

チリの子どもたちに対する投資は、社会的、経済的に正当化できるものであり、早ければ早いほど、その効果は大きくなるはずである。数々の調査により、就学前教育には長期にわたるプラス効果があることを示すエビデンス（証拠）が集められており、子ども時代の最初の数年間に得られるスキルが、その後の人生にとって極めて重要であることが立証されている。これらの調査では、質の高い就学前教育を受けた子どもたちは、その後の人生において優れた学業成績を収めることができ、より高度な教育機関に就学する可能性が高く、将来の収入が高くなるとともに、犯罪行為に走る確率が低くなることが実証されている。

幼児向けの政策、中でもとりわけ就学前教育への参加率を高めることを目的としたものは、子どもたちが育った環境の違いを是正し、公平性と機会の平等を促進してくれる。さらに、そうした政策は、先進国と比べて——改善は見られるものの——どうしても遅れがちになっているチリでの女性の就労率（労働市場への参入）を短期的に促進する強力な手段にもなる。国内の最も貧しい地区では、世帯主の30%以上が女性であり、それらの人々は無料の子どもケア・サービスをより強く必要としている。公的な就学前教育や無料の子どもケア・サービスの提供は、そうした女性たちの就労の機会を容易にすることによって母親たちに恩恵をもたらすだけでなく、世帯の所得増加で、貧困から抜け出せる可能性が高くなるという意味で、子どもたちにも恩恵をもたらす。

2006年の最初の数カ月に、バチェレ大統領は、さまざまな分野の専門家で構成される大統領諮問委員会を開催し、子ども向けの政策刷新のための提案を策定した。そのほとんどは、機会の平等を向上させるため、権利保護を基礎にしたシステムの立ち上げを伴ったが、翌年以降に公的資金を使って政府により実行された。

この政策刷新との関連で、2007年に総合子ども保護システム (Chile Crece Contigo) が創設された。このシステムには、子どもたちを支援ネットワークの中に取り込み、その成長と発達をモニタリング（監視）する、分野横断的な対策が含まれている。Chile Crece Contigoの重要なプログラムのひとつは、「生物心理社会的」開発プログラムで、子どもが胎内にいるときから4歳児までをカバーするものである。これは子どもたちを刺激し、発達の遅れを回避させるようなイニシアティブと健康チェックを組み合わせたものである。このプログラムは対象範囲が次第に拡大されて、より幅広い年齢層及び地域の子どもたちまでカバーするようになっており、その結果、今年だけで100万人を超える子どもたちがプログラムに参加している。さらに、社会政策の面で子どもの権利を中心としたアプローチを採用することにより、政府は低所得世帯に対する子どもひとりひとりについて自動補助金制度を確立して、140万人近くの人々を支援している。現在チリ議会は、Chile Crece Contigoを制度化して将来の資金を保証する法案を検討中である。

子どもたちの発達と母親たちの就労にとって就学前教育が重要であることに鑑みて、チリ政府は就学前教育（幼稚園や保育園）を拡充する歴史的な計画を表明した。現政権

チリの子どもたちに対する投資は、社会的、経済的に正当化できるものであり、早ければ早いほど、その効果は大きくなるはずである。

下の4年の間に、政府は無料の子どもケア・センターを毎年900室ずつ新設し、5倍に増やす予定である。今年は総人口のうちの最も貧しい40%の家庭の0~2歳の子どもたち合計8万5,000人に、就学前教育の場を提供した。これにより、就学前教育の普及率が3%から17%に増加したことになる。

現政権下において、幼稚園に入る前の教育は政府の学校バウチャー（あるいは教育バウチャー）制度に統合され、それにより、教育がすべての子どもたちに保障されることとなった。今日では、こうした学校バウチャーはおよそ12万人の子どもたちに恩恵をもたらしており、子どもたちには学校教育と給食が提供されている。また、幼稚園入園前の子ども及び幼稚園児の授業日を延長したい旨、助成金を受けている学校からの申し出があれば、資金が提供された。

最後に、2008年に、初等教育に就学する最も弱い立場にある子どもたちを対象にした、特別な学校バウチャーが導入された。この学校バウチャーにより、最も厳しい状況の子どもたちに対する資源が確保されただけでなく、子どもたちが受ける教育の質を向上させるためのインセンティブも導入された。これにより、「差別のない処遇」の理念が改めて明言され、個々人の社会経済的状態によらず子どもたちへの平等な機会の提供が確実に実現することになる。この特別な学校バウチャー計画により、毎年75万人の児童たちに恩恵がもたらされることになる。

これらの対策はいずれも、2つの基本的要因の組み合わせがなければ不可能であった。つまり、「子どもの保護政策に然るべき優先度を与えるという大統領の意思」と、「経済に影響を及ぼしている外的ショックにかかわらず実施のために必要な資源を保障する、本格的なマクロ経済政策」である。チリで適用されている財政黒字ルール的重要な利点は、支出が収入という変動しやすい要素と結びついていないことであり、それによって現在の経済危機という状況において、国は好況期に蓄えた資源を利用することができるのである。これによって私たちは、バチェレ政権の確約事項であり、また「子どもの権利条約」の中心にもなっている社会保護システムの継続性を確保することができるのである。



© UNICEF/NYHQ2008-0288/Markisz

ジャマイカのキングストン及びセント・アンドリュース行政区にあるデンハム・タウン初等学校で、色とりどりのプラスチック・ブロックで遊ぶ少女。



路上での生活：何百万人という子どもたちが、いまだケアも保護も受けられずに路上で生活している

執筆者：ハンナ・ポラック

アカデミー賞にもノミネートされた映画監督のハンナ・ポラック (Hanna Polak) 氏は、ロシア連邦映画大学を卒業した。自らの映画制作との関連で、同氏はロシア国内で慈善活動に参加しており、全世界の恵まれない子どもたちを支援するために「アクティブ・チャイルド・エイド」を創設し、のちにこれと協働している。

子どもたちの権利、保護、幸福な生活のために奮闘することは、必要不可欠なことである。その奮闘が成果を挙げることができずに終わったとき、すなわちホームレスの子ども（家庭がなく、路上などで生活している子どものこと）が路上で命を落としたようなときには、私たちは必ず、この上なく悲しい運命から子どもたちを守るために、国、議員、コミュニティ、及び各個人がどれだけのことをしているのだろうかと問い正さなければならない。

虐待を受けている子どもたちやホームレスの子どもたちのために活動している人々、そして子どもたち自身にとって、「子どもの権利条約」のビジョンははるか彼方にあるものように思える。「路上生活」の子どもたちは通常、「子どもの権利条約」の中で謳われているほぼすべての権利を剥奪されている。暴力や放置が横行する家や児童養護施設から逃げ出した子どもたちは、引き続き過酷な現実を体験していくことになる。多くは児童労働を余儀なくされ、またほぼ全員が性的搾取の被害者となる。

こうした子どもたちはしばしば、ケアや保護を託されているまさにその当人や当局から激しい虐待を受ける。子どもたちは治療を要するほどのさまざまな苦痛に苦しめられ、その多くは入院を必要とするほどひどい。飢えと寂しさを抑えるために、彼らは「シンナー」を吸い、やがて中毒性幻覚剤にはまっていく。そうした子どもたちの目に映るのは、残虐な行為や搾取だけである。そして長期的で、持続的な思いやりのある人間関係の代わりに構築されるのは、同じホームレスの子どもたちやペットとの短期的関係である。毎日が生存をかけた闘いであるこうした過酷な環境の中では、ホームレスの子どもたちは決まって罪を犯し、多くは最後に刑務所に行き着くことになる。彼らは何度も死の局面に遭遇する。同じ路上生活の友人が死んでいくのを目の当たりにすることもあれば、彼ら自身、残忍に殺害される場合もあり、また薬物中毒や病気で命を落とす場合もある。

ホームレスの子どもたちは、過酷な状況の中で生活している。彼らは階段やゴミ箱、地下トンネルで眠る。冬には街の暖房用に敷かれた温水パイプから必要な暖をとる。彼らはゴミ箱やゴミ捨て場で食料をあさる。彼らはまだ子どもであるにもかかわらず、社会の片隅でおとなの生活を送ることを強えられる。先の見えない生活にもかかわらず、彼らは歌い、踊り、夢を見るのだ。

こうした子どもたちが経験している驚愕的な状況には、緊急の対応が必要である。「子どもの権利条約」に基づく彼らの権利を実現し、彼らが路上生活やゴミあさりをしなくて済むようにすることが、私たちの義務である。これは何も全く対策が講じられないということではなく、十分な対策が、あらゆるレベルで講じられてはいないということである。各国政府は自らの責務を全うして、虐待を受けている子どもたち、親に捨てられた子どもたち、ホームレスの子どもたちを支援するために、さらに多くの対策を講じなければならない。コミュニティも、子どもたちのケアの面で役割の一端を担うべきである。また各個人の行動も、社会変革の強力な促進剤となりうるだろう。

私たちは、子どもの貧困やホームレスの問題に対する意識を高めることができる。私たちは、状況を改善するための資源と機会を持っている政治家や関係当局にメッセージを伝えることにより、世論に影響を及ぼすことができる。また私たちは、世論に影響を与えて事態の改善に拍車をかけるための強大な力を持つメディアの関心を引きつけることもできる。小さな努力を通じて、私たちは変革の大きな支持者になることができるのである。

小さな努力でも、最大の勝利——つまり、こうした素晴らしい子どもたちの中のひとりの命を救うという勝利——を勝ち取ることができる。彼らが求めているもの、それは世界各国が「子どもの権利条約」の中で認めている本当の意味での「子どもでいられること」である。

その一例は、近年メディアのメンバーがホームレスの若者たちの問題を検証し始めているモスクワに見ることができる。メディアの取り組みがきっかけとなり、当時の大統領で現首相のウラジーミル・プーチン氏は、ホームレスの子どもたちの問題に取り組み始めた。政策が策定され、その結果、モスクワ地区に新たな児童養護施設が建設されるとともに、子どもたちの路上生活を防ぐためのプログラムが拡大されたのである。

社会の大多数の人々や政治家が、子どもの権利に関する規約の必要性に賛同し、人間は誰も同じ価値を有し、尊厳を持って処遇されるべきであるということに賛同している場合でも、子どもの人権を普遍的に履行することは難しい。所得、生活状況、必須サービスへのアクセスといった面での格差や、ほかの社会集団との争いが原因で、大勢の子どもたちが、生存・発達、保護、参加に対する基本的権利を剥奪されている場合がしばしばある。だからこそ、子どもの権利の完全な実現という基本的責務に関する意識を向上させる取り組みを、継続的に行っていくなければならないのである。

すべての政府首脳が、それぞれの国に適した法律で裏付けられた、必須かつ不変の人権を履行する責任を負っていると私は考えている。発展した社会であるかどうかは、弱い立場にある集団（子どもたち、高齢者、障害のある人々など）が、尊厳を持って処遇されているかどうかを見れば分かる。中部・東部ヨーロッパ及び独立国家共同体（CIS）の過度期にある国々は、一部の人口集団が抑圧され、平等な機会が否定されているために、困難な立場の人たちの人権にからみ、独特の課題に直面している。さらにそれらの国々では、これまで一般的な社会問題に対する解決策が、もっぱら国の運営する機関や組織の手に委ねられていたために、非政府部門の活動はまだ始まったばかりである。これは時間が経過して、各個人や非政府組織（NGO）がそれぞれの社会の中でより積極的に活動するようになって、初めて変わってくるものである。

私が2005年に制作したドキュメンタリー映画の『ザ・チルドレン・オブ・レニングラドスキー（The Children of Leningradsky）』は、ロシアのホームレスの子どもたちの実状を描写したものである。この企画は、放置された子どもたちの状況を、さまざまな角度から検証してみたいという考えから持ち上がった。このドキュメンタリー映画は、社会から置き去りにされ、誰からも保護されず、その権利を否定された子どもたちの悲劇的な運命を描き出している。この映画が制作された当時、ロシア当局の推定では、およそ3万人のホームレスの子どもたちが、モスクワの路上や鉄道の駅で生活していた。

このドキュメンタリー映画は、こうした子どもたちの助けを求める叫びとなり、その声が社会に届けられた。全世界及びロシアでは、メディアの報道や上映、大学での講義、パネル・ディスカッション、及びそのほかの大規模なイベントによって、ホームレスの若者たちに関する意識が向上している。私の映画やそのほかの同様の映画は、子どもの権利に関する議論に目に見える貢献をしていると同時に、社会から放置されたホームレスの子どもたちの悲惨な現状を世界中の人々に知らせている。

小さな努力でも、最大の勝利——つまり、こうした素晴らしい子どもたちの中のひとりの命を救うという勝利——を勝ち取ることができる。彼らが求めているもの、それは「子どもでいられること」だけ。誰もが子ども時代に享受すべき、そして世界各国が「子どもの権利条約」の中で認めている、楽しみ、自由、そして安全を保障された、本当の意味での子どもでいられることを求めているだけなのである。



© UNICEF/HQ04-0986/Giacomo Pirozzi

グルジアのトビリシにある、路上で生活あるいは働いている子どもたちのためのシェルター「スズメ」の寝室で、話したり本を読んだりしている12歳と15歳の少女。



マージョリー・スカーディノ (Marjorie Scardino)氏は、ピアソン・エデュケーション、ペンギン、及びフィナンシャル・タイムズ・グループで構成される、国際的な教育及びメディア企業である「ピアソン」の副社長である。1997年1月まで、同氏はエコノミスト・グループの最高経営責任者を務めており、また1985年以前は、米国ジョージア州サバンナにある法律事務所のパートナーを務めていた。同氏は夫のアルバート・スカーディノ氏とともに、ピューリッツァー賞を受賞した『ジョージア・ガゼット』紙の創設、発行に携った。2人の中には3人の子どもがいる。

自分自身を表現しよう： 教育を通じた子どもたちの表現の 自由の促進

執筆者：マージョリー・スカーディノ

全世界の人々が、経済や政治に関して自ら判断をしたいと強く望んでいる。それは、私たちが自分自身を表現する自由を切望しているからである。言葉や映像、芸術や音楽、サッカーのような身体的運動や数当てゲームのような知的運動のいずれを問わず、私たちの表現には、私たちのアイデア、私たちの夢、そして私たち自身が抱いているイメージが包含されている。教育の機会や表現の自由のない子どもは、発達することができない。教育の機会や表現の自由は「子どもの権利条約」の目標となっており、また私たち全員を突き動かすべき目標であり、20年間にわたって私たち全員を突き動かしてきたものである。

私の考え方は、民間部門の視点からの、公式、非公式双方の形で人々の教育を支援することにより、60カ国以上の全年齢層の人々が各自の考えを表現できるようにすべく努めている教育及びメディア企業の代表者としてのものである。「自分の意見や判断に対する明確で意識的な見方、それらを構築するにあたっての真実、それを表明するにあたっての雄弁さ、それを促すための力を人に与えるもの、それは教育である」と、宗教及び教育哲学者のジョン・ヘンリー・ニューマンは、かつて1852年に記している。20年前、「子どもの権利条約」は、同様の理念の概要を示した。すなわち、「子どもに教育を受ける『権利』があれば、その子どもは結果として、前文の言葉を借りれば『社会において個人として生活するため十分な準備を整える』のに役立つ、情報へのアクセスや表現の自由を手に入れることになるであろう」と。

「子どもの権利条約」には50以上の条項が盛り込まれているが、ここで私は、3つの領域が持つ力に焦点を絞りたいと思う。すなわち、「教育」、「情報」、及び「表現」である。私たちの会社が始めた特定のイニシアティブは、これらの領域により啓発されるとともに、私たちが——往々にして政府、非政府組織 (NGO) とパートナーシップを組むことになるのだが——どのような役割を果たすべきかを教えてもらった。教育を受ける機会を子どもたちに保障し、そのプロセスの中で子どもたちがさまざまな経験を積めるようにするのが私たちの役割である。

よく知られている3つの例を以下に示す。

アンゴラで、私たちは教育省及びモンテノ言語・識字協会 (南アフリカの非営利組織) と協力して、100万人の子どもたちに、日ごろ家庭で話している言語でありながら、活字では見たことがない現地語で書かれた教科書を提供する取り組みを行っている。この活動により、低迷している識字率が向上することになるとアンゴラ政府は確信している。

英国政府や非営利組織のジャンプスタート、ブックトラスト、ブック・エイド・インターナショナルといったパートナーとともに、私たちは子どもたちの手元に本を届け、それを子どもたちに読んで聞かせるよう親に勧める、大規模なプロジェクトに取り組んでいる。

私たちのウェブサイトのひとつである「Poptropica (ポップトロピカ)」では、90種類の異なる言語を話す70カ国の4,000万人の子どもたちの関心を引きつける方法でゲームと教育を組み合わせ、子どもたちが数学、科学、歴史そのほかの教科の学習に相互に携われるようにしている。

通常私たちは、民間企業の目的というのは利益の追求であり、社会というより大きな世界に注力するのは、あくまでも義務的な側面にすぎないと考える。長期にわたる運営に専心する民間企業は、ほかに経営を支える術がないため、確かに利益によって経営が維持される。しかし私たちの会社では、奉仕する社会的目的が原動力となっており、そ

「子どもの権利条約」の採択20周年を迎えるにあたり、民間部門は、子どもの権利条約が、市民の中に新たな世代を育てている力に感謝し、また、子どもたちが社会の手本であることを思い起こさせてくれることに感謝している。

れによって会社の存在意義が明らかにされている。教育と情報を通じて子どもたちが考え方を広げ、自分の考えを表明できるように支援することが、私たちの目的の大きな部分を占めているのである。

「子どもの権利条約」の中の「表現の自由」という目標の達成を支援しようとしているすべての組織（民間部門及び公共部門を問わない）が直面している問題が、当然のことながら、存在する。すべてのメディアがそうであるように、民間の放送局及び新聞社は、デジタル時代の経済によって圧迫され、変化を余儀なくされている。その影響により、子どもたちに語りかける地方局と番組の双方が削減されることになる可能性がある。現在のこの経済的重圧の中で、多くの国では十分な教育予算を確保することができないでいる。一部の国では、景気刺激策として資金抛出が行われ、重圧の軽減に寄与することになると思われるが、それでもなお削減は行われることになるであろう。世界各国が教師不足に直面しており、そのために教育の改善への多大なる努力が危険にさらされ、2015年までにすべての子どもたちが初等教育を受けられるようにするという、国連のミレニアム開発目標2の実現が危うくなる可能性がある。

こうした問題がもたらす結果を克服しようとするのであれば、私たちは思い切った対策を講じなければならない。とはいえ、今後20年が情報、学習、及び人間の表現の時代になりそうだと期待できるだけの数多くの理由がある。おそらくそうした期待を抱かせる最大の理由は、デジタル革命により、私たちはこれまで決してできなかったような包括的方法で、構想やアイデアを簡単に共有できるようになったことである。先進技術により、大量の良質な教育的コンテンツを、携帯電話やコンピュータを通じて全世界の子どもたちに配信できるようになり、子どもたちが自分の好きな場所で好きな時間に、各自のペースで学習できるようになる。一部の国では、無線技術の普及が地上通信線を追い越しており、以前は経済的及び物理的に疎外されていた遠隔地にまで、教育資材が瞬時に届けられている。

子どもたち自身の社会的ネットワークの構築を許すことは、子どもたちが子どもたちの声を聞く機会を作ることにも役立つ。ネットワーク上で集まって互いの話を聞くことは、あらゆる国籍や生い立ちの子どもたちが、かつては目に見えなかったり手が届かなかったりした共通のきずなを作り上げるか、あるいは少なくともそれを見つけるのに役立つ。こうしたネットワークにはいくつかのルールが必要となる場合があるが、それらは社会的交流の強力なツールとなり、人々を分裂させるよりも連携させるものとして注目を浴びるであろう。

当然ながら、どんなに最新のすばらしいソフトウェアでも、教師にとって代わることはできない。毎年何百万人という子どもたちに、事実、数値、理解、刺激、興奮、純粋に不思議な力を提供する生身の人間に代わることはできない。しかしソフトウェアは、教師の職務の一部を自動化することで、教師の数を増やすのと同じ役割を果たすことができる——「子どもの学習ペースや彼らがいま何が必要としているのか、そのニーズに関する診断情報の収集」、「子どもたちが自分たち自身で学習を評価してそのギャップを埋めることができるようにすること」、「学校や親に、各自の役割を果たすのに役立つ情報を提供すること」といったことである。

「子どもの権利条約」の採択20周年を迎えるにあたり、民間部門は、子どもの権利条約が、市民の中に新たな世代を育てている力に感謝し、また、子どもたちが社会の手本であることを思い起こさせてくれることに感謝している。私たちは、「子どもの権利条約」の考え方に刺激を受けたことに喜びを感じ、今後その考え方を促進するために私たちに何ができるかを考えることに喜びを感じる。



© UNICEF/NYHQ2005-1059/Roger LeMoigne

レバノン北東部のベッカー高原にある公立学校のティムニン・エル・タータで、列になって授業を待つ子どもたち。



イシュマエル・ベア (Ishmael Beah) 氏は、1980年シエラレオネ生まれ。ベストセラーになった『戦場から生きのびて——ぼくは少年兵士だった (原題: A Long Way Gone: Memoirs of a Boy Soldier)』の著者である。同氏は、ユニセフ「紛争の影響を受けた子どもたちのための代弁者」、「ヒューマン・ライツ・ウォッチ子ども諮問委員会」のメンバー、「紛争の影響を受けた若者たちのネットワーク (NYPAW)」の共同創設者、そしてイシュマエル・ベア基金の代表である。ベア氏はオベリン大学で政治学の学士号を取得しており、現在は米国ニューヨーク市在住である。

子どもの権利： 方向性は正しいが、 実現までは遠い

執筆者：イシュマエル・ベア

「子どもの権利条約」の真価は、子どもの権利が日常的に脅かされたり侵害されたりしていない国々では、必ずしも十分に評価されていないかもしれない。私は、長年にわたって恐怖、死、及び人権侵害に侵食されてきたシエラレオネで暮らしたからこそ、子どもの権利に取り組む、具体的で、法的拘束力のある国際文書の必要性を理解するようになった。内戦がくり広げられた時代に子ども時代を過ごした私は、家庭や社会の仕組みを破壊しつくした紛争で戦うことを余儀なくされた。そこでは人権侵害が当たり前に行われていたが、「子どもの権利条約」の履行に専心するいろいろな組織の取り組みを通じて、ようやく私は紛争から解放されることになった。その後、シエラレオネを離れてから、私は武力紛争の影響を受けている子どもたちの代弁者として活動するようになった。「子どもの権利条約」とその2つの選択議定書は、私が生きた子どもの権利について話すための強力なアドボカシー基盤となっている。

私が「子どもの権利条約」に初めて触れたのは、1996年に初めて渡米したときであった。私は、ユニセフとノルウェー・ピープルズ・エイドが主催した、紛争が子どもたちに及ぼす影響に関する会議に出席するために国連を訪れた。この会議では、子どもの権利に関する話し合いに子どもたちを参加させることの重要性が認識され、その年に発行された「マシュル・レポート」(武力紛争が子どもたちに及ぼす影響に関する革新的な調査研究)の中で指摘された理念の多くが会議の中に組み込まれた。

会議の間に私は、武力紛争によって直接的に影響を受け、私同様、「子どもの権利条約」で明示されている子どもの権利に初めて触れた56人の子どもたちと会った。当時私は16歳で、この知識が——とりわけ紛争で荒廃した国々から来た子どもたちにとって——いかに私たちの生命の価値と人間性を改めて呼び覚ますものであったかを覚えている。そのとき、私は子どもたちの権利の唱導者として活動することを決心し、「子どもの権利条約」に関する認識を広める決意をしたのである。

1990年代に「子どもの権利条約」が幅広い支持を得るようになるまでは、子どもの権利に関して一般の間で議論することは難しく、そうした議論が行われるのは極めてまれなことであった。条約の幅広い履行を実現するためには、やらなければならないことがたくさんあることは明白であるが、「子どもの権利条約」が発効したことにより、国家レベルでのモニタリング(監視)及び説明責任の仕組みを設置するための準備が整った。「子どもの権利条約」の条項や理念の多くが国の法体系に組み込まれれば、子どもや若者たちに、いつか自分たちの権利が実現する日が来るだろうという希望をもたらす。私は全世界を飛び回っている間に、いったん子どもたちがこうした権利の存在を知ると、彼らは熱心にその実現を求めようになり、共通の法的基準を整備することの重要性を表明するようになるのを見てきている。「子どもの権利条約」の存在を知ると、子どもたちは自国の政府に対して、自分たちの権利を具体的に実現するよう求めるようになるのである。

「子どもの権利条約」は、幅広い経済的、社会的、市民的、文化的、及び政治的権利を包含する54の条項からなっており、それらはいずれも、子どもの権利のための強力な包括的な枠組みを作り上げるのに寄与するものである。自分の経験から——当初は自分の権利が踏みにじられたことを自覚したひとりの子どものとして、そして現在は子どもの権利の唱導者として——責任の基本範囲を決める特定の条項というものがある。それに基づいてほかの条項が運用されるのだと確信している。

そうした条項のひとつが第6条で、そこでは、すべての政府は「子どもの生存及び発

「子どもの権利条約」の条項や理念の多くが国の法体系に組み込まれれば、子どもや若者たちに、いつか自分たちの権利が実現する日が来るだろうという希望をもたらす。

達を可能な最大限の範囲において確保」しなければならないと明言されている。人権が保障されていない所では、第6条は、子どもたちに代わって、議員に働きかけるためのツールとなる。これを用いて、子どもたちを紛争から解放し、危害が及ばされないよう保護することができるのである。またこの条項は、子どもたちの発達を守るよう義務付けている。紛争で荒廃した国々では、これにはしばしば人権運動家の存在と努力が必要とされる。私にとっては、シエラレオネに援助団体に働く人たちがいたこと、この条項に明示されている権利が助けとなった。

また私の人生は、第12条及び13条によっても豊かなものとなった。そこでは、子どもや若者たちに、自分たちに影響を及ぼす事柄について自由に考えを表明する権利と、あらゆるメディアを通じてあらゆる種類の重要な「情報及び考えを求め、受け及び伝える」権利が保障されている。これらの条項のおかげで、大勢の子どもたちが、自分たちに影響を及ぼす問題に対する解決策を見つけるため、積極的に参加できるようになった。子どもたちや若者たちが優れた媒体を通じて、率直に発言するよう促し、彼らを政府や国連のパネルに加えることにより、当局者たちは、子どもの権利を抽象的なものとして捉えず、彼らを深く苦悶する人間として理解するようになってきた。

教育を受ける権利について明言した、第28条及び29条についても特筆しておく必要がある。難民や国内避難民が懸命に生活の再建を図っている紛争終結後の国々では、子どもたちには絶対的に教育が必要である。子どもたちや若者たちが学校教育や非公式な学習に参加すれば、紛争や暴力、重労働、あるいは搾取に巻き込まれる可能性は低くなる。教育の欠如は、子どもたちが苦しんでいる数々の不公平な処遇の根本的原因であり、そうした子どもたちが質の高い学校で教育を受けられるようにするために、さらに多くの取り組みを行っていかなければならない。これは特に、若い女の子に言えることである。彼女らは、家事労働、児童婚（若年婚）や若年妊娠、性的暴力、性差別という重荷に苦しんでいるのである。

子どもの権利を完全に実現するための取り組みは、容易な作業ではない。しかしそれは無視できないことである。「子どもの権利条約」は、家族、コミュニティ、政府に対して、世界の22億人の子どもたちをケアし、保護する基本的責任を認め、その責任を果たすよう強く求めている。国際コミュニティは条約の履行において大きな前進を遂げているが、成功を持続させるためには、子ども、若者、コミュニティのより積極的な参加が必要であると私は考える。最終的には、子どもたちが各国の、そして世界の道徳的及び倫理的な未来を決定するからである。だからこそ、彼らの声を聞き入れなければならないのである。



© UNICEF/H008-0823/John Isaac

ナミビアの北部オシャナ地方にあるエヘンヤ初等学校で、ライフ・スキル講座の最後に、「希望の窓」という修了証書を手にする4年生の子どもたち。



タン・スリ・ダト・ムヒディン・モハマド・ヤシン (Tan Sri Dato Muhyiddin Mohd Yassin) 氏は、マレーシアの副首相兼教育大臣である。4人の子どもの父親であるヤシン氏は、以前は青少年・スポーツ大臣を務めていた。同氏は、マレーシアの子どもたちが、教室での学習、課外活動、スポーツ活動を組み合わせた、包括的な教育を確実に受けられるよう専心している。

教育を通して、遠隔地に住むマレーシアの子どもたちにより良いサービスを

執筆者：タン・スリ・ダト・ムヒディン・モハマド・ヤシン

生きていく間に最高の教育を受けたいという願望は、すべての人々を結びつける共通の望みである。教育というのは万人の夢であり、すべての子どもたちにさまざまな可能性を秘めた機会の種を授けるものである。それは、ろうそくの明かりで熱心に本を読み、翌日、それを丁寧に通学かばんにしまい込む幼い少女の夢である。それは、都会の喧騒の中で眠りに就く幼い少年の夢であり、また早朝の漁から戻ってくるボートの音で目を覚ます子どもたちの共通の夢である。

今日のマレーシアでは、子どももおとなも、50年以上前に建国の祖によって作られた遺産のおかげで、教育を受けることができている。独立後まもなく、政府は1952年教育令を制定し、教育を基本的権利として尊重することを決定した。この法律により、教育への投資に対する政府の強力なコミットメントの土台が作られ、1995年の同国による「子どもの権利条約」の批准によってそれがさらに強化された。マレーシアでは教育が民主化され、性別、社会的・経済的環境、居住形態、あるいはHIV感染の有無にかかわらず、すべての子どもたちに学校教育を受ける権利が保障されている。無料の義務初等教育に加えて、11年間すべての子どもたちに教育を提供することにより、私たちは「子どもの権利条約」の精神を現実のものへと変えている。

私たちの祖先は、自国を発展させるのに質の高い教育がいかに重要かを認識し、すべての子どもたちが教育を受けると国全体が繁栄するという考えを中心に政策を策定した。教育に対して継続的かつ大規模な政府支出をすることにより、私たちは子どもたちを格差の闇から救い出す不断の努力を行ってきた。

1970年代の高い貧困率が今日の低い比率まで削減されたのは、学校への公共投資のおかげである。1970年には、マレーシアの6歳以上の人々の3分の1が、一度も学校に通ったことがなかった。しかし今日では、マレーシアは普遍的な初等教育の提供という第2のミレニアム開発目標の達成に近づいており、就学年齢にあたるほぼすべての子どもたちが6年間の学習を修了している。

さらに政府は、男女格差をなくす努力も行っており、女性が学校への就学機会だけでなく、男性と同様にあらゆる企業や政府機関への雇用機会も確保されるよう努力している。これらの取り組みは、「児童の人格、才能ならびに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させる」という、「子どもの権利条約」のビジョンを補うものである。

「子どもの権利条約」の要件を達成するための私たちの目標は、子どもたちが少数民族の出身であろうと、特別なニーズを持っている子どもであろうと、あるいは弱い立場にあるコミュニティの出身であろうと、万人に対して公平に教育の機会を提供することである。その取り組み方法のひとつは、親や家族が、自分の子どもに学校教育を全うさせられるだけの資源を確保できるようにすることである。貧しい家庭に対しては、制服と靴を支給する支援プログラム、奨学金、教科書代融資制度、授業料券、栄養補給及び学校用牛乳プログラム、校内保健施設、ならびに寄宿制学校を通じて、支援を提供している。

私たちはすべての子どもたちが就学を果たすという面では、大きな前進を遂げているが、現在わが国が直面しているより困難な課題は、最も弱い立場にある子どもたちに対して質の高い教育へのアクセスを保障することである。教室を設置してそこに子どもたちが通えるようにすることに加えて、権利を奪われた子どもたちに質の高い教育を提供するためには、子どもたちの能力及び社会経済的地位の格差をきちんと見極めることも

教育に対して継続的かつ大規模な政府支出をすることにより、私たちは子どもたちを格差の闇から救い出す不断の努力を行ってきた。

必要となる。こうした問題に取り組むには、自分でアクセスし、自分で決定し、自分のペースで行うことのできる学習が重要となる。

マレーシアは、教育がますますグローバル化しつつある世界に適合した、魅力あるものになるよう、情報通信技術（ICT）を利用して新しい道を開拓している。政府のスクールネット・プロジェクトのおかげで、マレーシア全土の半数以上の学校がコンピュータ・ラボを設置しており、ほぼすべての学校がインターネットへのアクセスを装備している。

しかしながら、ICTインフラの構築は最初の一步にすぎない。私たちのより広範なビジョンは、21世紀の知識とスキルに対する欲求を呼び起こしてこれを助長するよう、学習に先進技術を取り入れた「スマート・スクール」モデルに、教育システムを転換させることである。私たちは、初等及び中等学校でICTを使いこなすための知識を教えることにより、思考力、創造力、思いやりを刺激する子ども中心のシステムに、このアプローチを統合しているところである。さらに私たちは、88校の試験的スマート・スクールを通じて、また特別支援学校に聴力障害者や視覚障害者用のコンピュータと教育用ソフトウェアを備え付けることによって、総合的な教育システムを導入している。

先進技術を取り入れた教育を実施するには課題がないわけではなく、インフラ開発と最先端技術の最前線にとどまり続けることはもとより、こうした先進的な学習ツールに対するアクセスと公平性を提供するためには、膨大な資源が必要となる。こうしたハードルを乗り越えるひとつの方法は、民間部門と戦略的パートナーシップを結ぶことである。こうした協働努力は、コミュニティの関心を引きつけるだけでなく、子どもたちが従来の教育内容を超えて各自の視野を広げる刺激的な機会にもなる。

政府が着手しているそうしたプロジェクトのひとつに、マレーシアで最初のケーブル・テレビ局「アストロ」との協力があり、東マレーシアの最奥地に住む子どもたちにまで世界の姿を届けようとするものである。このパートナーシップにより、私たちは人工衛星を通じて学習コンテンツを発信し、子どもたちに移動式学習トラックを通じて科学や先進技術と触れ合う機会を提供している。

先進技術とアイデアの移転によって世界がますますつながっていくにつれて、包括的な教育が全世界の子どもたちにとって現実のものとなりつつある。しかし、年齢、性別、人種、民族、あるいは社会経済的地位にかかわらず、すべての子どもたちに確実に学習の機会が提供されるようにするには、たくさんの課題がある。

マレーシアでは、教育はもはや遠い夢ではなく、すべての子どもたちに対して私たちが約束した事柄である。「子どもの権利条約」を利用して、私たちは最も弱い立場にある子どもたち、そして遠隔地に住む子どもたちをケアするための取り組みを、力強く推進していくつもりである。私たちの望みは、自国の子どもたちのためにより良い未来を構築し、その子たちが、今度は、世界全体のためにより良い未来を作ってくることである。



マレーシアのサバ州ティンバン島にあるティンバン島初等学校で、ミニコンピュータを使って共同で作業を進める子どもたち。

© UNICEF/NYHQ07-2773/Palati Mohan



イ ヤンヒ
李 亮喜 (Yanghee Lee)
 教授は、子どもの権利委員会の現委員長である。同氏は2003年から委員会のメンバーを務めており、2007年5月と2009年5月の二度にわたって委員長に選出された。韓国籍の李教授は、1991年から成均館大学で教鞭をとっている。同氏は2007年年間最優秀女性賞(韓国)をはじめ、数々の表彰や賞を授与されている。

参加と法令遵守： 子どもの権利委員会

執筆者：李 亮喜

「**見** 子どもの権利に関する宣言」の採択50周年、及び「子どもの権利条約」の採択20周年にあたる2009年は、子どもたち自身、ならびにそうした子どもたちとともに、また子どもたちのために活動するすべての人々にとって記念すべき年である。法的拘束力のある文書としての「子どもの権利条約」のおかげで、子どもたちの権利の基準を設定することができ、子どもたちの権利の促進及び保護に向けた組織的な能力育成を促すことができた。「子どもの権利条約」は、子どもたち自身に影響を及ぼす問題に関する公けの討議や政治的な討論に子どもたちを参加させるよう求めることで、子どもたちと、彼らが社会における対等な参加者として行う主張を、より明確に認識できるようにしている。「子どもの権利条約」が発効して以来、数多くの国々が立法改革を行い、自国の憲法に子どもの権利に関する条項を盛り込んでいる。

「子どもの権利条約」の遵守に課題がなかったわけではない。子どもたちは紛れもなく当然の権利を持つ者であるという概念は、世界各地の多くの社会にとって、容易に受け入れられるものではない。同様に、「子どもの権利条約」に謳われている権利が司法判断になじむのかという議論も、引き続き行われている。しかし、こうした課題があるにもかかわらず、条約の成功は否定できない。「子どもの権利条約」の採択20周年を記念するにあたり、子どもたちが直面している新世紀の脅威に適応しなければならないことを認めつつも、「子どもの権利条約」が子どもたちの権利を向上させてきた数々の方法を称賛することは重要である。

「子どもの権利条約」のより効果的な履行方法のひとつとなったのは、国際的法体系や各締約国の国内システムに条約が統合されているかどうかをレビューする、専門家を集めた独立機関を設置したことであった。子どもの権利委員会は1991年に最初の会合を開き、それから18年後の第51回会合の時点で、「子どもの権利条約」の遵守に関して333件の国家報告書をレビューし、「武力紛争における子どもの関与に関する子どもの権利条約選択議定書」の遵守に関して47件の国家報告書、「子どもの売買、子ども買春及び子どもポルノに関する子どもの権利条約選択議定書」の遵守に関して35件の国家報告書をレビューしている。

「子どもの権利条約」と子どもの権利委員会は、子どもの権利に関する極めて重要な国際的活動を喚起する源として、引き続き不可欠な役割を果たしている。年に一度、子どもの権利委員会は、子どもたちの権利の特定分野の詳細な分析に専念する「一般討議の日」を開いている。この慣習は1992年に始まり、当初は武力紛争に巻き込まれた子どもたちに関する討議が行われたが、この結果、国連事務総長は、武力紛争が子どもたちに及ぼす影響に関する主要調査を委託することとなった。その成果として、グラサ・マシェル氏による革新的な報告書が発行され、紛争地帯の子どもたちに対する資源投入の面で、国連及びその加盟国政府に大変革を引き起こした。さらに、この一般討議の日がきっかけとなり、国連「子どもに対する暴力に関する調査報告書」が作成され、世界各国の子どもたちがさらされている暴力の規模と程度が明らかにされた。

また子どもの権利委員会は、「子どもの権利条約」に謳われている特定の権利やテーマについての解釈を示す「総括所見」も公表している。これは、締約国が「子どもの権利条約」のもとでどのような責任を有するかに関するガイダンスを提供するとともに、法令遵守の強化も狙ったものとなっている。これまでで最も影響力の大きい所見のひとつは、締約国が「子どもの権利条約」を理解し履行する際に採るべきいくつかの方法を特定した総括所見5である。この総括所見では、締約国の政府に対して、既存の国内シ

私たちが引き続き取り組んでいかなければならないのは、子どもたちの尊厳が確実に守られるようにし、国に対して、子どもたちの権利の侵害を防ぐ義務を物質的、道徳的な面から、明確に規定させることである。

ステムの中に子どもの権利と保護について正式に明記するよう強く促している。その公表以来、多くの国々が、「子どもの権利条約」に対する制限を撤回し、子どもたちを擁護する姿勢を明確にするとともにそれに関する政策を管理する調整機関やオンブズマン事務所を設置し、そしてそれらを意思決定プロセスに参加させ始めている。

「子どもの権利条約」に謳われている人権条項に関する最新の解説は、意見を聞いてもらう子どもの権利に関する総括所見12（2009年）である。「子どもの権利条約」自体には、「参加の権利」に関する具体的な言及はないが、この総括所見が対象としている第12条が、「参加権」として知られるようになっている。この総括所見が公表されたことにより、「Provision（提供）」、「Protection（保護）」、及び「Participation（参加）」という3つの「P」のうちの3番目の「P」が強化されて、子どもたちが完全に「権利を持つ者」として認識されるようになっている。

子どもたちの参加の拡大を求める動きは、今年に入ってからスロベニアが立ち上げてスロバキアが発展させたイニシアティブによってさらに勢いを増している。人権理事会は、「子どもの権利条約」の第3の選択議定書の採択を探究するための、制約のない作業部会を設置することに満場一致で合意した。この選択議定書では、子どもたちや子どもの権利に関するそのほかのステークホルダー（関係者）が、子どもの権利委員会に苦情を訴えて、権利の侵害に対する異議を申し立てられるようにする、コミュニケーション手順が示されることになる。38カ国を超える締約国がこの作業部会の設置を共同で提案し、2009年末までにジュネーブで最初のセッションが開かれることになっている。作業部会の決定や勧告の内容に関わらず、作業部会が設置されたことそれ自体が、まさに子どもたちの権利が重大な問題として捉えられていることを表している。

今秋、子どもの権利委員会は集中的に、子どもたちの権利の実現の前に立ちほだかる新旧の課題の分析を行うことにしている。193カ国が批准し、19年にわたって締約国からの報告を受けてきた今、子どもたちの状況をよりの確に把握するためのしっかりした評価及び分析の仕組みが必要となっている。私たちが引き続き取り組んでいかなければならないのは、子どもたちの尊厳が確実に守られるようにし、国に対して、子どもたちの権利の侵害を防ぐ義務を物質的、道徳的な面から、明確に規定させることである。これには、子どもたちを商品として扱っている多種多様な形態に対処し、それに関連して子どもたちを正当な権利を持つ者としてみなさない差別に対処するよう、社会に強く求めることが含まれる。締約国は、政策策定プロセスに子どもたちを参加させて、そうした子どもたちの生活に特別な影響を及ぼすプログラムや基準を制定する際には、必ず当人たちの意見を聞いてそれを考慮しなければならない。国が子どもたちをパートナーとして受け入れて初めて、子どもたちの権利がしっかりと根付き、「子どもの権利条約」が子どもたちひとりひとりのために追求している平和と平等が実を結ぶのである。子どもの権利委員会のメンバーは、子どもたちの権利と「子どもの権利条約」の採択20周年を記念する、全世界の国や個人たちと喜びを分かち合いたいと思う。



© UNICEF/ANYHQZ007-0884/Georgina Cranston

スーダン南部の首都ジュバで、「アフリカ子どもの日」を祝う行進の中で、子どもたちの権利の擁護と性的虐待への反対を訴える旗を掲げる少年たち。



ティモシー・P・シュライバー (Timothy P. Shriver) 氏は、スペシャルオリンピックスの国際本部会長でありCEO（最高経営責任者）でもある。この主導的地位に就く前、同氏は学習の社会的・情緒的要因に焦点を当てた教育者として活動していた。薬物乱用、暴力、中途退学、十代の妊娠の防止における同氏の取り組みが、「ニューヘブン・パブリック・スクールの社会発展プロジェクト」の構築につながった。これは、学校を中心にした主要な防止活動と考えられている。同氏は外交問題評議会のメンバーでもある。

心の動き：知的障害のある子どもたちの立場向上を

執筆者：ティモシー・P・シュライバー

20年前、「子どもの権利条約」が、全世界の子どもたちの権利、能力育成（エンパワーメント）、尊厳に関して新境地を開いた。子どもたちの権利が明確に示されたおかげで、子どもたちに対する見方、尊重の仕方、処遇の仕方について、あらゆる面での見直しが促進された。今では明白なことのようだが、「子どもの権利条約」は、子どもたちが重要な存在であり、すべての子どもたちは生まれながらに人権を持っていることを主張した、最初の国際的な文書だったのである。

「子どもの権利条約」が採択される20年前のこと、小さな動きが生まれた。それは、最終的には条約に盛り込まれることになった事柄である。全世界の競技場で、スペシャルオリンピックスがシンプルなメッセージを携えて、知的障害のある子どもたちやおとなたちを温かく迎え入れ、スポーツで身体を鍛えたり競い合ったりする機会を提供した。そのメッセージというのは、「知的障害のある人々にも機会を」というものであった。

40年間にわたり、スペシャルオリンピックスはスポーツを、知的障害のある人々の健康増進と能力育成（エンパワーメント）のために使い、コミュニティを変える促進剤として使っている。今日では、毎年300万人以上のアスリートたちが、3万を超えるイベントに参加している。知的障害のあるアスリートたちが社会の期待の低さに反骨心を燃やして、チャンピオンの座に就いたときにはいつも、彼らはスポーツでの偉業だけでなく自分たちの人間性も主張する。

悲しいことに、知的障害のある子どもたちのほとんどにとって、「子どもの権利条約」によって約束された充実した生活は、いまだ実現されないままである。世界のほぼすべての国々がおしなべて「子どもの権利条約」を批准しているものの、その基本理念は、全般的に見て、まだコミュニティや社会に取り入れられていない。知的障害のある人々に対する姿勢は、依然として否定的で厳しいものである。制度化されたケアは、今なお基礎ケア・モデルのままであり、多くの場合それは人間としての温かみに欠けたものである。教育及び雇用の機会は、依然として限られている。

「子どもの権利条約」の採択20周年を迎えるにあたり、全世界で政府及び個々の市民が、その履行に向けた取り組みの強化を求めることが不可欠である。私は、法的枠組みを超えて社会的運動を創出する、新しい参加モデルが必要であると考えている。政府だけでは、コミュニティを変えるために必要なすべての取り組みをこなすことはできない。法律の中で基準を制定することと、人々の心の中に基準を制定することは、まったくの別物である。「子どもの権利条約」の本当の実現は、知的障害のある子どもたちが、社会的疎外や差別に直面しているほかの子どもたちとともに、文書の上だけでなく日常生活の中でも、尊厳と公正さをもって処遇されて初めて成し遂げられるものである。

これは容易にできることではない。第一に、人権に関する言葉を知的障害のある人々のための変革運動に変えるという、明らかな問題がある。知的障害のある子どもたちに対する偏見というのは露骨に表されることがないため、障害者の尊厳を傷つける行為は見過ごされるケースが非常に多い。そのような子どもたちは権利というものに対して見方を変えることが必要である。それは自尊心と正当さを要求する力が、根強い差別に対して自分たちの存在を主張すること以上に必要とされるからである。

障害のある子どもたちの権利のコンセプトを見直すことに加えて、各個人やコミュニティが「子どもの権利条約」の強力な支持者になることが緊急に求められている。政治的基準や司法的基準でしか定義されていない権利では、社会的・文化的な障害に阻まれている信念を促進することはできない。知的障害のある人々の権利の未来には、新しい

知的障害のある人々の権利の未来には、新しい積極的なメッセージが必要であるが、それに対して私たち全員が責任を持たなければならない。

積極的なメッセージが必要であるが、それに対して私たち全員が責任を持たなければならない。「子どもの権利条約」のもとで各個人がパートナーにならないと、いつまで経っても変革はるか彼方の夢のままである。

私はこれまで、そのほとんどが知的障害のある子どもたちに向けられた、差別や恥辱の体験談を数え切れないほど聞いている。校庭、夕食の席、街角といった至るところで「知恵遅れ」というようなのしりが浴びせられ、あとに残された子どもたちは悲痛な涙と絶望的な孤独感に苛まれる。世界各地で、数知れない子どもたちが暗い施設のコンクリートの床に座り、孤独という監獄に追いやられている。どの国にも、自分の子ども自身を恥じるよう忠告されたことがある親たちが大勢いる。私は幾度となく、なぜそのようなことが起きるのかを知らされ、なぜ知的障害のある子どもたちを歓迎することが非現実的なことであるかを伝えられている。確かにそれには数々の理由がある。しかし正当な理由はひとつもない。

子どもの権利の実現に向けた運動で私たちが必要なのは、心の動きである。それは知的障害のある子どもたちのためのものではなく、そうした子どもたち自身とともに主導していくものになるであろう。それにより、何十億人という人々が、「排除」という言葉を捨て去り、人類の多様性を尊重し、子どもたちひとりひとりのすばらしさを認識するようになる。また、基礎教育が、それぞれの子どもたちにとっての権利となる。さらに、「Disability（障害）」というような言葉が、私たち全員が生涯を通して持ち続ける、相違点を称賛する「Diffability（個性的相違性）」といった新たな構成語に置き換えられるようになる。

最終的には、子どもの権利の実現に向けた心の動きが、「子どもの権利条約」がもたらす最も強力な財産となるかもしれない。起草から最終的な採択までの数十年間を通して、「子どもの権利条約」は史上初となる偉大な足跡を残した。国家のコミュニティが、すべての子どもたちの尊厳と本質的な価値を認めたのである。これは、同じく史上初となるもうひとつの出来事で完遂されることになる。それは、市民から成るコミュニティが、例外や制限を設けることなくすべての子どもたちの価値を称賛することである。これが実現したとき、次のような古くからの言い伝えが現実のものとなる——「家を建てる者たちの見捨てた石、それが礎の石になり、目を見張るほどすばらしいものとなっている」。



© UNICEF/NYHQ/1996-1.055/Tourounji

エジプトの港町アレクサンドリアにあるダル・エル・ハナン（慈悲の家）障害児童福祉センターで、療法士の助けを借りて、スウェットシャツをハンガーに掛ける練習をする少女。



アワ・ンディエ・ウェドラオゴ
(Awa N'deye Ouedraogo)
氏は、国連子どもの権利委員会の前メンバーで委員長も務めた。同氏は、国連とブルキナファソ政府の双方に対するアドバイザーとして幅広く活動している。ウェドラオゴ氏は、ソルボンヌ大学で言語学研究の上級学位を取得している。

子どもの人身売買の根絶： 協働努力が鍵

執筆者：アワ・ンディエ・ウェドラオゴ

国連「子どもの権利条約」は、子どもたちの保護を明確に謳った、人権に関する最初の国際的合意であった。子どもたちの権利に対する法的承認の必要性について各国とも十分に同意していたため、まだ比較的年数が浅いにもかかわらず、「子どもの権利条約」は現存する条約の中で最も幅広く批准されている国際的な文書となっている。国連総会で採択されてから20年間にわたり、「子どもの権利条約」はそれ自体が「成長」しており、子どもの権利という概念が固まるのに伴い、青少年を保護する必要性が、各国政府及び地域組織や国際組織にますます認識されるようになった。

子どもの保護の決定的な重要性に対する認識が高まったことにより、「子どもの権利条約」に2つの選択議定書が追加され、子どもの権利に対するモニタリング（監視）が強化され、条約が各国の法制度に組み込まれてきている。「子どもの権利条約」の採択20周年を記念し、それが全世界の子どもたちの日常生活にもたらしている変化について考察するときがきた。

「子どもの権利条約」の履行は、子どもの権利委員会によってモニター（監視）されている。すべての条約締約国は、5年ごとに委員会に報告書を提出し、委員会が各国における子どもたちの処遇を分析できるようにする義務を負っている。子どもの権利委員会の設置以来——私は2000年から2001年にかけてこの委員会の委員長を務めた——各国政府から提出された報告書では、「子どもの権利条約」によって世界の多くの子どもたちの生活に、前向きかつ持続可能な変化をもたらされていることが示されている。

子どもの権利委員会が把握するところでは、「子どもの権利条約」が発効して以来、大勢の子どもたちが、自分たちの有する権利について知るようになった。これによって子どもたちは、仲間、親、コミュニティの間で、子どもたちの問題に関する意識を高めることができるようになってきている。またこうした子どもたちの多くは、自分たちの権利を主張する方法と、その知識を利用して虐待、搾取、ジェンダー差別と闘う方法も理解している。

私の経験から言えば、「子どもの権利条約」は、弱い立場にある子どもたちをさまざまな政治的、社会的、及び経済的不正から保護するための、最も重要なツールである。自らの権利の主張に携わる若者が増加したことに加えて、「子どもの権利条約」により、締約国が青少年に焦点を当てた財政支援やプログラムを提供することができるようになってきている。こうした取り組みにより、予防接種プログラムから、HIVと共に生きる子どもたちに対する専門的治療の提供、教育・保健サービス、さらには飲料水や衛生施設（トイレ）へのアクセスの向上に至るまでの、幅広いイニシアティブが首尾よく構築されるようになってきている。こうした取り組みを通じて、子どもたちの身体的な健康が向上しており、子どもたちの心的、精神的、情緒的な成長に重点を置くことができるようになってきている。

「子どもの権利条約」により、世界の子どもたちの処遇は大きく改善されているが、子どもの権利の中には、やるべきことが残されている領域がいくつかある。ひとつの重大な問題は子どもの人身売買で、これは毎年推定120万人の子どもたちに影響を及ぼしている、深刻な人権侵害である。人身売買を行う人たちは、しばしば親の同意のもと、不利な立場にある子どもたちを家庭から連れ去っていく。そうした親たちは、自分の子どもにとってより良い未来を確保してやろうとして、知らず知らずのうちにあいまいな約束をしてしまうのである。いったん人身売買を行う者たちの網にかかると、子どもたちは深刻な虐待、搾取、基本的人権の侵害にさらされることになる。そうした

私の経験から言えば、「子どもの権利条約」は、弱い立場にある子どもたちをさまざまな政治的、社会的、及び経済的不正から保護するための、最も重要なツールである。

子どもたちは法的保護を受けられず、また家族から引き離されたことにより、児童婚（若年婚）、児童買春、児童労働、あるいは武力紛争への参加を強要されやすくなるのである。

こうした虐待の存在を自覚している関係政府は、子どもの人身売買を防ぎ、それと闘うための対策を導入しつつある。しかし残念ながら、そうした法律や政策は、悪しき慣習を撲滅するまでには至っていない。人身売買を行う人たちは、しばしば政府の人身売買防止の取り組みを把握しており、そのような取り組みが行われている国では、その裏をかくことができるのである。人身売買に伴うさらなる悲劇は、そこから解放された子どもたちが十分あるいは適切なケアや治療を受けていないことである。そうした子どもたちは通常、心に傷を残すような衝撃的体験を回復する機会もなく家族のもとに送り返され、家庭に戻ったときに、偏見、差別、拒絶、追放といった場面に遭遇する可能性がある。

多くの締約国が、子どもの人身売買と闘うための二国間協定や地域協定に調印しているが、そうした協定には適切なモニタリング（監視）及び評価システムが欠如している。さらに、貧困や失業への取り組みが行われなければ、人身売買を根絶するためのプログラムは、そうした子どもたちの搾取に対する短期的な解決策を提供するのみに終わってしまう。子どもの人身売買の問題と効果的に闘うためには、政府は「子どもの権利条約」の法的及び社会的義務を基盤にして、悪しき慣習の禁止に向けて包括的な見方で法律を見直す必要がある。

さらに、子どもの人身売買が存在することへの一般市民向けの情報告知プログラムを実施し、その中で、弱い立場にいる子どもたちへの教育に特に重点を置くことが必要である。人身売買を行った者は速やかに処罰し、子どもたちを虐待する恐れのある人々に対しては、世界中の政府が子どもの保護の問題を深刻に考えていることを知らしめなければならない。また貧困を削減・根絶するための総体的戦略を策定すれば、国は人身売買や子どもたちに対するあらゆる形態の暴力の社会的決定要因に対処することもできるはずである。

「子どもの権利条約」の採択20周年を迎えるにあたり、私は子どもの人身売買に直面しているすべての政府に対して、世界の子どもの搾取に終止符を打つための、国家及び国際レベルでの果敢で協調的な対策を講じるよう強く訴えたい。子どもの人身売買の慣習が続いていることにより、子どもの権利の促進が危険にさらされ、「子どもの権利条約」が批准されて以降に成し遂げられた成果が台無しにされつつある。私の願いは、政府、国際組織、及び個々の市民が力を合わせることで、子どもの権利が真に、また効果的に促進され、子どもの人身売買が根絶されることにある。



© UNICEF/UNHCR/2007-1671/Giacomo Pirezzi

イエメンの町ホデイダにあるティハマ開発局で、子どもの人身売買防止に関する研修会に参加する政府職員。

子どもたちを欧州連合の中心に位置づけ



ジャック・バロー
(Jacques Barrot) 氏
欧州委員会副委員長、同司
法・自由・安全担当委員

子どもたちの権利に関する包括的戦略

子どもたちの権利の促進は、欧州委員会の委員を務める私にとって主要な優先事項である。子どもたちが各自の潜在能力を最大限に開花できるように支援するという努力目標を達成することは、私にとって重要な目標である。欧州委員会報告書の「子どもの権利に関するEU戦略に向けて」では、国内及び対外政策の中で、子どもたちの権利を守るための包括的戦略を確立するよう提案している。

あらゆるタイプの暴力から子どもたちの保護を向上させるとともに、近代科学技術によってもたらされる新たな脅威に迅速に適応するための、具体的措置が取られている（行方不明の子どもに関する欧州全域共通のホットライン電話番号 [116 000] など）。現在子どもたちは、「オンライン・プレデター（インターネットを通じて他者に危害を加える者）」によるネットいじめやデータ改ざんといった、これまで存在しなかった新たな危険に直面している。今年に入ってから私は、人身売買、子どもたちの性的搾取、及び子どもポルノに対する闘いを強化するため、これらのリスクを考慮に入れた2つの法的措置を提案した。

提案の目的は、EU加盟国間の連携を強化して、ある国で起訴された性犯罪者は別の国でも子どもたちにかかわる職業には従事できないようにすることにより、性犯罪者の再犯を防ぐことにある。さらに、それらの提案は、犯罪に対する厳罰化を促進し、被害に遭った子どもが加害者と対面することなく法廷で証言できるようにし、また市民社会、政府、及び国の刑事司法当局間の連携の必要性を強化するものである。

「子どもの権利条約」の採択20周年は、子どもたちが私たちの民主主義社会の将来的な設計者になれるように、子どもたちをあらゆるタイプの脅威から保護すべく共に行動しようという、私たちのコミットメントを改めて確認する機会である。

理想的な贈り物

「子どもの権利条約」の採択20周年を祝うための理想的な贈り物は、子どもたちの権利に対するコミットメントを示す明確な証として、欧州共同体（EC）が同条約に署名することであろう。ところが残念ながら、「子どもの権利条約」は、地域レベルの機関が「子どもの権利条約」に署名することを認めていない。しかしこうした制限があるにもかかわらず、EUは事実上、「子どもの権利条約」の権威を尊重している。

EUの課題は、子どもたちが開発活動や人道支援活動での単なる付け足しとして考えられないように、本来宣言した目的を果たすことである。世界最大の開発援助提供者として、ヨーロッパはこうした変革を推進することができる。EUは、「子どもの権利条約」の履行に寄与する、子どもたちの権利に関するいくつかの政策を推進しており、その例として、基本サービス及び子どもの保護システムの重要性に重点を置いた、人権を中心とした包括的なアプローチなどがある。

将来の世代の繁栄を危険にさらしている現在の世界的な金融危機を考えると、子どもたちを私たちのパートナー関係の中心に置くことが、これまで以上に適切となっている。子どもたちは特に景気後退の影響を受けやすいことを歴史が示している。子どもたちは、しばしば学校を辞めさせられて働かされたり、あるいは食料が乏しくなると栄養不良に陥ったりするからである。これは子どもたちの発達に永続的な影響を及ぼして、将来的に社会全体に重大な影響をもたらす恐れがある。EUは、パートナーが社会サービス支出を確実に維持するようにして、こうした危機に対応するのを熱心に支援しようとしている。

ヨーロッパでは子どもたちの権利に関して前進が見え始めており、「子どもの権利条約」の採択20周年を迎えるにあたり、こうした取り組みがさらなる実を結ぶことになると私は期待している。



ルイ・ミシェル
(Louis Michel) 氏
欧州委員会開発・人道援助
担当委員



ハビエル・ソラナ
(Javier Solana) 氏
共通外交・安全保障政策上
級代表、欧州連合理事会事
務総長



ベニータ・フェレーロ＝
ヴァルトナー
(Benita Ferrero-
Waldner) 氏
欧州委員会対外関係・欧州
近隣政策担当委員

より強い子どもたちを育て、より強い社会を構築する

「子どもの権利条約」は、子どもたちについての新しいビジョンをもたらし、子どもたちには独特の配慮が必要であり、また子どもたちはその親の所有物でもなければ、無力な慈善行為の対象でもないことを認めた。代わりに、「子どもの権利条約」では子どもたちを、それぞれ自分の権利を持つ人間であると認定している。

「子どもの権利条約」は、国内、地域、及び国際レベルでの子どもに関する政策の促進において、主要な役割を果たしている。これはEUに創造的の刺激を与える主要な源となっている。EU基本権憲章では、子どもたちの権利を明確に認め、子どもたちの最善の利益を考慮に入れた行動を採るとともに、そうした子どもたちの考えを考慮に入れるという、ECの義務を改めて明言している。2003年にEUは、武力紛争が子どもたちに及ぼす短期的、中期的、及び長期的影響に取り組むための、「子どもたちと武力紛争に関するガイドライン」を採択した。2007年のEUの「子どもの権利の促進及び保護に対するガイドライン」では、子どもたちの権利の促進及び保護を、対外的な人権政策の中で優先的課題とみなすという、EUの決意を明言している。

これらをはじめとする種々の成果にもかかわらず、やる事がまだ数多く山積している。子どもたちに投資することにより、人権侵害に対する受け身の姿勢や、無関心が存在する余地のない世界に向けた基礎が築かれると、私は固く信じている。「子どもの権利条約」の規範的かつ倫理的枠組みは、前に進んでいくための強力な基礎である。子どもたちが参加できるようにすることにより、私たちはより強い子どもたちの育成に貢献することになり、そしてそうしたより強い子どもたちは、より強い社会、そして最終的により良い世界を構築できるようになることを私たちは知っている。

子どもたちのいるべき場所： 子どもたちを政治課題の上位に位置づける

「子どもの権利条約」がもたらしている主要な効果は、EUを含めた国際的な関係機関が、子どもたちの権利を各自の政治課題の上位に位置づけるようになったことであると私は考える。ヨーロッパは、子どもたちの権利に対して強力なコミットメントを表明しているが、政治レベルでの前進は、具体的な行動によって補完されなければならない。EUには、パレスチナ自治区のガザにおける学校の建設からスリランカにおける緊急事態時の救援に至るまで、長期にわたって子どもたちに支援を提供している実績がある。

EUは、「子どもの権利条約」と同じ理念に基づいて行動している。私たちがパートナーの国々と協力して、清潔な水や衛生施設（トイレ）、教育を利用できない子どもたちや、あるいは紛争地帯に住んでいる子どもたちの苦しみを軽減するのに役立つ、明確で国際的に認められた拘束力のある枠組みを整備したことによって、大きなメリットがもたらされている。

しかし、まだなすべきことが数多く残されている。子どもたちの参加を実現することが主要な課題である。私は最近、EUの職員から、子どもたちとの共同作業が、その職員らにとってどれだけ実りあるものであるかということを手伝われた。その場で、子どもたちは職員たちと対等の立場で、子どもたちの権利に関する話し合いを行ったのである。子どもたちの意見に耳を傾けることにより、私たちはそうした子どもたちの能力育成を図ることができる。これは、私たちの誰もが、よりうまくできることであると私は考えている。すなわち、子どもたちに影響を及ぼす政策に関する話し合いに、当人たちを参加させるということである。

「子どもの権利条約」の採択20周年は、私たちの取り組みの中心にあるもの、すなわち世界中の子どもたちに対するコミットメントを改めて確認し、世界中のすべての子どもたちが自身の権利を存分に行使できるようになるまで、休むことなく活動を続けていくことを断言する機会である。

各欧州連合委員の論文の全文は、ユニセフのウェブサイト www.unicef.org/rightsite で閲覧することができる。





第 3 章

課 題

21世紀における 「子どもの権利条約」 の課題

21世紀の最初の10年が終わりに近づき、「子どもの権利条約」は重要な時期を迎えている。採択以来、条約の影響が幅広く行きわたり、子どもの権利に関して数多くの成果をもたらされているにもかかわらず、いまだ何億人も子どもたちが、各自の権利である必須サービスとケア、保護、ならびに参加の対象から排除されたままである。

しかし、このまま放っておいてはならない。たとえ現在は、過去80年間で最悪の世界的な経済危機にあっても、また気候変動のために開発途上諸国全体にわたって生活や生存が脅かされ始めているとしても、子どもの権利を前進させる機会はいくらでもある。それらは、世界各地で実施されている子どもの権利を促進する数々のイニシアティブやプログラム、そして近年における基礎保健ケア、教育、及び保護への投資の増大と協働努力の拡大の中に明白に見られる。

今後20年間に向けた大きな課題は、子どもの権利に対する政府の説明責任を、社会、組織、及び各個人の参加と結びつけて、「子どもの権利条約」の履行に対する責任を、署名・批准した政府から、幅広いステークホルダー（関係者）にまで拡大することである。「子どもの権利条約」のビジョンをすべての子どもたちに対して実現するためには、事実上それが、すべての人々にとっての指針とならなければならない。

**経済、気候、人口の変化が、
子どもの権利面での最近の前進を脅かしている**

「子どもの権利条約」は、不安定な時代に採択20周年を迎える。2009年は、80年前の世界大恐慌以来の最悪の世界的金融危機に見まわられている。先進工業国も開発途上国も一様に、銀行への緊急援助、金融政策による対応、及び財政刺激策を通じて、国際金融部門への支払い能力の回復を目指し、マクロ経済の安定を下支えし、2010年及びそれ以降の回復に向けた基盤の確立に努めている。しかし、本白書が出版に回される2009年半ば現在、世界の経済見通しは依然として不透明なままである。

**現在の経済危機及び
そのほかの外的課題
によってもたらされる
子どもの権利への
リスクを、過小評価
してはならない。**

国際的な経済事情は、子どもの権利に大きな影響を与える。なぜなら、それが、子どもたちのケアや保護を任されている組織の活動に影響を及ぼす重要な外的要因となるからである。家庭、企業、及び政府予算に対する重圧により、生存、発達、保護、参加に対する子ども

たちの権利を実現するための不可欠なサービスや商品に対する支出が脅かされているのである。

2008年における食料及び燃料価格の急騰と、2009年の失業率の急上昇と世界の生産高、貿易高、及び投資額の急落を併せて考えてみれば、家庭やコミュニティへの経済的重圧と、それに付随する子どもたちの教育、栄養状態、及び保健ケア（子どもの権利の3つの側面だけを仮に挙げれば）に対するリスクは、容易に理解することができる。こうしたことは、後発開発途上国と、すべての国の最も困難な状況あるコミュニティや社会集団の間で特に深刻である（62ページの「世界的経済危機：子どもの権利に及ぼす影響」のパネルを参照）。

現在の経済不安は、過去20年間に成し遂げられた子どもの権利に関する前進のすべてを脅かすわけではない。すでに恩恵を受けている人々の場合、いくつかの前進はおおむね、逆戻りすることはない。例えば、質の高い初等教育を受けて中等教育へと進んでいる子どもは、すでに生涯持続する知識と能力を取得している。また子ども時代に予防接種によって免疫を付けている若者は、長期（しばしば一生）にわたって重大な疾病から守られることになる。

しかし、健康面や教育面の前進は、現代の受益者にとって永続的なものとなるかもしれないが、そうした人々が依存するサービスは、経済情勢の変化の影響をはるかに受けやすい。質の高い教育を維持するためには、学校、カリキュラム、教師に対する継続的投資が必要とされる。

予防接種やそのほかの基礎保健ケア・サービスの水準を維持するためには、調達及び提供面で大規模な支出が必要とされる。環境衛生に対する支援では、上水道や衛生施設（トイレ）の拡張及び改善を図らなければならない。

HIV/エイズ、マラリア、結核、そのほかの重大な感染症や感染状態との闘いには、予防支援及び治療支援への継続的投資が必要とされる。国家的な子どもの保護システムの構築には、専門家の採用、訓練、指導を強化する必要がある。ミレニアム開発目標を予定通りに達成して、「子どもたちにふさわしい世界」協定を履行しようとするのであれば、これらのサービスにはいずれも、経済危機の前よりもはるかに高い水準のコミットメントと投資が必要とされることになる。

子どもの権利への挑戦は、経済領域からのみもたらされるものではない。人口移動により、今後20年間にわたって世界の子どもの地域的分布が変化することになる。厳粛に受け止めるべきひとつの事実について考察してみよう。「子どもの権利条約」が発効してから40年後の2030年までに、世界の5歳未満児の4分の1が、現在後発開発途上国とみなされている49カ国に居住することになる（1990年にはおよそ14%であった）¹。こうした増加により、それらの国々の政府には、妊産婦・新生児・子どもに対する質の高い栄養補給及び保健ケア、早期幼児開発プログラム、ならびに幼い子どもたちを暴力や虐待から守るための対策に投資を拡大し、最年少の国民の権利を実現しなければならない大きな重圧がかかることになる。社会から取り残された地域や最貧困地域にいる子どもたちに支援の手を差し伸べる大きな努力をしなければ、世界の最年少の国民の4分の1が、保健ケア、教育、及び保護へのアクセスにおいて、現在の最も貧しい国々の子どもたちが直面しているリスクよりもさらに大きな相対的格差に直面する可能性が高くなるのである。

そうした子どもたちはまた、ますます住みづらくなっていく自然環境の変化に直面する可能性がある。気候変動の影響と程度を示すエビデンス（証拠）が増加しているが、これは、環境へのダメージが、多くの開発途上国における飲料水の改善、食料の安定的確保、5歳未満児の栄養不良率の低下、疾病対策の強化といった、苦勞して成し遂げた前進を脅かす可能性があることを示している。大半が比較的温暖な地域に位置し、一次産品を対外貿易の主要な収益源としている開発途上国の国々は、降雨パターンの変化、より過酷な気象、干ばつや洪水の増加によって最悪の影響を受ける可能性がある。近年増加している自然災害の発生件数と被害の深刻化、危機的状況の長期化に直面しているいくつかの地域（特にサハラ以南のアフリカ）での状況悪化は人道危機——子どもと女性に偏って影響を及ぼすことで知られている——が高まっていることを示す兆候でもある²（63ページの「人道危機下での子どもたちの権利の保護」のパネルを参照）。こう



© UNICEF/NYHQ2008-0950/Nicole Tournij

気候変動は、過去20年間に成し遂げられた子どもの生存と発達に関する前進に脅威をもたらす。子どもたちは、そうした気候変動への適応やその軽減に向けた戦略の中で貢献者であり、パートナーであるべきである。写真：世界規模の「一致団結して気候変動に立ち向かおう」キャンペーンを立ち上げるために、2008年10月に国連本部で開催された、「地球のために描こう」という子どもたちの絵画展に参加したコロンビアの少女（14歳）。

した外的な要因により、本白書の第1章で触れられ、第2章で寄稿者が明言している、子どもの権利の課題遂行という作業が困難になる。

現在の経済危機及びそのほかの外的課題によってもたらされる子どもの権利に対するリスクを、決して過小評価してはならない。経験と調査により、子どもと女性は、経済、人口、及び気候の変動による影響を極めて受けやすいことが示されている。特に子どもたちの場合には、そうしたショックの余波が、場合により一生涯続き、数世代にもわたってその影響が及ぶ可能性があり、何らかの措置を取らなければ、今後20年間にわたって続くであろう子どもの権利の前進に向けた努力を台無しにしてしまう恐れがある。

歴史を振り返って見ると確かにこうしたリスクが浮き彫りにされるが、一方で危機は子どもの権利や幸福を前進させる「機会」にもなりうる。子どもの権利の実現に向けた運動は、第一次世界大戦が落とした影の中から、エグランティン・ジェブ氏とセーブ・ザ・チルドレン・インターナショナルの先駆的取り組みに主導されて始まった。ユニセフ自体は、第二次世界大戦後のまだ戦禍が残る中で誕生し、子どもたちの生存支援とケアに専心する国際組織として国連に付属することになった。世界経済を揺るがした1973年のオイル・ショックと、それに付随して発生し翌1974年にまで及んだ世界的な株式市場の暴落にもかかわらず、その1974年には、史上最も大き

な成果を挙げた「拡大予防接種計画」という公衆衛生イニシアティブが開始され、それによって過去35年間に何百万人もの命が救われている³。ラテンアメリカ諸国では、1980年代の「失われた10年」の間に、子どもの生存が記録的な上昇を見せた。1990年代から2000年代の初頭にかけて、アルゼンチン、ブラジル、韓国、トルコをはじめとするいくつかの新興市場は流動性危機に直面したが、その一方でそれ以前からの教育及び保健ケアの前進は持続した⁴。

より新しいところでは、2004年のインド洋の津波（スマトラ島沖地震・津波）、スーダンのダルフル地方における激しい暴動、アフガニスタンにおける非常事態といった、複雑な緊急事態にある子どもたちを保護し教育するための革新的取り組みは、危機的状況下で子どもたちの権利を強化する効果的な支援例として挙げることができる。この中には、子どもたちが「子どもの権利条約」に謳われている自分たちの権利を初めて実現したケースも見られた。適切なリーダーシップ、協働努力、アドボカシー、創造力を備えれば、世界の経済や環境に対する不透明な見通しは、政府やそのほかのステークホルダー（関係者）にとってもまたとない機会になるはずである。それは、「子どもの権利条約」の理念や条項に対するコミットメントを再確認し、互いに協力して過去20年間に成し遂げられた子どもの権利及び発達に関する前進を統合し、何が起ころうとも子どもの権利を前進させ、これを守る支援的環境を作り出す機会にもなりうるのである。

世界的経済危機：子どもの権利に及ぼす影響

歴史を見ると、子どもと女性とはとりわけ経済危機の影響を受けやすいことが分かる。2008～2009年の世界的経済危機に先立つ開発途上諸国における金融及び経済ショックが、5歳未満児の死亡率の上昇、就学率の低下、治安の悪化、及び危険な環境での労働を強いられる子どもの増加につながっている。保健及び教育に対する公共支出の削減が、子どもたちとその家族を、たとえ危機が去っても容易には抜け出せない貧困の闇へと追い込んでしまっている。

最近の食料及び燃料価格の不安定性によってさらに悪化している2008～2009年の世界的経済危機により、開発途上諸国における貧困と栄養不良の増大が大いに懸念される。ここ数カ月、先行経済指標は上昇の兆しを見せているにもかかわらず、2009年8月、本白書が印刷される時点で、世界の経済見通しは依然として不透明なままである。

この経済危機が子どもの権利に及ぼす総合的な影響は、しばらくの間は明確にできず、世界全体の貧困、子どもの発達、栄養摂取に関する推定データが新たに出て初めて明らかになるであろう。経済危機の影響から子どもやその家族を守るために、適切な政策対応が必要とされている。

家族が適切な栄養を摂取できるようにする

国際的な食料価格は2008年をピークに下落しているが、それでも長期的動向としては依然として高い水準にある。多くの開発途上諸国では、国内の食料価格は従来水準をはるかに上回っている。経済危機の際に家族の栄養状態を守るための対策には、幼い子ども向けの栄養補助食品といった直接的な栄養補助対策と、必須微量栄養素、改善された環境衛生施設、質の高い保健ケアへのアクセスの確保や、衛生や食品の調理及び保管に関する最善の慣行の促進といった補助的対策がある。また栄養摂取のモニタリング（監視）には、子どもの成長と栄養状態を決定する直

接的要因と内在する要因の評価も含まれるべきである。

必須サービスに対する予算を確保する

社会予算を確保し、さらにはそれを増額することが、国の危機管理の不可欠な要素となるべきである。子どもたちへの投資の好機を逃すと、子どもたちの生存と発達の見込みに明らかな悪影響を及ぼす。また、自国の将来的な成長の可能性が制限されることにもなりうる。1975年から2000年までの120の開発途上国から収集したデータの分析では、15年間で国内総生産（GDP）に占める教育関連支出を1%増やすと、すべての子どもたちが初等学校に通えるようになるとともに、貧困者の数が約17%減少することが示されている。

子どもに配慮した社会保護プログラムに投資する

効果的かつ包括的な社会保護プログラムを実施することにより、経済危機が貧困家庭に及ぼす悪影響を軽減することができる。アジア地域の深刻な干ばつに続く1997年のアジア金融危機を受けて、インドネシア、フィリピン、及びタイの各国政府は、子どもたちを対象にした栄養補給プログラムを実施または強化し、奨学金の給付と財政支援の割り当てを行うとともにコミュニティの意識向上キャンペーンを行って、教育へのアクセスを増大させた。2002年の債務危機の時に、アルゼンチン政府は、世帯主が失業中の家庭に対して所得支援を行うことにより、貧困家庭を最悪の影響から守ろうとした。このイニシアティブにより、10%にのぼる支援対象家庭が食糧貧困線を下回らずに済み、全国的に極貧家庭の発生を抑えることになったと推定されている。メキシコとブラジルでは、今もなお継続中の有名な社会保護イニシアティブ（メキシコは「Oportunidades（機会）」、ブラジルは「Programa Saúde da Família（家族健康プログラム）」）により、乳幼児の死亡率及び家庭の貧困率が低下し

ている。

社会保護プログラムには十分に立証された利点があるにもかかわらず、多くの開発途上国はそうしたシステムを整備していない。144の開発途上国を対象にした最近の調査によれば、49の低所得国のうちの19カ国と、95の中等所得国のうちの49カ国が、社会的セーフティ・ネット・プログラムを実施しておらず、また調査を行った全144カ国のうち、何らかの形の支援金支給制度を整備していたのはわずか3分の1にすぎなかった。

女性や女子に対するさらなる負担を制限する

社会保護を効果的なものにするためには、女性が家庭の主要な意思決定者になれるようにするとともに、女子や若い女性が確実に質の高い教育及び保健ケアを受けられるようにすることが極めて重要である。経済危機に伴う教育及び保健への政府支出の削減は、サービス提供の負担を家庭やコミュニティに転嫁し、すでに多大な要求が課せられている女性や女子にさらに負担を負わせる可能性がある。女性や女子は、自らこれに対処せざるを得なくなり、食料、燃料、教育、保健ケアといった必須サービスや商品に対する支出を抑え、家計を補う活動に、より多くの時間を費やさざるを得なくなるのである。

現在の経済危機とそれに続く回復期に子どもたちの権利を確実に保障するためには、困難ではあるが決断力をもって選択を行うことが必要となる。経済危機によって、来る何世代にもわたっての権利の剥奪という負の遺産が継承されぬよう、その選択は、常にすべての子どもたちの権利である必須サービス、保護、及び参加を守り、支援し、そして可能であればこれらをさらに拡大するものでなければならない。

90～92ページの出典・参考文献等を参照のこと。

人道危機下での子どもたちの権利の保護

自然災害や複雑な緊急事態を含む人道危機は、子どもの生存、発達、保護、参加の権利を危機にさらす。複雑な緊急事態によって基礎保健ケア制度や物理的インフラの機能が損なわれ、子どもの栄養状態や健康が危険にさらされる恐れがある。また教育にも悪影響が及ぶ。初等教育就学年齢にありながら初等教育を受けていない推定1億100万人の子どもたちのうち、6,000万人近くが現在武力紛争下にある33の国に住んでいる。

緊急事態が原因で社会秩序が崩壊すると、女性と子どもが営利目的や性目的の搾取に遭う可能性が高くなる。性的暴力は、社会の崩壊の副産物として発生する場合もあれば、実際に紛争の武器として利用される場合もあり、その被害者は深刻かつ長期的な精神的外傷、性感染症、望まない妊娠などに悩まされることになる恐れがある。コンゴ民主共和国及びウガンダ北部における最近の調査により、性的暴力によって生まれた子どもたちは犯罪者と同等にみなされ、その結果として差別を受けたり放置されたりするケースが多いことが明らかになった。

人道的な活動に対する環境の変化

「子どもの権利条約」が採択されてから20年の間に、人道的な活動が行われる環境は変化している。気候変動と世界人口の急増により、水の使用权など限られた資源をめぐる争いが増加しており、また食料の安定的確保に関する懸念が高まりつつある。紛争は次第に長期化した国内の対立を特徴とするようになり、膨大な数の国内避難民が発生するなど、一般市民に重大な影響を及ぼすようになってきている。武力紛争や暴力によって現在避難民となっている推定2,600万人のうち、約50%が子どもである。一般市民としての保護される権利が無視されることで、子どもたちにさらなるリスクがもたらされており、同様に、近年の複雑な緊急事態の中で活動している人道援助活動要員に対する暴力も驚くほど増加している。

複雑な緊急事態下における子どもの権利のための枠組み

「子どもの権利条約」は、特に第38条及び39条と「武力紛争における子どもの関与に関する子どもの権利条約選択議定書」において、人道危機のもとで子どもの権利を実現するための強力な枠組みを提供している。また緊急事態下で子どもたちを守るためのそのほかの国際的基準も、紛争との関連における子どもたちや一般市民の虐待の根絶を目的とした、国連安全保障理事会の数々の決議（特に決議1612及び1820）によって大幅に強化されている。国際刑事裁判所は、大量殺戮、人道に対する犯罪、及び戦争犯罪を犯した疑いのある人々を取り調べて審理する手順の運用を開始しており、裁判所が審理したその最初の事例は、子どもの兵士の採用に関係するものであった。

複雑な緊急事態及び紛争後における子どもの権利を守るため、一連の中核的なコミットメントが決められ、女性と子どもができるだけ早く、十分な栄養、疾病の予防及び対策、きれいな水、ならびに適切な衛生施設（トイレ）を利用できるよう取り計らわれるようになった。2008年にユニセフが関与したそのような人道的活動の直近の例としては、サイクロン「ナルギス」によって国内の保健施設のほとんどが損害を受けたミャンマーでの子どもたちを対象にしたはしか予防キャンペーンや、アフガニスタンの500の学校の32万人の子どもたちに対する、安全な飲料水及び男女別のトイレの提供と、それに伴う2,500人の教師を対象にした水と衛生教育、及び健康に関する研修などがある。

「子どもの権利条約」とその選択議定書に触発されて、子どもの保護は緊急事態下での優先事項となっている。人道的活動には、現在、子どもに優しい空間の確立、子どもの保護に向けたコミュニティの動員、災害準備への子どもの保護の統合、アドボカシー及びコミュニケーションなどが含まれるよう

になった。国の防災計画に確実に子どもの保護を組み込むことは、ネパールのような自然災害の起こりやすい特定の国では優先事項になっている。コンゴ民主共和国では、1万8,000人を超える性的暴力の被害者（その3分の1が子ども）が、医療及び精神的ケア、法的カウンセリング、及び社会経済的復帰プログラムの恩恵を受けている。

緊急事態下で教育へのアクセスを回復することは、過去10年の人道的活動の中で、ますます重要な要素となってきた。暴力、紛争、または自然災害によって荒廃したコミュニティの子どもたちを学校に戻すことにより、子どもたちは日常生活を取り戻すことができ、学習したり、遊んだりすることができるようになる。さらに大きな課題は、災害や紛争が起きた際の、あるいは能力開発が行き届いていない国々での教育制度の再構築である。ソマリアでは、例えば、長期間にわたる政治的崩壊ののち、機能する政府の再建に懸命に取り組んでいるが、同国の推定53万4,000人の就学児童のうち19万300人（緊急事態の影響下にある地域に住む14万人以上の子どもたちを含む）が、学用品の新たな配給を受けている。

危機後の復興は、社会から取り残されている人たちの権利を実現するため、より公平な公的機関を作る機会ともなりうる。国際コミュニティは、現行の緊急事態への対処だけでなく、新たな緊急事態に備えた復興と準備に取り組むツール及びアプローチの開発を加速させている。こうした努力により、子どもの権利を早期に実現する機会がもたらされることになるのである。

90～92ページの出典・参考文献等を参照のこと。



「子どもの権利条約」及び子どもの権利に関するそのほかの国際協定の目標を達成するためには、子どもたちを主要なパートナーとして組み込んだ、革新的で統合された協調的アプローチが必要とされる。写真：エチオピアのアディスアベバで開催された国連アフリカ経済委員会で「第5回エチオピア・ティーンエイジャーズ・フォーラム」に参加する9～18歳の子どもたち。

危機を機会に変える

過去20年間にわたり、国際コミュニティは、特にミレニウム開発目標という形で、子どもたちの権利を完全に実現するための果敢な目標を設定し続けてきている。こうした目標の達成に向けた取り組みは、すべての大陸やすべての地域における生存、健康、及び教育面の重要な前進に寄与している。しかし、人間開発や子どもの権利の分野で活動している人々にしてみると、それらの目標が緊急の優先事項に設定されていれば、意欲的な目標に向けてよりさらなる前進が成し遂げられていたはずなのである。

現在世界をのみみ込んでいる深刻な金融及び経済危機は、少なくとも世界の社会問題、経済問題で何を優先すべきかの議論に火をつけている。気候変動がすでに現実のこととなり、人口動向としては、後発開発途上国で子どもの数が著しく増加することが確実視されている今、物事を動かすのに旧来の方法はもはや通用しない。こうした状況の中で、世界は、自らを再建し、物理的環境だけでなく最も立場の弱い人たちをも育むことができる、またとない機会を得ている。

優先事項を考え直すにあたっては、「子どもの権利条約」を中心に置くべきである。子どもたちへの投資は、人的側面だけでなく経済的側面においても莫大な利益や恩恵を生み出すことが十分に立証されている⁵。「子どもの権利

条約」の約束の完全な実現には、間違いなく社会的変革が伴う。社会的変革が経済的有用性や、さらには人間の生存そのものの問題かもしれない時代において、「子どもの権利条約」のビジョンは、より公正で繁栄した未来に向けた、政府、組織、及び各個人の行動を誘導する指針となりうる。おそらく最も重要なことは、子どもの権利を実現することが、すべての子どもたちの生存と発達、保護、参加を促進し、暴力、虐待、搾取、放置がない、家族、コミュニティ、及び社会において潜在能力のすべてを実現する機会を確実にもたらすことである。1924年の「児童の権利に関する宣言（ジュネーブ宣言）」の言葉を借りて言うならば、世界は子どもに対して最善のものを与える義務を負っていると、私たちが本当に確信しているのであれば、私たちもそれに倣うべきである。

気候変動と子どもの権利

「子どもの権利条約」は、子どもたちが健全な物理的環境の中で、生存し成長する権利が保障されている世界を思い描いている。それにもかかわらず、子どもの権利及び子どもたち自身が、気候変動とその対処方法に関する国際的な議論、国内の議論に組み込まれることはほとんどない。

いくつかの理由から、子どもたちは気候変動の影響を特に受けやすい。第一に、子どもたちは、その生理学的及び認知的発達段階と生来の好奇心により、環境的危険とそれによる被害を受ける可能性が高い。例えば、子どもたちはおとなと比べて、強い紫外線、不適切な住まい、バイオマス燃料による屋内空気汚染の影響をより受けやすい。

第二に、栄養不良(5歳未満児の死亡原因の3分の1以上に関係)、急性呼吸器感染症、下痢性疾患、マラリア、そのほかの生物が媒介する疾患など、幼い子どもたちの主要な死亡原因の多くは、気候条件に非常に敏感であることが知られている。

第三に、世界の後発開発途上諸国が気候変動の矢面に立たされる可能性が高いことを示すエビデンス(証拠)が増加している。それらの国々は子どもの人口が多い。2008年には、総人口に占める18歳未満の子どもの割合が、先進工業国が21%であったのに対して、世界の49の後発開発途上国では47%にも上った。多くの開発途上国は、物理的インフラの整備の遅れに苦しんでおり、また干ばつや洪水といった気候事象に対処するためのシステムも整備されていない。

第四に、国内紛争と気候変動との相関関係の高まりが、子どもの権利にとって特に懸念される領域となっている。2007年の調査では、気候変動が社会的、経済的、政治的ストレスと重なり、総人口27億人にのぼる46カ国では、暴力的紛争が起きる可能性が増大すると推定された。これは、子どもたちにとって、心理社会的トラウマ、武装勢力への負担、居住地からの退去、強制移住という結果をもたらすこととなり、それが

元で家族の離散、人身売買や搾取にさらつながる可能性がある。

最後に、気候変動によってミレニアム開発目標の達成がさらに困難になるであろうことを強く示唆するエビデンス(証拠)がある。2006年に英国政府からの依頼によって実施された、気候変動の経済的影響に関する包括的調査である「スターン・レビュー」では、気候変動によって経済産出量が減少することにより、南アジア及びサハラ以南のアフリカでは、5歳未満児の死亡数が年間4万~16万人増加する可能性があるかと推定している。

数百万世帯の家計が崩壊する可能性があるということは、より多くの子どもたちが家計を支えるために必要となり、その結果、とりわけ女子は学校に通うことがさらに困難になる可能性がある。水やその他の天然資源の不足が深刻化することにより、家庭の燃料や水の調達をほとんどを担っている女子や女性に、さらに大きな負担がかかることになる。また、気候変動を緩和するためにコストが費やされることにより、保健、教育、その他の社会保護プログラムに対する社会的支出に回される資金が、削減されることになる可能性もある。

気候変動への取り組みで 主役となるべき子どもたち

気候変動によって子どもの権利にもたらされる複雑な課題に立ち向かうためには、子どもたちを主要なパートナーとして迎え入れた、統合された協調的アプローチが必要となる。保健、教育、栄養補給、及び公共事業の各分野間、ならびに子ども、女性、若者、家庭のケア及び保護を委任された機関や組織との協働努力が必須となる。また機会を創出し、脆弱さを軽減し、すべての市民をエンパワーするためには、ジェンダーに対する認識も必要とされる。コミュニティとのパートナーシップも、気候変動に対する緩和及び適応戦略の中心となる。村落、町、及び近隣地域

が脅威に対処できるようにするためには、栄養補給、保健ケア、教育、水、衛生、衛生教育といった、子どもの発達に関する従来の分野にこれまで以上の多額の投資が必要となる。また、調理、暖房、水の調達のための、太陽光や風力といった再生可能なエネルギー源の促進、学校やコミュニティにおける環境教育の提供及び質の強化、生計が脅かされる可能性のある人々への支援、ならびに嵐、洪水、干ばつに対する災害対策の改善を目的とした、革新的な支援も含まれることになる。

開発途上諸国全体にわたり、これらの課題に取り組むためのイニシアティブがすでに登場している。例えば、シエラレオネでは1万5,000人の若者たちが、農場や敷地のより効果的な運用、零細企業の設立、優れた慣習の共有ができるように訓練する、ボランティア・プログラムに参加している。モロッコでは、女子たちに課せられた水の調達の負担を軽減することを目的とした、世界銀行が支援するプロジェクトにより、初等教育の純出席率を20%向上させることに成功している。タジキスタンでは、子どもたちが簡単に安価な検査機器を使って水質検査を手伝っている。これらの例は、子どもたちを中心的存在として取り組みを行うことが、いかにより良い自然環境を作り出し、また同時に子どもたちや若者が自分たちの権利を実現するのにも役立つかということを示している。

気候変動に対処することで、国やコミュニティは、子どもたちに対する自らの約束を守る機会を促進することができるのである。気候変動の影響を軽減するとともに、それに対する準備及び適応の仕組みを強化するための対策を、今すぐに講じなければならない。手をこまねいていれば、大きな代償を支払うことになる。気候変動をそのまま放置しておけば、21世紀での子どもの生存と発達が後退してしまう恐れがあるのだ。

90~92ページの出典・参考文献等を参照のこと。

メキシコにおける子どもの権利

メキシコは、1990年9月21日に「子どもの権利条約」を批准し、歴代の中央政府が子どもたちの権利の支援に取り組んできている。1990年代半ばに深刻な金融危機に見舞われたにもかかわらず、同国は子どもの生存、保健ケア、及び教育の分野で着実な前進を遂げている。最新の国際的推定によれば、メキシコでは5歳未満児の死亡率が3分の1低減し、初等教育の純就学率及び定期予防接種率は97%を上回り、また全国民の95%が改善された水源を利用できるようになった。

メキシコはまた、国境を越えて子どもの権利の強力な擁護者になっている。同国は、1990年の世界子どもサミットを招集した6カ国のうちのひとつであり、その後も、子どもたちに対するコミットメントの実現に向けた、各締約国の進捗状況をモニター（監視）するためのイベントの計画に協力している。メキシコは、北米及び中米とドミニカ共和国を対象にした「移住に関する地域会議」において、同伴者のいない移民の子どもの保護に関する地域ガイドラインの策定及び承認を促進した。同国政府はまた、国連安全保障理事会の「子どもと武力紛争に関する作業部会」の議長としてもリーダーシップを発揮した。

子どもの保護を、保健ケアやその他の社会便益と結びつける

メキシコでは、幅広いステークホルダー（関係者）が関与するマルチ・セクターのプログラムが、同国の社会全体に前向きな影響をもたらしている。例えば、1997年に「Progresal」という名称で開始された、国際的に評価の高い「Oportunidades」プログラムでは、貧困、健康障害、児童労働、ならびに不登校及び中途退学という互いに関連がある問題に取り組んでいる。Oportunidadesでは、自分の子どもに定期健康診断をきちんと受けさせ、自分も学校に通っているという条件を満たす女性に支援金を支給している。2008年までに、このプログラムはメキシコ

の全31州及び連邦区の500万世帯に支援サービスを提供しているが、支援を受けた家庭のおよそ5分の1は、チャパス及びベラクルスという南部の貧しい州に集中している。

メキシコはまた、革新的な保健プログラムにも携わっている。過去30年間、同国は「保健ケアに対する対角アプローチ」を用いて、下痢性疾患、ワクチンで予防可能な疾病、微量栄養素欠乏症と闘うための効果的なイニシアティブを実施し拡大している。2001年に、「Arranque Parejo en la Vida（人生の平等なスタート）」という、母親、新生児、及び子どもたちを対象とした包括的な基礎保健ケア・プログラムが導入され、国内に広く普及するに至っている。そこに国民健康保険イニシアティブの「Seguro Popular de Salud」が追加されて、妊産婦及び子どもの保健は社会保障となった。2007年には、「Seguro Médico para una Nueva Generación」という、もっぱら新生児を対象とした別の保険イニシアティブが導入された。そして2009年には、妊産婦の死亡率をさらに低下させるための国家戦略の一環として、妊娠中、出産時、及び出産後の一定期間は誰でも無料で受けられる保健ケアが開始された。

連邦構造を持つ多様性国家であるメキシコは、統合された児童保護政策及び制度を確立するという複雑な課題を依然として抱えている。そうした課題の中には、女性や子どもに対する暴力、性的搾取、児童労働への取り組みなどがある。メキシコ政府は、児童労働に関する分散されたデータを定期的に収集・提供するための重要な対策を講じて、問題に関する測定基準を全国対家計雇用調査に追加している。2007年の調査では、5～17歳の360万人の子どもたち（同年齢層全体の12.5%）が児童労働に従事しており、その中には法定就業最低年齢の14歳を下回る子どもたちが、110万人も含まれていることが明らかとなった。働いている子どもたちの42%近くは学校に通っていない。

各州にわたる複雑な課題

メキシコの南部地域は、子どもの権利に関する最大の課題をいくつか抱えている。同国の先住民コミュニティの大半（60を超える民族及び言語集団）が存在する同地域には、絶対的貧困の生活を送っている20%のメキシコ人のほとんどが暮らしている。組織的犯罪集団によって行われる暴力により、その地域で続いている内紛、中でも特に土地の権利をめぐる争いによってすでに生じている危険がさらに増大している。各先住民コミュニティはそれぞれ独自の差し迫った課題を抱えているため、人権に関する法律を一様に適用することは依然として複雑な課題であり、このことは、1990年以来メキシコが提出している定期報告書に対する総括所見の中で、子どもの権利委員会も認めている。

メキシコは、子どもの権利に関する各州の法律を、国内及び国際法と整合させる努力を行っている。子どもの権利委員会に対する第3回定期報告では、子どもの健康の確保、家庭・家族法の改正、及び子どもの保護の強化において、個々の州が成し遂げつつある前進が示されている。

世界的経済危機によって大きな打撃を受けたことに加えて、暴力が緊急の懸案事項になっているメキシコは、「貧しいコミュニティや周縁化されたコミュニティの子どもたちの権利の行使を阻害している格差への取り組み」、「地域及び全国レベルでの子どもの保護の強化」、ならびに「全国規模の、そして焦点を絞ったイニシアティブを通じて成し遂げられている、サービス提供及び保護における全体的前進の持続」という3つの課題に直面している。ラテンアメリカで2番目に大きい国におけるこうした問題への取り組みには、子どもの権利に対するさらなる革新とコミットメントが必要となる。

90～92ページの出典・参考文献等を参照のこと。



© UNICEF/NYHQ2008-0964/Shehzad Noorani

子どもたちの権利をさらに理解し促進させるためには、政府、コミュニティ、家族、子どもたちの能力を育成することが不可欠である。写真：パキスタンのパンジャブ州ラヒームヤールハーン地区のバスティ・アリアン村にあるバスティ・アリアン公立男子初等学校で、演習帳を使って勉強する子どもたち。

行動計画

「子どもの権利条約」には、いくつかの主要な特徴がある。条約は、法的文書であり、政府の義務と責任を定めたもの。条約は、ガイドラインを示す枠組みであり、基本理念と包括的な条項に裏付けられたもの。そして条約は倫理的声明でもある。また、子どものための広範かつ活発な運動の基礎であり、協同努力のための人権に基づくアプローチの基礎でもある。これらの特徴に基づき、相応の行動計画が決まってくる。

- 子どもたちの最善の利益をガバナンスの主要な試金石にする** 法律、政策、予算、調査、及びガバナンスのシステムには、「子どもの権利条約」が反映されなければならない。支援は、子どもたちの現実の生活に対処することに重きを置き、子どもたちの最善の利益を実現できるようにしなければならない。
- 子どもたちの権利を実現するための能力を育成する** これは、子どもたちをケアし、指導し、保護するために必要な知識とスキルによって親の能力を育成することから、コミュニティを動員し、子どもの権利の実現に権限を持つ人々を支援することにまで及ぶ。
- 子どもたちの権利を尊重する社会的・文化的価値観をサポートする** 子どもたちを「権利の保有者」として認め、すべてのレベルで——個人から政府に至るまで——相応の責任を受け入れることが、すべての子どもたちの権利を確保するために不可欠である。この課題の基礎となるのは、「自分たちの意見を聞いてもらい、

その考えを尊重してもらう」という子どもたちの権利を尊重することである。

- すべての子どもたちのために、「子どもの権利条約」の約束の実現に向けて一致協力して取り組む** いかなる政府、ドナー、あるいは機関も、子どもの権利に関するさまざまな課題を単独で解決することはできない。過去20年の経験に基づけば、成功はしばしば協調的な統合アプローチを通じてのみ成し遂げることができ、また最も持続可能なものであることが分かっている。

子どもたちの最善の利益をガバナンスの主要な試金石にする

締約国にとっての第一の課題は、さまざまな法的措置や行政措置が子どもたちに与える影響を評価することである。第二は、公的な予算、政策、及びプログラムのあらゆる側面で、「子どもの権利条約」の原則を確実に反映させることである。

ガバナンスのあらゆる側面が、子どもの権利に影響を及ぼす可能性がある。子どもたちが最も大きな恩恵を受けるのは、民主的で透明性の高いガバナンスが行われている場合である。当然のことながら、子どもたちは、政治腐敗、非効率的な政策、政情不安といったガバナンスの失敗によって被害を受ける。決定事項が租税、貿易、外交、あるいは債務のいずれにかかわるものであろうと、「子どもに何の影響も与えない」政策、法律、予算、プログラム、あるいは計画などといったものはない。子どもたちが保健ケアを利用できるようにするには、妊産婦、新生児、

及び子どもに対する一連のケアの中で、適切なときに、十分な量の、質の高い必須サービスが提供されるよう、年度予算に十分に配慮する必要がある。子どもたちに対する教育は、地元の教育当局の効率性と能力、そして、物理的、技術的、及び人的資源に対する十分な投資にかかっている。また子どもたちを暴力や虐待から守るためには、機能的な法律制度が必要であり、「法の支配」の原則を徹底した形で適用する必要がある。これには、子どもの権利の侵害防止や児童保護義務に対する違反者の確実な処罰を目指した条項などが含まれる。

「子どもの権利条約」の約束を果たすためには、子どもたちをパートナーとして組み込んだ、統合された協調的アプローチが極めて重要となる。

及び参加に対する子どもたちの権利——を実現するために不可欠なサービスに及ぼす影響を考慮に入れる必要がある。開発協力においては、支援国及び被支援国は、そうした支援が子どもたちのためにどのように役立つかを考慮しなければならない。地区及びコミュニティ・レベルでは、開発イニシアティブが包括的かつ参加型になるよう地方政府が配慮し、女性と子どもたちの意見に耳が傾けられ、そうした意見が尊重され、そして法律、慣習、政策、及びプログラムに反映されるようにしなければならない。

ミレニアム宣言の目的とミレニアム開発目標の達成目標を、成果を挙げるための複合的な枠組みとして利用するのは、子どもの権利のいくつかの主要な側面をモニター（監視）するのに有用な方法である。ミレニアム宣言では、子どもと女性のために、平和と安全、安定、より良い開発成果を優先して枠組みを設定しているからである。

さらなる課題は、「子どもの権利条約」を、言行一致させた形で、国際、国内、及び地域の法体系に組み込むことである。たとえ執行が不十分であろうと、一般に法律を整備する方がしなやかでより良いが、それでも法律は執行しなければほとんど意味がないとよく言われる。執行とは、法執行機関及び司法当局が法律を実施することができることとともに、その不作為に対して責任を負うという意味でもある。また執行には、法律を実施できるよう十分な予算も必要とされる。これらの義務は、中央政府だけでなく州や地区の行政当局にも適用される。

「子どもの権利条約」をガバナンスの主要な試金石にするということは、あらゆるレベルの政府の決定事項及び対策について、子どもの権利への影響を考慮し、モニター（監視）し、評価しなければならないということである。国家レベルにおいては、予算に関する決定を行う際に、それが子どもの権利——中でも特に生存と発達、保護、

「子どもの権利条約」を法律制度に組み込むには、恒久的な構造を確立することが必要となる場合がある。政府内の、その目的を達成するために子どもの権利の促進に対して責任を負うとともに、さまざまな部門とさまざまなレベルの公的行政機関との間、及び政府と子どもを含むそのほかのステークホルダー（関係者）との間の調整に対して責任を負う機関である。また、子どもオンブズマンのような独立した人権監視官の採用を推進することによっても、国やコミュニティ内における子どもの権利のモニタリング（監視）を強化することができる。データ、調査、及び評価から導き出されたエビデンス（証拠）に基づく、子どもたちの状況に関する、より深い知識と理解も、「子どもの権利条約」が効果的に履行されているかどうかを評価するために不可欠な要素である。

普遍性の原則は、公共政策や公的プログラムを子どもたちに役立つものにするのに不可欠である。「子どもの権利条約」で謳われている権利は、すべての子どもたちに平等に適用されるものであり、ガバナンスの評価は、一部の子どもたちにどれだけ優れたサービスが提供されているかではなく、最も困難な状況にある子どもたちを含めて、いかにすべての子どもたちにサービスが提供されているかで行われるべきである。世界の子どもたちの5人のうち4人以上が、貧富の格差が拡大しつつある国に住んでいるということが、子どもの権利の実現は、主に、公正さと社会的正義の問題であるという事実を証明している。

子どもたちの権利を実現するための能力を育成する

「子どもの権利条約」が熱望しているのは、すべての子どもたちが各自の権利を存分に享受している世界であり、それは最優先事項として子どもたちのケア及び保護に専心するステークホルダー（関係者）によって、子どもたちの生存、発達、保護、参加が保障されている世界である。そのような世界を実現するためには、すべての人々や機関が協力し合い、子どもの権利を理解し、対応し、これを促進するための能力を向上させることが必要なのである。

政府は、子どもの権利を促進し、保護する決定を行う能力を育成しなければならない。他者から学んだ教訓を土台にできるような経験、専門技能、及び知識を取得しなければならないのである。能力が最も限られている場合が多い地域レベルの政府も、例外とはなりえない。

教育、保健、都市計画、安全保障サービス、子どもの保護、市民社会団体、メディアといったさまざまな分野の専門家も、子どもの権利を認識し、そうした権利に従って各自が行動すべき責任を自覚するよう促され、研修を受けるべきである。家族には、自分たちの子どもに対して可能な限り最善のケアを提供する能力が必要とされ、それには、子どもたちが食料、医療ケア、住まい、学校、

モザンビークにおける子どもの権利

和平協定の調印によって15年に及んだ激しい国内紛争に終止符が打たれた1992年、モザンビークは世界で最も貧しい国に格付けされていた。それ以来、政治的安定と民主的統治によって持続的な社会経済的発展への道が開かれ、現在モザンビークは、アフリカにおける戦後復興と経済再生の成功例として認識されている。同国は1994年に初の民主的選挙を行い、同年に「子どもの権利条約」を批准した。それから10年後に、同国では3度目の平和的な国政選挙が行われた。

モザンビークでは、過去10年間にわたって経済が急速に成長しており、2008年の国内総生産（GDP）は6%を上回ることが予想される。1997年には推定69%であった国内貧困率は、包括的データが入手できる直近の年である2003年には54%になった。政治的、経済的な安定が促進されたことで、人間・社会開発も発展した。同国の5歳未満児の死亡率は、1990年には出生1,000人あたり201人であったが、2007年には出生1,000人あたり168人にまで減少した。初等教育の純出席率は、2008年には99%まで向上した。こうした前進にもかかわらず、モザンビークは依然として貧しい状態が続いており、2005年には国内総人口の75%が、1日あたり1.25米ドル未満で生活している。また同国は引き続き、頻発する自然災害やエイズの蔓延といった障害にも直面しており、2007年には15～49歳の7人にひとりがHIV陽性であったと推定されている。

子どものための保護的な法的枠組みの構築

この20年の間に、モザンビークは国内の法律を、人権に関する地域的及び国際的な法律文書と整合させる着実な努力をしている。1994年4月26日に「子どもの権利条約」を、そしてその後2つの選択議定書を批准したほかに、同国は、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（CEDAW）」、「人及び人民の権利に関するアフリカ憲章」

（及び女性の権利に関する選択議定書）、ならびに「子どもの権利及び福祉に関するアフリカ憲章」も批准している。2004年に採択された憲法では、子どもの権利に特に重点を置いて、子どもたちのための新しい法的及び政策的枠組みを定めている。この憲法のもとでは、公共機関、民間機関にかかわらず、子どもたちに関するすべての措置に「子どもたちの最善の利益」が考慮されなければならないことになっている。

国内の法律を改正して、それを「子どもの権利条約」及びそのほかの人権条約と整合させるための包括的な立法改革は、すでに大きな変化をもたらしている。例えば、無料で出生登録できる期間が生後30日から120日に延長されており、また親の責任、後見人の職務、養子縁組、相続権に対する新しい法定基準を明示するとともに、法定結婚年齢を16歳から18歳に引き上げた、「家族法」が採択されている。2008年に採択された児童法は、「子どもの権利条約」の条項を子どもの権利に関する国内法に効果的に導入するとともに、権利実現のためにすべてのステークホルダー（関係者）が担う責任について言及している。「2006～2010年子どもための行動計画」は、主要なステークホルダー（関係者）による活動を促進し調整することを目指している。この計画の目的及び目標は、「2001年アフリカ子どもフォーラム」と「2002年国連子ども特別総会」の勧告に基づいている。「孤児及び困難な立場にある子どもたちに関するマルチ・セクター・プラン」は、増加しているこうした子どもたち特有のニーズに取り組んでいる。同国の2008年における孤児の数は150万人にのぼると推定され、そのうち約51万人はエイズで親をなくしている。

立法・計画から行動・成果へ

モザンビーク政府が現在直面している最大の課題は、新しい法律を効果的なプログラムに組み込むことである。数々の分野で、すでに明らかな進捗が見られる。2009年に閣僚評議会は、「国

家子ども評議会」の新設を承認したが、これは子どもの権利の履行調整を行う独立機関である。さらに、子どもの司法問題を処理するため、6つの州で特別児童裁判部門が設置されている。2006年以降、全国出生登録キャンペーンに後押しされて、440万人の子どもたちが登録されている。このキャンペーンは2011年まで続けられる予定で、その期限までに国民全員の登録達成を目指している。

子どもたちの権利の実現に対する課題

モザンビークでは、おそらく貧困と格差が、子どもの権利の実現を阻む最大の課題であろう。近年では、貧困との闘いが政府の政策目標のトップに位置付けられている。しかしそれを成功させるには、子どもたちの幸福と発達——とりわけ教育、保健ケア、水、衛生、社会保護——に貢献している部門に対して、乏しい財政資源を公正に分配しなければならない。さらに各部門の中で、州やプログラム全体にわたって資源を公正に分配することも、格差を縮小するために極めて重要である。

子どもの貧困の発生を低下させ、子どもたちの権利を確保するためには、子どもたち向けの基礎サービスや社会プログラムを拡大することが極めて重要である。モザンビークの1,100万人の子どもたち全員に対して「子どもの権利条約」の約束を果たすための、一貫した対策を採るには、政府、ドナー、市民社会、メディア、企業部門、家族、及びコミュニティの一致団結した取り組みが必要となる。

90～92ページの出典・参考文献等を参照のこと。

病院はもとより、質が高く、手ごろな価格の情報も利用できるようにすることが必要である。「子どもの権利条約」の前文で極めて明白に述べられているように、子どもの権利を完全を実現するためには、家族にも、各自の責任が果たせるよう必要な支援と保護を提供しなければならない。

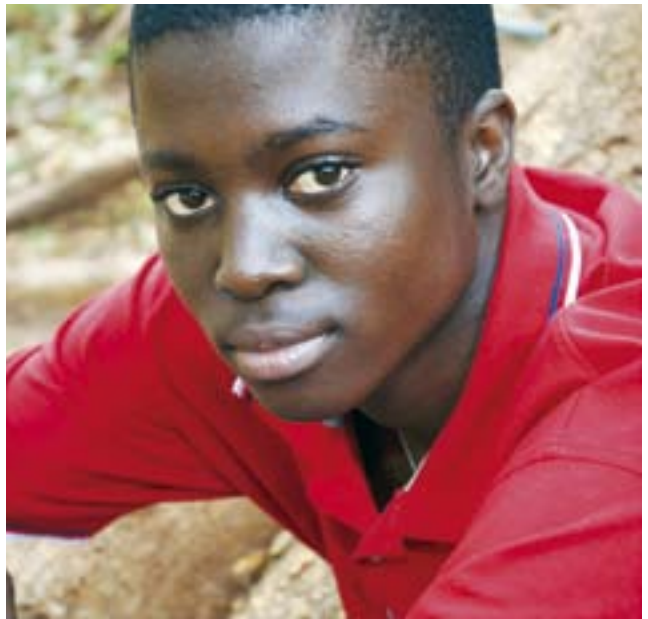
もちろん、子どもたち自身も社会の進歩に参加しなければならない。「子どもの権利条約」に明記されている権利を持つ者として、子どもたちが自らの権利を知って理解し、それらを主張できるようになることが必須である。「子どもの権利条約」について学校で教え、子どもたちが自分たち自身を擁護できるようにすべきである。また子どもたちは、「子どもの権利条約」のもとで、ほかの子どもたちに対する責任も負っている。自身の権利について学ぶことによって、他者の権利を認識できるようになるのである。

子どもたちの権利を尊重する社会的及び文化的価値観をサポートする

「子どもの権利条約」は、子どものケア、発達、保護に対する一連の基準を強く謳っているが、これらに対して世界各国の政府がコミットメントを表明している。それらの基準は、「どここのような環境で生まれたかにかかわらず、すべての子どもたちは平等な権利を持っている」、「紛争や緊急事態の時はもとより、平和で情勢が安定しているときにも、公的な政策やプログラムでは子どもたちが最優先されるべきである」、及び「子どもたちの権利は、その完全な実現に寄与できるすべての人々がその責任を持つべきである」という信念に支えられている。

しかしこうした価値観は、必ずしも社会全体を通して支持されているわけではなく、長年かけて築き上げられた文化的な伝統や前提によって阻害される可能性がある。ジェンダー、民族性、障害、宗教、あるいは社会的階級のいずれにも基づくものにかかわらず、児童婚（若年婚）、女性性器切除/カッティング、差別といった社会的・文化的な慣習は、いずれも子どもの権利を阻害する一因となっている。これらは、緊急に注意喚起を要する重大な問題である。ジェンダー、民族性、障害、そのほかのどのような差別的要因に基づいたものであれ、子どもたちの権利を認めないというのは、受け入れ難いことである。子どもたちの権利が日常的に無視されたとき、あるいは全世界的に子どもの権利が無視され、何百万人もの子どもたちが必須サービスへのアクセスを奪われている中では、責任を持ってその解決に寄与することが私たち全員の義務である。

この意味において、価値観を改革する必要性は、「子どもの権利条約」とそれに先行する子どもの権利の実現に向けた運動の歴史に遡る。もしも、19世紀の工場における子どもたちの処遇や、あるいは世界大戦時における子



© UNICEF/NYHQ2006-1268/Francois d'Elbee

「子どもの権利条約」のビジョンがすべての子どもたちにとって現実となるには、それが全世界のすべての人々にとっての指針とならなければならない。写真：ザンビアの首都ルサカで子どもの性的搾取、虐待に反対を唱え、自身のコミュニティにあるいくつかの子ども権利グループに参加している18歳の青年。

どもたちの迫害に激しい怒りを覚えた活動家たちが、今日の世界における児童労働の高い発生率や、今なお続く少年兵の起用を見たとしたら、同様に激怒するであろう。世界中の子どもたちが、今なお奴隷に等しい境遇に耐え忍んでいる。彼らはほかの国に不正に人身売買され、強制労働者や売春婦として搾取されているのである。また彼らは、紛争に参加させられて残忍な処遇や被害を受けている（このために、今日の世界は道徳面で過去の世界に勝っていると胸を張って言うことができない）。そうした子どもたちは、法に抵触した場合、その威厳や価値を認められないことが多い。

まもなく21世紀に入って最初の10年が終わろうとしているが、世界ではなお毎年およそ880万*人の子どもたちが5歳の誕生日を迎えることなく命を失い、1億4,000万人以上の5歳未満児が栄養不良に苦しみ、初等教育就学適齢期にあるおよそ1億人の子どもの子どもたちが教育を受けておらず、また5～14歳の推定1億5,000万人の子どもたちが児童労働に従事している。これらの子どもたちひとりひとりの体験が、そのほかに必須サービスを受けられない子どもたちや保護侵害や差別に苦しんでいる子どもたちの体験とともに、価値観の大幅な変革の必要性を示す証となっている。政治家、行政官、メディア・アナリスト、あるいは単にはっきりとした意見を持つ一般人のいずれにかかわらず、こうした放置を必然的な世の習わしとして受け入れる人は、いずれも世界の子どもたちに対する自らの責任を放棄しているのである。

*原文では900万未満となっているが、ここでは可能な限り最新のデータを反映している。

セルビアにおける子どもの権利

セルビアは、20年前の冷戦終結以来、大規模な変革を遂げており、10年以上にわたって政治的混乱が続いているにもかかわらず、基礎保健ケアと教育の分野で子どもたちに対する成果が着実に向上しつつある。

2007年には出生1,000人あたりわずか8人の死亡という同国の5歳未満児の死亡率は、中部・東部ヨーロッパ/独立国家共同体（CIS）の中の最低水準に属している。ジフテリア、百日咳、破傷風トキソイド・ワクチンの3回にわたる接種を受けている乳児の割合で測定される定期予防接種率は、94%に達している。国内総人口のほぼ99%が改善された飲料水設備を利用することができ、また92%が適切な衛生施設（トイレ）を利用できる。さらに、同国では容易に教育を受けることもでき、2000～2007年には、男女ともに初等教育の純出席率が98%、また中等教育の純出席率が90%に達している。

子どもたちは依然として社会的疎外を受けやすく、親のケアも欠如

こうした前進にもかかわらず、困難な立場にある集団の間に見られる貧困、格差、及び高い割合の社会的疎外が、緊急の課題となっている。農村部や開発が遅れた地域に住んでいる子どもたちは、家庭の収入だけでなく社会文化的貧困や差別が原因となり、必須サービスや保護の対象から除外される危険にさらされている。15万5,000人を超える子どもたちが国内貧困線を下回る生活を送っており、さらにそれと同数の子どもたちが貧困に陥る危険にさらされている。セルビアで最大規模の少数民族のひとつであるロマ民族の間では、5歳未満児の死亡率が全国平均よりも3倍高くなっている。

さらに、2008年のセルビアにおける子どもの権利に関する総括所見の中で、子どもの権利委員会は、障害がある大勢のセルビアの子どもたちが施設に入れられていることについて懸念を表明した。調査では、施設に住んでいる子

どもたちは、放置、虐待、及び暴力の被害を特に受けやすく、障害がある場合には、そうしたリスクがさらに増大する可能性があることが示されている。「知的障害者の権利インターナショナル」が実施したセルビアの状況に関する最近の調査では、障害のある子で、入所型ケアを受けている子どもたちは、生涯を通して社会から隔離され、施設での生活を余儀なくされていることが判明した。そうした施設は、熟練したケア担当者を擁しておらず、教育システムにも組み込まれていない場合が多い。

保護的な枠組みの確立

セルビア政府は、社会的疎外のリスクを軽減するための国家戦略及び行動計画を策定している。子どもの保護促進のための全体的な枠組みは、「子どもの権利条約」を基盤にしており、そこには、セルビアの「貧困削減戦略報告書」や「子どもたちに関する国家行動計画」などの、主要な戦略的文書が組み込まれている。行動計画では、子どもの貧困の削減、質の高い教育の提供、親のケアを受けられない子どもたちの権利の保護、そして暴力、虐待、搾取、及び放置からの包括的な保護システムの確立に向けた目標が設定されている。

またセルビア政府は、困難な立場にある子どもたちのケア及び保護を行うための戦略も実施している。「2007～2015年障害者の地位向上戦略」には、障害のある子どもたちの必須サービスへのアクセス、保護、及び参加の拡大を目指すプログラムが盛り込まれており、「2005～2015年ロマ民族の10年」の枠組みでは、ロマ民族の子どもたちの社会的保護に焦点を当てている。2006年に採択された少年司法規約には、法に抵触する子どもたちを守るための条項の概要が示されている。

改革の推進

過去5年間にわたり、セルビア政府は、「社会福祉発展戦略」を通じた社会保護

システムの改革に向けて歩を進めている。脱施設化が改革プロセスの主要な目標のひとつで、それにはコミュニティを基盤にした社会サービスのネットワークの構築と、ケアの質を確保するための相応の基準制定が必要とされる。この計画を実施して以来、前進が見られるようになった。例えば、親のケアを受けられない子どもたちで、入所型施設に住む子どもたちの数は減少し、逆に里親の手配件数が増加している。それでも、障害のある子どもたちの脱施設化はまだ始まったばかりである。

改革プロセスを活性化するために、労働社会政策省は最近、ユニセフとの覚書に調印した。そこには、「子ども向けの全入所型施設の変革」、「子どもの権利の保護に対する専門家の責任の新たな基準の設定」、「家族及び子どもたちに対するコミュニティを基盤にした支援サービスの提供に向けた、各自治体間分散計画の策定」、ならびに「障害を持つ子どもたちに対する専門的な里親ケアの確立」という4つの主要な戦略的目標が設定されている。

セルビア政府は、世界的な経済危機によるプレッシャーを受けているにもかかわらず、子どもの権利の促進及び保護に向けて、確固たる姿勢で大きく前進している。社会保護システムの改革に加えて、同国政府は、法律、予算、政策、プログラム、及び調査を結びつける、国家児童保護システムの構築にも取り組んでいる。主要な課題は、この部門間アプローチを実施して、とりわけ差別、放置、及び貧困のために現在疎外されている子どもたちをはじめすべての子どもたちに、一連のサービス、保護、及び参加へのアクセスを確保することにある。

90～92ページの出典・参考文献等を参照のこと。

スウェーデンにおける子どもの権利

社会的発展や人間開発に関する評価結果が公表されると、スウェーデンはデンマーク、フィンランド、アイスランド、及びノルウェーという北欧の近隣諸国とともに、いつも決まって上位にランキングされる。これら5カ国はすべて、国連開発計画（UNDP）の「2008年人間開発指数（2006年のデータに基づく）」で上位15カ国の中に入っており、スウェーデンは第7位にランキングされている。また同国は、同年のエコノミスト・インテリジェンス・ユニットの「2008年民主主義指数」で第1位に、さらにトランスペアレンシー・インターナショナルの「腐敗認識指数」でも健全な国の第3位にランキングされた。

スウェーデンの高度な社会的発展は、民主的で安定した政治体制と高い生活水準を反映している。2006年には、購買力平価ベースでの同国のひとりあたりのGDPは、3万4,000米ドルにのぼった。また適切な保健ケア制度により、死亡率はすべてのレベルにおいて低水準に下がっている。最新の国連機関の共同推定では、同国の2007年における5歳未満児の死亡率は出生1,000人あたり3人で、女性が生涯に妊娠・出産で死亡するリスクは、1万7,400人にひとりであることが示されている。教育は、初等と中等のいずれのレベルにおいても、すべての子どもたちに行き渡っている。

「子どもの権利条約」の起草時にこれを強力に支持していたスウェーデンは、1990年6月29日に同条約を批准した、最初の批准国のひとつであり、また2つの選択議定書も批准している。しかし、同国が子どもたちのニーズの充足とその権利の完全な実現に重点を置いたのは、「子どもの権利条約」の採択以前に遡る。同国は1970年代初頭以来、革新的で十分な資源が確保された政府の政策及びプログラムを通じて、とりわけ保健と教育の分野において、子どもたちに必要なケアと支援を提供することに専心している。また外国に対しても、スウェーデン国際開発協力庁が長年にわたり、開発途上諸国全体における子

どもの権利の実現に向けて、取り組みと投資を続けている。

経済協力開発機構（OECD）の30の加盟国の中で、スウェーデンは就学前児童に最も多くの力を注いでいる。また同国は、ユニセフのイノチェンティ研究所が実施した2008年の調査において、同等のデータが揃った25カ国中、幼児総合ケア及び教育に関する10のベンチマークのすべてを達成した唯一の国であった。

子どもの権利に配慮を示した一例としては、スウェーデン政府の「幼児教育・ケア」プログラムが挙げられるが、これはここ数十年、最優先事項に位置付けられ、同国の家族政策の基礎となっている。調査では、「子どもの権利条約」の総括所見第7号で強力に支持されている幼児総合ケアの利点が、一貫して成果として出ている。教育的活動と刺激が、発達及び学習に対する強力な基礎となり、初等、中等、及び高等の各レベルにおける、より大きな教育成果の実現に寄与し、それが高い平均収入及び生活水準の支えとなっている。そうした幼児期の能力開発を促すために、スウェーデンの親には、乳幼児のケアのために2年以上にわたる一時休暇を取る権利が与えられている。さらに、「幼児教育・ケア」プログラムは、働く親たちが親としての役割と仕事や学習とのバランスを取る手助けになっている。

このプログラム及びそのほかの子どもに優しいイニシアティブを所轄しているのは社会保健省で、その職務のひとつは、子どもたちや若者に影響を及ぼすあらゆる分野の政府政策や公務において、確実に子どもの権利が考慮されるようにすることである。この目的を達成するために、スウェーデン議会は1999年に、「子どもの権利条約」の履行に向けた国家戦略を採択した。このアプローチの目標は、「子どもの権利条約」を支える理念の尊重を促進すること、発達のための必須サービス、保護、及び機会を提供すること、危害や放置から子どもたちを守ること、ならびに

コミュニティや社会全体への子どもたちの参加を奨励することにある。

子どもの権利のさらなる保護のために、スウェーデン政府は子どもたちのオンブズマンを任命して、子どもたちや若者の利益を代表させるとともに、社会のあらゆるレベルにおいて「子どもの権利条約」の遵守をモニター（監視）させている。オンブズマンは毎年、同国の子どもたちや若者の状況に関する報告書を政府に提出し、その権利の完全な実現に向けての機会と障害を浮き彫りにしている。

子どもの権利に対するこの確固たる枠組みにも、課題がないわけではない。ほかの先進工業国と同様、スウェーデンも心理的苦痛や肥満に悩む子どもや若者の増加に直面している。2007年に発表された、同国の第4回定期報告に対する総括所見の中で、子どもの権利委員会は、「子どもの権利条約」の履行における地方自治体（県）、コミュン（市）、地域の間での大きな格差について懸念を表明し、住んでいる場所にかかわらず、すべての子どもたちに平等なサービスを保障する対策を強化するよう政府に勧告した。また、スウェーデンにはここ数十年の間に大勢の移民が流入しており、同国はそうした移民の子どもたちの権利の保障という課題にも直面している。困難な立場にある集団に所属する子どもたち（同伴者のいない子ども、難民の子ども、保護を求めている子どもを含む）の権利に取り組むための仕組みを強化することは、比較的新しい課題ではあるが、子どもの権利を長年にわたり尊重し、コミットしてきているスウェーデンは、これからの適切に取り組んで行けるものと見られる。

90～92ページの出典・参考文献等を参照のこと。



© UNICEF/NYHQ2008-1376/Tom Pietrasik

子どもたちの権利を促進するような社会的・文化的価値観を支持することは、子どもたちを暴力、虐待、搾取、差別、放置から守るために必須である。写真：スリランカ東部のアンバラ地区のアラガム・ベイ村で、幼い妹と遊ぶ少年。

「子どもの権利条約」の約束実現に向けて一致協力して取り組む

「子どもの権利条約」は、社会が向かうべき道筋と、その判断の基準とされるべき価値観について述べている。締約国に対して、子どもたちの最善の利益を行動の中心に置くことを確約させることにより、「子どもの権利条約」は、立法改革、制度改革、必須サービスの提供、意識向上、及び子どもたちに対する政治的コミットメントの分野での前進を促している。

行動の焦点を示すとともに法律の中に正式に権利を記すことにより、「子どもの権利条約」は、個人及び組織が互いに協力するよう動機付けている。その結果、子どもたちの権利の実現には幅広いパートナーシップが不可欠であることが分かり、子どもたちがこのプロセスで最も重要なパートナーとなりうるようになったのである。近年、保健、教育、保護、参加における協働努力が拡大・強化されてきており、それによって子どもの権利に関する前進と、国際的に合意された子どもたちのための開発目標に向けた進捗の加速化が確実にとなっている。しかし、国内と世界のそれぞれのステークホルダー（関

係者）間、及び大規模な行為者と小規模な行為者（地区やコミュニティの事業体、地元の非政府組織<NGO>など）との間の、さらに大規模な協働努力が必要とされる。

「子どもの権利条約」は、長年かけて、苦難の末に勝ち取ったものである。これは、子どもたちの権利が完全に実現され、その結果として人間の幸福のあらゆる側面が計り知れないほど向上する世界に向けた、私たちが進むべき道を明確に示してくれる貴重な文書である。「世界人権宣言」、そのほかの重要な法律文書の強固なる基盤の上に作られた「子どもの権利条約」は、人権を子ども——経済的、治安的、気候的、疫学的リスクに対して、最も影響を受ける子どもたち——にあてはめることにより、人権への理解を深めてくれた。「子どもの権利条約」の採択から20年、この危機と不確実性の時代に、私たちは首尾よく機会をとらえて、条約の原則を実行に移さなければならない。今後の20年間に向けた大きな課題は、政府の責任を社会及び各個人の責任と結びつけることである。「子どもの権利条約」のビジョンがすべての子どもたちにとって現実となるためには、条約がすべての人々にとっての指針とならなければならない。

児童の権利に関する条約 (子どもの権利条約)

児童の権利に関する条約は、1989年11月20日に国連総会決議44/25によって採択され、署名、批准、加入のために開放された。1990年9月2日に第49条に従って発効した。2009年11月現在193カ国によって締結されている。

日本での批准：1994年4月22日（158カ国目）
日本での発効：1994年5月22日

以下、外務省による政府訳を掲載する。

前文

この条約の締約国は、

国際連合憲章において宣明された原則によれば、人類社会のすべての構成員の固有の尊厳及び平等のかつ奪い得ない権利を認めることが世界における自由、正義及び平和の基礎を成すものであることを考慮し、

国際連合加盟国の国民が、国際連合憲章において、基本的人権並びに人間の尊厳及び価値に関する信念を改めて確認し、かつ、一層大きな自由の中で社会的進歩及び生活水準の向上を促進することを決意したことに留意し、

国際連合が、世界人権宣言及び人権に関する国際規約において、すべての人は人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、出生又は他の地位等によるいかなる差別もなしに同宣言及び同規約に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明し及び合意したことを認め、

国際連合が、世界人権宣言において、児童は特別な保護及び援助についての権利を享有することができることを宣明したことを想起し、

家族が、社会の基礎的な集団として、並びに家族のすべての構成員、特に、児童の成長及び福祉のための自然な環境として、社会においてその責任を十分に引き受けることができるよう必要な保護及び援助を与えられるべきであることを確信し、

児童が、その人格の完全なかつ調和のとれた発達のため、家庭環境の下で幸福、愛情及び理解のある雰囲気の中で

成長すべきであることを認め、

児童が、社会において個人として生活するため十分な準備が整えられるべきであり、かつ、国際連合憲章において宣明された理想の精神並びに特に平和、尊厳、寛容、自由、平等及び連帯の精神に従って育てられるべきであることを考慮し、

児童に対して特別な保護を与えることの必要性が、1924年の児童の権利に関するジュネーヴ宣言及び1959年11月20日に国際連合総会で採択された児童の権利に関する宣言において述べられており、また、世界人権宣言、市民的及び政治的権利に関する国際規約（特に第23条及び第24条）、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（特に第10条）並びに児童の福祉に関係する専門機関及び国際機関の規程及び関係文書において認められていることに留意し、

児童の権利に関する宣言において示されているとおり「児童は、身体的及び精神的に未熟であるため、その出生の前後において、適当な法的保護を含む特別な保護及び世話が必要とする。」ことに留意し、

国内の又は国際的な里親委託及び養子縁組を特に考慮した児童の保護及び福祉についての社会的及び法的な原則に関する宣言、少年司法の運用のための国際連合最低基準規則（北京規則）及び緊急事態及び武力紛争における女子及び児童の保護に関する宣言の規定を想起し、

極めて困難な条件下で生活している児童が世界のすべての国に存在すること、また、このような児童が特別の配慮を必要としていることを認め、

児童の保護及び調和のとれた発達のために各人民の伝統

及び文化的価値が有する重要性を十分に考慮し、

あらゆる国特に開発途上国における児童の生活条件を改善するために国際協力が重要であることを認めて、

次のとおり協定した。

第1部

第1条

この条約の適用上、児童とは、18歳未満のすべての者をいう。ただし、当該児童で、その者に適用される法律によりより早く成年に達したものを除く。

第2条

- 1 締約国は、その管轄の下にある児童に対し、児童又はその父母若しくは法定保護者の人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的、種族的若しくは社会的出身、財産、心身障害、出生又は他の地位にかかわらず、いかなる差別もなしにこの条約に定める権利を尊重し、及び確保する。
- 2 締約国は、児童がその父母、法定保護者又は家族の構成員の地位、活動、表明した意見又は信念によるあらゆる形態の差別又は処罰から保護されることを確保するためのすべての適当な措置をとる。

第3条

- 1 児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。
- 2 締約国は、児童の父母、法定保護者又は児童について法的に責任を有する他の者の権利及び義務を考慮に入れて、児童の福祉に必要な保護及び養護を確保することを約束し、このため、すべての適当な立法上及び行政上の措置をとる。
- 3 締約国は、児童の養護又は保護のための施設、役務の提供及び設備が、特に安全及び健康の分野に関し並びにこれらの職員の数及び適格性並びに適正な監督に関し権限のある当局の設定した基準に適合することを確保する。

第4条

締約国は、この条約において認められる権利の実現のため、すべての適当な立法措置、行政措置その他の措置を講ずる。締約国は、経済的、社会的及び文化的権利に関しては、自国における利用可能な手段の最大限の範囲内で、また、必要な場合には国際協力の枠内で、これらの措置を講ずる。

第5条

締約国は、児童がこの条約において認められる権利を行使するに当たり、父母若しくは場合により地方の慣習により定められている大家族若しくは共同体の構成員、法定保護者又は児童について法的に責任を有する他の者がその児童の発達しつつある能力に適合する方法で適当な指示及び指導を与える責任、権利及び義務を尊重する。

第6条

- 1 締約国は、すべての児童が生命に対する固有の権利を有することを認める。
- 2 締約国は、児童の生存及び発達を可能な最大限の範囲において確保する。

第7条

- 1 児童は、出生の後直ちに登録される。児童は、出生の時から氏名を有する権利及び国籍を取得する権利を有するものとし、また、できる限りその父母を知りかつその父母によって養育される権利を有する。
- 2 締約国は、特に児童が無国籍となる場合を含めて、国内法及びこの分野における関連する国際文書に基づく自国の義務に従い、1の権利の実現を確保する。

第8条

- 1 締約国は、児童が法律によって認められた国籍、氏名及び家族関係を含むその身元関係事項について不法に干渉されることなく保持する権利を尊重することを約束する。
- 2 締約国は、児童がその身元関係事項の一部又は全部を不法に奪われた場合には、その身元関係事項を速やかに回復するため、適当な援助及び保護を与える。

第9条

- 1 締約国は、児童がその父母の意思に反してその父母から分離されないことを確保する。ただし、権限のある当局が司法の審査に従うことを条件として適用のある法律及び手続に従いその分離が児童の最善の利益のために必要であると決定する場合は、この限りでない。このような決定は、父母が児童を虐待し若しくは放置する場合又は父母が別居しており児童の居住地を決定しなければならない場合のような特定の場合において必要となることがある。
- 2 すべての関係当事者は、1の規定に基づくいかなる手続においても、その手続に参加しかつ自己の意見を述べる機会を有する。
- 3 締約国は、児童の最善の利益に反する場合を除くほか、父母の一方又は双方から分離されている児童が定期的に父母のいずれとも人的な関係及び直接の接触を維持する権利を尊重する。
- 4 3の分離が、締約国がとった父母の一方若しくは双方又は児童の抑留、拘禁、追放、退去強制、死亡（その者が当該締約国により身体を拘束されている間に何ら

かの理由により生じた死亡を含む。)等のいずれかの措置に基づく場合には、当該締約国は、要請に応じ、父母、児童又は適当な場合には家族の他の構成員に対し、家族のうち不在となっている者の所在に関する重要な情報を提供する。ただし、その情報の提供が児童の福祉を害する場合は、この限りでない。締約国は、更に、その要請の提出自体が関係者に悪影響を及ぼさないことを確保する。

第10条

- 1 前条1の規定に基づく締約国の義務に従い、家族の再統合を目的とする児童又はその父母による締約国への入国又は締約国からの出国の申請については、締約国が積極的、人道的かつ迅速な方法で取り扱う。締約国は、更に、その申請の提出が申請者及びその家族の構成員に悪影響を及ぼさないことを確保する。
- 2 父母と異なる国に居住する児童は、例外的な事情がある場合を除くほか定期的に父母との人的な関係及び直接の接触を維持する権利を有する。このため、前条1の規定に基づく締約国の義務に従い、締約国は、児童及びその父母がいずれの国（自国を含む。）からも出国し、かつ、自国に入国する権利を尊重する。出国する権利は、法律で定められ、国の安全、公の秩序、公衆の健康若しくは道徳又は他の者の権利及び自由を保護するために必要であり、かつ、この条約において認められる他の権利と両立する制限にのみ従う。

第11条

- 1 締約国は、児童が不法に国外へ移送されることを防止し及び国外から帰還することができない事態を除去するための措置を講ずる。
- 2 このため、締約国は、二国間若しくは多数国間の協定の締結又は現行の協定への加入を促進する。

第12条

- 1 締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。
- 2 このため、児童は、特に、自己に影響を及ぼすあらゆる司法上及び行政上の手続において、国内法の手続規則に合致する方法により直接に又は代理人若しくは適当な団体を通じて聴取される機会を与えられる。

第13条

- 1 児童は、表現の自由についての権利を有する。この権利には、口頭、手書き若しくは印刷、芸術の形態又は自ら選択する他の方法により、国境とのかかわりなく、あらゆる種類の情報及び考えを求め、受け及び伝える自由を含む。
- 2 1の権利の行使については、一定の制限を課すること

ができる。ただし、その制限は、法律によって定められ、かつ、次の目的のために必要とされるものに限る。

- (a) 他の者の権利又は信用の尊重
- (b) 国の安全、公の秩序又は公衆の健康若しくは道徳の保護

第14条

- 1 締約国は、思想、良心及び宗教の自由についての児童の権利を尊重する。
- 2 締約国は、児童が1の権利を行使するに当たり、父母及び場合により法定保護者が児童に対しその発達しつつある能力に適合する方法で指示を与える権利及び義務を尊重する。
- 3 宗教又は信念を表明する自由については、法律で定める制限であって公共の安全、公の秩序、公衆の健康若しくは道徳又は他の者の基本的な権利及び自由を保護するために必要なもののみを課することができる。

第15条

- 1 締約国は、結社の自由及び平和的な集会の自由についての児童の権利を認める。
- 2 1の権利の行使については、法律で定める制限であって国の安全若しくは公共の安全、公の秩序、公衆の健康若しくは道徳の保護又は他の者の権利及び自由の保護のため民主的社會において必要なもの以外のいかなる制限も課することができない。

第16条

- 1 いかなる児童も、その私生活、家族、住居若しくは通信に対して恣意的に若しくは不法に干渉され又は名誉及び信用を不法に攻撃されない。
- 2 児童は、1の干渉又は攻撃に対する法律の保護を受ける権利を有する。

第17条

締約国は、大衆媒体（マス・メディア）の果たす重要な機能を認め、児童が国の内外の多様な情報源からの情報及び資料、特に児童の社会面、精神面及び道徳面の福祉並びに心身の健康の促進を目的とした情報及び資料を利用することができることを確保する。このため、締約国は、

- (a) 児童にとって社会面及び文化面において有益であり、かつ、第29条の精神に沿う情報及び資料を大衆媒体（マス・メディア）が普及させるよう奨励する。
- (b) 国の内外の多様な情報源（文化的にも多様な情報源を含む。）からの情報及び資料の作成、交換及び普及における国際協力を奨励する。
- (c) 児童用書籍の作成及び普及を奨励する。
- (d) 少数集団に属し又は原住民*である児童の言語上の必要性について大衆媒体（マス・メディア）が特に考慮するよう奨励する。
- (e) 第13条及び次条の規定に留意して、児童の福祉に

*「先住民」のこと。条文の中は条文締結時の政府訳のままにしてある（以下同様）。

有害な情報及び資料から児童を保護するための適当な指針を発展させることを奨励する。

第18条

- 1 締約国は、児童の養育及び発達について父母が共同の責任を有するという原則についての認識を確保するために最善の努力を払う。父母又は場合により法定保護者は、児童の養育及び発達についての第一義的な責任を有する。児童の最善の利益は、これらの者の基本的な関心事項となるものとする。
- 2 締約国は、この条約に定める権利を保障し及び促進するため、父母及び法定保護者が児童の養育についての責任を遂行するに当たりこれらの者に対して適当な援助を与えるものとし、また、児童の養護のための施設、設備及び役務の提供の発展を確保する。
- 3 締約国は、父母が働いている児童が利用する資格を有する児童の養護のための役務の提供及び設備からその児童が便益を受ける権利を有することを確保するためのすべての適当な措置をとる。

第19条

- 1 締約国は、児童が父母、法定保護者又は児童を監護する他の者による監護を受けている間において、あらゆる形態の身体的若しくは精神的な暴力、傷害若しくは虐待、放置若しくは怠慢な取扱い、不当な取扱い又は搾取（性的虐待を含む。）からその児童を保護するためすべての適当な立法上、行政上、社会上及び教育上の措置をとる。
- 2 1の保護措置には、適当な場合には、児童及び児童を監護する者のために必要な援助を与える社会的計画の作成その他の形態による防止のための効果的な手続並びに1に定める児童の不当な取扱いの事件の発見、報告、付託、調査、処置及び事後措置並びに適当な場合には司法の関与に関する効果的な手続を含むものとする。

第20条

- 1 一時的若しくは恒久的にその家庭環境を奪われた児童又は児童自身の最善の利益にかんがみその家庭環境にとどまることが認められない児童は、国が与える特別の保護及び援助を受ける権利を有する。
- 2 締約国は、自国の国内法に従い、1の児童のための代替的な監護を確保する。
- 3 2の監護には、特に、里親委託、イスラム法のカフアーラ、養子縁組又は必要な場合には児童の監護のための適当な施設への収容を含むことができる。解決策の検討に当たっては、児童の養育において継続性が望ましいこと並びに児童の種族的、宗教的、文化的及び言語的背景について、十分な考慮を払うものとする。

第21条

養子縁組の制度を認め又は許容している締約国は、児童

の最善の利益について最大の考慮が払われることを確保するものとし、また、

- (a) 児童の養子縁組が権限のある当局によってのみ認められることを確保する。この場合において、当該権限のある当局は、適用のある法律及び手続に従い、かつ、信頼し得るすべての関連情報に基づき、養子縁組が父母、親族及び法定保護者に関する児童の状況にかんがみ許容されること並びに必要な場合には、関係者が所要のカウンセリングに基づき養子縁組について事情を知らされた上での同意を与えていることを認定する。
- (b) 児童がその出身国内において里親若しくは養家に託され又は適切な方法で監護を受けることができない場合には、これに代わる児童の監護の手段として国際的な養子縁組を考慮することができることを認める。
- (c) 国際的な養子縁組が行われる児童が国内における養子縁組の場合における保護及び基準と同等のものを享受することを確保する。
- (d) 国際的な養子縁組において当該養子縁組が関係者に不当な金銭上の利得をもたらすことがないことを確保するためのすべての適当な措置をとる。
- (e) 適当な場合には、二国間又は多数国間の取極又は協定を締結することによりこの条の目的を促進し、及びこの枠組みの範囲内で他国における児童の養子縁組が権限のある当局又は機関によって行われることを確保するよう努める。

第22条

- 1 締約国は、難民の地位を求めている児童又は適用のある国際法及び国際的な手続若しくは国内法及び国内的な手続に基づき難民と認められている児童が、父母又は他の者に付き添われているかいないかを問わず、この条約及び自国が締約国となっている人権又は人道に関する他の国際文書に定める権利であって適用のあるものの享受に当たり、適当な保護及び人道的援助を受けることを確保するための適当な措置をとる。
- 2 このため、締約国は、適当と認める場合には、1の児童を保護し及び援助するため、並びに難民の児童の家族との再統合に必要な情報を得ることを目的としてその難民の児童の父母又は家族の他の構成員を捜すため、国際連合及びこれと協力する他の権限のある政府間機関又は関係非政府機関による努力に協力する。その難民の児童は、父母又は家族の他の構成員が発見されない場合には、何らかの理由により恒久的又は一時的にその家庭環境を奪われた他の児童と同様にこの条約に定める保護が与えられる。

第23条

- 1 締約国は、精神的又は身体的な障害を有する児童が、その尊厳を確保し、自立を促進し及び社会への積極的な参加を容易にする条件の下で十分かつ相応な生活を

- 享受すべきであることを認める。
- 2 締約国は、障害を有する児童が特別の養護についての権利を有することを認めるものとし、利用可能な手段の下で、申込みに応じた、かつ、当該児童の状況及び父母又は当該児童を養護している他の者の事情に適した援助を、これを受ける資格を有する児童及びこのような児童の養護について責任を有する者に与えることを奨励し、かつ、確保する。
 - 3 障害を有する児童の特別な必要を認めて、2の規定に従って与えられる援助は、父母又は当該児童を養護している他の者の資力を考慮して可能な限り無償で与えられるものとし、かつ、障害を有する児童が可能な限り社会への統合及び個人の発達（文化的及び精神的な発達を含む。）を達成することに資する方法で当該児童が教育、訓練、保健サービス、リハビリテーション・サービス、雇用のための準備及びレクリエーションの機会を実質的に利用し及び享受することができるように行われるものとする。
 - 4 締約国は、国際協力の精神により、予防的な保健並びに障害を有する児童の医学的、心理学的及び機能的治療の分野における適当な情報の交換（リハビリテーション、教育及び職業サービスの方法に関する情報の普及及び利用を含む。）であってこれらの分野における自国の能力及び技術を向上させ並びに自国の経験を広げることができるようにすることを目的とするものを促進する。これに関しては、特に、開発途上国の必要を考慮する。

第24条

- 1 締約国は、到達可能な最高水準の健康を享受すること並びに病気の治療及び健康の回復のための便宜と与えられることについての児童の権利を認める。締約国は、いかなる児童もこのような保健サービスを利用する権利が奪われないことを確保するために努力する。
- 2 締約国は、1の権利の完全な実現を追求するものとし、特に、次のことのための適当な措置をとる。
 - (a) 幼児及び児童の死亡率を低下させること。
 - (b) 基礎的な保健の発展に重点を置いて必要な医療及び保健をすべての児童に提供することを確保すること。
 - (c) 環境汚染の危険を考慮に入れて、基礎的な保健の枠組みの範囲内で行われることを含めて、特に容易に利用可能な技術の適用により並びに十分に栄養のある食物及び清潔な飲料水の供給を通じて、疾病及び栄養不良と闘うこと。
 - (d) 母親のための産前産後の適当な保健を確保すること。
 - (e) 社会のすべての構成員特に父母及び児童が、児童の健康及び栄養、母乳による育児の利点、衛生（環境衛生を含む。）並びに事故の防止についての基礎的な知識に関して、情報を提供され、教育を受ける機会を有し及びその知識の使用について支援

されることを確保すること。

- (f) 予防的な保健、父母のための指導並びに家族計画に関する教育及びサービスを発展させること。
- 3 締約国は、児童の健康を害するような伝統的な慣行を廃止するため、効果的かつ適当なすべての措置をとる。
- 4 締約国は、この条において認められる権利の完全な実現を漸進的に達成するため、国際協力を促進し及び奨励することを約束する。これに関しては、特に、開発途上国の必要を考慮する。

第25条

締約国は、児童の身体又は精神の養護、保護又は治療を目的として権限のある当局によって収容された児童に対する処遇及びその収容に関連する他のすべての状況に関する定期的な審査が行われることについての児童の権利を認める。

第26条

- 1 締約国は、すべての児童が社会保険その他の社会保障からの給付を受ける権利を認めるものとし、自国の国内法に従い、この権利の完全な実現を達成するための必要な措置をとる。
- 2 1の給付は、適当な場合には、児童及びその扶養について責任を有する者の資力及び事情並びに児童によって又は児童に代わって行われる給付の申請に関する他のすべての事項を考慮して、与えられるものとする。

第27条

- 1 締約国は、児童の身体的、精神的、道徳的及び社会的な発達のための相当な生活水準についてのすべての児童の権利を認める。
- 2 父母又は児童について責任を有する他の者は、自己の能力及び資力の範囲内で、児童の発達に必要な生活条件を確保することについての第一義的な責任を有する。
- 3 締約国は、国内事情に従い、かつ、その能力の範囲内で、1の権利の実現のため、父母及び児童について責任を有する他の者を援助するための適当な措置をとるものとし、また、必要な場合には、特に栄養、衣類及び住居に関して、物的援助及び支援計画を提供する。
- 4 締約国は、父母又は児童について金銭上の責任を有する他の者から、児童の扶養料を自国内で及び外国から、回収することを確保するためのすべての適当な措置をとる。特に、児童について金銭上の責任を有する者が児童と異なる国に居住している場合には、締約国は、国際協定への加入又は国際協定の締結及び他の適当な取決めの作成を促進する。

第28条

- 1 締約国は、教育についての児童の権利を認めるものとし、この権利を漸進的にかつ機会の平等を基礎として達成するため、特に、

- (a) 初等教育を義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとする。
 - (b) 種々の形態の中等教育（一般教育及び職業教育を含む。）の発展を奨励し、すべての児童に対し、これらの中等教育が利用可能であり、かつ、これらを利用する機会が与えられるものとし、例えば、無償教育の導入、必要な場合における財政的援助の提供のような適当な措置をとる。
 - (c) すべての適当な方法により、能力に応じ、すべての者に対して高等教育を利用する機会が与えられるものとする。
 - (d) すべての児童に対し、教育及び職業に関する情報及び指導が利用可能であり、かつ、これらを利用する機会が与えられるものとする。
 - (e) 定期的な登校及び中途退学率の減少を奨励するための措置をとる。
- 2 締約国は、学校の規律が児童の人間の尊厳に適合する方法で及びこの条約に従って運用されることを確保するためのすべての適当な措置をとる。
 - 3 締約国は、特に全世界における無知及び非識字の廃絶に寄与し並びに科学上及び技術上の知識並びに最新の教育方法の利用を容易にするため、教育に関する事項についての国際協力を促進し、及び奨励する。これに関しては、特に、開発途上国の必要を考慮する。

第29条

- 1 締約国は、児童の教育が次のことを指向すべきことに同意する。
 - (a) 児童の人格、才能並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること。
 - (b) 人権及び基本的自由並びに国際連合憲章にうたう原則の尊重を育成すること。
 - (c) 児童の父母、児童の文化的同一性、言語及び価値観、児童の居住国及び出身国の国民的価値観並びに自己の文明と異なる文明に対する尊重を育成すること。
 - (d) すべての人民の間の、種族的、国民的及び宗教的集団の間の並びに原住民である者の理解、平和、寛容、両性の平等及び友好の精神に従い、自由な社会における責任ある生活のために児童に準備させること。
 - (e) 自然環境の尊重を育成すること。
- 2 この条又は前条のいかなる規定も、個人及び団体が教育機関を設置し及び管理する自由を妨げるものと解してはならない。ただし、常に、1に定める原則が遵守されること及び当該教育機関において行われる教育が国によって定められる最低限度の基準に適合することを条件とする。

第30条

種族的、宗教的若しくは言語的少数民族又は原住民である者が存在する国において、当該少数民族に属し又は原

住民である児童は、その集団の他の構成員とともに自己の文化を享有し、自己の宗教を信仰しかつ実践し又は自己の言語を使用する権利を否定されない。

第31条

- 1 締約国は、休息及び余暇についての児童の権利並びに児童がその年齢に適した遊び及びレクリエーションの活動を行い並びに文化的な生活及び芸術に自由に参加する権利を認める。
- 2 締約国は、児童が文化的及び芸術的な生活に十分に参加する権利を尊重しかつ促進するものとし、文化的及び芸術的な活動並びにレクリエーション及び余暇の活動のための適当かつ平等な機会の提供を奨励する。

第32条

- 1 締約国は、児童が経済的な搾取から保護され及び危険となり若しくは児童の教育の妨げとなり又は児童の健康若しくは身体的、精神的、道徳的若しくは社会的な発達に有害となるおそれのある労働への従事から保護される権利を認める。
- 2 締約国は、この条の規定の実施を確保するための立法上、行政上、社会上及び教育上の措置をとる。このため、締約国は、他の国際文書の関連規定を考慮して、特に、
 - (a) 雇用が認められるための1又は2以上の最低年齢を定める。
 - (b) 労働時間及び労働条件についての適当な規則を定める。
 - (c) この条の規定の効果的な実施を確保するための適当な罰則その他の制裁を定める。

第33条

締約国は、関連する国際条約に定義された麻薬及び向精神薬の不正な使用から児童を保護し並びにこれらの物質の不正な生産及び取引における児童の使用を防止するための立法上、行政上、社会上及び教育上の措置を含むすべての適当な措置をとる。

第34条

- 締約国は、あらゆる形態の性的搾取及び性的虐待から児童を保護することを約束する。このため、締約国は、特に、次のことを防止するためのすべての適当な国内、二国間及び多数国間の措置をとる。
- (a) 不法な性的な行為を行うことを児童に対して勧誘し又は強制すること。
 - (b) 売春又は他の不法な性的な業務において児童を搾取的に使用すること。
 - (c) わいせつな演技及び物において児童を搾取的に使用すること。

第35条

締約国は、あらゆる目的のための又はあらゆる形態の児

童の誘拐、売買又は取引を防止するためのすべての適当な国内、二国間及び多数国間の措置をとる。

第36条

締約国は、いずれかの面において児童の福祉を害する他のすべての形態の搾取から児童を保護する。

第37条

締約国は、次のことを確保する。

- (a) いかなる児童も、拷問又は他の残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰を受けないこと。死刑又は釈放の可能性がない終身刑は、18歳未満の者が行った犯罪について科さないこと。
- (b) いかなる児童も、不法に又は恣意的にその自由を奪われないこと。児童の逮捕、抑留又は拘禁は、法律に従って行うものとし、最後の解決手段として最も短い適当な期間のみ用いること。
- (c) 自由を奪われたすべての児童は、人道的に、人間の固有の尊厳を尊重して、かつ、その年齢の者の必要を考慮した方法で取り扱われること。特に、自由を奪われたすべての児童は、成人とは分離されることがその最善の利益であると認められない限り成人とは分離されるものとし、例外的な事情がある場合を除くほか、通信及び訪問を通じてその家族との接触を維持する権利を有すること。
- (d) 自由を奪われたすべての児童は、弁護士その他適当な援助を行う者と速やかに接触する権利を有し、裁判所その他の権限のある、独立の、かつ、公平な当局においてその自由の剥奪の合法性を争い並びにこれについての決定を速やかに受ける権利を有すること。

第38条

- 1 締約国は、武力紛争において自国に適用される国際人道法の規定で児童に関係を有するものを尊重し及びこれらの規定の尊重を確保することを約束する。
- 2 締約国は、15歳未満の者が敵対行為に直接参加しないことを確保するためのすべての実行可能な措置をとる。
- 3 締約国は、15歳未満の者を自国の軍隊に採用することを差し控えるものとし、また、15歳以上18歳未満の者の中から採用するに当たっては、最年長者を優先させるよう努める。
- 4 締約国は、武力紛争において文民を保護するための国際人道法に基づく自国の義務に従い、武力紛争の影響を受ける児童の保護及び養護を確保するためのすべての実行可能な措置をとる。

第39条

締約国は、あらゆる形態の放置、搾取若しくは虐待、拷問若しくは他のあらゆる形態の残虐な、非人道的な若し

くは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰又は武力紛争による被害者である児童の身体的及び心理的な回復及び社会復帰を促進するためのすべての適当な措置をとる。このような回復及び復帰は、児童の健康、自尊心及び尊厳を育成する環境において行われる。

第40条

- 1 締約国は、刑法を犯したと申し立てられ、訴追され又は認定されたすべての児童が尊厳及び価値についての当該児童の意識を促進させるような方法であって、当該児童が他の者の人権及び基本的自由を尊重することを強化し、かつ、当該児童の年齢を考慮し、更に、当該児童が社会に復帰し及び社会において建設的な役割を担うことがなるべく促進されることを配慮した方法により取り扱われる権利を認める。
- 2 このため、締約国は、国際文書の関連する規定を考慮して、特に次のことを確保する。
 - (a) いかなる児童も、実行の時に国内法又は国際法により禁じられていなかった作為又は不作為を理由として刑法を犯したと申し立てられ、訴追され又は認定されないこと。
 - (b) 刑法を犯したと申し立てられ又は訴追されたすべての児童は、少なくとも次の保障を受けること。
 - (i) 法律に基づいて有罪とされるまでは無罪と推定されること。
 - (ii) 速やかにかつ直接に、また、適当な場合には当該児童の父母又は法定保護者を通じてその罪を告げられること並びに防御の準備及び申立てにおいて弁護士その他適当な援助を行う者を持つこと。
 - (iii) 事案が権限のある、独立の、かつ、公平な当局又は司法機関により法律に基づく公正な審理において、弁護士その他適当な援助を行う者の立会い及び、特に当該児童の年齢又は境遇を考慮して児童の最善の利益にならないと認められる場合を除くほか、当該児童の父母又は法定保護者の立会いの下に遅滞なく決定されること。
 - (iv) 供述又は有罪の自白を強要されないこと。不利な証人を尋問し又はこれに対し尋問させること並びに対等の条件で自己のための証人の出席及びこれに対する尋問を求めること。
 - (v) 刑法を犯したと認められた場合には、その認定及びその結果科せられた措置について、法律に基づき、上級の、権限のある、独立の、かつ、公平な当局又は司法機関によって再審理されること。
 - (vi) 使用される言語を理解すること又は話すことができない場合には、無料で通訳の援助を受けること。
 - (vii) 手続のすべての段階において当該児童の私生活が十分に尊重されること。

- 3 締約国は、刑法を犯したと申し立てられ、訴追され又は認定された児童に特別に適用される法律及び手続の制定並びに当局及び施設の設置を促進するよう努めるものとし、特に、次のことを行う。
 - (a) その年齢未満の児童は刑法を犯す能力を有しないと推定される最低年齢を設定すること。
 - (b) 適当なかつ望ましい場合には、人権及び法的保護が十分に尊重されていることを条件として、司法上の手続に訴えることなく当該児童を取り扱う措置をとること。
- 4 児童がその福祉に適合し、かつ、その事情及び犯罪の双方に応じた方法で取り扱われることを確保するため、保護、指導及び監督命令、カウンセリング、保護観察、里親委託、教育及び職業訓練計画、施設における養護に代わる他の措置等の種々の処置が利用し得るものとする。

第41条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって児童の権利の実現に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

- (a) 締約国の法律
- (b) 締約国について効力を有する国際法

第2部

第42条

締約国は、適当かつ積極的な方法でこの条約の原則及び規定を成人及び児童のいずれにも広く知らせることを約束する。

第43条

- 1 この条約において負う義務の履行の達成に関する締約国による進捗の状況を審査するため、児童の権利に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この部に定める任務を行う。
- 2 委員会は、徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において能力を認められた10人の専門家で構成する。委員会の委員は、締約国の国民の中から締約国により選出されるものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、衡平な地理的配分及び主要な法体系を考慮に入れる。（*1995年12月21日、「10」人を「18」人に改める改正が国連総会で承認され、批准国の3分の2がこれを受託した2002年11月18日に同改正は発効した。）
- 3 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から1人を指名することができる。
- 4 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後6箇月以内に行うものとし、その後の選挙は、

2年ごとに行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも4箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を2箇月以内に提出するよう書簡で要請する。その後、同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、この条約の締約国に送付する。

- 5 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。これらの会合は、締約国の3分の2をもって定足数とする。これらの会合においては、出席しかつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た者をもって委員会に選出された委員とする。
- 6 委員会の委員は、4年の任期で選出される。委員は、再指名された場合には、再選される資格を有する。最初の選挙において選出された委員のうち5人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの5人の委員は、最初の選挙の後直ちに、最初の選挙が行われた締約国の会合の議長によりくじ引で選ばれる。
- 7 委員会の委員が死亡し、辞任し又は他の理由のため委員会の職務を遂行することができなくなったことを宣言した場合には、当該委員を指名した締約国は、委員会の承認を条件として自国民の中から残余の期間職務を遂行する他の専門家を選出する。
- 8 委員会は、手続規則を定める。
- 9 委員会は、役員を2年の任期で選出する。
- 10 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。委員会は、原則として毎年1回会合する。委員会の会合の期間は、国際連合総会の承認を条件としてこの条約の締約国の会合において決定し、必要な場合には、再検討する。
- 11 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。
- 12 この条約に基づいて設置する委員会の委員は、国際連合総会が決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。

第44条

- 1 締約国は、(a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から2年以内に、(b) その後は5年ごとに、この条約において認められる権利の実現のためにとった措置及びこれらの権利の享受についてもたらされた進歩に関する報告を国際連合事務総長を通じて委員会に提出することを約束する。
- 2 この条の規定により行われる報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害が存在する場合には、これらの要因及び障害を記載する。当該報告には、また、委員会が当該国における条約の実施について包括的に理解するために十分な情報を含

- める。
- 3 委員会に対して包括的な最初の報告を提出した締約国は、1 (b) の規定に従って提出するその後の報告においては、既に提供した基本的な情報を繰り返す必要はない。
 - 4 委員会は、この条約の実施に関連する追加の情報を締約国に要請することができる。
 - 5 委員会は、その活動に関する報告を経済社会理事会を通じて2年ごとに国際連合総会に提出する。
 - 6 締約国は、1の報告を自国において公衆が広く利用できるようにする。

第45条

この条約の効果的な実施を促進し及びこの条約が対象とする分野における国際協力を奨励するため、

- (a) 専門機関及び国際連合児童基金その他の国際連合の機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、適当と認める場合には、専門機関及び国際連合児童基金その他の権限のある機関に対し、これらの機関の任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について専門家の助言を提供するよう要請することができる。委員会は、専門機関及び国際連合児童基金その他の国際連合の機関に対し、これらの機関の任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。
- (b) 委員会は、適当と認める場合には、技術的な助言若しくは援助の要請を含んでおり又はこれらの必要性を記載している締約国からのすべての報告を、これらの要請又は必要性の記載に関する委員会の見解及び提案がある場合は当該見解及び提案とともに、専門機関及び国際連合児童基金その他の権限のある機関に送付する。
- (c) 委員会は、国際連合総会に対し、国際連合事務総長が委員会のために児童の権利に関する特定の事項に関する研究を行うよう同事務総長に要請することを勧告することができる。
- (d) 委員会は、前条及びこの条の規定により得た情報に基づき提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、関係締約国に送付し、締約国から意見がある場合にはその意見とともに国際連合総会に報告する。

第3部

第46条

この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。

第47条

この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。

第48条

この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入書は、国際連合事務総長に寄託する。

第49条

- 1 この条約は、20番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。
- 2 この条約は、20番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後30日目に効力を生ずる。

第50条

- 1 いずれの締約国も、改正を提案し及び改正案を国際連合事務総長に提出することができる。同事務総長は、直ちに、締約国に対し、その改正案を送付するものとし、締約国による改正案の審議及び投票のための締約国の会議の開催についての賛否を示すよう要請する。その送付の日から4箇月以内に締約国の3分の1以上が会議の開催に賛成する場合には、同事務総長は、国際連合の主催の下に会議を招集する。会議において出席しかつ投票する締約国の過半数によって採択された改正案は、承認のため、国際連合総会に提出する。
- 2 1の規定により採択された改正は、国際連合総会が承認し、かつ、締約国の3分の2以上の多数が受諾した時に、効力を生ずる。
- 3 改正は、効力を生じたときは、改正を受諾した締約国を拘束するものとし、他の締約国は、改正前のこの条約の規定（受諾した従前の改正を含む。）により引き続き拘束される。

第51条

- 1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。
- 2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
- 3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、同事務総長により受領された日に効力

を生ずる。

第52条

締約国は、国際連合事務総長に対して書面による通告を行うことにより、この条約を廃棄することができる。廃棄は、同事務総長がその通告を受領した日の後1年で効力を生ずる。

第53条

国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指名される。

第54条

アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とするこの条約の原本は、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名の全権委員は、各自の政府から正当に委任を受けてこの条約に署名した。

児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書

2000年5月25日採択/2002年1月18日発効

日本の批准：2005年1月24日

この議定書の締約国は、

児童の権利に関する条約の目的及び同条約の規定（特に、第1条、第11条、第21条、第32条、第33条、第34条、第35条及び第36条の規定）の実施を更に達成することを目的として、児童の売買、児童買春及び児童ポルノからの児童の保護を保障するために締約国がとるべき措置を拡大することが適当であることを考慮し、

また、児童の権利に関する条約が、児童が経済的な搾取から保護され及び危険となり若しくは児童の教育の妨げとなり又は児童の健康若しくは身体的、精神的、道徳的若しくは社会的な発達に有害となるおそれのある労働への従事から保護される権利を認めていることを考慮し、

児童の売買、児童買春及び児童ポルノを目的とした児童の国際的な取引が相当数にのぼりかつ増加していることを深刻に憂慮し、

児童の売買、児童買春及び児童ポルノを直接助長するために児童が特に被害を受けやすい買春旅行が広く行われかつ継続していることを深く憂慮し、

女子である児童その他の多くの特に被害を受けやすい集団が性的搾取を受ける危険に一層さらされていること及び性的搾取を受ける者の中で女子である児童が不均衡に多いことを認識し、

インターネットその他の発展しつつある技術による児童ポルノの入手が更に容易になっていることを憂慮し、インターネット上の児童ポルノと戦う国際会議（1999年にウィーンで開催）、特に、児童ポルノを製造し、配布し、輸出し、送信し、輸入し、意図的に保有し及び宣伝することを全世界において犯罪とすることを求めるという同会議の結論を想起し、並びに政府とインターネット業界との間のより緊密な協力及び連携の重要性を強調し、

児童の売買、児童買春及び児童ポルノの撲滅は、不十分な開発、貧困、経済的な不均衡、不衡平な社会経済的構造、家族の機能不全、教育の欠如、都市と農村との間の移住、性差別、大人の無責任な性的行動、有害な伝統的慣行、武力紛争、児童の取引その他の様々な要因に対処する全体的な取組方法を採用することにより促進されることを確信し、

児童の売買、児童買春及び児童ポルノに対する消費需要を減少させるためには、公衆の意識を向上させるための努力が必要であることを確信し、また、すべての関係者の間の世界的な連携を強化し及び国内における法の執行を促進することの重要性を確信し、

国家間にまたがる養子縁組に関する子の保護及び協力に関するハーグ条約、国際的な子の奪取の民事上の側面に関するハーグ条約、親等の責任及び子の保護措置に関する管轄権、準拠法、承認、執行及び協力に関するハーグ条約、最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃のための即時の行動に関する国際労働機関の条約（第182号）その他の児童の保護に関する国際的な法的文書に留意し、

児童の権利に関する条約に対して、児童の権利の促進及び保護のための広範な意志を表す圧倒的な支持があることに励まされ、

児童の売買、児童買春及び児童ポルノの防止のための行動計画、1996年8月27日から31日までストックホルムで開催された児童の商業的性的搾取に反対する世界会議において採択された宣言及び行動のための課題並びに関係国際団体によるその他の関連する決定及び勧告の実施の重要性を認識し、

児童の保護及び調和のとれた発達のために各人民の伝統

及び文化的価値が有する重要性を十分に考慮して、

次のとおり協定した。

第1条

締約国は、この議定書に従って児童の売買、児童買春及び児童ポルノを禁止する。

第2条

この議定書の適用上、

- (a) 「児童の売買」とは、報酬その他の対償のために、児童が個人若しくは集団により他の個人若しくは集団に引き渡されるあらゆる行為又はこのような引渡しについてのあらゆる取引をいう。
- (b) 「児童買春」とは、報酬その他の対償のために、児童を性的な行為に使用することをいう。
- (c) 「児童ポルノ」とは、現実の若しくは擬似のあらゆるさまな性的な行為を行う児童のあらゆる表現（手段のいかんを問わない。）又は主として性的な目的のための児童の身体の性的な部位のあらゆる表現をいう。

第3条

1 各締約国は、その犯罪が国内で行われたか国際的に行われたかを問わず、また、個人により行われたか組織により行われたかを問わず、少なくとも次の行為が自国の刑法又は刑罰法規の適用を完全に受けることを確保する。

- (a) 前条に定義する児童の売買に関し、
 - (i) 児童を次の目的のため提供し、移送し又は収受すること（手段のいかんを問わない。）
 - a 児童を性的に搾取すること。
 - b 営利の目的で児童の臓器を引き渡すこと。
 - c 児童を強制労働に従事させること。
 - (ii) 養子縁組に関する適用可能な国際的な法的文書に違反する児童の養子縁組について同意するよう、仲介者として不当に勧誘すること。
 - (b) 前条に定義する児童買春のため、児童を提供し、取得し、あっせんし及び供給すること。
 - (c) 前条に定義する児童ポルノを製造し、配布し、頒布し、輸入し、輸出し、提供し若しくは販売し又はこれらの行為の目的で保有すること。
- 2 締約国の国内法の規定に従って、1に規定する行為の未遂及び1に規定する行為を共謀し又は1に規定する行為に加担する行為についても、1の規定を適用する。
- 3 各締約国は、1及び2に定める犯罪について、その重大性を考慮した適当な刑罰を科することができるようにする。
- 4 各締約国は、自国の国内法の規定に従って、適当な場合には、1に定める犯罪についての法人の責任を確立

するための措置をとる。法人のこの責任は、締約国の法的原則に従って、刑事上、民事上又は行政上のものとするができる。

- 5 締約国は、児童の養子縁組に関与するすべての者が適用可能な国際的な法的文書に従って行動することを確保するためのすべての適当な法律上及び行政上の措置をとる。

第4条

- 1 各締約国は、前条1に定める犯罪が自国の領域内では又は自国において登録された船舶若しくは航空機内で行われる場合において当該犯罪についての自国の裁判権を設定するため、必要な措置をとる。
- 2 各締約国は、次の場合において前条1に定める犯罪についての自国の裁判権を設定するため、必要な措置をとることができる。
- (a) 容疑者が、自国の国民である場合又は自国の領域内に常居所を有する者である場合
 - (b) 被害者が自国の国民である場合
- 3 各締約国は、容疑者が自国の領域内に所在し、かつ、犯罪が自国の国民によって行われたことを理由として他の締約国に対して当該容疑者の引渡しを行わない場合において前条1に定める犯罪についての自国の裁判権を設定するため、必要な措置をとる。
- 4 この議定書は、国内法に従って行使される刑事裁判権を排除するものではない。

第5条

- 1 第3条1に定める犯罪は、締約国間の現行の犯罪人引渡条約における引渡犯罪とみなされ、また、締約国間で今後締結されるすべての犯罪人引渡条約における引渡犯罪に含まれるものとする。ただし、これらの条約に定める条件に従うことを条件とする。
- 2 条約の存在を犯罪人引渡しの条件とする締約国は、自国との間に犯罪人引渡条約を締結していない他の締約国から犯罪人引渡しの請求を受けた場合には、この議定書を第3条1に定める犯罪に関する犯罪人引渡しのための法的根拠とみなすことができる。この犯罪人引渡しは、請求を受けた国の法令に定める条件に従う。
- 3 条約の存在を犯罪人引渡しの条件としない締約国は、犯罪人引渡しの請求を受けた国の法令に定める条件に従い、相互間で、第3条1に定める犯罪を引渡犯罪と認める。
- 4 第3条1に定める犯罪は、締約国間の犯罪人引渡しに関しては、当該犯罪が発生した場所のみでなく、前条の規定に従って裁判権を設定しなければならない国の領域内においても行われたものとみなされる。
- 5 第3条1に定める犯罪に関して引渡しの請求が行われた場合において、請求を受けた締約国が犯人の国籍を理由として引渡しを行わないときは、当該締約国は、訴追のため自国の権限のある当局に事件を付託するための適当な措置をとる。

第6条

- 1 締約国は、第3条1に定める犯罪について行われる捜査、刑事訴訟又は犯罪人引渡しに関する手続について、相互に最大限の援助（これらの手続に必要であり、かつ、自国が提供することができる証拠の収集に係る援助を含む。）を与える。
- 2 締約国は、相互間に法律上の相互援助に関する条約又は他の取極が存在する場合には、当該条約又は他の取極に合致するように、1に規定する義務を履行する。締約国は、そのような条約又は取極が存在しない場合には、自国の国内法に従って相互に援助を与える。

第7条

締約国は、自国の国内法の規定に従って、次のことを行う。

- (a) 適当な場合には、次のものを押収し又は没収することを定めるための措置をとること。
 - (i) この議定書に定める犯罪を行い又は助長するために使用された物（例えば、材料、財産及び他の道具）
 - (ii) この議定書に定める犯罪から生じた収益
- (b) (a)に規定する物又は収益の押収又は没収についての他の締約国からの要請を実施すること。
- (c) この議定書に定める犯罪を行うために使用された場所を一時的又は恒久的に閉鎖するための措置をとること。

第8条

- 1 締約国は、刑事司法手続のすべての段階において、特に次のことを行うことによって、この議定書によって禁止されている行為の被害者である児童の権利及び利益を保護するための適当な措置をとる。
 - (a) 被害者である児童が被害を受けやすいことを認め、及び当該児童の特別な必要（証人としての特別な必要等）を認めるために刑事司法手続を適合させること。
 - (b) 被害者である児童に対し、当該児童が有する権利及び役割並びに刑事司法手続に係る範囲、時期及び進捗状況について通知し、また、当該児童に係る事件の処理について通知すること。
 - (c) 被害者である児童の個人的な利益に影響を及ぼす刑事司法手続において、国内法の手続規則に合致する方法により、当該児童の意見、必要及び懸念が表明され及び考慮されることを認めること。
 - (d) 訴訟手続の間を通じて被害者である児童に対し適当な支援サービスを与えること。
 - (e) 被害者である児童の私生活及び身元関係事項を適当な場合に保護し、並びに被害者である児童の身元の特定につながるような情報の不適当な公表を避けるために国内法に従って措置をとること。
 - (f) 適当な場合には、被害者である児童、その家族及び被害者である児童のための証人に対する脅迫及び報復からの保護のための措置をとること。

(g) 事件の処理及び被害者である児童に対して賠償を与える命令又は決定の執行において不必要な遅延を避けること。

- 2 締約国は、被害者の実際の年齢が不確実であることが捜査（被害者の年齢を立証するための捜査を含む。）を開始する妨げとならないことを確保する。
- 3 締約国は、この議定書に定める犯罪の被害者である児童の刑事司法制度における取扱いにおいて、児童の最善の利益が主として考慮されることを確保する。
- 4 締約国は、この議定書によって禁止されている犯罪の被害者のために働く者に対して、適当な研修、特に法律及び心理学に関する研修を確保するための措置をとる。
- 5 締約国は、適当な場合には、この議定書によって禁止されている犯罪の防止又はこのような犯罪の被害者の保護及びリハビリテーションに関与する個人又は団体の安全及び信頼性を保護するための措置をとる。
- 6 この条のいかなる規定も、被告人が有する公正かつ公平な裁判を受ける権利を害し又はこれと両立しないものと解してはならない。

第9条

- 1 締約国は、この議定書に定める犯罪を防止するため、法律、行政措置、社会政策及び計画を採用し又は強化し、実施し及び周知させる。このような犯罪により特に被害を受けやすい児童の保護に特別の考慮を払う。
- 2 締約国は、この議定書に定める犯罪の防止措置及び有害な影響に関し、すべての適当な手段による広報並びに教育及び研修を通じ、児童を含む公衆一般の意識を向上させる。この条の規定に基づく義務を履行するに当たり、締約国は、社会、特に被害者である児童その他の児童が、このような広報、教育及び研修に関する計画（国際的な規模のものを含む。）に参加することを奨励する。
- 3 締約国は、この議定書に定める犯罪の被害者に対し、十分な社会復帰並びに十分な身体的及び心理的な回復その他のすべての適当な援助を確保するためのすべての実行可能な措置をとる。
- 4 締約国は、この議定書に定める犯罪の被害者であるすべての児童が、法的な責任を負う者に対し差別されることなく損害についての賠償を求めるための適当な手続を利用することができることを確保する。
- 5 締約国は、この議定書に定める犯罪を宣伝する物の製造及び頒布を効果的に禁止するための適当な措置をとる。

第10条

- 1 締約国は、児童の売買、児童買春、児童ポルノ及び児童買春旅行に係る行為に責任を負う者について、このような行為の防止、並びに発見、捜査、訴追及び処罰のための多数国間の、地域的な又は二国間の取決めに より国際協力を強化するためのすべての必要な措置を

とる。また、締約国は、締約国の当局、国内の及び国際的な非政府機関並びに国際機関の間における国際的な協力及び協調を促進する。

- 2 締約国は、被害者である児童の身体的及び心理的な回復、社会復帰並びに帰還を援助するための国際協力を促進する。
- 3 締約国は、児童が児童の売買、児童買春、児童ポルノ及び児童買春旅行により被害を受ける一因となっている貧困、不十分な開発その他の根本的な原因に対処するための国際協力を強化することを促進する。
- 4 締約国は、可能な場合には、既存の多数国間の、地域的な又は二国間の計画その他の計画を通じて財政的、技術的その他の援助を提供する。

第11条

この議定書のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって児童の権利の実現に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

- (a) 締約国の法律
- (b) 締約国について効力を有する国際法

第12条

- 1 各締約国は、この議定書が自国について効力を生じた後2年以内に、この議定書の規定の実施のためにとった措置に関する包括的な情報を提供する報告を児童の権利に関する委員会に提出する。
- 2 各締約国は、包括的な報告を提出した後、児童の権利に関する条約第44条の規定に従って児童の権利に関する委員会に提出する報告に、この議定書の実施に関するあらゆる追加の情報を含める。この議定書のその他の締約国は、5年ごとに報告を提出する。
- 3 児童の権利に関する委員会は、この議定書の実施に関連する追加の情報を締約国に要請することができる。

第13条

- 1 この議定書は、児童の権利に関する条約の締約国であるか又は同条約に署名したすべての国による署名のために開放しておく。
- 2 この議定書は、批准されなければならないが、また、児童の権利に関する条約の締約国であるか又は同条約に署名したすべての国による加入のために開放しておく。批准書又は加入書は、国際連合事務総長に寄託する。

第14条

- 1 この議定書は、10番目の批准書又は加入書が寄託された後3箇月で効力を生ずる。
- 2 この議定書は、この議定書の効力発生の後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後1箇月で効力を生ずる。

第15条

- 1 いずれの締約国も、国際連合事務総長に対して書面に

よる通告を行うことにより、いつでもこの議定書を廃棄することができる。同事務総長は、その後、児童の権利に関する条約のその他の締約国及び同条約に署名したすべての国に対しこれを通報する。廃棄は、同事務総長がその通告を受領した日の後1年で効力を生ずる。

- 2 廃棄は、廃棄が効力を生ずる日前に発生した犯罪について、この議定書に基づく当該締約国の義務を免除するものではない。また、廃棄は、廃棄が効力を生ずる日前に児童の権利に関する委員会が既に検討していた問題について検討を継続することを妨げるものではない。

第16条

- 1 いずれの締約国も、改正を提案し及び改正案を国際連合事務総長に提出することができる。同事務総長は、直ちに、締約国に対し、その改正案を送付するものとし、締約国による改正案の審議及び投票のための締約国の会議の開催についての賛否を示すよう要請する。その送付の日から4箇月以内に締約国の3分の1以上が会議の開催に賛成する場合には、同事務総長は、国際連合の主催の下に会議を招集する。会議において出席しかつ投票する締約国の過半数によって採択された改正案は、承認のため、国際連合総会に提出する。
- 2 1の規定により採択された改正は、国際連合総会が承認し、かつ、締約国の3分の2以上の多数が受諾した時に、効力を生ずる。
- 3 改正は、効力を生じたときは、改正を受諾した締約国を拘束するものとし、他の締約国は、改正前のこの議定書の規定（受諾した従前の改正を含む。）により引き続き拘束される。

第17条

- 1 アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とするこの議定書は、国際連合に寄託する。
- 2 国際連合事務総長は、この議定書の認証謄本を児童の権利に関する条約のすべての締約国及び同条約に署名したすべての国に送付する。

武力紛争における 児童の関与に関する 児童の権利に関する条約の 選択議定書

2000年5月25日採択/2002年2月12日発効

日本の批准：2004年8月2日

この議定書の締約国は、

児童の権利に関する条約に対して、児童の権利の促進及び保護のために努力する広範な意志を表す圧倒的な支持があることに励まされ、

児童の権利は特別な保護を必要とすることを再確認し、また、差別なく児童の状況を不断に改善すること並びに平和で安全な状況において児童が発達し及び教育を受けることを要請し、

武力紛争が児童に及ぼす有害かつ広範な影響並びにこれが持続性のある平和、安全及び発展に及ぼす長期的な影響を憂慮し、

武力紛争の状況において児童を標的とすること及び学校、病院等一般的に多数の児童が存在する場所その他の国際法に基づいて保護されている対象を直接攻撃することを非難し、

国際刑事裁判所規程が採択されたこと、特に同規程が、国際的な武力紛争及び非国際的な武力紛争の双方において、15歳未満の児童を強制的に徴集し及び志願に基づいて編入し並びに敵対行為に積極的に参加させるために使用することを戦争犯罪として規定していることに留意し、

したがって、児童の権利に関する条約において認められている権利の実現を更に強化するためには、武力紛争における関与から児童を一層保護することが必要であることを考慮し、

児童の権利に関する条約第1条が、同条約の適用上、「児童とは、18歳未満のすべての者をいう。ただし、当該児童で、その者に適用される法律によりより早く成年に達したものを除く。」と規定していることに留意し、

軍隊に採用することができる者の年齢及びこれらの者が敵対行為に参加する年齢を引き上げる選択議定書は、児童に関するすべての措置をとるに当たっては児童の最善の利益が主として考慮されるべきであるとの原則の実施に効果的に資することを確信し、

1995年12月の第26回赤十字・赤新月国際会議が、紛争当事国は18歳未満の児童を敵対行為に参加させないことを確保するためのすべての実行可能な措置をとることを特に勧告したことに留意し、

武力紛争において使用するための児童の強制的な徴集を特に禁止する最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃のための即時の行動に関する国際労働機関の条約（第182号）が1999年6月に全会一致で採択されたことを歓迎し、

国の軍隊と異なる武装集団が敵対行為において国境内で又は国境を越えて児童を採用し、訓練し及び使用することを最も重大な関心をもって非難し、並びにこの点に関連して児童を採用し、訓練し及び使用するものの責任を認識し、

武力紛争の各当事者が国際人道法の規定を遵守する義務を負っていることを想起し、

この議定書が国際連合憲章（第51条等）に定める目的及び原則並びに人道法の関連する規範を害するものではないことを強調し、

同憲章に定める目的及び原則の十分な尊重並びに人権に関する適用可能な文書の遵守に基づく平和で安全な状況が、特に武力紛争及び外国による占領の期間中における児童の十分な保護に不可欠であることに留意し、

経済的若しくは社会的地位又は性別のため、この議定書に反して特に採用され又は敵対行為に使用されやすい児童についての特別な必要性を認識し、

武力紛争における児童の関与についての経済的、社会的及び政治的な根本的原因を考慮に入れる必要性に留意し、

この議定書の実施における国際協力並びに武力紛争による被害者である児童の身体的及び心理社会的なリハビリテーション並びに社会復帰における国際協力を強化する必要性を確信し、

社会、特に被害者である児童その他の児童がこの議定書の実施に関する広報及び教育に関する計画の普及に参加することを奨励して、

次のとおり協定した。

第1条

締約国は、18歳未満の自国の軍隊の構成員が敵対行為に直接参加しないことを確保するためのすべての実行可能な措置をとる。

第2条

締約国は、18歳未満の者を自国の軍隊に強制的に徴集しないことを確保する。

第3条

- 1 締約国は、児童の権利に関する条約第38条に定める原則を考慮し及び同条約に基づき18歳未満の者は特別な保護を受ける権利を有することを認識して、自国の軍隊に志願する者の採用についての最低年齢を同条3に定める年齢より年単位で引き上げる。
- 2 各締約国は、この議定書を批准し又はこれに加入する際に、自国の軍隊に志願する者の採用が認められる最低年齢を記載する拘束力のある宣言及びそのような採用が強制され又は強要されたものではないことを確保するためにとられた保障措置についての説明を寄託する。
- 3 自国の軍隊に志願する18歳未満の者の採用を認める締約国は、少なくとも次のことを確保するための保障措置を維持する。
 - (a) 当該採用が真に志願する者を対象とするものであること。
 - (b) 当該採用につき当該者の父母又は法定保護者が事情を知らされた上で同意していること。
 - (c) 当該者が軍務における任務につき十分な情報の提供を受けていること。
 - (d) 当該者が、自国の軍務に服することが認められる前に、年齢についての信頼し得る証明を提出すること。
- 4 各締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでも自国の宣言の内容を拡充することができるものとし、同事務総長は、これをすべての締約国に通報する。そのような通告は、同事務総長により受領された日に効力を生ずる。
- 5 1に定める最低年齢を引き上げる義務は、締約国の軍隊により運営され又は管理されている学校であって、児童の権利に関する条約第28条及び第29条の規定の趣旨に沿うものについては適用されない。

第4条

- 1 国の軍隊と異なる武装集団は、いかなる状況においても、18歳未満の者を採用し又は敵対行為に使用すべきでない。
- 2 締約国は、1に規定する採用及び使用を防止するため、すべての実行可能な措置（1に規定する採用及び使用を禁止し並びにこれらの行為を犯罪とするために必要な法律上の措置を含む。）をとる。
- 3 この議定書におけるこの条の規定の適用は、武力紛争のいかなる当事者の法的地位にも影響を及ぼすものではない。

第5条

この議定書のいかなる規定も、児童の権利の実現に一層

貢献する締約国の法律、国際文書又は国際人道法の規定の適用を妨げるものと解してはならない。

第6条

- 1 各締約国は、自国の管轄の下においてこの議定書の規定の効果的な実施を確保するため、すべての必要な法律上、行政上その他の措置をとる。
- 2 締約国は、適当な方法でこの議定書の原則及び規定を成人及び児童のいずれにも広く知らせることを約束する。
- 3 締約国は、自国の管轄の下にある者であってこの議定書に反して採用され又は敵対行為に使用されたものを除隊させ又は他の方法により任務から解放することを確保するため、すべての実行可能な措置をとる。締約国は、必要な場合には、これらの者に対し、その身体的及び心理的な回復並びに社会復帰のためのすべての適当な援助を与える。

第7条

- 1 締約国は、技術協力、財政的援助等を通じて、この議定書に反するあらゆる行為の防止、この議定書に反する行為の被害者のリハビリテーション及び社会復帰その他のこの議定書の実施について協力する。このような援助及び協力は、関係締約国及び関係国際機関と協議した上で実施する。
- 2 締約国は、可能な場合には、既存の多数国間、二国間その他の計画を通じ、又は国際連合総会の規則に従って設立される任意の基金を通じ、このような援助を提供する。

第8条

- 1 各締約国は、この議定書が自国について効力を生じた後2年以内に、参加及び採用に関する規定の実施のためにとった措置その他のこの議定書の規定の実施のためにとった措置に関する包括的な情報を提供する報告を児童の権利に関する委員会に提出する。
- 2 各締約国は、包括的な報告を提出した後、児童の権利に関する条約第44条の規定に従って児童の権利に関する委員会に提出する報告に、この議定書の実施に関するあらゆる追加の情報を含める。この議定書のその他の締約国は、5年ごとに報告を提出する。
- 3 児童の権利に関する委員会は、この議定書の実施に関連する追加の情報を締約国に要請することができる。

第9条

- 1 この議定書は、児童の権利に関する条約の締約国であるか又は同条約に署名したすべての国による署名のために開放しておく。
- 2 この議定書は、批准されなければならないが、また、すべての国による加入のために開放しておく。批准書又は加入書は、国際連合事務総長に寄託する。
- 3 国際連合事務総長は、児童の権利に関する条約及びこ

の議定書の寄託者として、同条約のすべての締約国及び同条約に署名したすべての国に対し、第3条の規定に基づく宣言を通報する。

権利に関する条約のすべての締約国及び同条約に署名したすべての国に送付する。

第10条

- 1 この議定書は、10番目の批准書又は加入書が寄託された後3箇月で効力を生ずる。
- 2 この議定書は、この議定書の効力発生の後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後1箇月で効力を生ずる。

第11条

- 1 いずれの締約国も、国際連合事務総長に対して書面による通告を行うことにより、いつでもこの議定書を廃棄することができる。同事務総長は、その後、児童の権利に関する条約のその他の締約国及び同条約に署名したすべての国に対しこれを通報する。廃棄は、同事務総長がその通告を受領した日の後1年で効力を生ずる。ただし、廃棄を行う締約国が当該1年の期間の満了の時に於いて武力紛争に巻き込まれている場合には、廃棄は、武力紛争の終了の時まで効力を生じない。
- 2 廃棄は、廃棄が効力を生ずる日前に発生した行為について、この議定書に基づく当該締約国の義務を免除するものではない。また、廃棄は、廃棄が効力を生ずる日前に児童の権利に関する委員会が既に検討していた問題について検討を継続することを妨げるものではない。

第12条

- 1 いずれの締約国も、改正を提案し及び改正案を国際連合事務総長に提出することができる。同事務総長は、直ちに、締約国に対し、その改正案を送付するものとし、締約国による改正案の審議及び投票のための締約国の会議の開催についての賛否を示すよう要請する。その送付の日から4箇月以内に締約国の3分の1以上が会議の開催に賛成する場合には、同事務総長は、国際連合の主催の下に会議を招集する。会議において出席しかつ投票する締約国の過半数によって採択された改正案は、承認のため、国際連合総会に提出する。
- 2 1の規定により採択された改正は、国際連合総会が承認し、かつ、締約国の3分の2以上の多数が受諾した時に、効力を生ずる。
- 3 改正は、効力を生じたときは、改正を受諾した締約国を拘束するものとし、他の締約国は、改正前のこの議定書の規定（受諾した従前の改正を含む。）により引き続き拘束される。

第13条

- 1 アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とするこの議定書は、国際連合に寄託する。
- 2 国際連合事務総長は、この議定書の認証謄本を児童の

出典・参考文献等

第1章

- 1 International Labour Organization, 'Origins and History', <www.ilo.org/global/About_the_ILO/Origins_and_history/lang-en/index.htm>, Night Work of Young Persons (Industry) Convention, 1919, <www.ilo.org/ilolex/cgi-lex/convde.pl?C006>, Minimum Age (Agriculture) Convention, 1921, <www.ilo.org/ilolex/cgi-lex/convde.pl?C010>, ILO, Geneva, 2009年7月16日にアクセス。
- 2 International Committee of the Red Cross, 'International Review of the Red Cross', May 1963, no. 26, pp. 227-228, <www.loc.gov/r/rfd/Military_Law/pdf/RC_May-1963.pdf>, 2009年7月16日にアクセス。
- 3 Save the Children Fund archive reference SC/SF/17, cited in United Nations Children's Fund, *The State of the World's Children 2000: A vision for the 21st century*, UNICEF, New York, 1999, p. 14. [邦訳: ユニセフ『世界子供白書2000: 21世紀に向けたビジョン』, ユニセフ駐日事務所, 1999年]
- 4 League of Nations, Geneva Declaration of the Rights of the Child, 26 September 1924, <www.un-documents.net/gdrc1924.htm>, 2009年7月16日にアクセス。
- 5 United Nations, Declaration of the Rights of the Child, 20 November 1959, <www.unhcr.ch/html/menu3/b/25.htm>, 2009年7月16日にアクセス。
- 6 United Nations Children's Fund, *Progress for Children: A report card on child protection*, Number 8, UNICEF, New York (forthcoming September 2009). [邦訳: ユニセフ『子どもたちのための前進No.8: 子どもの保護に関する報告』, 国連児童基金(ユニセフ) 東京事務所 2009年]
- 7 United Nations Children's Fund, *The State of the World's Children 2009: Maternal and newborn health*, UNICEF, New York, December 2008, p. 23. [邦訳: ユニセフ『世界子供白書2009: 妊産婦と新生児の保健』, (財) 日本ユニセフ協会, 2009年]
- 8 United Nations Children's Fund, *Children and AIDS: Third stocktaking report*, UNICEF, New York, 2008, p. 16.
- 9 United Nations Children's Fund, *Progress for Children: A report card on child protection*, Number 8, UNICEF, New York (forthcoming September 2009). [邦訳: ユニセフ『子どもたちのための前進No.8: 子どもの保護に関する報告』, 前掲]
- 10 Filmer, Deon, 'Disability, Poverty and Schooling in Developing Countries: Results from 11 household surveys', *World Bank Policy Research Paper 3794*, Washington, D.C., December 2005, p. 15; Sobsey, Dick, 'Exceptionality, Education, and Maltreatment', *Exceptionality*, vol. 10, no. 1, 2002, pp. 29-46.
- 11 United Nations Children's Fund, *Progress for Children: A report card on child protection*, Number 8, UNICEF, New York (forthcoming September 2009). [邦訳: ユニセフ『子どもたちのための前進No.8: 子どもの保護に関する報告』, 前掲]
- 12 Gillespie, Stuart, 'Food Prices and the AIDS Response: How they are linked, and what can be done', HIV, Livelihoods, Food and Nutrition Security: Findings from RENE WAL Research (2007-2008), Brief 1, International Food Policy Research Institute, 2008.
- 13 Lansdown, Gerison, *The Evolving Capacities of the Child, Innocenti Insight*, UNICEF Innocenti Research Centre, Florence, 2005, pp. ix, 3-7.
- 14 United Nations Children's Fund, *The State of the World's Children 2006: Excluded and invisible*, UNI-

CEF, New York, December 2005, p. 67. [邦訳: ユニセフ『世界子供白書2006: 存在しない子どもたち』, (財) 日本ユニセフ協会, 2006年]

- 15 Lerner, Josh, and Estair Van Wagner, 'Participatory Budgeting in Canada: Democratic innovations in strategic spaces', Transnational Institute, Amsterdam, February 2006, <www.tni.org/detail_page.phtml?page=newpol-docs_pbcanada>, 2009年6月30日にアクセス。
- 16 www.participatorybudgeting.org.uk/case-studies/the-childrens-fund-newcastle; National Youth Agency, *Young People's Involvement in Participatory Budgeting*, www.nya.org.uk/shared_asp_files/GFSR.asp?Nodel=113044.
- 17 ECPAT International, 'Ensuring Meaningful Child and Youth Participation in the Fight against Commercial Sexual Exploitation of Children: The ECPAT experience', ECPAT International, Bangkok, October 2007; Feinstein, Clare, Ravi Karkara and Theodore Talbot, 'Act Now! Some highlights from children's participation in the regional consultations for the UN Study on Violence against Children', Save the Children, London, 2005, p. 9; Committee on the Rights of the Child, 'Day of General Discussion on the Right to Be Heard', 2006, cited in Feinstein, Clare, and Claire O'Kane, 'Children and Adolescents' Participation and Protection from Sexual Abuse and Exploitation', *UNICEF Innocenti Working Paper, IWP 2009-09*, United Nations Children's Fund, Florence, February 2009, p. 1.
- 18 Feinstein, Clare, and Claire O'Kane, 'Children and Adolescents' Participation and Protection from Sexual Abuse and Exploitation', *UNICEF Innocenti Working Paper, IWP 2009-09*, United Nations Children's Fund, Florence, February 2009, p. 1.

第1章 パネル

子どもの権利に関する国際基準の発展

United Nations Children's Fund, *The State of the World's Children 2005: Childhood under threat*, UNICEF, New York, December 2004, p. 2. [邦訳: ユニセフ『世界子供白書2005: 危機に晒される子どもたち』, (財) 日本ユニセフ協会, 2005年]

「子どもの権利条約」に関する選択議定書

Office of the United Nations High Commissioner for Human Rights, <www2.ohchr.org/english/law/crc-sale.htm>, 2009年6月30日にアクセス; Stohl, Rachel, 'Children in conflict: Assessing the Optional Protocol', *Journal of Conflict, Security and Development*, vol. 2, no. 2, 2002, p. 138.

子どもの権利委員会

Office of the United Nations High Commissioner for Human Rights, <www2.ohchr.org/english/bodies/treaty/>, 2009年6月30日にアクセス。

子どもの権利委員会の総括所見と、「子どもの権利条約」の諸規定の実施のための一般的措置

Office of the United Nations High Commissioner for Human Rights, <www2.ohchr.org/english/bodies/CRC>, 2009年6月30日にアクセス; General Comment No. 5: General Measures of Implementation (articles 4, 42, 44, para. 6), October 2003; Newell, Peter, 'Legal Frameworks for Combating Sexual Exploitation of Children', UNICEF Innocenti Research Centre Working Paper, p. 5, <www.unicef-irc.org/knowledge_pages/resource_pages/worldcongress3/bern_consultation/newell.pdf>, 2009年6月30日にアクセス。

子どもと女性のために協働して努力する人権中心のアプローチ

United Nations, 'The Human Rights Based Approach to Development Cooperation: Towards a common

understanding among UN agencies'; United Nations Children's Fund, 'A Human Rights Approach to UNICEF Programming for Children and Women: What it is, and some changes it will bring', Guidelines for human rights-based programming approach, CF/EXD/1998-04 of 21 April 1998, pp. 8, 16; Goonesekere, Savitri, and Rangita de Silva-De Alwis, 'Women's and Children's Rights in a Human Rights Based Approach to Development', *UNICEF Working Paper*, Division of Policy and Planning, New York, September 2005, pp. 1-2, 17, 41, 43; Rozga, Dorothy, 'Applying a Human Rights Based Approach to Programming: Experiences of UNICEF', United Nations Children's Fund, Presentation paper prepared for the Workshop on Human Rights, Assets and Livelihood Security, and Sustainable Development, June 2001, pp. 2, 5-8. Lechtig, Aaron et al., 'Decreasing stunting, anemia, and vitamin A deficiency in Peru: Results of The Good Start in Life Programme', *Food and Nutrition Bulletin*, vol. 20, no. 1, United Nations University, pp. 37-45.

南アフリカにおける子どもの権利

Government of the Republic of South Africa, 'Constitution of the Republic of South Africa', Chapter 2, Johannesburg, 1996, <www.info.gov.za/documents/constitution/1996_96cons2.htm#28>, 2009年4月20日にアクセス; Government of the Republic of South Africa, 'Children's Act (No. 38 of 2005)', *Government Gazette*, vol. 492, no. 28944, 19 June 2006, and 'Children's Amendment Act (No. 41 of 2007)', *Government Gazette*, vol. 513, no. 30884, 18 March 2008; Economist Intelligence Unit, South Africa Country Profile, EIU, London, 2008, p. 17; United Nations Children's Fund, *The State of the World's Children 2009: Maternal and newborn health*, UNICEF, New York, December 2008, p. 132 [邦訳: ユニセフ『世界子供白書2009: 妊産婦と新生児の保健』, 前掲]; Geffen, Nathan, 'What Do South Africa's AIDS Statistics Mean? A TAC briefing paper', Treatment Action Campaign, Cape Town, 7 August 2006, <www.tac.org.za/community/aidsstats>, 2009年4月20日にアクセス; 'Children's Charter of South Africa', African National Congress, Johannesburg, 1 June 1992, <www.anc.org.za/misc/childch.html>, 2009年4月21日にアクセス。

生存と発達に関する課題/格差に関する課題/保護に関する課題

Figures derived from UNICEF global database, 2009, and Child Info, <www.childinfo.org>, 2009年6月30日にアクセス。

中国における子どもの権利

World Bank, *From Poor Areas to Poor People: China's evolving poverty reduction agenda — An assessment of poverty and inequality in China*, The World Bank Office, Beijing, March 2009, p. iii; Tang, Shenglan, et al., 'Tackling the Challenges to Health Equity in China', *The Lancet*, vol. 372, no. 9648, 25 October 2008, p. 1494; National Bureau of Statistics of China, '1% National Population Sample Survey of 2005', NBS, Beijing, 22 March 2006; National Working Committee on Children and Women under the State Council, 'Presentation to the 2008 UNICEF Mid-Term Review' (figure derived from '1% National Population Sample Survey of 2005'), NWCWCW, Beijing, 2008; Population Research Centre of Renmin University of China, 'Population Research No. 3' (figure derived from '1% National Population Sample Survey of 2005'), Renmin University, Beijing, 2008; National Bureau of Statistics of China, Figures derived from '1% National Population Sample Survey of 2005', Beijing, 2007; United Nations Children's Fund, *UNICEF China Annual Report 2008*, UNICEF China, Beijing, 2009, p. 7.

エジプトにおける子どもの権利

Economist Intelligence Unit, Egypt Country Profile, EIU, London, 2008, pp. 3, 14; Save the Children, *State*

of the World's Mothers 2007: Saving the lives of children under 5, Save the Children, Westport, CT, May 2007, p. 22; United Nations Children's Fund, 'The Situation of Children and Women in Egypt', UNICEF Egypt, Cairo, <www.unicef.org/egypt/overview.html>, 2009年5月26日にアクセス; United Nations Development Programme and Institute of National Planning, *Egypt Human Development Report 2008: Egypt's social contract — The role of civil society*, UNDP and Institute of National Planning, New York and Cairo, 2008, pp. 39—43, 50; United Nations Children's Fund, Yamamah, Gamel Abdel Nasser, et al., 'Health Profile of Bedouin Children Living at South Sinai', *Journal of Medical Science*, vol. 7, no. 6, 15 August 2007, p. 1013; Tag-Eldin, Mohammed A., et al., 'Prevalence of Female Genital Cutting among Egyptian Girls', *Bulletin of the World Health Organization*, vol. 86, no. 4, April 2008, p. 271; Hassanin, Ibrahim M. A., 'Prevalence of Female Genital Cutting in Upper Egypt: 6 years after enforcement of prohibition law', *Ethics, Bioscience and Life*, vol. 16 (supplement 1), March 2008, p. 30; Stack, Liam, 'United Nations Development Programme and Institute of National Planning, *Egypt Human Development Report 2008: Egypt's social contract — The role of civil society*, UNDP and Institute of National Planning, New York and Cairo, 2008, p. 210; Nile Basin Initiative website, <www.nilebasin.org>, 2009年3月27日にアクセス。

「子どもの権利条約」が公共及び民間機関に及ぼす影響

United Nations Children's Fund, 'Global Perspectives on Consolidated Children's Rights Statutes', *Legislative Reform Initiative Paper Series*, UNICEF, Division of Policy and Practice, September 2008, pp. ii—iii, 13, 20, 36; United Nations Children's Fund, *The State of the World's Children 2006: Excluded and invisible*, UNICEF, New York, December 2005, pp. 66—81 [邦訳: ユニセフ『世界子供白書2006:存在しない子どもたち』、前掲]; Gore, Radhika, and Alberto Minujin, Background Note: Budget initiatives for children, Global Policy Section, Division of Policy and Planning, UNICEF, New York, 2003; Jonsson, Urban, 'Human Rights Approach to Development Programming', Eastern and Southern Africa Regional Office UNICEF, 2003; African Charter on the Rights and Welfare of the Child, OAU Doc. CAB/LEG/24.9/49 (1990); UN Committee on the Rights of the Child, 'The Private Sector As Service Provider and Its Role in Implementing Child Rights', Office of the High Commissioner for Human Rights, Geneva, 2002; United Nations Children's Fund, 'Principles and Guidelines for Ethical Reporting: Children and young people under 18 years old', New York; United Nations Children's Fund, *What Religious Leaders Can Do About HIV/AIDS: Actions for Children and Young People*, UNICEF, New York, 2003; United Nations Children's Fund, *Building Trust in Immunization: Partnering with religious leaders and groups*, UNICEF, New York, May 2004.

シエラレオネにおける子どもの権利

Government of Sierra Leone, 'The Child Rights Act, 2007', *Sierra Leone Gazette Extraordinary*, vol. CXXXVIII (supplement), no. 43, 3 September 2007, <www.sierra-leone.org/Laws/2007-7p.pdf>, 2009年5月28日にアクセス; United Nations Development Programme, *Human Development Report 2007/2008: Fighting climate change — Human solidarity in a divided world*, UNDP, New York, 2007, p. 232; United Nations Children's Fund, *The State of the World's Children 2009: Maternal and newborn health*, UNICEF, New York, 2008, pp. 120, 128. [邦訳: ユニセフ『世界子供白書2009: 妊産婦と新生児の保健』、前掲]

子どもに優しい都市(まち)づくり: 地方自治体における子どもの参加を促進する国際的なイニシアティブ UNICEF Innocenti Research Centre, *Building Child Friendly Cities: A framework for action*, UNICEF IRC, Florence, 2004, pp. 1, 4; Riggio, Eliana, 'Child Friendly Cities: Good governance in the best interest of the child', *Environment and Urbanization*, vol. 14, no. 2, October 2002, p. 54; UNICEF Innocenti Research Centre, Child Friendly Cities Database, <www.childfriendlycities.org/networking/index_examples.html>, 2009年6月30日にアクセス; Corsi, Marco, 'The Child Friendly Cities Initiatives in Italy', *Journal of Environment and Urbanization*, Vol.14, No. 2, October 2002.

インドにおける子どもの権利

Asian Centre for Human Rights, 'South Asia Human Rights Index 2008', New Delhi, pp. 7, 16; United Nations Children's Fund, *The State of the World's Children 2009: Maternal and newborn health*, UNICEF, New York, December 2008, p. 85 [邦訳: ユニセフ『世界子供白書2009: 妊産婦と新生児の保健』、前掲]; Indian Medical Association Newsletter, December 2007—January 2008, pp.16—17; Economist Intelligence Unit, India Country Forecast, April 2009, EIU, London, 2009, p. 9; Durand, Tina M., and M. Brinton Lykes, 'Think Globally, Act Locally: A global perspective on mobilizing adults for positive youth development', Chapter 13, *Mobilizing Adults for Positive Youth Development: Strategies for closing the gaps between beliefs and behaviors*, edited by E. Gil and Jean E. Rhodes, Springer, 2006, pp. 242—243.

第2章

本章の「子どもの権利条約」に関する寄稿文は、著者の個人的な見解、所見、解釈、結論を述べたものであり、必ずしもユニセフ（国連児童基金）の立場を反映したものではない。

第3章

- 1 Derived from United Nations Population Division, 'World Population Prospects: The 2008 Revision — Population Database', <http://esa.un.org/unpp/>, 2009年6月16日にアクセス。
- 2 Dobie, Philip, et al., 'How Do Poor People Adapt to Weather Variability and Natural Disasters Today?', *Human Development Report Office Occasional Paper, 2007/24*, United Nations Development Programme, New York, 2008, pp. 12—22
- 3 United Nations Children's Fund, *The State of the World's Children 2008: Child survival*, UNICEF, New York, December 2007, pp. 29—30. [邦訳: ユニセフ『世界子供白書2008: 子どもの生存』、(財)日本ユニセフ協会、2008年]
- 4 United Nations Children's Fund, *The State of the World's Children 1996*, UNICEF, New York, December 1995, pp. 59—60. [邦訳: ユニセフ『世界子供白書1996』、ユニセフ駐日事務所、1995年]
- 5 Belli, Paolo C., Flavia Bustreo and Alexander Preker, 'Investing in Children's Health: What are the economic benefits?', *Bulletin of the World Health Organization*, vol. 83, no. 10, October 2005, pp. 777—784; Grantham-McGregor, Sally, et al., 'Developmental Potential in the First 5 Years for Children in Developing Countries', *The Lancet*, vol. 369, no. 9555, January 2007, pp. 60—70.

第3章 パネル

世界的経済危機: 子どもの権利に及ぼす影響

Alderman, Harold, John Hoddinott and Bill Kinsey, 'Long Term Consequences of Early Childhood Malnutrition', *Oxford Economic Papers*, Oxford University Press, vol. 58, no. 3, 2006, pp. 450—474; Baird, Sarah, Jed Friedman and Norbert R. Schady, 'Aggregate Income Shocks and Infant Mortality in the Developing World', *Policy Research Working Paper*, no. 4346, World Bank, Washington, D.C., 2007; Baldacci, Emanuele, et al., 'Social Spending, Human Capital, and Growth in Developing Countries: Implications for achieving the MDGs', *World Development*, vol. 36, no. 8, 2008, pp. 1317—1341; Barham, Tania, 'Providing a Healthier Start to Life: The impact of conditional cash transfers on neo-natal and infant mortality', Mimeo, Department of Economics and Institute of Behavioral Science, University of Colorado, Boulder, 2006, pp. 1, 25; Ferreira, Francisco, and Norbert R. Schady, 'Aggregate Economic Shocks, Child Schooling and Health',

World Bank Policy Research Working Paper, no. 4701, Washington, D.C., 2000, p. 26; Fiszbein, Ariel, Paula Inés Giovagnoli and Isidro Adúriz, 'The Argentine Crisis and its Impact on Household Welfare', *CEPAL Review*, no. 79, April 2003, pp. 143—158; Knowles, James, Ernesto Pernia and Mary Racelis, 'Social Consequences of the Financial Crisis in Asia', *Asian Development Bank Economic Staff Paper*, no. 60, Manila, 1999, pp. 43—44; Lustig, Nora, 'Thought for Food: The challenges of coping with soaring food prices', *Center for Global Development Working Paper*, no. 155, Washington, D.C., 2008, p. 33; Macinko, James, et al., 'Going to Scale with Community-Based Primary Care: An analysis of the family health program and infant mortality in Brazil, 1999—2004', *Social Science and Medicine*, no. 65, 2007, pp. 2070—2080; Paxson, Christina, and Norbert R. Schady, 'Child Health and the 1988—92 Economic Crisis in Peru', *World Bank Policy Research Working Paper*, no. 3260, Washington, D.C., March 2004; Galasso, Emanuela, and Martin Ravallion, 'Social Protection in a Crisis: Argentina's Plan Jefes y Jefas', *World Bank Policy Research Working Paper*, no. 3165, World Bank, Washington, D.C., November 2003, pp. 1, 3, 23.

人道危機下での子どもたちの権利の保護

United Nations Children's Fund, 'Medium Term Strategic Plan 2006—2009, Thematic Humanitarian Report: UNICEF's Humanitarian Assistance in 2008', Office of Emergency Programmes, UNICEF, New York, April 2009, p. 2; Office of the Special Representative of the Secretary-General for Children and Armed Conflict, United Nations Children's Fund, *Machel Study 10-Year Strategic Review: Children and conflict in a changing world*, OSRSG-CAAC and UNICEF, New York, April, 2009, pp.19, 122; William, J. Moss et al., *Child Health in Complex Emergencies*, *Bulletin of the World Health Organization Policy and Practice*, vol. 84, no. 1, 2006, p. 59; Office of the Special Representative of the Secretary-General for Children and Armed Conflict, United Nations Children's Fund, *Machel Study 10-Year Strategic Review: Children and conflict in a changing world*, OSRSG-CAAC, UNICEF, New York, April, 2009, p. 112; United Nations Children's Fund, *The State of the World's Children 2005: Childhood under threat*, UNICEF, New York, 2004, p. 62. [邦訳: ユニセフ『世界子供白書2005: 危機に晒される子どもたち』、前掲]

気候変動と子どもの権利

UNICEF United Kingdom, *Our Climate, Our Children, Our Responsibility: The implications of climate change for the world's children*, UNICEF, London, 2008, pp. 3, 12, 18, 30—31, 33; UNICEF Innocenti Research Centre, *Climate Change and Children: A human security challenge*, Policy Review Paper, UNICEF IRC, in cooperation with UNICEF Programme Division, Florence and New York, November 2008, pp. ix, 2, 4, 12, 13, 22, 41; Derived from United Nations Children's Fund, *The State of the World's Children 2009: Maternal and newborn health*, UNICEF, New York, December 2008, pp. 121, 141 [邦訳: ユニセフ『世界子供白書2009: 妊産婦と新生児の保健』、前掲]; Smith, Dan, and Janani Vivekananda, *A Climate of Conflict: The links between climate change, peace and war*, International Alert, London, November 2007, p. 3; United Nations Children's Fund and Office of the Special Representative of the Secretary-General for Children and Armed Conflict, *Machel Study 10-Year Strategic Review: Children and conflict in a changing world*, UNICEF, New York, April 2009, p. 28; United Nations Development Programme, *Human Development Report 2007/2008: Fighting climate change — Human solidarity in a changing world*, UNDP, 2007, New York, p. 21; Goodman, Donna, 'Water, Sanitation and Hygiene Education ... Children and Adolescents Leading the Way in Tajikistan', United Nations Children's Fund, Water, Environment and Sanitation Section, Programme Division, New York, August 2005, p. 5.

メキシコにおける子どもの権利

Economist Intelligence Unit, 'Mexico Country Profile 2008', EIU, London, 2008, p. 15; Concluding Observa-

tions of the Committee on the Rights of the Child, Mexico, UN Document CRC/C/15/Add.112 (1999), no. 3, p. 3; Concluding Observations of the Committee on the Rights of the Child, Mexico, UN Document CRC/C/15/Add.7 (December 2004), pp. 6, 66—67; United Nations Children's Fund, *The State of the World's Children 2008: Child survival*, UNICEF, New York, December 2007, p. 38 [邦訳: ユニセフ『世界子供白書2008: 子どもの生存』、前掲]; Behrman, Jere, Piyali Sengupta and Petra Todd, 'Progressing through PROGRESA: An impact assessment of a school subsidy experiment in rural Mexico', *Economic Development and Cultural Change*, vol. 54, no. 1, 2005, pp. 237—275; Oportunidades official website, <www.oportunidades.gob.mx>, 2009年3月20日にアクセス; Aitken, Stuart, et al., 'Reproducing Life and Labor: Global processes and working children in Tijuana, Mexico', *Childhood*, vol. 13, no. 3, 2006, pp. 365—387; World Bank, Poverty in Mexico — Fact Sheet, <http://go.worldbank.org/MDXERW23U0>, 2009年6月30日にアクセス; UNICEF Mexico Annual Report, 2008, pp. 5—6; Economic and Social Council, 'Indigenous Issues: Human rights and indigenous issues — Report of the Special Rapporteur on the situation of human rights and fundamental freedoms of indigenous people, Rodolfo Stavenhagen, Addendum, Mission to Mexico', United Nations, E/CN.4/2004/80/Add.2, 23 December 2003, p. 17.

モザンビークにおける子どもの権利

UNICEF Mozambique, *Mozambique Annual Report 2008*, UNICEF, Maputo, February 2009, p. 7; United Nations Children's Fund, *The State of the World's Children 2009: Maternal and newborn health*, UNICEF, New York, pp. 139, 143 [邦訳: ユニセフ『世界子供白書2009: 妊産婦と新生児の保健』、前掲]; Plano Nacional de Acção para a Criança, República de Moçambique, Ministério da Mulher e da Acção Social, 2006; Plano de Acção para as Crianças Órfãs e Vulneráveis, República de Moçambique, Ministério da Mulher e da Acção Social, 2006; Impacto Demográfico do HIV/SIDA em Moçambique, Ronda de Vigilância Epidemiológica, 2007'.

セルビアにおける子どもの権利

United Nations Children's Fund, *The State of the World's Children 2009: Maternal and newborn health*, UNICEF, New York, 2008, p. 128 [邦訳: ユニセフ『世界子供白書2009: 妊産婦と新生児の保健』、前掲]; United Nations Children's Fund, *UNICEF Serbia Annual Report 2008*, UNICEF, Belgrade, 2008, pp. 6, 9; United Nations Children's Fund, *The State of Children in Serbia 2006: Poor and excluded children*, UNICEF Belgrade, 2007, pp. 17—25; Ahern, Laurie, and Eric Rosenthal, *Torment Not Treatment: Serbia's segregation and abuse of children and adults with disabilities*,

Mental Disability Rights International, Washington, D.C., 2007, pp. iii, 5; Kovačević, Vera, 'Child Care System Reform: Serbia Country Assessment', UNICEF Regional Office for CEE/CIS, Geneva, June 2007, pp. iii, 5, 23—25.

スウェーデンにおける子どもの権利

United Nations, 'Human Development Index — Trends', UN, New York, 2009, <http://data.un.org/DocumentData.aspx?id=115>, 2009年6月2日にアクセス; UNICEF Innocenti Research Centre, *The Child Care Transition*, Report Card No. 8, UNICEF IRC, Florence, 2008, p. 2; Ministry of Education and Science, Stockholm, Sweden, 'Early Childhood Education and Care Policy in Sweden', Paper presented at the International OECD conference Lifelong Learning as an Affordable Investment, 6—8 December 2000, Ottawa, Canada; Ministry of Health and Social Affairs, 'Strategy to Implement the UN Convention on the Rights of the Child', Fact Sheet No. 6, Ministry of Health and Social Affairs, Sweden, March 2004, p. 2; Committee on the Rights of the Child, 'Consideration of Reports Submitted by States Parties under Article 44 of the Convention: Concluding observations — Sweden', United Nations, 12 June 2009, paragraphs 11—12, 17—18.

写真クレジット

表紙写真

- © UNICEF/NYHQ2009-0169/Pirozzi
- © UNICEF/NYHQ2005-2059/DeCesare
- © UNICEF/NYHQ2008-0368/Thame
- © UNICEF/NYHQ2004-0653/Pirozzi
- © UNICEF/NYHQ2008-0690/Volpe
- © UNICEF/NYHQ2009-0223/Estey
- © UNICEF/NYHQ2008-0963/Noorani
- © UNICEF/NYHQ2008-0657/Sato
- © UNICEF/NYHQ2008-1636/Pirozzi
- © UNICEF/NYHQ2005-1899/DeCesare
- © UNICEF/NYHQ2006-0575/Noorani
- © UNICEF/NYHQ2006-1900/Pietrasik
- © UNICEF/NYHQ1993-0986/Toutounji

各章の冒頭写真

- 第1章: © UNICEF/NYHQ2007-1227/Noorani
- 第2章: © UNICEF/NYHQ2005-1403/Nesbitt
- 第3章: © UNICEF/NYHQ2008-1277/Estey

生存と発達に関する前編

p 16-17 (左から並び順に)

- © UNICEF/NYHQ2007-2533/Bell
- © UNICEF/NYHQ2007-1457/Khemka
- © UNICEF/NYHQ2005-2073/DeCesare
- © UNICEF/NYHQ2006-0728/Brioni
- © UNICEF/NYHQ2005-2337/Mun
- © UNICEF/NYHQ2004-1261/Pirozzi
- © UNICEF/BANA2008-00293/Noorani
- © UNICEF/NYHQ2005-0149/Holmes
- © UNICEF/NYHQ2005-0155/Grusovin
- © UNICEF/NYHQ2008-0130/Pirozzi
- © UNICEF/NYHQ2006-2548/Pirozzi
- © UNICEF/NYHQ2006-2457/Pirozzi

生存と発達に関する課題

p 18-19 (左から並び順に)

- © UNICEF/NYHQ2009-0865/Noorani
- © UNICEF/NYHQ2005-2416/Noorani
- © UNICEF/NYHQ1997-0658/LeMoyné
- © UNICEF/NYHQ2000-0302/Peternek
- © UNICEF/NYHQ2005-1589/Pirozzi
- © UNICEF/NYHQ2008-1170/Pomponi
- © UNICEF/NYHQ2007-1438/Khemka
- © UNICEF/NYHQ2005-1873/DeCesare
- © UNICEF/NYHQ2007-2537/Bell

格差に関する課題

p 20-21 (左から並び順に)

- © UNICEF/MENA06563/Pirozzi
- © UNICEF/NYHQ2006-1802/Estey
- © UNICEF/NYHQ2006-1096/Jadallah
- © UNICEF/NYHQ2005-1604/Pirozzi
- © UNICEF/NYHQ2009-0789/Nesbitt
- © UNICEF/NYHQ2008-0988/Noorani
- © UNICEF/NYHQ2006-1328/Versiani
- © UNICEF/NYHQ2007-2539/Bell
- © UNICEF/NYHQ2009-0840/Parker
- © UNICEF/NYHQ2007-2450/Delvigne-Jean
- © UNICEF/NYHQ2006-0550/Noorani
- © UNICEF/NYHQ2005-1794/Giacomo Pirozzi

保護に関する課題

p 24-25 (左から並び順に)

- © UNICEF/NYHQ2008-0937/Noorani
- © UNICEF/NYHQ2008-0969/Noorani
- © UNICEF/NYHQ2005-1776/Giacomo Pirozzi
- © UNICEF/NYHQ2005-2228/Getachew
- © UNICEF/NYHQ1995-0154/Shankar
- © UNICEF/NYHQ2007-2287/LeMoyné
- © UNICEF/NYHQ2009-0624/Ramonedá
- © UNICEF/NYHQ2001-0265/Pirozzi
- © UNICEF/NYHQ2006-2814/Khemka
- © UNICEF/LaoPDR04615/Holmes
- © UNICEF/NYHQ2007-0241/Pirozzi

統計

子どもの福祉に特に重点を置いて見た、世界の国・領域の経済・社会統計

データについての一般的留意事項.....	95
記号の説明.....	98
5歳未満児死亡率の順位.....	99
表中の国の分類.....	136
人間開発の進展を測る：表10について.....	137

表

1. 基本統計.....	100
2. 栄養指標.....	104
3. 保健指標.....	108
4. HIV/エイズ指標.....	112
5. 教育指標.....	116
6. 人口統計指標.....	120
7. 経済指標.....	124
8. 女性指標.....	128
9. 子どもの保護指標.....	132
10. 前進の速度.....	138

データについての一般的留意事項

以下の統計表に示したデータは、国際比較が可能で統計的信頼性が高いデータを集めたユニセフのグローバル・データベースから取得したものであり、定義、出典、記号の説明をつけてある。また、可能な限り、統計の主たる収集責任を担っている国連機関のデータを使用した。国際的に標準化された推計値がない場合は、他の情報源、特に全国レベルの代表性を持つ世帯調査から得たデータを用いた。今年の統計表に示したデータは、主に2009年7月時点での情報を反映している。手法とデータの出典に関するより詳細な情報は、www.childinfo.orgにおいて入手することができる。

平均余命、合計特殊出生率、粗出生率、粗死亡率などいくつかの指標は、国連人口局が日常的に行っている推計・予測作業から得られたものである。これらを含む国際的な推計値は定期的に改訂されているため、ユニセフの過去の刊行物のデータとは異なることもある。本白書には、2008年版『世界人口予測』（国連経済社会局発行、**“World Population Prospects: The 2008 Revision”**）からとった最新推計値と将来推計も含まれている。最近人災または天災の影響を受けた国については、データの質に悪影響が生じている可能性がある。国の基本的な社会基盤が破壊されたり、大規模な人口移動が生じた国については特にその可能性が大きい。

子どもの死亡率推計値

毎年ユニセフは、『世界子供白書』の中に、乳児死亡率、5歳未満児死亡率、5歳未満児死亡数などの、死亡率に関する推計値を少なくとも2年分の参照年について掲載している。これらの数値は、本白書の製作段階で入手可能な最良の推計値であり、「死亡率推定に関する機関間グループ」(IGME)の作業に基づくものである。同グループには、ユニセフ、世界保健機関(WHO)、国連人口局および世界銀行が参加している。

このグループは、新たに入手可能となったデータを詳細に検討し、毎年これらの死亡率の推計値を更新している。この検討作業によって、以前報告された推計値の改訂が必要となる場合がしばしばある。従って、各年版の『世界子供白書』で報告されている推計値は比較が不可能な場合があり、**死亡率の経年変化を分析する目的で使用してはならない**。ただし、1970～2008年の5歳未満児死亡率に関しては、ユニセフの地域・国分類に基づき、比較可能な推計値を以下にまとめた。

最新のIGME推計値に基づく1970～2008年（1970年、1990年、2000年および2008年）の各国の死亡率指標は表10に示されているほか、www.childinfo.org およびIGMEのウェブサイト www.childmortality.org において入手可能である。

5歳未満児死亡率（出生 1,000人中）

地域	1970	1975	1980	1985	1990	1995	2000	2005	2007	2008
アフリカ	231	206	189	176	168	165	152	139	134	132
サハラ以南のアフリカ	236	210	196	189	184	180	166	152	147	144
東部・南部アフリカ	213	188	177	169	167	162	147	130	123	120
西部・中部アフリカ	261	237	220	214	206	202	188	176	171	169
中東と北アフリカ	193	162	130	97	77	66	56	47	44	43
アジア	150	131	118	98	87	82	71	60	56	54
南アジア	197	180	163	143	124	111	99	83	78	76
東アジアと太平洋諸国	120	94	73	58	54	49	41	32	29	28
ラテンアメリカとカリブ海諸国	122	103	83	66	52	43	33	26	24	23
CEE/CIS	90	81	70	59	51	49	37	27	24	23
先進工業国	24	19	15	12	10	8	7	6	6	6
開発途上国	161	141	127	109	99	95	86	77	73	72
後発開発途上国	241	223	206	187	179	168	150	136	131	129
世界	142	125	113	98	90	87	78	70	66	65

5歳未満児死亡数（単位：100万人）

地域	1970	1975	1980	1985	1990	1995	2000	2005	2007	2008
アフリカ	3.7	3.7	3.9	4.1	4.3	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5
サハラ以南のアフリカ	3.1	3.1	3.3	3.7	4.0	4.3	4.3	4.4	4.4	4.4
東部・南部アフリカ	1.3	1.3	1.4	1.5	1.7	1.8	1.8	1.7	1.7	1.6
西部・中部アフリカ	1.6	1.7	1.8	2.0	2.2	2.4	2.5	2.6	2.6	2.6
中東と北アフリカ	1.3	1.2	1.1	0.9	0.8	0.6	0.5	0.4	0.4	0.4
アジア	10.4	8.9	7.6	7.2	6.7	5.8	5.0	4.1	3.8	3.7
南アジア	5.4	5.3	5.4	5.0	4.6	4.2	3.7	3.2	2.9	2.8
東アジアと太平洋諸国	5.0	3.5	2.3	2.2	2.2	1.6	1.3	1.0	0.9	0.8
ラテンアメリカとカリブ海諸国	1.2	1.1	0.9	0.8	0.6	0.5	0.4	0.3	0.3	0.2
CEE/CIS	0.6	0.6	0.5	0.5	0.4	0.3	0.2	0.1	0.1	0.1
先進工業国	0.3	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
開発途上国	16.3	14.6	13.2	12.7	12.2	11.3	10.3	9.2	8.9	8.7
後発開発途上国	3.3	3.5	3.6	3.6	3.8	3.9	3.7	3.6	3.5	3.5
世界	16.7	15.0	13.6	13.0	12.5	11.4	10.4	9.4	9.0	8.8

2008年の子どもの死亡率推計値について、以下のよう
にいくつかの主要な改訂が行われている。

- 新しく入手したデータや過去にはなかったデータが相当数含まれている。こうした新しいデータは、**以前の推定値と比べ、いくつかの国における子どもの死亡率のレベルや傾向に相当の変化をもたらしている。**
- いくつかの国の推定値は、HIV感染率の高さを背景とする妊産婦死亡に関連した報告バイアスを考慮に入れて、調整されている。従来は、調査に基づく推定値は、母親がHIV関連の理由で死亡あるいは罹病して不在の家庭における子どもの死亡数を実際より低く報告する傾向があった。2009年、IGMEの技術諮問グループは、各データ観測において、HIV/エイズが関係する死亡率を調整する新しい手法を開発した。これには、感染の期間、垂直感染率、出産時からの母子双方の生存期間、主要なHIV関連サービスの普及率によって得られるHIV陽性の女性の出産の分布に関する一連の略式の仮定が用いられている。

子どもの死亡率推計値を出すための手法への改善に関する詳細な情報は、<www.childinfo.org>において入手することができる。

複数指標クラスター調査(MICS)： 10年以上にわたって、ユニセフは、複数指標クラスター調査(MICS)を通して、統計的信頼性が高く、国際比較が可能なデータを各国が収集できるよう支援している。1995年以来、約100の国と地域において200近い調査が実施されてきた。第3回MICS調査は2005～2006年の間に50カ国以上で行われ、子どもと女性の世界的状況を新たに、より包括

的に評価することを可能としている。第4回のMICS調査は現在進行中で、2011年まで実施される。

ユニセフが支援するMICSは、ミレニアム開発目標(MDG)など、国際的に合意がなされた子どもたちのための開発目標に向けた進捗状況をモニタリングするための最大のデータ源のひとつである。MICSの指標の多くは本白書の統計表に組み込まれている。これらのデータの詳細な情報は<www.childinfo.org>において入手することができる。

地域分類： 今年の白書から、ユニセフはアフリカとアジアという2つの新しい地域分類を追加した。さらに、サハラ以南のアフリカ地域に分類される国に、ジブチとスーダンが加わり、この地域の国数が増加した。その結果、**過去の白書に報告されているサハラ以南のアフリカ地域の推計値は、今年の推計値と比較することはできない。** そのほかの地域については変更はない。

ユニセフの地域区分による国々の詳細については、136～137ページのユニセフの地域分類を参照のこと。

統計表における改訂

表1 基本統計：

新生児死亡率： この表に示されている2004年の新生児死亡率は世界保健機関(WHO)によるものであり、死亡率推定に関する機関間グループによる正式な評価を受けていない。このため、これらの推計値は、2008年の乳児および5歳未満児死亡率の推計値とは、子どもの死亡率の年齢構成の面で一致していない可能性がある。

表2 栄養指標：

低体重・発育障害・消耗症： 5歳未満児の低体重・発育障害・消耗症の比率は、実測値を国際基準集団と比較することによって推算されている。2006年4月、世界保健機関（WHO）は、広く使われている米国の子どもの限定されたサンプルを基にしている National Center for Health Statistics（NCHS）/WHOによる基準集団に置き換わるものとして、“WHO Child Growth Standards”を公表した。この新しい基準は、ブラジル、ガーナ、インド、ノルウェー、オマーン、米国の8,000人を超える子どもたちを対象とする集中調査プロジェクトの成果である。

従来の基準に見られた技術的・生物学的な障害を乗り越え、新しい基準母集団は、世界のどこで生まれても、人生の最良のスタートを切った子どもたちは、同じ身長と体重の範囲まで成長する可能性があることを立証した。例えば、5歳までの子どもの成長の違いは、遺伝や民族性よりも、栄養や食事の習慣、環境や保健ケアに影響を受けることが明らかになった。

『世界子供白書2009』では、身体測定指標は、主としてNCHS/WHO基準をベースにし、WHO Child Growth Standardsに基づく低体重率（中度・重度）の列を追加した。今年の白書では、これが逆に、低体重率・発育障害・消耗症の主要指標はすべてWHO Child Growth Standardsによるもので、低体重率（中度・重度）を示す列はNCHS/WHO基準をベースとしている。**従来の基準集団と新しい基準の違いにより、各年版の『世界子供白書』で報告されている子どもの身体測定指標の推定値は完全に比較することができない場合がある。**

母乳育児の早期開始： ユニセフとWHOは母乳育児の早期開始—出産後1時間以内に新生児に母乳を与える—を推奨している。母乳育児の早期開始の指標が統計表に入れられたのは、今年が初めてである。

ビタミンAの補給： 従来は、ビタミンAの補給率については、「少なくとも1回」と「完全投与（2回以上）」の2種類のデータ点が報告されていた。どちらの指標も、1～6月（1回目）と7～12月（2回目）の期間に報告された補給率から出されたものである。「少なくとも1回」という指標は、多くの場合、2回目の期間に報告された補給率であった。

今年の表には、ビタミンAの補給については「完全投与（年2回補給）」のみが報告されている。これは、子どもたちが4～6カ月の間隔を空けて年2回ビタミンAを補給されることが重要なためである。この指標を直接的に出すことができない場合は、統計をとった年度の1回目と2回目の補給率のうち低い数値（割合）の推定値が「完全投与」として記入されている。

表3 保健指標：

殺虫剤処理を施した蚊帳： 「蚊帳の下で眠る5歳未満児」の指標は、「殺虫剤処理を施した蚊帳（ITN）を利用する家庭」に置き換えられた。今年の白書では、ITNについて「殺虫剤処理を施した蚊帳を利用する家庭」と「殺虫剤処理を施した蚊帳の下で眠る子ども」という2つの指標を提示している。これら2つの指標を合わせて見ると、ITNの入手・利用という重要なポイントが明らかになる。ITNは、その効果が証明され、各国に配布される蚊帳の主流を成すようになってきている。したがって、蚊帳であれば種類を問わずに利用状況を調べるのではなく、ITNの普及状況を調べるのがより強調されるようになってきている。

表4 HIV/エイズ指標：

国連エイズ合同計画（UNAIDS）によって出された2008年の最新HIV/エイズ推計値は、この表が2009年半ばに作られた際には、まだ改訂の途中にあり、2009年の終わりに発行される“2009 AIDS Epidemic Update”の中で発表される予定である。さらなる情報と最新のデータについては、<www.unaids.org>または<www.childinfo.org>を参照のこと。

本白書に掲載されている2007年のHIV/エイズ推計値は、UNAIDSとWHOが2008年8月に発表したものである。これらの推計値は、従来の推計よりも改良された手法を用いて出されたものであり、多くの国における人口調査と拡大全国センチネルサーベイランス・システムから得られたより信頼できるデータが利用できるようになったことを反映している。2007年の成人の推定HIV感染率、HIVと共に生きる成人と子どもの推定数、エイズにより孤児となった子どもの数に関するUNAIDSとWHOの新しい推計値の違いは、大部分において、これまでの白書に掲載されている推計値よりも顕著ではなくなっている。**本白書に掲載されている数字は、これまでの推計値と比較することができず、時系列的な傾向を見ることはできない。**UNAIDSは、新しい手法を以前のHIV/エイズに関する推計値に適用することによって、比較可能な推計値を出しており、<www.unaids.org>において入手することができる。

表5 教育指標：

小学校の最終学年まで在学する率： 第5学年に在学する率（小学校の第1学年に入学した児童が第5学年まで在学する率）は、2008年に「小学校の最終学年まで在学する率」（小学校の第1学年に入学した児童が最終学年まで達すると考えられる率）に置き換えられた。第5学年まで残る率に代わり、最終学年まで在学する率が利用されるようになり、2008年1月にミレニアム開発目標（MDG）2（普遍的初等教育の達成）の正式指標となった。

表6 人口統計指標：

人口の年間増加率と都市人口の年間平均増加率： これらの指標は拡大され、1990～2000年のデータが含まれるようになった。

表7 経済指標：

1日1.25米ドル未満で暮らす人の比率： 2008年、世界銀行は、改訂された世界全体の購買力平価（PPP）レベルの推計値に基づく新しい貧困ラインを発表した。表7は、これを反映し、購買力平価で調整した、2005年の価格のもとで1日1.25米ドル未満で暮らす人の割合を示したものとなっている。この新しい貧困基準は、2005年の国際比較プログラムの結果に基づく購買力平価為替レート（注）の改訂を反映している。

この改訂により、開発途上国全体で生活費が以前の推計よりも高くなっていることが明らかになった。**これらの改訂の結果、各国の貧困率は前年度版以前の白書で報告されている貧困率と比較することはできなくなった。** 定義、手法、提示されたデータの出典に関する詳しい情報は、<www.worldbank.org>において入手することができる。

表9 子どもの保護指標：

子どもの保護指標に初めてすべての国と地域が含まれるようになった。

女性性器切除/カッティング (FGM/C)： 表に反映されているのは、全体の比率のみで、これまでのように指標を都市部と農村部に分けることはしていない。

子どもの障害： 子どもの障害に関するデータは世帯調査によって出されたもので、この指標は、少なくとも1種類の障害（認知、運動、発作性、視覚、聴覚）があるとされた2～9歳の子どもの割合と定義される。子どもの障害に関する質問は、子どもの親あるいは保護者に対してなされ、子どもの身体的・精神的発達と機能についての個人的な評価が求められた。2008年6月までは、推計値はMICSの10の質問のうち9の項目に基づいて計算されていたが、それ以降は、データはさらに多くの質問に基づくようになっている。

記号の説明

統計編の目的は世界の子どもと女性の状況に関する全体像を示すことにあるので、データについての詳細な説明や注は別の場所に掲げるのが妥当である。

統計表の中の特定のデータ・ポイントの出典や年は、<www.childinfo.org>において入手できる。

特定の表に使われた記号は、その表の注に掲載されている。以下の記号はすべての表に共通するものである。

- データが存在しないことを示す。
- x データが各列の見出しで指定されている年次もしくは期間以外のもの、標準的な定義によらないもの、または国内の一部地域のみに関するものであることを示す。このようなデータは、地域別・世界全体の平均値の算出には含まれていない。
- y データが各列の見出しで指定されている年次もしくは期間以外のもの、標準的な定義によらないもの、または国内の一部地域のみに関するものであることを示す。地域別・世界全体の平均値の算出にあたっては計算に**入れられた**ことを示す。
- * データが、各列の見出しで指定されている期間内に入手できた直近の年次のものであることを示す。
- § それぞれの国別分類または地域グループに掲げられた国・領土を含む。それぞれの国別分類と地域グループに含まれる国名・領域名に関しては、136～137ページを参照のこと。

5歳未満児死亡率の順位

以下のリストは、子どもの福祉の極めて重要な指標のひとつである5歳未満児死亡率（U5MR、出生1,000人あたりの死亡数であらわす）の2008年の推定値が高かった順に各国・領域を配列したものである。統計表では、各国・領域は英語名のアルファベット順に配列してある。

5歳未満児 死亡率 2008年		5歳未満児 死亡率 2008年		5歳未満児 死亡率 2008年				
値	順位	値	順位	値	順位			
アフガニスタン	257	1	インドネシア	41	66	ロシア連邦	13	130
アンゴラ	220	2	モンゴル	41	66	セントルシア	13	130
チャド	209	3	ミクロネシア連邦	39	69	セントビンセント・グレナディーン	13	130
ソマリア	200	4	キルギス	38	70	アンティグアバーブーダ	12	136
コンゴ民主共和国	199	5	ウズベキスタン	38	70	バーレーン	12	136
ギニアビサウ	195	6	アゼルバイジャン	36	72	オマーン	12	136
マリ	194	7	マーシャル諸島	36	72	セーシェル	12	136
シエラレオネ	194	7	モロッコ	36	72	バルバドス	11	140
ナイジェリア	186	9	ソロモン諸島	36	72	ブルガリア	11	140
中央アフリカ共和国	173	10	ツバル	36	72	コスタリカ	11	140
ブルキナファソ	169	11	グアテマラ	35	77	ドミニカ	11	140
ブルンジ	168	12	トリニダードトバゴ	35	77	クウェート	11	140
ニジェール	167	13	ドミニカ共和国	33	79	旧ユーゴスラビア・マケドニア	11	140
赤道ギニア	148	14	バヌアツ	33	79	カタール	10	146
ザンビア	148	14	イラン	32	81	チリ	9	147
ギニア	146	16	フィリピン	32	81	ラトビア	9	147
リベリア	145	17	ボツワナ	31	83	モンテネグロ	8	149
ウガンダ	135	18	ホンジュラス	31	83	スロバキア	8	149
カメルーン	131	19	ジャマイカ	31	83	アラブ首長国連邦	8	149
モザンビーク	130	20	グルジア	30	86	米国	8	149
ケニア	128	21	カザフスタン	30	86	ブルネイ	7	153
コンゴ	127	22	カボヴェルデ	29	88	ハンガリー	7	153
ベナン	121	23	モルディブ	28	89	リトアニア	7	153
モーリタニア	118	24	パラグアイ	28	89	ポーランド	7	153
コートジボワール	114	25	ニカラグア	27	91	セルビア	7	153
ルワンダ	112	26	パレスチナ自治区	27	91	オーストラリア	6	158
エチオピア	109	27	スリナム	27	91	カナダ	6	158
スーダン	109	27	サモア	26	94	クロアチア	6	158
セネガル	108	29	エクアドル	25	95	キューバ	6	158
ガンビア	106	30	ペルー	24	96	エストニア	6	158
マダガスカル	106	30	アルメニア	23	97	マレーシア	6	158
コモロ	105	32	エジプト	23	97	マルタ	6	158
タンザニア	104	33	パナマ	23	97	ニュージーランド	6	158
マラウイ	100	34	ブラジル	22	100	英国	6	158
ミャンマー	98	35	トルコ	22	100	ベルギー	5	167
サントメプリンシペ	98	35	中国	21	102	イスラエル	5	167
トーゴ	98	35	サウジアラビア	21	102	オランダ	5	167
ジンバブエ	96	38	チュニジア	21	102	韓国	5	167
ジブチ	95	39	コロンビア	20	105	スイス	5	167
東ティモール	93	40	ヨルダン	20	105	アンドラ	4	172
カンボジア	90	41	ベリーズ	19	107	オーストリア	4	172
パキスタン	89	42	トンガ	19	107	キプロス	4	172
スワジランド	83	43	エルサルバドル	18	109	チェコ	4	172
ブータン	81	44	フィジー	18	109	デンマーク	4	172
レソト	79	45	ベネズエラ	18	109	フランス	4	172
ガボン	77	46	リビア	17	112	ドイツ	4	172
ガーナ	76	47	モーリシャス	17	112	ギリシャ	4	172
ハイチ	72	48	メキシコ	17	112	アイルランド	4	172
インド	69	49	モルドバ	17	112	イタリア	4	172
パプアニューギニア	69	49	アルゼンチン	16	116	日本	4	172
イエメン	69	49	セントクリストファー・ネイビス	16	116	モナコ	4	172
南アフリカ	67	52	シリア	16	116	ノルウェー	4	172
タジキスタン	64	53	ウクライナ	16	116	ポルトガル	4	172
ガイアナ	61	54	ボスニア・ヘルツェゴビナ	15	120	スロベニア	4	172
ラオス	61	54	クック諸島	15	120	スペイン	4	172
エリトリア	58	56	グレナダ	15	120	フィンランド	3	188
朝鮮民主主義人民共和国	55	57	パラオ	15	120	アイスランド	3	188
バングラデシュ	54	58	スリランカ	15	120	ルクセンブルク	3	188
ボリビア	54	58	アルバニア	14	125	シンガポール	3	188
ネパール	51	60	ルーマニア	14	125	スウェーデン	3	188
キリバス	48	61	タイ	14	125	リヒテンシュタイン	2	193
トルクメニスタン	48	61	ウルグアイ	14	125	サンマリノ	2	193
ナウル	45	63	ベトナム	14	125	バチカン	-	-
イラク	44	64	バハマ	13	130	ニウエ	-	-
ナミビア	42	65	ベラルーシ	13	130			
アルジェリア	41	66	レバノン	13	130			

表 1 基本統計

国・地域	5歳未満 児死亡率 の順位	5歳未満児 死亡率		乳児死亡率 (1歳未満)		新生児 死亡率 2004	総人口 (1000人) 2008	年間出生数 (1000人) 2008	5歳未満 児の年間 死亡数 (1000人) 2008	1人あたり のGNI (米ドル) 2008	出生時の 平均余命 (年) 2008	成人の 総識字率 (%) 2003-2008*	初等教育 純就学/ 出席率 (%) 2003-2008*	世帯あたりの 所得の分布 (%) 2000-2007*	
		1990	2008	1990	2008									最下位 40%	最上位 20%
アフガニスタン	1	260	257	168	165	60	27208	1269	311	250x	44	28x	61	-	-
アルバニア	125	46	14	37	13	9	3143	46	1	3840	77	99	94	20	41
アルジェリア	66	64	41	52	36	22	34373	714	30	4260	72	75	95	18x	42x
アンドラ	172	9	4	7	3	2	84	1	0	d	-	-	81	-	-
アンゴラ	2	260	220	154	130	54	18021	774	165	3450	47	67x	58x,s	8	62
アンティグアバーブーダ	136	-	12	-	11	8	87	1	0	13620	-	-	74	-	-
アルゼンチン	116	29	16	25	15	10	39883	689	11	7200	75	98	99	11	54
アルメニア	97	56	23	48	21	18	3077	47	1	3350	74	100	99s	21	43
オーストラリア	158	9	6	8	5	3	21074	267	2	40350	82	-	96	18x	41x
オーストリア	172	9	4	8	3	3	8337	76	0	46260	80	-	97	22	38
アゼルバイジャン	72	98	36	78	32	35	8731	166	6	3830	70	99	73s	30	30
バハマ	130	25	13	17	9	5	338	6	0	15730x	74	-	88	-	-
バーレーン	136	16	12	14	10	4	776	14	0	19350x	76	89	98	-	-
バングラデシュ	58	149	54	103	43	36	160000	3430	183	520	66	54	81s	22	41
バルバドス	140	18	11	15	10	8	255	3	0	d	77	-	97	-	-
ベラルーシ	130	24	13	20	11	3	9679	96	1	5380	69	100	91	22	37
ベルギー	167	10	5	9	4	2	10590	119	1	44330	80	-	97	21	41
ベリーズ	107	43	19	35	17	17	301	7	0	3820	76	-	97	-	-
ベナン	23	184	121	111	76	36	8662	342	39	690	61	41	67s	18	46
ブータン	44	148	81	91	54	30	687	15	1	1900	66	56	70s	-	-
ボリビア	58	122	54	88	46	24	9694	263	14	1460	66	90	78s	8	61
ボスニア・ヘルツェゴビナ	120	23	15	21	13	10	3773	34	0	4510	75	97x	98s	18	43
ボツワナ	83	50	31	39	26	46	1921	47	1	6470	54	83	84	9x	65x
ブラジル	100	56	22	46	18	13	191972	3105	67	7350	72	91	94	9	60
ブルネイ	153	11	7	9	6	4	392	8	0	26740	77	95	93	-	-
ブルガリア	140	18	11	15	9	7	7593	73	1	5490	73	98	92	22	38
ブルキナファソ	11	201	169	110	92	32	15234	721	117	480	53	29	47	18	47
ブルンジ	12	189	168	113	102	41	8074	278	45	140	51	59x	75	21	43
カンボジア	41	117	90	85	69	48	14562	361	32	600	61	76	89	18	49
カメルーン	19	149	131	92	82	30	19088	704	89	1150	51	68x	84s	15	51
カナダ	158	8	6	7	6	3	33259	353	2	41730	81	-	100x	20	40
カボヴェルデ	88	63	29	49	24	9	499	12	0	3130	71	84	85	-	-
中央アフリカ共和国	10	178	173	116	115	52	4339	154	26	410	47	49x	59s	15	49
チャド	3	201	209	120	124	42	10914	498	99	530	49	26x	36s	17	47
チリ	147	22	9	18	7	5	16804	251	2	9400	79	97	-	12	57
中国	102	46	21	37	18	18	1337411	18134	365	2770	73	93	100	16	48
コロンビア	105	35	20	28	16	13	45012	918	18	4660	73	94	87	8	62
コモロ	32	128	105	90	75	25	661	21	2	750	65	75	73	-	-
コンゴ	22	104	127	67	80	30	3615	125	16	1970	54	87	86s	13	53
クック諸島	120	18	15	16	14	10	20	0	0	-	-	-	74	-	-
コスタリカ	140	22	11	19	10	8	4519	75	1	6060	79	96	92	13	52
コートジボワール	25	150	114	104	81	64	20591	722	79	980	57	49x	62s	14	54
クロアチア	158	13	6	11	5	5	4423	42	0	13570	76	99	90	22	38
キューバ	158	14	6	11	5	4	11205	118	1	c	79	100	98	-	-
キプロス	172	11	4	9	4	2	862	10	0	22950	80	98	99	-	-
チェコ	172	12	4	10	3	2	10319	109	0	16600	77	-	93	25x	36x
朝鮮民主主義人民共和国	57	55	55	42	42	22	23819	327	18	a	67	-	-	-	-
コンゴ民主共和国	5	199	199	126	126	47	64257	2886	554	150	48	67x	61s	15	51
デンマーク	172	9	4	7	4	3	5458	62	0	59130	78	-	96	23x	36x
ジブチ	39	123	95	95	76	45	849	24	2	1130	55	-	66s	-	-
ドミニカ	140	18	11	15	9	10	67	1	0	4770	-	-	77	-	-
ドミニカ共和国	79	62	33	48	27	18	9953	224	7	4390	73	89	89s	12	55
エクアドル	95	53	25	41	21	13	13481	281	7	3640	75	93	97	11	58
エジプト	97	90	23	66	20	17	81527	2015	45	1800	70	72	96	22	41
エルサルバドル	109	62	18	48	16	12	6134	124	2	3480	72	86	92	11	53
赤道ギニア	14	198	148	120	90	47	659	25	3	14980	50	87x	61x,s	-	-
エリトリア	56	150	58	92	41	21	4927	182	10	300	60	-	47	-	-
エストニア	158	18	6	14	4	4	1341	16	0	14270	73	100	94	18	43
エチオピア	27	210	109	124	69	41	80713	3093	321	280	55	36	45s	23	39
フィジー	109	22	18	19	16	10	844	18	0	3930	69	-	87	-	-
フィンランド	188	7	3	6	3	2	5304	59	0	48120	80	-	97	24	37

	5歳未満 児死亡率 の順位	5歳未満児 死亡率		乳児死亡率 (1歳未満)		新生児 死亡率	総人口 (1000人)	年間出生数 (1000人)	5歳未満 児の年間 死亡数 (1000人)	1人あたり のGNI (米ドル)	出生時の 平均余命 (年)	成人の 総識字率 (%)	初等教育 純就学/ 出席率 (%)	世帯あたりの 所得の分布 (%)	
		1990	2008	1990	2008									2004	2008
フランス	172	9	4	7	3	2	62036	752	3	42250	81	-	99	20x	40x
ガボン	46	92	77	67	57	31	1448	40	3	7240	60	86	94 x,s	16	48
ガンビア	30	153	106	104	80	44	1660	61	6	390	56	-	62	13	53
グルジア	86	47	30	41	26	25	4307	52	2	2470	72	-	94	16	46
ドイツ	172	9	4	7	4	3	82264	666	3	42440	80	-	98	22	37
ガーナ	47	118	76	75	51	43	23351	757	55	670	57	65	72	15	48
ギリシャ	172	11	4	9	3	3	11137	107	0	28650	79	97	100	19	41
グレナダ	120	40	15	33	13	11	104	2	0	5710	75	-	76	-	-
グアテマラ	77	77	35	58	29	19	13686	453	15	2680	70	73	95	11	58
ギニア	16	231	146	137	90	39	9833	392	54	390	58	30	51s	15	50
ギニアビサウ	6	240	195	142	117	47	1575	65	12	250	48	65	54s	19	43
ガイアナ	54	88	61	64	47	22	763	14	1	1420	67	-	96s	-	-
ハイチ	48	151	72	105	54	32	9876	273	19	660	61	62	50s	8	63
バチカン	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
ホンジュラス	83	55	31	43	26	17	7319	202	6	1800	72	83	79s	9	58
ハンガリー	153	17	7	15	5	5	10012	99	1	12810	73	99	88	22	39
アイスランド	188	7	3	6	2	1	315	5	0	40070	82	-	98	-	-
インド	49	116	69	83	52	39	1181412	26913	1830	1070	64	66	83s	19	45
インドネシア	66	86	41	56	31	17	227345	4220	173	2010	71	91	85s	18	47
イラン	81	73	32	55	27	19	73312	1388	46	3540	71	85	94	17	45
イラク	64	53	44	42	36	63	30096	944	41	2170x	68	74x	85	-	-
アイルランド	172	9	4	8	3	4	4437	69	0	49590	80	-	95	20	42
イスラエル	167	11	5	10	4	3	7051	140	1	24700	81	-	97	16	45
イタリア	172	10	4	9	3	3	59604	546	2	35240	81	99	99	18	42
ジャマイカ	83	33	31	28	26	10	2708	52	2	4870	72	86	97s	14	51
日本	172	6	4	5	3	1	127293	1034	4	38210	83	-	100	25x	36x
ヨルダン	105	38	20	31	17	16	6136	157	3	3310	73	93	99s	18	45
カザフスタン	86	60	30	51	27	32	15521	304	10	6140	65	100	98s	19	41
ケニア	21	105	128	68	81	34	38765	1506	189	770	54	74x	76	13	53
キリバス	61	89	48	65	38	25	97	2	0	2000	-	-	97x	-	-
クウェート	140	15	11	13	9	7	2919	52	1	38420	78	94	84	-	-
キルギス	70	75	38	63	33	30	5414	120	5	740	68	99	92s	20	41
ラオス	54	157	61	108	48	30	6205	170	10	750	65	73	84	21	41
ラトビア	147	17	9	13	8	6	2259	23	0	11860	73	100	90	18	43
レバノン	130	40	13	33	12	19	4194	66	1	6350	72	-	83	-	-
レソト	45	101	79	80	63	52	2049	59	5	1080	45	82x	85s	10	56
リベリア	17	219	145	146	100	66	3793	145	20	170	58	56	40s	18	45
リビア	112	38	17	33	15	11	6294	147	2	11590	74	87	-	-	-
リヒテンシュタイン	193	10	2	9	2	-	36	0	0	d	-	-	88	-	-
リトアニア	153	16	7	12	6	5	3321	31	0	11870	72	100	89	18	43
ルクセンブルク	188	9	3	8	2	3	481	5	0	84890	80	-	97	-	-
マダガスカル	30	167	106	101	68	41	19111	687	71	410	60	71x	76s	16	53
マラウイ	34	225	100	133	65	26	14846	599	56	290	53	72	87	18	46
マレーシア	158	18	6	16	6	5	27014	551	4	6970	74	92	100	17	44
モルディブ	89	111	28	79	24	24	305	6	0	3630	72	97	97	-	-
マリ	7	250	194	139	103	54	12706	542	100	580	48	23	43s	17	46
マルタ	158	11	6	10	6	3	407	4	0	16680	80	92	91	-	-
マーシャル諸島	72	49	36	39	30	24	61	1	0	3270	-	-	90	-	-
モーリタニア	24	129	118	81	75	40	3215	108	12	840	57	56	57s	17	46
モーリシャス	112	24	17	21	15	9	1280	18	0	6400	72	87	95	-	-
メキシコ	112	45	17	36	15	11	108555	2049	36	9980	76	92	98	13	53
ミクロネシア連邦	69	58	39	45	32	11	110	3	0	2340	69	-	92	-	-
モナコ	172	8	4	7	3	2	33	0	0	d	-	-	-	-	-
モンゴル	66	98	41	71	34	18	2641	50	2	1680	67	97	97s	19	40
モンテネグロ	149	15	8	13	7	9	9839	115	0	5710	74	-	97s	21	38
モロッコ	72	88	36	68	32	24	31606	646	24	2580	71	56	89	17	48
モザンビーク	20	249	130	166	90	35	22383	876	110	370	48	44	81s	15	53
ミャンマー	35	120	98	85	71	49	49563	1020	98	220x	62	90x	84s	-	-
ナミビア	65	72	42	49	31	20	2130	59	2	4200	61	88	87	4x	78x
ナウル	63	-	45	-	36	14	10	0	0	-	-	-	60	-	-
ネパール	60	142	51	99	41	32	28810	732	37	400	67	57	84s	15	54

表 1 基本統計

	5歳未満 児死亡率 の順位	5歳未満児 死亡率		乳児死亡率 (1歳未満)		新生児 死亡率 2004	総人口 (1000人) 2008	年間出生数 (1000人) 2008	5歳未満 児の年間 死亡数 (1000人) 2008	1人あたり のGNI (米ドル) 2008	出生時の 平均余命 (年) 2008	成人の 総識字率 (%) 2003-2008*	初等教育 純就学/ 出席率 (%) 2003-2008*	世帯あたりの 所得の分布 (%) 2000-2007*	
		1990	2008	1990	2008									最下位 40%	最上位 20%
オランダ	167	8	5	7	4	3	16528	185	1	50150	80	-	98	21x	39x
ニュージーランド	158	11	6	9	5	3	4230	58	0	27940	80	-	99	18x	44x
ニカラグア	91	68	27	51	23	16	5667	140	4	1080	73	81	90	12	57
ニジェール	13	305	167	144	79	41	14704	791	121	330	51	30	38s	16	50
ナイジェリア	9	230	186	120	96	47	151212	6028	1077	1160	48	72	63	15	49
ニウエ	-	-	-	-	-	16	2	0	-	-	-	-	90	-	-
ノルウェー	172	9	4	7	3	2	4767	58	0	87070	81	-	98	24	37
パレスチナ自治区	91	38	27	33	24	-	4147	148	4	1230x	74	93	73	-	-
オマーン	136	31	12	23	10	5	2785	61	1	12270	76	84	73	-	-
パキスタン	42	130	89	101	72	53	176952	5337	465	980	67	55	71s	22	41
パラオ	120	21	15	18	13	13	20	0	0	8650	-	-	96x	-	-
パナマ	97	31	23	24	19	11	3399	70	2	6180	76	93	98	9	58
パプアニューギニア	49	91	69	67	53	32	6577	207	14	1010	61	58	-	12x	56x
パラグアイ	89	42	28	34	24	12	6238	154	4	2180	72	94	94	10	58
ペルー	96	81	24	64	22	11	28837	609	15	3990	73	91	96	21	38
フィリピン	81	61	32	42	26	15	90348	2236	73	1890	72	93	91	15	50
ポーランド	153	17	7	15	6	5	38104	372	3	11880	76	99	96	19	42
ポルトガル	172	15	4	11	3	3	10677	105	0	20560	79	95	98	17x	46x
カタール	146	20	10	17	9	4	1281	15	0	12000x	76	90	94	-	-
韓国	167	9	5	8	5	4	48152	452	2	21530	79	-	98	21x	37x
モルドバ	112	37	17	30	15	12	3633	45	1	1470	69	99	83	19	43
ルーマニア	125	32	14	25	12	10	21361	214	3	7930	73	98	93	21	40
ロシア連邦	130	27	13	23	12	7	141394	1545	20	9620	67	100	91	17	44
ルワンダ	26	174	112	106	72	48	9721	403	41	410	50	65x	86s	14	53
セントクリストファー・ネイビス	116	26	16	22	14	11	51	0	0	10960	-	-	93	-	-
セントルシア	130	23	13	18	13	11	170	3	0	5530	74	-	99	-	-
セントビンセント・グレナディーン	130	24	13	19	12	13	109	2	0	5140	72	-	91	-	-
サモア	94	50	26	40	22	14	179	4	0	2780	72	99	87	-	-
サンマリノ	193	15	2	14	1	2	31	0	0	46770	-	-	-	-	-
サントメ・プリンシペ	35	101	98	65	64	38	160	5	0	1020	66	88	97	-	-
サウジアラビア	102	43	21	35	18	11	25201	591	12	15500	73	85	-	-	-
セネガル	29	149	108	72	57	35	12211	470	49	970	56	43	58s	17	46
セルビア	153	29	7	25	6	9	622	8	1	6440	74	-	95	-	-
セーシェル	136	16	12	14	11	7	84	3	0	10290	-	92x	99	-	-
シエラレオネ	7	278	194	163	123	56	5560	223	43	320	48	38	69s	16	49
シンガポール	188	7	3	6	2	1	4615	37	0	34760	80	94	-	14x	49x
スロバキア	149	15	8	13	7	4	5400	55	0	14540	75	-	92	24x	35x
スロベニア	172	10	4	9	3	2	2015	19	0	24010	78	100	95	21	39
ソロモン諸島	72	38	36	31	30	23	511	16	1	1180	66	-	62	-	-
ソマリア	4	200	200	119	119	49	8926	395	76	140x	50	-	23s	-	-
南アフリカ	52	56	67	44	48	17	49668	1091	73	5820	52	88	86	9	63
スペイン	172	9	4	8	4	2	44486	491	2	31960	81	97	100	19	42
スリランカ	120	29	15	23	13	8	20061	365	6	1790	74	92	98	17	48
スーダン	27	124	109	78	70	27	41348	1296	138	1130	58	61x	54s	-	-
スリナム	91	51	27	44	25	17	515	10	0	4990	69	90	94	-	-
スワジランド	43	84	83	62	59	40	1168	35	3	2520	46	80x	84s	12	56
スウェーデン	188	7	3	6	2	2	9205	107	0	50940	81	-	95	23	37
スイス	167	8	5	7	4	3	7541	73	0	65330	82	-	89	20	41
シリア	116	37	16	30	14	7	21227	590	10	2090	74	83	95x	-	-
タジキスタン	53	117	64	91	54	38	6836	193	12	600	67	100	97	20	41
タイ	125	32	14	26	13	9	67386	977	14	2840	69	94	94	16	49
旧ユーゴスラビア・マケドニア	140	36	11	32	10	9	2041	22	0	4140	74	97	92	17	45
東ティモール	40	184	93	138	75	29	1098	44	4	2460	61	-	63	17	47
トーゴ	35	150	98	89	64	39	6459	213	20	400	63	53x	77	19	42
トンガ	107	23	19	19	17	12	104	3	0	2560	72	99	96	-	-
トリニダードトバゴ	77	34	35	30	31	10	1333	20	1	16540	69	99	98s	16x	46x
チュニジア	102	50	21	40	18	13	10169	164	3	3290	74	78	96	16	47
トルコ	100	84	22	69	20	16	73914	1348	30	9340	72	89	91	15	49
トルクメニスタン	61	99	48	81	43	37	5044	111	5	2840	65	100	99s	16x	47x
ツバル	72	53	36	42	30	21	10	0	0	-	-	-	100	-	-
ウガンダ	18	186	135	114	85	30	31657	1466	190	420	53	74	82s	16	49

	5歳未満 児死亡率 の順位	5歳未満児 死亡率		乳児死亡率 (1歳未満)		新生児 死亡率	総人口 (1000人)	年間出生数 (1000人)	5歳未満 児の年間 死亡数 (1000人)	1人あたり のGNI (米ドル)	出生時の 平均余命 (年)	成人の 総識字率 (%)	初等教育 純就学/ 出席率 (%)	世帯あたりの 所得の分布 (%)	
		1990	2008	1990	2008									2004	2008
ウクライナ	116	21	16	18	14	7	45992	459	7	3210	68	100	97s	22	37
アラブ首長国連邦	149	17	8	15	7	4	4485	63	0	26210x	77	90	91	-	-
英国	158	9	6	8	5	3	61231	743	4	45390	79	-	98	18x	44x
タンザニア	33	157	104	97	67	35	42484	1771	175	430	56	72	73s	19	42
米国	149	11	8	9	7	4	311666	4399	35	47580	79	-	92	16	46
ウルグアイ	125	24	14	21	12	7	3349	50	1	8260	76	98	100	13	51
ウズベキスタン	70	74	38	61	34	26	27191	553	21	910	68	97x	100s	19	44
バヌアツ	79	27	33	23	27	18	234	7	0	2330	70	78	80s	-	-
ベネズエラ	109	32	18	27	16	11	28121	599	11	9230	74	93x	92	14	49
ベトナム	125	56	14	39	12	12	87096	1494	21	890	74	90x	93x	18	45
イエメン	49	127	69	90	53	41	22917	846	57	950	63	59	70s	18	45
ザンビア	14	172	148	105	92	40	12620	542	77	950	45	68x	80s	11	55
ジンバブエ	38	79	96	51	62	36	12463	378	36	340x	44	91	88	13x	56x

要約

アフリカ [§]	168	132	101	79	38	985583	35318	4490	1420	55	64	69	14	52
サハラ以南のアフリカ [§]	184	144	108	86	40	821614	31632	4386	1109	52	62	65	12	55
東部・南部アフリカ	167	120	103	76	36	383672	14283	1650	1409	53	64	71	11	59
西部・中部アフリカ	206	169	116	96	45	395745	16029	2596	833	51	60	61	15	49
中東と北アフリカ	77	43	57	33	25	405642	9941	420	3942	70	77	84	19	44
アジア [§]	87	54	63	41	31	3591861	68409	3665	2177	69	80	88	17	47
南アジア	124	76	88	57	41	1595435	38067	2832	1001	64	64	81	20	45
東アジアと太平洋諸国	54	28	41	22	18	1996426	30342	832	3136	72	93	95	16	48
ラテンアメリカとカリブ海諸国	52	23	42	19	13	570505	10768	247	6888	74	91	93	11	56
CEE/CIS	51	23	42	20	16	403528	5593	127	6992	69	97	93	18	44
先進工業国 [§]	10	6	8	5	3	983196	11218	67	40772	80	-	95	18	43
開発途上国 [§]	99	72	68	49	31	5505373	122474	8669	2778	67	80	83	15	50
後発開発途上国 [§]	179	129	113	82	40	816593	28302	3516	583	57	52	66	16	49
世界	90	65	62	45	28	6734149	136241	8772	8633	69	82	84	17	45

§ 各国、地域グループに属する領域も含む。分類については136～137ページ参照。

指標の定義

5歳未満児死亡率—出生時から満5歳に達する日までに死亡する確率。出生1,000人あたりの死亡数で表す。

乳児死亡率—出生時から満1歳に達する日までに死亡する確率。出生1,000人あたりの死亡数で表す。

新生児死亡率—出生時から生後28日以内に死亡する確率。出生1,000人あたりの死亡数で表す。

1人あたりのGNI—GNI(国民総所得)とは、すべての居住生産者による付加価値の額に、生産評価額に含まれないすべての生産品税額(補助金は控除)および非居住者からの1次所得(被用者の報酬および財産所得)の正味受取額を加えた総額である。1人あたりのGNIは、国民総所得を年央の人口で割って算出する。1人あたりのGNIの米ドル換算値は世界銀行アトラス計算法によるものである。

出生時の平均余命—新生児が、その出生時の人口集団の標準的な死亡の危険のもとで生きられる年数。

成人の識字率—15歳以上で読み書きできる者の数。当該年齢層の総人口に占める割合で表す。

初等教育純就学/出席率—初等学校に就学する、あるいは通学する子どもの数。初等教育就学年齢の子どもの総人口に占める割合で表す。指標は、初等教育純就学率、あるいは初等教育純出席率のどちらかである。両方の指標が入手できる場合は、初等教育出席率のデータが質的に優れている場合を除いては、初等教育純就学率を用いる。初等教育純就学率と初等教育純出席率の定義については、119ページに記載している。

所得の分布—所得の受取額から見て上位20%の世帯と下位40%の世帯がそれぞれ受け取っている所得の割合。

データの主な出典

5歳未満児・乳児死亡率—死亡率推定に関する機関間グループ(IGME): ユニセフ、世界保健機関(WHO)、国連人口局、世界銀行。

新生児死亡率—世界保健機関(人口動態統計システムおよび世帯調査を使用)。

総人口—国連人口局。

出生数—国連人口局。

5歳未満児の死亡数—ユニセフ。

1人あたりのGNI—世界銀行。

平均余命—国連人口局。

成人の識字率—ユネスコ統計研究所(UIS)。「万人のための教育2000評価」の結果を含む。

就学・出席率—ユネスコ統計研究所(UIS)、複数指標クラスター調査(MICS)および人口保健調査(DHS)。

世帯の所得—世界銀行。

注 a: 低所得層(975米ドル以下)
b: 下位の中所得層(976～3,855米ドル)
c: 上位の中所得層(3,856～11,905米ドル)
d: 高所得層(11,906米ドル以上)

- データなし。
x データが列の見出しで指定されている年次もしくは期間以外のもの、標準的な定義によらないもの、または国内の一部地域のみに関するものであり、地域別・世界全体の平均値の算出にあたって計算に入れられていないことを示す。
s 国別世帯調査のデータ
* データが、列の見出しで指定されている期間内に入手できた直近の年次のものであることを示す。
当該地域の国・地域の一覧は136～137ページを参照。

表2 栄養指標

国・地域	低出生体重 児出生率 (%) 2003-2008 *	母乳育児の 早期開始 (%) 2003-2008 *	子どもの比率 (%) 2003-2008 *			栄養不良の5歳未満児の比率 (%) 2003-2008 *					ビタミンA の補給率 (6-59カ月) 年2回 補給 ^A (%) 2008	ヨード 添加塩を 使う世帯 (%) 2003-2008 *
			母乳のみ (6カ月未満)	母乳と 補助食品 (6-9カ月)	母乳育児 継続 (20-23カ月)	低体重 (NCHS/WHO)		消耗症 (WHO)	発育障害 (WHO)			
						中・重度	低体重 (WHO)			中・重度		
アフガニスタン	-	-	-	29	54	39y	33y	12y	9y	59y	96	28y
アルバニア	7	38	40	69	22	8	6	2	7	26	-	60
アルジェリア	6	50	7	39	22	4	3	1	4	15	-	61
アンドラ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
アンゴラ	12x	55	11x	77x	37x	-	16y	7y	8y	29y	82	45
アンティグアバーブーダ	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
アルゼンチン	7	-	-	-	28	4y	2y	0y	1y	8y	-	90x
アルメニア	7	28	33	57	15	4	4	1	5	18	-	97
オーストラリア	7x	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
オーストリア	7x	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
アゼルバイジャン	10	32	12	44	16	10	8	2	7	25	90w	54
バハマ	11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
バーレーン	8x	-	34x	65x	41x	9x	-	2z	5z	10z	-	-
バングラデシュ	22	43	43	74	91	46	41	12	17	43	97	84y
バルバドス	14	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ベラルーシ	4	21	9	38	4	1	1	1	2	4	-	55y
ベルギー	8x	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ベリーズ	7	51	10	-	27	6	4	1	2	22	-	90x
ベナン	15	54	43	72	57	23	18	5	8	43	52	55
ブータン	15x	-	-	-	-	19x	14x	3x	3x	48x	-	96x
ボリビア	7	61	60	81	40	6	-	1z	1z	22z	45	88y
ボスニア・ヘルツェゴビナ	5	57	18	29	10	2	1	0	4	10	-	62y
ボツワナ	10x	-	34x	57x	11x	13x	11x	4x	6x	29x	-	66x
ブラジル	8	43	40	70	25y	-	2	-	2	7	-	96y
ブルネイ	10x	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ブルガリア	9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100
ブルキナファソ	16	20	7	50	85	32	-	-	19z	36z	100	34
ブルンジ	11	-	45	88	-	39	35	14z	7z	53z	80	98y
カンボジア	14	35	60	82	54	36	28	7	9	42	88	73y
カメルーン	11	20	21	64	21	19	16	5	7	36	-	49y
カナダ	6x	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
カボヴェルデ	6	73	60	80	13	9y	-	2z	7z	12z	-	0x
中央アフリカ共和国	13	39	23	55	47	29	24	8	12	43	68	62
チャド	22	34	2	77	65	37	-	14z	14z	41z	0	56
チリ	6	-	-	-	-	1y	-	-	0z	1z	-	100x
中国	4	-	-	32	15	7	6	-	-	15	-	95y
コロンビア	6	49	47	65	32	7y	5y	2y	2y	15y	-	92x
コモロ	25x	25x	21x	34x	45x	25	-	-	8z	44z	20	82x
コンゴ	13	39	19	78	21	14	11	3	8	30	10	82
クック諸島	3x	-	19x	-	-	10x	-	-	-	-	-	-
コスタリカ	7	-	15	-	49	5x	-	0z	2z	6z	-	92x
コートジボワール	17	25	4	54	37	20	16	5	8	40	90	84y
クロアチア	5	-	23x	-	-	1x	-	-	1z	1z	-	90x
キューバ	5	70	26	47	16	4	-	0z	2z	5z	-	88
キプロス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
チェコ	7x	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
朝鮮民主主義人民共和国	7x	-	65	31	37	23y	18y	7y	9y	45y	98	40y
コンゴ民主共和国	12x	48	36	82	64	31	25	8	10	46	85	79
デンマーク	5x	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ジブチ	10	55	1	23	18	33y	31y	9y	17y	33y	86	0
ドミニカ	10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ドミニカ共和国	11	74	9	62	21	4	7	2	3	18	-	19
エクアドル	10	-	40	77	23	9	6	1z	2z	23z	-	99x
エジプト	13	56	53	66	35y	8	6	1	7	29	68w	79
エルサルバドル	7	33	31	-	-	9y	6y	-	-	19y	-	62x
赤道ギニア	13x	-	24x	-	-	19x	16x	5x	9x	43x	-	33x
エリトリア	14x	78x	52x	43x	62x	40x	35x	13x	15x	44x	49	68x
エストニア	4x	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
エチオピア	20	69	49	54	88y	38	33	11	12	51	88	20
フィジー	10	57	40	-	-	-	-	-	-	-	-	31x
フィンランド	4x	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

	低出生体重 児出生率 (%) 2003-2008 *	母乳育児の 早期開始 (%) 2003-2008 *	子どもの比率 (%) 2003-2008 *			栄養不良の5歳未満児の比率 (%) 2003-2008 *					ビタミンA の補給率 (6-59カ月) 年2回 補給 [△] (%) 2008	ヨード 添加塩を 使う世帯 (%) 2003-2008 *
			母乳のみ (6カ月未満)	母乳と 補助食品 (6-9カ月)	母乳育児 継続 (20-23カ月)	低体重 (NCHS/WHO) 中・重度	低体重 (WHO)		消耗症 (WHO) 中・重度	発育障害 (WHO) 中・重度		
							中・重度	重度				
フランス	7x	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ガボン	14x	71x	6x	62x	9x	12x	8x	2x	4x	25x	0	36x
ガンビア	20	48	41	44	53	20	16	4	7	28	28	7
グルジア	5	37	11	35	20	2	2	1	3	13	-	87
ドイツ	7x	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ガーナ	9	35	63	75	44	-	14	3	9	28	24	32
ギリシャ	8x	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
グレナダ	9	-	39x	-	-	-	-	-	-	-	-	-
グアテマラ	12x	60x	51x	67x	47x	23x	18x	4x	2x	54x	20	76
ギニア	12	35	48	32	-	26	21	7	8	40	94	41
ギニアビサウ	24	23	16	35	61	19	15	4	8	47	66	1
ガイアナ	19	43	21	34	48	12	10	3	8	17	-	-
ハイチ	25	44	41	87	35	22	18	6	10	29	-	3
バチカン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ホンジュラス	10	79	30	69	48	11	8	1	1	29	-	80x
ハンガリー	9x	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
アイスランド	4x	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
インド	28	25	46	57	77	48	43	16	20	48	53	51
インドネシア	9	39	32	75	50	-	18	5	14	37	86	62y
イラン	7	56	23	68	58	5	-	-	4z	5z	-	99y
イラク	15	31	25	51	36	8	6	2	6	26	-	28
アイルランド	6x	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
イスラエル	8x	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
イタリア	6x	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ジャマイカ	12	62	15	36	24	-	2	-	2	4	-	100x
日本	8x	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ヨルダン	13	39	22	66	11	4x	4x	1x	3x	12x	-	88x
カザフスタン	6	64	17	39	16	4	4	1	5	17	-	92
ケニア	10	52	13	84	57	21y	-	4z	6z	35z	27	91x
キリバス	5x	-	80x	-	-	13x	-	-	-	-	-	-
クウェート	7x	-	12x	26x	9x	10x	-	3z	11z	24z	-	-
キルギス	5	65	32	49	26	3	2	0	3	18	99	76
ラオス	11	30	26	70	48	37	31	9	7	48	-	84y
ラトビア	5x	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
レバノン	6x	-	27x	35x	11x	4	-	-	5z	11z	-	92
レソト	13	63	36	79	60	-	14y	3y	2y	42y	-	91
リベリア	14	67	29	62	47	24	19	6	8	39	-	-
リビア	7x	-	-	-	23x	5x	4x	-	4x	21x	-	90x
リヒテンシュタイン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
リトアニア	4x	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ルクセンブルク	8x	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
マダガスカル	17	62	67	78	64	42	36	12	15	53	97	75
マラウイ	13	58	57	89	72	21	15	3	4	53	95	50
マレーシア	9x	-	29x	-	12x	8	-	1z	-	-	-	-
モルディブ	22x	-	10x	85x	-	30x	26x	7x	13x	32x	-	44x
マリ	19	46	38	30	56	32	27	10	15	38	97	79
マルタ	6x	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
マーシャル諸島	18	73	31	77	53	-	-	-	-	-	-	-
モーリタニア	34	60	16	72	-	31y	24y	7y	12y	32y	87	2
モーリシャス	14	-	21x	-	-	15x	-	2z	14z	10z	-	0x
メキシコ	8	-	38x	36x	21x	5	3	-	2	16	-	91
ミクロネシア連邦	18x	-	60x	-	-	15x	-	-	-	-	-	-
モナコ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
モンゴル	6	78	57	57	65	6	5	1	3	27	-	83y
モンテネグロ	4	25	19	35	13	3	2	1	4	7	-	71x
モロッコ	15	52	31	66	15	10	9	2	10	23	-	21
モザンビーク	15	63	37	84	54	18	-	4z	4z	44z	83	25
ミャンマー	15x	-	15	66	67	32	30	9	11	41	94	93
ナミビア	16	71	24	72	28	21	17	4	8	29	-	63x
ナウル	27	76	67	65	65y	-	5	1	1	24	-	-
ネパール	21	35	53	75	95	45	39	11	13	49	93	63x

表2 栄養指標

	低出生体重 児出生率 (%) 2003-2008 *	母乳育児の 早期開始 (%) 2003-2008 *	子どもの比率 (%) 2003-2008 *			栄養不良の5歳未満児の比率 (%) 2003-2008 *					ビタミンA の補給率 (6-59カ月) 年2回 補給 [△] (%) 2008	ヨード 添加塩を 使う世帯 (%) 2003-2008 *
			母乳のみ (6カ月未満)	母乳と 補助食品 (6-9カ月)	母乳育児 継続 (20-23カ月)	低体重 (NCHS/WHO)		消耗症 (WHO)	発育障害 (WHO)			
						中・重度	中・重度			重度		
オランダ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ニュージーランド	6x	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	83x
ニカラグア	8	54	31	76	43	7	6	1	1	22	-	97
ニジェール	27	38	4	66	-	43y	36y	12y	12y	47y	92	46
ナイジェリア	14	32	13	75	32	27	23	9	14	41	74	97
ニウエ	0x	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ノルウェー	5x	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
パレスチナ自治区	7	-	27	-	-	3	-	0z	1z	10z	-	86
オマーン	9	85x	-	91x	73x	18x	11x	2x	7x	13x	-	69x
パキスタン	32	29	37	36	55	38x	31x	13x	14x	42x	97	17x
パラオ	9x	-	59x	-	-	-	-	-	-	-	-	-
パナマ	10	-	25x	38x	21x	8x	6x	1x	1x	22x	-	95x
バブアニューギニア	10	-	56	76	72	26y	18y	5y	5y	43y	-	92
パラグアイ	9	21x	22	60	-	4	3	-	1	18	-	94y
ペルー	8	48	69	-	-	5	6	1	1	30	-	91
フィリピン	20	54	34	58	34	28	21	5	6	34	86	45
ポーランド	6x	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ポルトガル	8x	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
カタール	10x	-	12x	48x	21x	6x	-	-	2z	8z	-	-
韓国	4x	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
モルドバ	6	65	46	18	2	4	3	1	5	10	-	60
ルーマニア	8	-	16	41	-	3x	4x	1x	4x	13x	-	74
ロシア連邦	6	-	-	-	-	3x	-	1z	4z	13z	-	35y
ルワンダ	6	41	88	69	77	23	18	4	5	51	-	88
セントクリストファー・ネイビス	11	-	56x	-	-	-	-	-	-	-	-	100x
セントルシア	11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
セントビンセント・グレナディーン	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
サモア	4x	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
サンマリノ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
サントメプリンスペ	8	35	60	60	18	9	7	1	9	29	23	37
サウジアラビア	11x	-	31x	60x	30x	14x	-	3z	11z	20z	-	-
セネガル	19	23	34	61	42	17	14	4	9	19	90	41
セルビア	5	17	15	39	8	2	1	0	4	7	-	73x
セーシェル	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
シエラレオネ	24	33	11	73	50	-	21	7	10	36	12	45
シンガポール	8x	-	-	-	-	3x	3x	0x	4x	4x	-	-
スロバキア	7x	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
スロベニア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ソロモン諸島	13	75	74	81	67	-	12	2	4	33	-	-
ソマリア	-	26	9	15	35	36	32	12	13	42	100	1
南アフリカ	15x	61	8	49	31	12	-	3z	5z	27z	39	62x
スペイン	6x	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
スリランカ	18	-	76	86	83	-	22	4	15	18	-	94y
スーダン	31x	-	34	56	35	31	27	10	16	40	67	11
スリナム	13x	34	2	34	15	10	7	1	5	11	-	-
スワジランド	9	67	32	77	31	7	5	1	3	29	44	80
スウェーデン	4x	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
スイス	6x	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
シリア	9	32	29	37	16	10	9	2	10	28	-	79
タジキスタン	10	61	25	15	34	18	15	6	7	39	87	49
タイ	9	50	5	43	19	9	7	1	5	16	-	47
旧ユーゴスラビア・マケドニア	6	-	37x	8x	10x	2	2	0	3	11	-	94y
東ティモール	12	-	31	82	35	49	-	15z	25z	54z	-	60
トーゴ	12	53	48	70	-	21	21	3	6	27	64	25
トンガ	3x	-	62x	-	-	-	-	-	-	-	-	-
トリニダードトバゴ	19	41	13	43	22	6x	-	1z	4z	4z	-	28
チュニジア	5	87	6	61	15	3	-	0z	2z	6z	-	97x
トルコ	16x	52x	40	71	26y	3	-	0z	1z	10z	-	69
トルクメニスタン	4	60	11	54	37	11	8	2	7	19	-	87
ツバル	5x	-	35	40	51y	-	2	0	3	10	-	-
ウガンダ	14	42	60	80	54	20	16	4	6	38	67	96

	子どもの比率 (%) 2003-2008 *					栄養不良の5歳未満児の比率 (%) 2003-2008 *					ビタミンA の補給率 (6-59カ月) 年2回 補給 ^Δ (%) 2008	ヨード 添加塩を 使う世帯 (%) 2003-2008 *
	低出生体重 児出生率 (%) 2003-2008 *	母乳育児の 早期開始 (%) 2003-2008 *	子どもの比率 (%) 2003-2008 *			低体重 (NCHS/WHO)	低体重 (WHO)		消耗症 (WHO)	発育障害 (WHO)		
			母乳のみ (6カ月未満)	母乳と 補助食品 (6-9カ月)	母乳育児 継続 (20-23カ月)		中・重度	中・重度 重度				
ウクライナ	4	41	18	55	6	1x	-	0z	0z	3z	-	18
アラブ首長国連邦	15x	-	34x	52x	29x	14x	-	3z	15z	17z	-	-
英国	8x	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
タンザニア	10	67	41	91	55	22	17	4	4	44	93	43
米国	8x	-	-	-	-	2x	1x	0x	0x	3x	-	-
ウルグアイ	9	60	57	35	28	5x	5x	2x	2x	15x	-	-
ウズベキスタン	5	67	26	45	38	5	4	1	4	19	38	53
バヌアツ	10	72	40	62	32	16	-	2z	7z	20z	-	23
ベネズエラ	9	-	7x	50x	31x	5	-	-	4z	12z	-	90x
ベトナム	7	58	17	70	23	20	-	5z	8z	36z	98w	93
イエメン	32x	30	12	76	-	46	43	19	15	58	-	30
ザンビア	11	57	61	93	42	19	15	3	5	45	96	77x
ジンバブエ	11	69	22	79	40y	17	12	3	7	33	20	91y

要約

アフリカ [#]	14	47	32	69	49	25	21	7	10	40	73	60
サハラ以南のアフリカ [#]	15	46	31	70	52	27	23	8	10	42	73	60
東部・南部アフリカ	14	59	42	72	61	26	23	7	8	45	73	48
西部・中部アフリカ	16	36	22	70	45	28	22	8	11	40	73	73
中東と北アフリカ	11	47	30	60	34	14	14	5	10	32	-	60
アジア [#]	18	31**	41	51	53	31	27	13	17	36	70**	73
南アジア	27	27	45	55	75	47	42	15	19	48	65	55
東アジアと太平洋諸国	6	46**	-	45	26	12	11	-	-	22	89**	86
ラテンアメリカとカリブ海諸国	9	48	41	69	28	6	4	-	2	14	-	89
CEE/CIS	6	-	27	53	23	5	-	-	-	-	-	51
先進工業国 [§]	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
開発途上国 [§]	16	39**	37	58	50	26	23	10	13	34	71**	72
後発開発途上国 [§]	17	49	39	69	67	33	28	9	11	45	85	57
世界	16	39**	37	57	49	26	23	10	13	34	71**	70

§ 各国、地域グループに属する領域も含む。分類については136～137ページ参照。

指標の定義

低出生体重—出生時の体重が2,500グラム未満の乳児の割合。
母乳育児の早期開始—生後1時間以内に母乳を与えられる新生児の割合。
低体重 (NCHS/WHO)—中・重度：The National Center for Health Statistics (NCHS) とWHOによる年齢相応の体重を持つ基準集団の体重の中央値からの標準偏差がマイナス2未満である生後0～59カ月児の割合。
低体重 (WHO)—中・重度：世界保健機関 (WHO) の“WHO Child Growth Standards”の基準による年齢相応の体重の中央値からの標準偏差がマイナス2未満である生後0～59カ月児の割合。重度：WHOの“WHO Child Growth Standards”による年齢相応の体重を持つ基準集団の体重の中央値からの標準偏差がマイナス3未満である生後0～59カ月児の割合。
消耗症 (WHO)—中・重度：WHOの“WHO Child Growth Standards”による身長相応の体重を持つ基準集団の体重の中央値からの標準偏差がマイナス2未満である生後0～59カ月児の割合。
発育障害 (WHO)—中・重度：WHOの“WHO Child Growth Standards”による年齢相応の身長を持つ基準集団の身長の中央値からの標準偏差がマイナス2未満である生後0～59カ月児の割合。
ビタミンAの補給率 (年2回補給)—2008年にビタミンAの補給を2回受けた生後6～59カ月児の推定割合。
ヨード添加塩を使う世帯—適切なヨード添加処理が施された塩 (15ppm以上) を消費する世帯の割合。

データの主な出典

低出生体重—人口保健調査 (DHS)、複数指標クラスター調査 (MICS)、その他の国別世帯調査、定期報告制度によるデータ、ユニセフ、世界保健機関 (WHO)。
母乳育児—DHS、MICS、その他の国別世帯調査、ユニセフ。
低体重・消耗症・発育障害—DHS、MICS、その他の国別世帯調査、WHO、ユニセフ。
ビタミンA—ユニセフ。
ヨード添加塩—MICS、DHS、その他の国別世帯調査、ユニセフ。

注

- データなし。
- w ビタミンA補給プログラムの対象とされる月齢層が6～59カ月よりも狭く設定されている国を示す。補給率は対象の月齢層にしたがって報告されている。
- x データが列の見出しで指定されている年次もしくは期間以外のもの、標準的な定義によらないもの、または国内の一部地域のみに関するものであり、かつ地域別・世界全体の平均値の算出にあたって計算に入れられていないことを示す。
- y データが列の見出しで指定されている年次もしくは期間以外のもの、標準的な定義によらないもの、または国内の一部の地域のみに関するものであり、かつ地域別・世界全体の平均値の算出にあたっては計算に入れられたことを示す。
- z NCHS/WHOの基準集団によるデータ。地域別・世界全体の平均値の算出にあたっては計算に入れられていないことを示す。
- Δ 年に2回のビタミンA補給を受けた子どもの割合については、2回の実施時期のうち補給率が低かった方の数字が報告されている (2008年1～6月に実施された第1回と7～12月の第2回のうちポイントが低い方を報告している)。
- * データが列の見出しで指定されている期間内に入手できた直近の年次のものを示す。
- ** 中国を除く。
- # 当該地域の国・地域の一覧は136～137ページを参照。

表3 保健指標

	改善された水源を利用する人の比率 (%) 2006			適切な衛生施設を利用する人の比率 (%) 2006			政府資金による定期EPI用ワクチンの購入率 (%) 2008	完全に予防接種を受けた比率 (%) 2008							破傷風から保護される新生児 ^a (%)	肺炎と疑われる症状を呈している5歳未満のうちの適切な保護措置を受けた比率 (%)	肺炎と疑われる症状を呈している5歳未満のうちの抗生物質による治療を受けた比率 (%)	下痢をした5歳未満のうちORTおよび授乳・食事の継続による対応をされた比率 (%)	マラリア 2006-2008*			
	全国	都市	農村	全国	都市	農村		全国	1歳児										2005-2008*	2005-2008*	2005-2008*	
									結核	3種混合	ポリオ	はしか	B型肝炎	Hib								破傷風から保護される新生児 ^a (%)
オランダ	100	100	100	100	100	100	100	-	98	97	96	96	-	97	-	-	-	-	-	-	-	-
ニュージーランド	-	100	-	-	-	-	-	-	91	89	89	86	90	86	-	-	-	-	-	-	-	-
ニカラグア	79	90	63	48	57	34	65	99	99	96	96	99	96	96	80	58x	-	49x	-	-	-	2x
ニジェール	42	91	32	7	27	3	72	64	75	66	64	80	-	-	84	47	-	34	43	7	33	
ナイジェリア	47	65	30	30	35	25	90	69	72	54	61	62	41	-	64	32	-	28x	8	6	33	
ニウエ	100	100	100	100	100	100	100	99	99	99	99	99	99	99	-	-	-	-	-	-	-	
ノルウェー	100	100	100	-	-	-	63	-	97	94	94	93	-	94	-	-	-	-	-	-	-	
パレスチナ自治区	89	90	88	80	84	69	-	99	99	96	97	96	96	96	-	65x	-	-	-	-	-	
オマーン	-	-	-	-	97	-	-	99	97	92	99	99	92	92	91	-	-	-	-	-	-	
パキスタン	90	95	87	58	90	40	100	90	85	73	81	85	73	-	80	69	50	37	0	-	3	
パラオ	89	79	94	67	96	52	0	-	99	92	92	97	92	92	-	-	-	-	-	-	-	
パナマ	92	96	81	74	78	63	100	99	93	82	82	85	83	83	-	-	-	-	-	-	-	
パプアニューギニア	40	88	32	45	67	41	100	68	70	52	65	54	56	-	61	-	-	-	-	-	-	
パラグアイ	77	94	52	70	89	42	100	76	91	76	76	77	76	76	74	-	-	-	-	-	-	
ペルー	84	92	63	72	85	36	100	99	99	99	98	90	99	99	67	67	-	60	-	-	-	
フィリピン	93	96	88	78	81	72	100	93	94	91	91	92	88	-	58	50	-	76x	-	-	0x	
ポーランド	-	100	-	-	-	-	-	93	99	99	99	98	98	88	-	-	-	-	-	-	-	
ポルトガル	99	99	100	99	99	98	-	98	99	97	97	97	97	97	-	-	-	-	-	-	-	
カタール	100	100	100	100	100	100	-	96	96	94	97	92	94	94	-	-	-	-	-	-	-	
韓国	-	97	-	-	-	-	-	96	95	94	92	92	94	-	-	-	-	-	-	-	-	
モルドバ	90	96	85	79	85	73	56	99	96	95	97	94	98	-	-	60	-	48	-	-	-	
ルーマニア	88	99	76	72	88	54	100	99	98	97	96	97	99	-	-	-	-	-	-	-	-	
ロシア連邦	97	100	88	87	93	70	-	98	98	98	98	99	98	-	-	-	-	-	-	-	-	
ルワンダ	65	82	61	48	51	47	25	93	99	97	97	92	97	97	85	28	-	24	56	56	6	
セントクリストファー・ネイビス	99	99	99	96	96	96	100	95	93	99	98	99	98	97	-	-	-	-	-	-	-	
セントルシア	98	98	98	-	-	-	100	99	99	96	96	99	96	96	-	-	-	-	-	-	-	
セントビンセント・グレナディーン	-	-	-	-	-	96	100	99	99	99	99	99	99	99	-	-	-	-	-	-	-	
サモア	88	90	87	100	100	100	100	99	50	46	78	45	38	32	-	-	-	-	-	-	-	
サンマリノ	-	-	-	-	-	-	-	-	89	87	87	73	87	87	-	-	-	-	-	-	-	
サントメ・プリンシペ	86	88	83	24	29	18	46	99	99	99	99	93	99	-	-	47x	-	63	36	42	25	
サウジアラビア	-	97	-	-	100	-	100	98	98	98	98	97	98	98	-	-	-	-	-	-	-	
セネガル	77	93	65	28	54	9	100	98	94	88	87	77	88	88	88	47	-	43	60	29	9	
セルビア	99	99	98	92	96	88	100	99	98	95	95	92	93	98	-	93	57	71	-	-	-	
セーシェル	-	100	-	-	-	100	100	99	99	99	99	99	99	99	-	-	-	-	-	-	-	
シエラレオネ	53	83	32	11	20	5	-	82	77	60	50	60	60	60	97	46	21	31	37	26	30	
シンガポール	-	100	-	-	100	-	-	99	98	97	97	95	96	-	-	-	-	-	-	-	-	
スロバキア	100	100	100	100	100	99	100	98	99	99	99	99	99	99	-	-	-	-	-	-	-	
スロベニア	-	-	-	-	-	-	70	-	98	97	97	96	98	97	-	-	-	-	-	-	-	
ソロモン諸島	70	94	65	32	98	18	25	81	78	78	78	60	77	36	85	73	23	76	-	-	19	
ソマリア	29	63	10	23	51	7	0	36	40	31	24	24	-	-	49	13	32	7	12	11	8	
南アフリカ	93	100	82	59	66	49	-	81	77	67	65	62	67	67	75	65x	-	-	-	-	-	
スペイン	100	100	100	100	100	100	100	-	98	97	97	98	97	97	-	-	-	-	-	-	-	
スリランカ	82	98	79	86	89	86	90	99	99	98	98	98	98	-	93	58	-	-	5	3	0	
スーダン	70	78	64	35	50	24	0	83	96	86	85	79	86	86	70	90	-	56	18	28	54	
スリナム	92	97	79	82	89	60	100	-	95	84	85	86	84	84	93	74	37	28	-	3x	-	
スワジランド	60	87	51	50	64	46	100	99	97	95	95	95	95	-	86	73	24	22	4	1	1	
スウェーデン	100	100	100	100	100	100	-	20	99	98	98	96	-	98	-	-	-	-	-	-	-	
スイス	100	100	100	100	100	100	5	-	97	95	95	87	-	93	-	-	-	-	-	-	-	
シリア	89	95	83	92	96	88	100	90	88	82	82	81	82	82	94	77	71	34	-	-	-	
タジキスタン	67	93	58	92	95	91	9	89	92	86	87	86	86	46	-	64	41	22	2x	1x	2x	
タイ	98	99	97	96	95	96	100	99	99	99	99	98	98	-	91	84	65	46	-	-	-	
旧ユーゴスラビア・マケドニア	100	100	99	89	92	81	100	94	98	95	96	98	97	13	-	93	74	45	-	-	-	
東ティモール	62	77	56	41	64	32	-	85	85	79	79	73	79	-	66	57x	-	-	-	8x	47x	
トーゴ	59	86	40	12	24	3	15	92	92	89	88	77	24	24	81	23	26	22	40	38	48	
トンガ	100	100	100	96	98	96	80	99	99	99	99	99	99	99	-	-	-	-	-	-	-	
トリニダード・トバゴ	94	97	93	92	92	92	-	-	91	90	91	91	90	90	-	74	34	31x	-	-	-	
チュニジア	94	99	84	85	96	64	100	99	98	99	99	98	99	-	96	59	-	62	-	-	-	
トルコ	97	98	95	88	96	72	100	96	97	96	96	97	92	96	71	41x	-	-	-	-	-	
トルクメニスタン	-	-	-	-	-	-	-	99	98	96	96	99	96	-	-	83	50	25	-	-	-	
ツバル	93	94	92	89	93	84	-	99	99	99	99	93	99	-	-	-	-	-	-	-	-	
ウガンダ	64	90	60	33	29	34	-	90	90	64	59	68	68	68	85	73	47	39	16	10	61	

表4 HIV/エイズ指標

国・地域	成人の推定HIV感染率(15-49歳)2007年(%)	HIVと共に生きる人(全年齢)の推定数2007年(1000人)		母子感染	小児感染	若者の予防						孤児		両親を失った孤児の学校への出席率(%)2003-2008*
		推定	推定値(下限) - (上限)	HIVと共に生きる女性(15歳以上)の推定数2007年(1000人)	HIVと共に生きる子ども(0-14歳)の推定数2007年(1000人)	若者(15-24歳)のHIV感染率2007年(%)		HIVについての包括的な知識を持つ比率(%)2003-2008年*		リスクの高い直近の性交渉でコンドームを使用した人の比率(%)2003-2008年*		エイズにより孤児となった子ども(0-17歳)の数2007年	すべての原因により孤児となった子ども(0-17歳)の数2007年	
						男	女	男	女	男	女	推定(1000人)	推定(1000人)	
アフガニスタン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2100	-	
アルバニア	-	-	<1.0	-	-	-	-	-	6	-	-	-	-	
アルジェリア	0.1	21	11-43	6.0	-	0.1	0.1	-	13	-	-	570	-	
アンドラ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
アンゴラ	2.1	190	150-240	110	17	0.2	0.3	-	-	-	50	1200	-	
アンティグアバーブーダ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
アルゼンチン	0.5	120	90-150	32	-	0.6	0.3	-	-	-	-	610	-	
アルメニア	0.1	2.4	1.8-3.5	<1.0	-	0.2	0.1	15	23	86	-	50	-	
オーストラリア	0.2	18	11-36	1.2	-	0.2	<0.1	-	-	-	-	140	-	
オーストリア	0.2	9.8	7.6-13	2.9	-	0.2	0.1	-	-	-	-	52	-	
アゼルバイジャン	0.2	7.8	4.7-16	1.3	-	0.3	0.1	5	5	31	-	190	-	
バハマ	3.0	6.2	4.0-8.7	1.6	-	3.2	1.5	-	-	-	-	7	-	
バーレーン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
バングラデシュ	-	12	7.7-19	2.0	-	-	-	18	8	-	-	5000	84	
バルバドス	1.2	2.2	1.5-3.2	<1.0	-	1.3	0.6	-	-	-	-	3	-	
ベラルーシ	0.2	13	10-19	3.9	-	0.3	0.1	-	34	-	-	190	-	
ベルギー	0.2	15	8.9-29	4.1	-	0.2	0.1	-	-	-	-	78	-	
ベリーズ	2.1	3.6	2.2-5.3	2.0	<0.2	0.5	1.5	-	40	50	-	6	-	
ベナン	1.2	64	58-73	37	5.4	0.3	0.9	35	16	45	28	29	340	90
ブータン	0.1	<0.5	<1.0	<0.1	-	0.1	<0.1	-	-	-	-	22	-	
ボリビア	0.2	8.1	6.5-11	2.2	-	0.2	0.1	18	15	47	-	300	74p	
ボスニア・ヘルツェゴビナ	<0.1	<0.5	<1.0	-	-	-	-	44	-	71	-	-	-	
ボツワナ	23.9	300	280-310	170	15	5.1	15.3	-	-	-	-	95	130	-
ブラジル	0.6	730	600-890	240	-	1.0	0.6	-	-	-	-	3200	-	
ブルネイ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
ブルガリア	-	-	-	-	-	-	-	15	17	70	57	95	-	
ブルキナファソ	1.6	130	110-160	61	10	0.5	0.9	-	19	-	64	100	690	61p
ブルンジ	2.0	110	78-130	53	15	0.4	1.3	-	30	-	25	120	600	85
カンボジア	0.8	75	67-84	20	4.4	0.8	0.3	45	50	84	-	600	83	
カメルーン	5.1	540	430-640	300	45	1.2	4.3	-	32	-	62	300	1100	91
カナダ	0.4	73	43-110	20	-	0.4	0.2	-	-	-	-	180	-	
カボヴェルデ	-	-	-	-	-	-	-	36	36	79	56	-	-	
中央アフリカ共和国	6.3	160	150-170	91	14	1.1	5.5	27	17	-	41	72	280	96
チャド	3.5	200	130-240	110	19	2.0	2.8	20	8	25	17	85	540	105
チリ	0.3	31	23-39	8.7	-	0.3	0.2	-	-	-	-	160	-	
中国	0.1	700	450-1000	200	-	0.1	0.1	-	-	-	-	17000	-	
コロンビア	0.6	170	110-230	47	-	0.7	0.3	-	-	-	36	790	85	
コモロ	<0.1	<0.2	<1.0	<0.1	-	0.1	<0.1	-	-	-	-	<0.1	27	-
コンゴ	3.5	79	65-94	43	6.6	0.8	2.3	35	26	36	16	69	210	88
クック諸島	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
コスタリカ	0.4	9.7	6.1-15	2.7	-	0.4	0.2	-	-	-	-	36	-	
コートジボワール	3.9	480	400-550	250	52	0.8	2.4	28	18	53	39	420	1200	83
クロアチア	<0.1	<0.5	<1.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
キューバ	0.1	6.2	3.6-12	1.8	-	0.1	0.1	-	52	-	-	99	-	
キプロス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
チェコ	-	1.5	<1.0-2.8	<0.5	-	<0.1	-	-	-	-	-	94	-	
朝鮮民主主義人民共和国	-	-	<0.1	-	-	-	-	-	-	-	-	530	-	
コンゴ民主共和国	-	-	400-500	-	-	-	-	21	15	27	17	4500	77	
デンマーク	0.2	4.8	3.7-6.9	1.1	-	0.2	0.1	-	-	-	-	53	-	
ジブチ	3.1	16	12-19	8.7	1.1	0.7	2.1	-	18	51	26	5	42	-
ドミニカ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
ドミニカ共和国	1.1	62	52-71	30	2.7	0.3	0.6	34	41	70	44	170	77	
エクアドル	0.3	26	15-40	7.1	-	0.4	0.2	-	-	-	-	200	-	
エジプト	-	9.2	7.2-13	2.6	-	-	-	18	5	-	-	1400	-	
エルサルバドル	0.8	35	24-72	9.7	-	0.9	0.5	-	27	-	-	130	-	
赤道ギニア	3.4	11	8.2-14	5.9	<1.0	0.8	2.5	-	-	-	-	5	32	-
エリトリア	1.3	38	25-58	21	3.1	0.3	0.9	-	-	-	-	18	280	-
エストニア	1.3	9.9	5.4-19	2.4	-	1.6	0.7	-	-	-	-	20	-	
エチオピア	2.1	980	880-1100	530	92	0.5	1.5	33	20	50	28	650	5000	90
フィジー	0.1	-	<0.5	-	-	0.1	-	-	-	-	-	22	-	
フィンランド	0.1	2.4	1.4-4.4	<1.0	-	0.1	<0.1	-	-	-	-	48	-	

	成人の 推定HIV 感染率 (15-49歳) 2007年 (%)	HIVと共に生きる人 (全年齢)の推定数 2007年 (1000人)		母子感染	小児感染	若者の予防						孤児		
		推定	推定値 (下限) - (上限)	HIVと共に 生きる女性 (15歳以上) の推定数 2007年 (1000人)	HIVと共に 生きる子ども (0-14歳) の推定数 2007年 (1000人)	若者 (15-24歳) のHIV感染率 2007年 (%)		HIVについての 包括的な知 識を持つ比率 (%) 2003-2008年*		リスクの高い直 近の性交渉でコ ンドームを使用 した人の比率 (%) 2003-2008年*		エイズにより孤児 となった子ども (0-17歳)の数 2007年	すべての原因により 孤児となった子ども (0-17歳)の数 2007年	両親を失った 孤児の学校へ の出席率 (%) 2003-2008*
						男	女	男	女	男	女	推定 (1000人)	推定 (1000人)	
フランス	0.4	140	78-240	38	-	0.4	0.2	-	-	-	-	420	-	
ガボン	5.9	49	37-68	27	2.3	1.3	3.9	-	-	-	18	67	-	
ガンビア	0.9	8.2	3.7-13	4.5	-	0.2	0.6	-	39	-	54	48	87	
グルジア	0.1	2.7	1.5-6.1	<1.0	-	0.1	0.1	-	15	-	-	72	-	
ドイツ	0.1	53	31-97	15	-	0.1	0.1	-	-	-	-	540	-	
ガーナ	1.9	260	230-290	150	17	0.4	1.3	33	25	46	28	160	1100	104p
ギリシャ	0.2	11	6.1-19	3.0	-	0.2	0.1	-	-	-	-	73	-	
グレナダ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
グアテマラ	0.8	59	41-84	52	-	-	1.5	-	-	-	-	360	-	
ギニア	1.6	87	73-110	48	6.3	0.4	1.2	23	17	37	26	25	380	73
ギニアビサウ	1.8	16	11-23	8.7	1.5	0.4	1.2	-	18	-	39	6	110	97
ガイアナ	2.5	13	7.6-18	7.1	-	0.5	1.7	-	50	68	62	-	23	-
ハイチ	2.2	120	100-140	58	6.8	0.6	1.4	40	34	43	29	-	380	86
バチカン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ホンジュラス	0.7	28	18-44	7.4	1.6	0.7	0.4	-	30	-	24	-	170	108
ハンガリー	0.1	3.3	2.0-5.9	<1.0	-	0.1	<0.1	-	-	-	-	-	130	-
アイスランド	0.2	<0.5	<1.0	<0.2	-	0.2	0.1	-	-	-	-	-	2	-
インド	0.3	2400	1800-3200	880	-	0.3	0.3	36	20	37	22	-	25000	72
インドネシア	0.2	270	190-400	54	-	0.3	0.1	15y	10y	-	-	-	4400	82y
イラン	0.2	86	68-110	24	-	0.2	0.1	-	-	-	-	-	1300	-
イラク	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	-	-	-	84
アイルランド	0.2	5.5	4.1-7.7	1.5	-	0.2	0.1	-	-	-	-	-	38	-
イスラエル	0.1	5.1	2.5-12	2.9	-	<0.1	0.1	-	-	-	-	-	44	-
イタリア	0.4	150	110-210	41	-	0.4	0.2	-	-	-	-	-	320	-
ジャマイカ	1.6	27	19-36	7.6	-	1.7	0.9	-	60	-	-	-	53	-
日本	-	9.6	7.9-10	2.3	-	-	-	-	-	-	-	-	520	-
ヨルダン	-	<1.0	<2.0	-	-	-	-	-	13y	-	-	-	-	-
カザフスタン	0.1	12	7.0-29	3.3	-	0.2	0.1	-	22	-	-	-	470	-
ケニア	-	-	1500-2000	-	-	-	-	47	34	47	25	-	2500	95
キリバス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
クウェート	-	<1.0	<2.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
キルギス	0.1	4.2	2.3-7.7	1.1	-	0.2	0.1	-	20	-	56	-	140	-
ラオス	0.2	5.5	3.3-13	1.3	-	0.2	0.1	-	-	-	-	-	210	-
ラトビア	0.8	10	7.4-15	2.7	-	0.9	0.5	-	-	-	-	-	33	-
レバノン	0.1	3.0	1.7-7.2	<1.0	-	0.1	0.1	-	-	-	-	-	71	-
レソト	23.2	270	260-290	150	12	5.9	14.9	18	26	48	50	110	160	95
リベリア	1.7	35	29-41	19	3.1	0.4	1.3	27	21	22	14	15	270	85
リビア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
リヒテンシュタイン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
リトアニア	0.1	2.2	1.2-4.6	<1.0	-	0.1	0.1	-	-	-	-	-	51	-
ルクセンブルク	0.2	-	<1.0	<0.2	-	0.2	0.1	-	-	-	-	-	4	-
マダガスカル	0.1	14	9.1-23	3.4	<0.5	0.2	0.1	16	19	12	5	3	840	75
マラウイ	11.9	930	860-1000	490	91	2.4	8.4	42	42	58	40	550	1100	97
マレーシア	0.5	80	52-120	21	-	0.6	0.3	-	-	-	-	-	410	-
モルディブ	-	-	<0.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9	-
マリ	1.5	100	88-120	56	9.4	0.4	1.1	22	18	36	17	44	550	87
マルタ	0.1	<0.5	<1.0	-	-	0.1	0.1	-	-	-	-	-	3	-
マーシャル諸島	-	-	-	-	-	-	-	39	27	22	9	-	-	-
モーリタニア	0.8	14	8.3-26	3.9	<0.5	0.9	0.5	14	5	-	-	3	83	66p
モーリシャス	1.7	13	7.5-28	3.8	<0.1	1.8	1.0	-	-	-	-	<0.5	21	-
メキシコ	0.3	200	150-310	57	-	0.3	0.2	-	-	-	-	-	1400	-
ミクロネシア連邦	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
モナコ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
モンゴル	0.1	<1.0	1.5	<0.2	-	0.1	-	-	31	-	-	-	64	96p
モンテネグロ	-	-	-	-	-	-	-	-	30	-	66	-	-	-
モロッコ	0.1	21	15-31	5.9	-	0.1	0.1	-	12	-	-	-	630	-
モザンビーク	12.5	1500	1300-1700	810	100	2.9	8.5	-	14	-	44	400	1400	89
ミャンマー	0.7	240	160-370	100	-	0.7	0.6	-	-	-	-	-	1600	-
ナミビア	15.3	200	160-230	110	14	3.4	10.3	62	65	81	64	66	110	100
ナウル	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ネパール	0.5	70	50-99	17	-	0.5	0.3	44	28	78	-	-	990	-

表4 HIV/エイズ指標

	成人の 推定HIV 感染率 (15-49歳) 2007年 (%)	HIVと共に生きる人 (全年齢)の推定数 2007年 (1000人)		母子感染	小児感染	若者の予防						孤児			
		推定	推定値 (下限)	推定値 (上限)	HIVと共に 生きる女性 (15歳以上) の推定数 2007年 (1000人)	HIVと共に 生きる子ども (0-14歳) の推定数 2007年 (1000人)	若者 (15-24歳) のHIV感染率 2007年 (%)		HIVについて の包括的な知 識を持つ比率 (%) 2003-2008年*		リスクの高い直 近の性交渉でコ ンドームを使用 した人の比率 (%) 2003-2008年*		エイズにより孤児 となった子ども (0-17歳)の数 2007年	すべての原因により 孤児となった子ども (0-17歳)の数 2007年	両親を失った 孤児の学校へ の出席率 (%) 2003-2008*
							男	女	男	女	男	女	推定 (1000人)	推定 (1000人)	
オランダ	0.2	18	10-32	4.9	-	0.2	0.1	-	-	-	-	-	110	-	
ニュージーランド	0.1	1.4	<1.0-2.6	<0.5	-	0.1	-	-	-	-	-	-	34	-	
ニカラグア	0.2	7.7	5.3-15	2.1	-	0.3	0.1	-	-	-	-	-	110	-	
ニジェール	0.8	60	44-85	17	3.2	0.9	0.5	16	13	37	18y	25	570	67	
ナイジェリア	3.1	2600	2000-3200	1400	220	0.8	2.3	21	18	50	36	1200	9700	64p	
ニウエ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
ノルウェー	0.1	3.0	1.7-5.0	<1.0	-	0.1	0.1	-	-	-	-	-	37	-	
パレスチナ自治区	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
オマーン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
パキスタン	0.1	96	69-150	27	-	0.1	0.1	-	3	-	-	-	3900	-	
パラオ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
パナマ	1.0	20	16-26	5.5	-	1.1	0.6	-	-	-	-	-	48	-	
バブアニューギニア	1.5	54	53-55	21	1.1	0.6	0.7	-	-	-	-	-	330	-	
パラグアイ	0.6	21	12-38	5.8	-	0.7	0.3	-	-	-	-	-	130	-	
ペルー	0.5	76	57-97	21	-	0.5	0.3	-	19	-	34	-	570	-	
フィリピン	-	8.3	6.0-11	2.2	-	-	-	18	12	-	13	-	1800	-	
ポーランド	0.1	20	11-34	5.5	-	0.1	0.1	-	-	-	-	-	440	-	
ポルトガル	0.5	34	20-63	9.4	-	0.5	0.3	-	-	-	-	-	82	-	
カタール	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
韓国	<0.1	13	7.5-42	3.6	-	<0.1	<0.1	-	-	-	-	-	360	-	
モルドバ	0.4	8.9	6.0-15	2.6	-	0.4	0.2	39y	42y	76	60	-	74	-	
ルーマニア	0.1	15	12-16	7.0	-	0.2	0.2	1y	3y	-	-	-	300	-	
ロシア連邦	1.1	940	630-1300	240	-	1.3	0.6	-	-	-	-	-	4000	-	
ルワンダ	2.8	150	130-170	78	19	0.5	1.4	54	51	40	26	220	860	82	
セントクリストファー・ネイビス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
セントルシア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
セントビンセント・グレナディーン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
サモア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
サンマリノ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
サントメ・プリンシペ	-	-	-	-	-	-	-	-	44	-	56	-	-	-	
サウジアラビア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
セネガル	1.0	67	47-96	38	3.1	0.3	0.8	24	19	52	36	8	350	83	
セルビア	0.1	6.4	3.9-12	1.8	-	0.1	0.1	-	42	-	74	-	130	-	
セーシェル	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
シエラレオネ	1.7	55	42-76	30	4.0	0.4	1.3	-	17	22	10	16	350	83	
シンガポール	0.2	4.2	2.6-7.3	1.2	-	0.2	0.1	-	-	-	-	-	24	-	
スロバキア	<0.1	<0.5	<1.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
スロベニア	<0.1	<0.5	<1.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
ソロモン諸島	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
ソマリア	0.5	24	13-45	6.7	<1.0	0.6	0.3	-	4	-	-	9	590	78	
南アフリカ	18.1	5700	4900-6600	3200	280	4.0	12.7	-	-	72	52	1400	2500	-	
スペイン	0.5	140	80-230	28	-	0.6	0.2	-	-	-	-	-	210	-	
スリランカ	-	3.8	2.8-5.1	1.4	-	<0.1	-	-	-	-	-	-	330	-	
スーダン	1.4	320	220-440	170	25	0.3	1.0	-	-	-	-	-	1800	-	
スリナム	2.4	6.8	4.2-12	1.9	<0.2	2.7	1.4	-	41	-	49	-	9	-	
スワジランド	26.1	190	180-200	100	15	5.8	22.6	52	52	70	54	56	96	97	
スウェーデン	0.1	6.2	3.5-11	2.9	-	0.1	0.1	-	-	-	-	-	66	-	
スイス	0.6	25	14-43	9.2	-	0.4	0.5	-	-	-	-	-	39	-	
シリア	-	-	-	-	-	-	-	-	7	-	-	-	-	-	
タジキスタン	0.3	10	5.0-23	2.1	-	0.4	0.1	-	2	-	-	-	210	-	
タイ	1.4	610	410-880	250	14	1.2	1.2	-	46	-	-	-	1300	93	
旧ユーゴスラビア・マケドニア	<0.1	<0.5	<1.0	-	-	-	-	-	27	-	70	-	-	-	
東ティモール	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	48	-	
トーゴ	3.3	130	110-150	69	10	0.8	2.4	-	15	-	50	68	260	94	
トンガ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
トリニダード・トバゴ	1.5	14	9.5-19	7.7	-	0.3	1.0	-	54	-	51	-	20	-	
チュニジア	0.1	3.7	2.7-5.4	1.0	-	0.1	<0.1	-	-	-	-	-	130	-	
トルコ	-	<2.0	<5.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
トルクメニスタン	<0.1	<0.5	<1.0	-	-	-	-	-	5	-	-	-	-	-	
ツバル	-	-	-	-	-	-	-	-	-	44y	-	-	-	-	
ウガンダ	5.4	940	870-1000	480	130	1.3	3.9	38	32	55	38	1200	2500	96	

	成人の推定HIV感染率(15-49歳)2007年(%)	HIVと共に生きる人(全年齢)の推定数2007年(1000人)		母子感染	小児感染	若者の予防				孤児		両親を失った孤児の学校への出席率(%)2003-2008*		
		推定	推定値(下限) - 推定値(上限)	HIVと共に生きる女性(15歳以上)の推定数2007年(1000人)	HIVと共に生きる子ども(0-14歳)の推定数2007年(1000人)	若者(15-24歳)のHIV感染率2007年(%)		HIVについての包括的な知識を持つ比率(%)2003-2008年*		リスクの高い直近の性交渉でコンドームを使用した人の比率(%)2003-2008年*			エイズにより孤児となった子ども(0-17歳)の数2007年	すべての原因により孤児となった子ども(0-17歳)の数2007年
				男	女	男	女	男	女	男	女		推定(1000人)	推定(1000人)
ウクライナ	1.6	440	340-540	190	-	1.5	1.5	43	45	71	68	-	1000	98
アラブ首長国連邦	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
英国	0.2	77	37-160	22	-	0.3	0.1	-	-	-	-	-	520	-
タンザニア	6.2	1400	1300-1500	760	140	0.5	0.9	42	39	49	46	970	2600	97
米国	0.6	1200	690-1900	230	-	0.7	0.3	-	-	-	-	-	2800	-
ウルグアイ	0.6	10	5.9-19	2.8	-	0.6	0.3	-	-	-	-	-	46	-
ウズベキスタン	0.1	16	8.1-45	4.6	-	0.1	0.1	-	31	-	61	-	690	-
バヌアツ	-	-	-	-	-	-	-	-	15	-	-	-	-	-
ベネズエラ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	430	-
ベトナム	0.5	290	180-470	76	-	0.6	0.3	-	44	68	-	-	1500	-
イエメン	-	-	-	-	-	-	-	-	2y	-	-	-	-	-
ザンビア	15.2	1100	1000-1200	560	95	3.6	11.3	37	34	48	38	600	1100	93
ジンバブエ	15.3	1300	1200-1400	680	120	2.9	7.7	46	44	68	42	1000	1300	95

要約

アフリカ*	2.9h	22700h	21100h-24500h	12200h	1800h	1.1h	2.5h	28	21	47	34	14200h	58400h	83
サハラ以南のアフリカ*	5.2h	22400h	20800h-24100h	12000h	1800h	1.1h	2.6h	30	23	47	34	14100h	55300h	83
東部・南部アフリカ	7.7h	16400h	15300h-17600h	8800h	1300h	1.8h	4.2h	38	29	52	36	9700h	27400h	91
西部・中部アフリカ	2.7h	5900h	5400h-6500h	3200h	520h	1.0h	2.3h	23	18	42	32	4400h	25900h	76
中東と北アフリカ	0.2h	380h	330h-420h	200h	18h	0.2h	0.4h	-	7	-	-	-	6800h	-
アジア*	0.2h	4700h	3800h-5500h	1600h	160h	0.1h	0.1h	31**	18**	-	-	-	82400h	75
南アジア	0.2h	2200h	1900h-2600h	620h	99h	0.1h	0.1h	34	17	38	22	-	50000h	73
東アジアと太平洋諸国	0.2h	2400h	1500h-3000h	810h	61h	0.1h	<0.1h	17**	22**	-	-	-	31300h	-
ラテンアメリカとカリブ海諸国	0.6h	2200h	2000h-2500h	710h	42h	0.4h	0.3h	-	-	-	-	-	10600h	-
CEE/CIS	0.7h	1500h	1300h-1700h	640h	20h	0.2h	0.2h	-	-	-	-	-	6400h	-
先進工業国 [§]	0.4h	2300h	1900h-2700h	490h	0.5h	0.2h	0.1h	-	-	-	-	-	4900h	-
開発途上国 [§]	0.9h	29700h	27700h-31700h	14400h	2000h	0.3h	0.6h	30**	19**	-	-	-	150000h	78
後発開発途上国 [§]	2.1h	9600h	8800h-10300h	5000h	970h	0.6h	1.4h	28	19	46	30	-	41500h	86
世界	0.8h	33400h	31100h-35800h	15700h	2100h	0.3h	0.5h	-	-	-	-	17500h	163000h	-

§ 各国、地域グループに属する領域も含む。分類については136～137ページ参照。

指標の定義

成人の推定HIV感染率—2007年時点でHIVと共に生きている成人(15～49歳)の比率。
HIVと共に生きる人(全年齢)の推定数—2007年時点でHIVと共に生きている人々(全年齢)の推定数。
HIVと共に生きる女性(15歳以上)の推定数—2007年時点でHIVと共に生きている15歳以上の女性の推定数。
HIVと共に生きる子ども(0～14歳)の推定数—2007年時点でHIVと共に生きている0～14歳の子どもの推定数。
若者のHIV感染率—2007年時点でHIVと共に生きている15～24歳の若い男女の割合。
HIVについての包括的な知識を持つ比率—15～24歳の若い男女のうち、性交渉を通じてHIV感染を予防する2つの主な方法(コンドームの使用と、ひとりの忠実にHIVに感染していない相手のみと性交渉を持つこと)を認識し、HIV感染についての2つの主要な現地の誤解を否定し、健康にみえる人もHIVに感染している可能性があることを知っている割合。
リスクの高い直近の性交渉でコンドームを使用した人の比率—結婚しておらず、同居していない相手と過去12か月に性交渉を持った15～24歳の男女の若者のうち、そのような相手との直近の性交渉でコンドームを使用した人の割合。
エイズにより孤児となった子ども—2007年時点で、エイズにより親の一方もしくは両親を失った0～17歳の子どもの推定数。
すべての原因により孤児となった子ども—2007年時点で、何らかの理由により親の一方もしくは両親を失った0～17歳の子どもの推定数。
両親を失った孤児の学校への出席率—少なくとも親の一方と住んでいて通学している10～14歳の子どもに対する、生物学上の両親を失い現在通学している同年齢の子どもの比率。

データの主な出典

成人の推定HIV感染率—国連エイズ合同計画(UNAIDS)、*Report on the Global AIDS Epidemic, 2008*
HIVと共に生きる人(全年齢)の推定数—UNAIDS、*Report on the Global AIDS Epidemic, 2008*
HIVと共に生きる女性(15歳以上)の推定数—UNAIDS、*Report on the Global AIDS Epidemic, 2008*
HIVと共に生きる子ども(0～14歳)の推定数—UNAIDS、*Report on the Global AIDS Epidemic, 2008*
若者のHIV感染率—UNAIDS、*Report on the Global AIDS Epidemic, 2008*
HIVについての包括的な知識を持つ比率—AIDS Indicator Surveys (AIS)、行動観察調査(BSS)、人口保健調査(DHS)、複数指標クラスター調査(MICS)、リアクタティブ・ヘルス調査(RHS)、その他の国別世帯調査、2003-2008; 'HIV/AIDS Survey Indicators Database', < www.measuredhs.com/hivdata >
リスクの高い直近の性交渉でコンドームを使用した人の比率—AIS、BSS、DHS、RHS、その他の国別世帯調査、2003-2008; 'HIV/AIDS Survey Indicators Database', < www.measuredhs.com/hivdata >
エイズにより孤児となった子ども—UNAIDS、*Report on the Global AIDS Epidemic, 2008*
すべての原因により孤児となった子ども—UNAIDS、未発表推計値
両親を失った孤児の学校への出席率—AIS、DHS、MICS、その他の国別世帯調査、2003-2008; 'HIV/AIDS Survey Indicators Database', < www.measuredhs.com/hivdata >

注

- データなし。
- y データが列の見出しで指定されている年次もしくは期間以外のもの、標準的な定義によらないもの、または国内の一部の地域のみに関するものではあるが、地域別・世界全体の平均値の算出にあたっては計算に入れられたことを示す。
- p 孤児(10～14歳)の学校への出席率は小分母(典型的には、ウェイト処理を施していない25～49の事例)に基づいて算出されている。
- h 2008年のHIVと孤児に関する地域別データは、国連エイズ合同計画(UNAIDS)によって2009年末に発行される“2009 AIDS Epidemic Update”による。これに対応する国別データは更新されないため、2007年のデータを用いている。各国データは『世界子供白書2009』の130～133ページに掲載されている数字とも一致している。
- * データが、列の見出しで指定されている期間内に入ってきた直近の年次のものであることを示す。
- ** 中国を除く。
- # 当該地域の国・地域の一覧は136～137ページを参照。

HIV感染率 [=HIV prevalence] —Prevalenceは、ある一時点で、観察しようとする集団の中で特定の「疾患」にかかっている人の割合を指し、一般に「有病率」と訳す。しかし、HIV/エイズの場合は、エイズ患者に加え、まだ発症していないHIV感染者も含めて、HIV/エイズと共に生きている人々の割合を指すため、ここでは「HIV感染率」と訳している。

表5 教育指標

国・地域	若者(15-24歳)の識字率(%)		人口100人あたりの数 2007		初等教育就学率(%) 2003-2008*				初等教育純出席率(%) 2003-2008*		小学校に入学した生徒が最終学年まで残る率(%) 2003-2008*		中等教育就学率(%) 2003-2008*				中等教育純出席率(%) 2003-2008*	
	2003-2007*		電話	インターネットユーザー	総就学率		純就学率		男	女	政府データ	調査データ	総就学率		純就学率		男	女
	男	女			男	女	男	女					男	女				
アフガニスタン	49	18	17	2	126	75	74	46	66	40	-	90	28	9	-	-	18	6
アルバニア	99	100	72	15	106	105	94	93	92	92	90	100	78	75	74	72	79	77
アルジェリア	94	91	81	10	113	106	96	95	97	96	92	-	80	86	65	68	57	65
アンドラ	-	-	92	79	89	87	81	80	-	-	-	-	79	86	70	74	-	-
アンゴラ	84x	63x	29	3	201	187	-	-	58x	59x	-	83x	19x	16x	-	-	22x	20x
アンティグアバーブーダ	-	-	135	72	106	99	75	73	-	-	-	-	107	103	-	-	-	-
アルゼンチン	99	99	102	26	113	112	99	98	-	-	87	-	80	89	75	82	-	-
アルメニア	100	100	63	6	96	100	80	84	99	98	99	100	88	91	84	88	93	95
オーストラリア	-	-	102	54	105	105	96	97	-	-	-	-	154	146	87	88	-	-
オーストリア	-	-	119	67	102	101	97	98	-	-	99	-	104	100	-	-	-	-
アゼルバイジャン	100	100	53	11	99	97	87	85	74	72	99	99x	85	81	79	76	82	80
バハマ	-	-	113	36	98	98	87	89	-	-	81	-	91	91	83	85	-	-
バーレーン	100	100	148	33	120	119	98	98	86x	87x	99	99x	100	104	91	96	77x	85x
バングラデシュ	71	73	22	0	101	105	87	91	79	84	65	94	43	45	40	42	36	41
バルバドス	-	-	88	59	105	105	96	98	-	-	97	-	102	105	88	93	-	-
ベラルーシ	100	100	72	29	98	96	90	89	93	94	100	100	94	97	87	89	95	97
ベルギー	-	-	103	67	102	102	97	98	-	-	94	-	112	108	89	85	-	-
ベリーズ	-	89	41	11	124	122	96	98	95	95	84	-	76	82	64	70	58	60
ベナン	63	41	21	2	105	87	87	73	72	62	65	89	41	23	23x	11x	40	27
ブータン	83	73	17	5	103	101	79	79	74	67	84	-	51	46	38	39	-	-
ボリビア	99	98	34	11	109	109	95	95	78	77	82	41	84	81	72	70	57	56
ボスニア・ヘルツェゴビナ	100x	100x	62	27	101	94	-	-	97	98	-	100	84	87	-	-	89	89
ボツワナ	93	95	61	5	108	106	83	85	83x	86x	75	-	75	78	52	60	36x	44x
ブラジル	97	99	63	35	141	133	94	95	95	95	76x	88	101	111	75	83	74	80
ブルネイ	100	100	89	48	106	105	93	93	-	-	98	-	96	99	87	91	-	-
ブルガリア	98	97	130	31	101	100	93	92	-	-	95	-	108	103	89	87	-	-
ブルキナファソ	47	33	11	1	71	60	52	42	49	44	72	90	18	13	14	10	17	15
ブルンジ	77x	70x	3	1	108	98	76	73	72	70	78	74x	16	12	-	-	8	6
カンボジア	90	83	18	0	124	115	91	87	84	86	55	92	46	38	33	28	29	26
カメルーン	72	59	24	2	118	101	-	-	86	81	59x	95	28	22	-	-	45	42
カナダ	-	-	62	73	98	98	99x	100x	-	-	-	-	119	116	-	-	-	-
カボヴェルデ	97	98	29	8	105	98	85	84	97x	96x	89	-	73	86	57	65	-	-
中央アフリカ共和国	70x	47x	3	0	84	58	63	45	64	54	39	65x	-	-	13	9	16	10
チャド	56x	23x	9	1	90	61	71	50	41	31	26	94x	23	8	16	5	13	7
チリ	99	99	84	31	107	102	-	-	-	-	98	-	90	92	-	-	-	-
中国	99	99	41	16	112	111	100	100	-	-	-	-	75	76	-	-	-	-
コロンビア	98	98	74	26	117	116	87	87	90	92	88	89	81	90	64	71	64	72
コモロ	92	87	5	3	91	80	75	71	31x	31x	72	19x	40	30	15	15	10x	11x
コンゴ	99	98	34	2	110	102	58	52	86	87	55x	93	47	39	-	-	39	40
クック諸島	-	-	-	-	79	80	73	75	-	-	-	-	71	74	62x	68x	-	-
コスタリカ	98	99	34	34	111	110	91	93	87	89	84	-	85	90	62	67	59	65
コートジボワール	-	40	39	2	81	64	61	49	66	57	75	90	32x	18x	25x	14x	32	22
クロアチア	100	100	111	44	99	99	91	90	-	-	100	-	90	93	86	88	-	-
キューバ	100	100	2	12	103	100	98	98	-	-	97	-	93	93	85	87	-	-
キプロス	100	100	116	38	103	102	99	99	-	-	99	-	96	97	93	95	-	-
チェコ	-	-	125	49	100	100	91	94	-	-	100	-	96	97	-	-	-	-
朝鮮民主主義人民共和国	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
コンゴ民主共和国	78x	63x	11	0	68	54	-	-	63	59	-	49x	28	16	-	-	32	25
デンマーク	-	-	114	81	99	99	95	96	-	-	92	-	118	121	88	90	-	-
ジブチ	-	48	6	1	49	40	42	34	67	66	-	-	27	18	26	17	45	37
ドミニカ	-	-	53	37	85	87	75	80	-	-	87	-	107	105	77	85	-	-
ドミニカ共和国	95	97	56	17	110	103	82	83	88	90	61	81x	72	87	55	68	38	53
エクアドル	96	97	75	9	117	117	96	97	-	-	76	-	67	68	57	58	-	-
エジプト	90	82	40	14	108	102	98	94	96	94	97	98	91	85	82x	78x	72	67
エルサルバドル	95	96	90	11	118	118	92	92	-	-	69	-	63	66	53	56	-	-
赤道ギニア	95x	95x	43	2	125	119	91	83	61x	60x	33x	-	41x	23x	-	-	23x	22x
エリトリア	85x	70x	2	2	69	56	50	43	69x	64x	74	-	39	23	30	20	23x	21x
エストニア	100	100	148	64	100	98	95	94	-	-	96	-	99	101	90	92	-	-
エチオピア	62	39	1	0	97	85	74	69	45	45	58	84	37	24	29	19	30	23
フィジー	-	-	63	11	96	93	87	86	-	-	81	-	78	87	76	83	-	-
フィンランド	-	-	115	79	98	98	97	97	-	-	99	-	109	114	96	96	-	-

	若者(15-24歳)の識字率(%)		人口100人あたりの数		初等教育就学率(%)				初等教育純出席率(%)				小学校に入学した生徒が最終学年まで残る率(%)		中等教育就学率(%)				中等教育純出席率(%)	
	2003-2007*		2007		2003-2008*				2003-2008*		2003-2008*		2003-2008*		2003-2008*				2003-2008*	
	男	女	電話	インターネットユーザー	男	女	男	女	男	女	政府データ	調査データ	男	女	男	女	男	女		
フランス	-	-	90	51	110	109	98	99	-	-	98x	-	114	114	98	100	-	-		
ガボン	98	96	88	6	153	152	88x	88x	94x	94x	56x	-	53x	46x	-	-	34x	36x		
ガンビア	63x	41x	47	6	71	77	59	64	60	62	-	95x	47	43	40	37	39	34		
グルジア	-	99	59	8	100	98	95	92	94	95	100	-	90	90	82	82	89	88		
ドイツ	-	-	118	72	103	103	98	98	-	-	99	-	103	101	-	-	-	-		
ガーナ	80	76	32	4	98	97	73	71	75	75	60x	98	52	46	47	43	45	45		
ギリシャ	99	99	110	33	102	102	100	99	-	-	98	-	104	102	92	93	-	-		
グレナダ	-	-	45	22	82	79	78	74	-	-	83	-	99	98	78	80	-	-		
グアテマラ	88	83	89	10	117	110	97	93	80x	76x	62	-	58	53	40	37	23x	24x		
ギニア	59	34	21	1	98	84	79	69	55	48	77	96	45	24	35	20	27	17		
ギニアビサウ	94	87	17	2	84x	56x	53x	37x	54	53	-	81x	23x	13x	11x	6x	8	7		
ガイアナ	-	-	37	26	116	115	-	-	96	96	59x	96x	106	104	-	-	66	73		
ハイチ	76	87	26	10	-	-	-	-	48	52	-	85	-	-	-	-	18	21		
バチカン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
ハンジュラス	88	93	59	6	117	116	96	97	77	80	61	-	55	68	-	-	29	36		
ハンガリー	98	99	110	52	98	96	89	88	-	-	98	-	96	95	90	90	-	-		
アイスランド	-	-	109	67	98	97	98	97	-	-	99	-	108	111	89	91	-	-		
インド	87	77	20	7	114	109	90	87	85	81	66	95	59	49	-	-	59	49		
インドネシア	99	99	35	6	116	112	97	94	86	84	80	-	66	66	60	61	57	59		
イラン	98	97	42	18	106	137	91	100	94x	91x	88x	-	72	73	79	75	-	-		
イラク	89x	81x	48	1	109	90	87	82	91	80	70	83x	54	36	45	32	46	34		
アイルランド	-	-	116	57	104	103	95	95	-	-	-	-	108	116	85	90	-	-		
イスラエル	-	-	129	29	109	111	96	98	-	-	100	-	93	92	88	89	-	-		
イタリア	100	100	153	54	104	103	99	98	-	-	100	-	101	100	93	94	-	-		
ジャマイカ	91	98	99	55	95	95	90	90	97	98	87x	-	86	89	77	80	88	92		
日本	-	-	84	69	100	100	-	-	-	-	-	-	101	102	99	99	-	-		
ヨルダン	99	99	81	19	96	98	89	91	99	99	96	-	88	90	81	83	85	89		
カザフスタン	100	100	80	12	109	109	91	90	99	98	100	100	93	91	86	85	97	97		
ケニア	80x	81x	30	8	107	104	75	76	79	79	84	90	52	49	43	42	12	13		
キリバス	-	-	-	-	112	114	96x	98x	-	-	81	-	82	94	65	72	-	-		
クウェート	100	100	97	32	97	96	84	83	-	-	96	-	87	91	75	79	-	-		
キルギス	100	100	41	14	96	95	85	84	91	93	97	99	86	87	80	81	90	92		
ラオス	85	80	25	2	123	109	86	81	81	77	62	91	49	38	38	32	39	32		
ラトビア	100	100	97	55	96	93	89	92	-	-	98	-	98	99	-	-	-	-		
レバノン	-	-	31	38	97	94	83	82	97x	97x	97	93x	77	86	69	77	61x	68x		
レソト	75	91	23	3	115	114	71	74	82	88	62	84	33	42	19	29	16	27		
リベリア	68	76	15	1	88	79	32	30	41	39	-	-	37x	27x	6	5	21	18		
リビア	100	98	73	4	113	108	-	-	-	-	-	-	86	101	-	-	-	-		
リヒテンシュタイン	-	-	-	-	106	107	87	89	-	-	-	-	120	104	62	69	-	-		
リトアニア	100	100	145	49	95	94	90	89	-	-	97	-	99	99	92	93	-	-		
ルクセンブルク	-	-	147	78	102	103	96	98	-	-	88	-	94	98	82	86	-	-		
マダガスカル	73x	68x	11	1	144	139	98	99	74	77	42	93	27	26	17	18	17	21		
マラウイ	84	82	8	1	114	119	84	90	86	87	36	71	31	26	25	23	13	13		
マレーシア	98	98	88	56	101	100	99	99	-	-	99x	-	66	72	66	72	-	-		
モルディブ	98	98	103	16	118	114	97	97	-	-	-	-	80	86	65	70	-	-		
マリ	36	23	21	1	92	74	70	56	46	40	73	90x	37	27	-	-	23	17		
マルタ	96	99	91	45	101	99	92	91	-	-	99x	-	99	100	84	90	-	-		
マーシャル諸島	-	-	-	-	105	101	90	89	-	-	-	-	75	78	72	77	-	-		
モーリタニア	70	63	45	1	100	106	78	83	56	59	55	-	27	23	16	15	21	17		
モーリシャス	95	97	74	27	101	101	95	96	-	-	98	-	86	90	68	77	-	-		
メキシコ	98	98	62	21	114	111	98	97	97	97	92	-	86	88	71	70	-	-		
ミクロネシア連邦	-	-	25	14	109	111	-	-	-	-	-	-	80	86	-	-	-	-		
モナコ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
モンゴル	94	97	34	12	99	101	88	90	96	98	84	97	87	97	77	86	85	91		
モンテネグロ	-	93	107	47	-	-	-	-	98	97	-	97	-	-	-	-	90	92		
モロッコ	84	67	64	21	113	101	91	86	91	88	78	-	53	45	37	32	39	36		
モザンビーク	58	48	15	1	113	97	79	73	82	80	40	60	18	13	4	4	21	20		
ミャンマー	97	96	1	0	114	115	-	-	83	84	72	100	49	49	46	46	51	48		
ナミビア	91	94	39	5	110	109	84	89	91	91	77	90x	54	64	44	54	40	53		
ナウル	-	-	-	-	90	88	-	-	-	-	25x	-	50	60	-	-	-	-		
ネパール	85	73	12	1	127	126	78	74	86	82	81	95	46	41	-	-	46	38		

表5 教育指標

	若者 (15-24 歳) の識字率 (%)		人口100人あたりの数 2007		初等教育就学率 (%) 2003-2008 *				初等教育純出席率 (%) 2003-2008 *		小学校に入学した生徒が最終学年まで残る率 (%) 2003-2008 *		中等教育就学率 (%) 2003-2008 *				中等教育純出席率 (%) 2003-2008 *	
	2003-2007 *		電話	インターネットユーザー	総就学率		純就学率		男	女	政府データ	調査データ	総就学率		純就学率		男	女
	男	女			男	女	男	女					男	女	男	女		
オランダ	-	-	117	84	108	105	99	97	-	-	98x	-	119	117	88	89	-	-
ニュージーランド	-	-	102	70	102	102	99	99	-	-	-	-	117	123	91x	93x	-	-
ニカラグア	85	92	38	3	117	115	90	90	77x	84x	50	56x	62	70	40	47	35x	47x
ニジェール	53	26	6	0	58	43	61	46	44	31	53	88	14	9	12	7	13	9
ナイジェリア	89	85	27	7	104	87	68	58	66	58	75	96	36	29	-	-	38	33
ニウエ	-	-	-	-	107	102	-	-	-	-	-	-	96	102	91x	96x	-	-
ノルウェー	-	-	111	85	98	98	98	98	-	-	100	-	113	113	96	97	-	-
パレスチナ自治区	99	99	27	10	80	80	73	74	91x	92x	99	-	90	95	86	91	-	-
オマーン	99	98	96	10	80	81	72	74	-	-	98	-	92	88	78	79	-	-
パキスタン	80	60	38	11	101	83	74	57	76	67	70	-	37	28	37	28	39	33
バラオ	-	-	-	-	108	101	98x	95x	-	-	-	-	96	105	-	-	-	-
パナマ	97	96	90	22	114	111	99	98	-	-	88	-	68	73	61	68	-	-
パプアニューギニア	63	65	5	2	60	50	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
パラグアイ	96	97	77	9	113	110	94	95	95	96	84	-	66	67	56	59	81	80
ペルー	99	97	55	27	116	117	96	97	94	94	85	94	93	96	72	72	70	70
フィリピン	94	95	65	6	110	109	91	93	88	89	70	90	79	88	55	66	55	70
ポーランド	100	99	109	44	98	97	96	96	-	-	98	-	100	99	93	94	-	-
ポルトガル	100	100	127	40	118	112	98	98	-	-	-	-	94	102	78	86	-	-
カタール	97	98	150	42	110	109	94	95	-	-	89	-	105	102	94	92	-	-
韓国	-	-	90	76	107	103	100x	93x	-	-	99	-	100	95	99	93	-	-
モルドバ	100	100	50	18	90	88	84	82	84	85	80	100	82	85	74	77	82	85
ルーマニア	97	98	95	24	105	104	93	93	-	-	94	-	86	86	74	73	-	-
ロシア連邦	100	100	115	21	96	96	91	91	-	-	99	-	85	83	-	-	-	-
ルワンダ	79x	77x	7	1	146	148	92	95	84	87	31	76	19	17	-	-	5	5
セントクリストファー・ネイビス	-	-	-	-	97	102	91	96	-	-	78	-	95	93	87	85	-	-
セントルシア	-	-	66	67	111	108	99	98	-	-	96	-	88	99	69	84	-	-
セントビンセント・グレナディーン	-	-	92	47	105	100	94	88	-	-	64	-	67	83	57	71	-	-
サモア	99	100	46	5	96	95	86	88	-	-	96x	-	76	86	62	71	-	-
サンマリノ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
サントメ・プリンシペ	95	96	19	15	132	129	98	97	94	95	74	83x	45	48	31	34	39	41
サウジアラビア	98	96	115	26	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
セネガル	59	44	29	7	84	84	72	72	58	59	54	93	27	21	23	18	20	16
セルビア	-	96	86	15	97	97	95	95	99	98	-	100	87	89	-	-	81	87
セーシェル	99x	99x	89	37	126	125	99	100	-	-	99x	-	105	119	94	100	-	-
シエラレオネ	64	44	13	0	155	139	-	-	69	69	-	91	38	26	27	19	21	17
シンガポール	100	100	134	68	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
スロバキア	-	-	113	43	101	99	92	92	-	-	97	-	95	96	-	-	-	-
スロベニア	100	100	96	53	101	100	96	95	-	-	99x	-	96	95	90	91	-	-
ソロモン諸島	-	-	2	2	102	98	62	62	-	-	-	-	33	27	29	25	-	-
ソマリア	-	24	7	1	-	-	-	-	25	21	-	85	-	-	-	-	9	5
南アフリカ	95	96	87	8	105	101	86	86	80x	83x	77	-	93	99	70	75	41x	48x
スペイン	100	100	109	52	106	104	100	99	-	-	100	-	115	122	92	96	-	-
スリランカ	97	98	41	4	108	108	98	97	-	-	100	-	86	88	-	-	-	-
スーダン	85x	71x	21	9	71	61	45x	37x	56	52	62	56x	35	32	-	-	17	22
スリナム	96	95	71	10	120	118	93	95	95	94	68	80x	67	93	57	79	56	67
スワジランド	87x	90x	33	4	110	102	78	79	83	86	71	80x	47	47	29	35	31	41
スウェーデン	-	-	114	80	96	95	95	95	-	-	-	-	104	103	99	99	-	-
スイス	-	-	110	73	98	97	89	89	-	-	-	-	95	90	84	80	-	-
シリア	95	92	31	17	129	123	97x	92x	97	96	95	-	73	71	67	65	64	65
タジキスタン	100	100	35	7	102	98	99	95	99	96	99	100	91	76	88	75	89	74
タイ	98	98	124	21	106	106	94	94	98	98	-	-	79	88	72	81	77	84
旧ユーゴスラビア・マケドニア	99	99	96	27	98	98	92	92	97	93	98	-	85	83	82	80	79	78
東ティモール	-	-	7	0	94	88	64	62	76	74	-	-	53	54	-	-	-	-
トーゴ	84x	64x	18	5	104	90	82	72	82	76	45	84x	54	27	30x	14x	45	32
トンガ	100	100	46	8	116	110	98	94	-	-	91	-	92	96	54	68	-	-
トリニダード・トバゴ	100	100	113	16	96	94	85	85	98	98	84	97x	75	78	64	67	84	90
チュニジア	97	94	76	17	110	107	96	97	95x	93x	94	-	81	89	61	68	-	-
トルコ	98	94	83	16	96	92	93	89	91	87	94	95	86	71	74	64	52	43
トルクメニスタン	100	100	7	1	-	-	-	-	99	99	-	100x	-	-	-	-	84	84
ツバル	-	-	-	-	106	105	-	-	-	-	63	-	87x	81x	-	-	-	-
ウガンダ	88	84	14	3	116	117	-	-	83	82	25	72	20	16	17	15	16	15

	若者 (15-24 歳) の識字率 (%)		人口100人あたりの数 2007		初等教育就学率 (%) 2003-2008 *				初等教育純出席率 (%) 2003-2008 *				小学校に入学した生徒が最終学年まで残る率 (%) 2003-2008 *		中等教育就学率 (%) 2003-2008 *				中等教育純出席率 (%) 2003-2008 *	
	2003-2007 *		電話	インターネットユーザー	総就学率		純就学率		2003-2008 *		2003-2008 *		総就学率		純就学率		2003-2008 *			
	男	女			男	女	男	女	男	女	政府データ	調査データ	男	女	男	女	男	女		
ウクライナ	100	100	120	22	100	100	89	89	96	98	98	100	94	94	84	85	90	93		
アラブ首長国連邦	99	97	177	52	107	106	91	90	-	-	100	-	91	94	78	80	-	-		
英国	-	-	118	72	105	106	98	99	-	-	-	-	97	99	91	94	-	-		
タンザニア	79	76	21	1	112	109	98	97	71	75	83	91	7x	6x	22	20	8	8		
米国	-	-	86	73	98	99	91	93	-	-	96	-	94	94	87	89	-	-		
ウルグアイ	98	99	90	29	117	113	100	100	-	-	92	-	94	109	-	-	-	-		
ウズベキスタン	99x	99x	22	4	97	94	-	-	100	100	99	100	103	102	-	-	91	90		
バヌアツ	92	92	12	8	110	107	88	87	80	81	69x	89	43	37	41	35	-	-		
ベネズエラ	96x	98x	86	21	107	105	92	92	91x	93x	97	82x	75	84	64	73	30x	43x		
ベトナム	95x	94x	27	20	106x	101x	96x	91x	94	94	92x	98	69x	64x	-	-	77	78		
イエメン	93	67	14	1	100	74	85	65	75	64	60	-	61	30	49	26	48	27		
ザンビア	83	68	22	5	121	117	94	94	80	80	75	80x	46	41	44	38	38	35		
ジンバブエ	98	99	9	10	102	101	87	88	91	93	62x	79	42	39	38	36	46	43		

要約

アフリカ*	81	72	29	5	102	92	79	74	69	66	68	89	44	38	34	30	32	29
サハラ以南のアフリカ*	77	69	23	4	101	91	76	70	65	63	64	88	37	30	30	26	27	23
東部・南部アフリカ	78	69	24	3	113	107	83	82	69	70	60	81	41	36	32	29	20	19
西部・中部アフリカ	77	68	23	4	93	78	68	58	63	58	68	94	33	25	-	-	33	27
中東と北アフリカ	94	87	52	15	103	97	92	88	85	81	81	-	71	66	63	58	53	50
アジア#	91	86	35	12	112	107	92	89	84**	81**	70**	94	63	58	-	-	55**	49**
南アジア	84	74	22	6	112	105	87	82	83	79	67	94	55	46	-	-	53	45
東アジアと太平洋諸国	99	98	44	16	111	110	98	97	88**	88**	80**	-	73	74	61**	64**	61**	65**
ラテンアメリカとカリブ海諸国	97	97	67	26	120	116	95	95	92	93	83	-	88	94	69	74	67	73
CEE/CIS	99	98	92	18	98	96	92	90	94	92	96	97	89	85	79	75	79	76
先進工業国 [§]	-	-	100	65	101	101	94	95	-	-	97	-	102	102	91	92	-	-
開発途上国 [§]	91	86	38	12	109	104	89	86	80**	78**	72**	92	63	59	53**	52**	51**	46**
後発開発途上国 [§]	73	63	15	2	103	93	81	76	67	65	59	87	36	29	31	27	28	26
世界	91	86	50	20	108	103	90	87	81**	78**	74**	92	68	64	61**	60**	51**	47**

§ 各国、地域グループに属する領域も含む。分類については136～137ページ参照。

指標の定義

若者の識字率—15～24歳で読み書きできる者の比率。当該年齢の総人口に占める比率で示されている。

初等教育総就学率—年齢に関わらず初等教育に就学する子どもの人数が、公式の初等教育就学年齢に相当する子どもの総人口に占める比率。

中等教育総就学率—年齢に関わらず中等学校に就学する子どもの人数が、公式の中等教育就学年齢に相当する子どもの総人口に占める比率。

初等教育純就学率—公式の初等教育就学年齢に相当する子どもであって初等学校に就学する子どもの人数が、当該年齢の子どもの総人口に占める比率。

中等教育純就学率—公式の中等教育就学年齢に相当する子どもであって中等学校に就学する子どもの人数が、当該年齢の子どもの総人口に占める比率。

初等教育純出席率—公式の初等教育就学年齢に相当する子どもであって初等学校または中等学校に通学する者の人数が、当該年齢の子どもの総人口に占める比率。

中等教育純出席率—公式の中等教育就学年齢に相当する子どもであって中等学校またはそれ以上の学校に通学する者の人数が、当該年齢の子どもの総人口に占める比率。

小学校に入学した生徒が最終学年まで残る率—小学校の第1学年に入学した子どものうち、最終学年に達した者の比率。

データの主な出典

若者の識字率—ユネスコ統計研究所 (UIS)。

電話・インターネットユーザー—国際電気通信連合 (ジュネーブ)。

初等・中等教育就学率—ユネスコ統計研究所 (UIS)。

初等・中等教育出席率—人口保健調査 (DHS)、複数指標クラスター調査 (MICS)。

最終学年に在学する率—政府データ：ユネスコ統計研究所 (UIS)。調査データ：DHS、MICS。

注

- データなし。

x データが列の見出しで指定されている年次もしくは期間以外のもの、標準的な定義によらないもの、または国内の一部地域のみに関するものあり、かつ地域別・世界全体の平均値の算出にあたって計算に入れられていないことを示す。

* データが、列の見出しで指定されている期間内に入手できた直近の年次のものであることを示す。

** 中国を除く。

当該地域の国・地域の一覧は136～137ページを参照。

表6 人口統計指標

国・地域	人口 (1000人) 2008		人口の 年間増加率 (%)			粗死亡率			粗出生率			平均余命 (年)			合計特殊 出生率	都市人口の 比率 (%)	都市人口の 年間平均増加率 (%)		
	18歳未満	5歳未満	1970-1990	1990-2000	2000-2008	1970	1990	2008	1970	1990	2008	1970	1990	2008	2008	2008	1970-1990	1990-2000	2000-2008
アフガニスタン	14445	4907	0.3	4.9	3.5	29	23	20	52	52	47	35	41	44	6.6	24	2.8	6.4	5.0
アルバニア	949	217	2.2	-0.7	0.3	8	6	6	33	24	15	67	72	77	1.9	47	2.8	0.7	1.7
アルジェリア	11712	3328	3.0	1.9	1.5	16	7	5	49	32	21	53	67	72	2.4	65	4.4	3.3	2.6
アンドラ	15	4	3.9	2.3	3.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
アンゴラ	9405	3170	2.8	2.9	2.9	27	23	17	52	53	43	37	42	47	5.8	57	7.4	5.7	4.7
アンティグアバーブーダ	17	4	-0.6	2.2	1.5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
アルゼンチン	12177	3361	1.5	1.3	1.0	9	8	8	23	22	17	67	72	75	2.2	92	2.0	1.6	1.2
アルメニア	802	221	1.7	-1.4	0.0	5	8	9	23	21	15	70	68	74	1.7	64	2.3	-1.8	-0.3
オーストラリア	4901	1327	1.5	1.1	1.2	9	7	7	20	15	13	71	77	82	1.8	89	1.5	1.4	1.4
オーストリア	1567	391	0.1	0.4	0.5	13	11	9	15	11	9	70	76	80	1.4	67	0.2	0.4	0.8
アゼルバイジャン	2698	738	1.7	1.2	0.9	7	7	7	29	27	19	65	66	70	2.1	52	2.0	0.7	1.1
バハマ	106	28	2.0	1.8	1.3	7	6	6	31	24	17	66	70	74	2.0	84	2.9	2.0	1.5
バーレーン	248	69	4.0	2.8	2.2	9	4	3	40	29	18	62	72	76	2.3	89	4.3	2.8	2.2
バングラデシュ	61323	16710	2.6	2.0	1.6	21	12	7	47	35	21	44	54	66	2.3	27	7.4	3.7	3.3
バルバドス	56	14	0.4	-0.3	0.2	9	8	8	22	16	11	69	75	77	1.5	40	-0.3	0.7	1.3
ベラルーシ	1831	472	0.6	-0.2	-0.5	7	11	15	16	14	10	71	71	69	1.3	73	2.7	0.4	0.1
ベルギー	2166	590	0.2	0.3	0.5	12	11	10	14	12	11	71	76	80	1.8	97	0.3	0.3	0.5
ベリーズ	128	36	2.2	2.8	2.2	8	5	4	40	36	25	66	72	76	2.9	52	1.8	2.9	3.2
ベナン	4309	1450	2.8	3.3	3.3	22	15	9	46	46	39	45	54	61	5.4	41	6.4	4.3	4.2
ブータン	262	71	3.1	0.2	2.5	23	14	7	47	39	21	41	52	66	2.6	35	8.0	4.6	6.4
ボリビア	4198	1245	2.3	2.2	1.9	20	11	8	46	36	27	46	59	66	3.5	66	4.0	3.3	2.7
ボスニア・ヘルツェゴビナ	736	172	0.9	-1.5	0.3	7	9	10	23	15	9	66	67	75	1.2	47	2.8	-0.6	1.4
ボツワナ	778	221	3.3	2.4	1.4	13	7	12	46	35	25	55	64	54	2.9	60	11.7	4.8	2.8
ブラジル	60554	16125	2.2	1.5	1.2	10	7	6	35	24	16	59	66	72	1.9	86	3.7	2.3	1.9
ブルネイ	128	37	3.4	2.6	2.0	7	3	3	36	28	20	67	74	77	2.1	75	3.7	3.4	2.7
ブルガリア	1275	349	0.2	-1.0	-0.7	9	12	15	16	12	10	71	71	73	1.4	71	1.4	-0.6	-0.3
ブルキナファソ	8043	2934	2.3	2.8	3.3	23	17	13	47	48	47	41	47	53	5.9	20	6.6	4.6	5.4
ブルンジ	3733	1155	2.4	1.3	2.8	20	19	14	44	47	34	44	46	51	4.6	10	7.2	4.1	5.6
カンボジア	6062	1611	1.7	2.8	1.7	20	12	8	42	44	25	44	55	61	2.9	22	0.5	5.7	4.7
カメルーン	9142	3016	2.9	2.6	2.3	19	13	14	45	42	37	46	55	51	4.6	57	6.4	4.6	3.9
カナダ	6905	1753	1.2	1.0	1.0	7	7	7	17	14	11	73	77	81	1.6	80	1.3	1.4	1.1
カボヴェルデ	221	59	1.4	2.1	1.6	12	8	5	40	38	24	56	66	71	2.7	60	5.5	4.1	3.0
中央アフリカ共和国	2061	656	2.4	2.5	1.8	23	17	17	43	41	35	42	49	47	4.8	39	3.8	2.7	2.1
チャド	5724	1985	2.5	3.2	3.3	21	16	17	46	48	46	45	51	49	6.2	27	5.5	4.4	4.9
チリ	4797	1238	1.6	1.6	1.1	10	6	5	29	23	15	62	74	79	1.9	88	2.1	1.9	1.4
中国	342238	86881	1.7	1.0	0.7	8	7	7	33	22	14	62	68	73	1.8	43	4.0	3.7	3.0
コロンビア	15909	4485	2.2	1.8	1.5	9	6	6	38	27	20	61	68	73	2.4	74	3.3	2.3	2.0
コモロ	293	97	3.0	2.3	2.2	18	11	7	47	37	32	48	56	65	4.0	28	4.9	2.4	2.2
コンゴ	1716	551	3.0	2.2	2.2	14	10	13	43	38	35	54	59	54	4.4	61	4.7	2.9	2.8
クック諸島	8	2	-0.9	-0.1	1.4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
コスタリカ	1458	376	2.6	2.4	1.7	7	4	4	33	27	17	67	75	79	2.0	63	4.0	4.0	2.6
コードジボワール	9768	3139	4.4	3.2	2.2	19	11	11	53	41	35	47	57	57	4.6	49	6.1	4.1	3.6
クアアチア	833	208	0.4	0.0	-0.2	10	11	12	15	12	10	69	72	76	1.4	57	1.9	0.3	0.1
キューバ	2506	613	1.0	0.5	0.1	7	7	7	29	17	10	70	75	79	1.5	76	2.0	0.8	0.1
キプロス	196	49	0.5	1.4	1.2	10	8	7	19	19	11	71	77	80	1.5	70	3.0	1.7	1.4
チェコ	1834	519	0.2	-0.1	0.1	12	12	11	16	12	11	70	72	77	1.4	73	1.0	-0.2	0.0
朝鮮民主主義人民共和国	6496	1575	1.7	1.3	0.5	7	6	10	35	21	14	62	71	67	1.9	63	2.1	1.6	1.0
コンゴ民主共和国	34575	11829	3.0	3.2	2.9	21	18	17	48	51	45	44	48	48	6.0	34	2.6	3.9	4.5
デンマーク	1212	320	0.2	0.4	0.3	10	12	10	16	12	11	73	75	78	1.8	87	0.5	0.4	0.5
ジブチ	371	108	6.2	2.6	1.9	21	14	11	49	42	28	43	51	55	3.9	87	7.2	3.6	2.5
ドミニカ	13	3	0.3	-0.1	-0.2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ドミニカ共和国	3771	1086	2.4	1.8	1.5	11	6	6	42	30	23	58	68	73	2.6	69	3.9	3.0	2.8
エクアドル	5054	1392	2.7	1.8	1.1	12	6	5	42	29	21	58	69	75	2.6	66	4.4	2.7	2.2
エジプト	31527	9447	2.4	1.9	1.9	16	8	6	40	33	25	50	63	70	2.9	43	2.6	1.7	1.9
エルサルバドル	2444	608	1.8	1.1	0.4	13	8	7	43	32	20	57	66	72	2.3	61	2.9	2.8	0.9
赤道ギニア	317	103	1.3	3.3	2.8	25	20	15	39	49	38	40	47	50	5.3	39	2.6	4.4	2.9
エリトリア	2368	811	2.7	1.5	3.7	21	16	8	47	40	37	43	48	60	4.6	21	3.8	2.6	5.6
エストニア	252	73	0.7	-1.3	-0.3	11	13	13	15	14	12	71	69	73	1.7	69	1.1	-1.6	-0.3
エチオピア	41018	13323	2.6	3.0	2.6	21	18	12	47	48	38	43	47	55	5.3	17	4.5	4.7	4.2
フィジー	319	87	1.6	1.0	0.6	8	6	7	34	29	21	60	67	69	2.7	52	2.5	2.5	1.6
フィンランド	1091	291	0.4	0.4	0.3	10	10	9	14	13	11	70	75	80	1.8	63	1.4	0.3	0.7

	人口 (1000人) 2008		人口の 年間増加率 (%)			粗死亡率			粗出生率			平均余命 (年)			合計特殊 出生率	都市人口の 比率 (%)	都市人口の 年間平均増加率 (%)		
	18歳未満	5歳未満	1970-1990	1990-2000	2000-2008	1970	1990	2008	1970	1990	2008	1970	1990	2008	2008	2008	1970-1990	1990-2000	2000-2008
フランス	13662	3870	0.6	0.4	0.6	11	10	9	17	13	12	72	77	81	1.9	77	0.8	0.6	0.9
ガボン	633	182	2.8	2.9	2.0	20	11	10	34	38	27	47	61	60	3.3	85	6.7	4.3	2.8
ガンビア	811	267	3.7	3.7	3.0	24	15	11	49	44	37	41	51	56	5.1	57	7.0	6.2	4.8
グルジア	951	241	0.7	-1.4	-1.2	9	9	12	19	17	12	67	71	72	1.6	53	1.5	-1.8	-1.2
ドイツ	13911	3446	0.1	0.3	0.0	12	11	10	14	11	8	71	76	80	1.3	74	0.1	0.3	0.1
ガーナ	10585	3319	2.7	2.7	2.2	17	11	11	47	39	32	49	57	57	4.3	50	3.8	4.5	3.8
ギリシャ	1917	532	0.7	0.7	0.2	8	9	10	17	10	10	72	77	79	1.4	61	1.3	0.9	0.5
グレナダ	36	9	0.1	0.5	0.3	9	8	6	28	28	19	64	69	75	2.3	31	0.1	0.1	0.2
グアテマラ	6712	2118	2.5	2.3	2.5	15	9	6	44	39	33	52	62	70	4.1	49	3.2	3.2	3.4
ギニア	4872	1635	2.3	3.1	2.0	26	18	11	49	47	40	39	48	58	5.4	34	5.2	4.1	3.3
ギニアビサウ	769	265	2.6	2.4	2.4	26	20	17	46	42	41	37	44	48	5.7	30	5.7	3.0	2.4
ガイアナ	272	69	0.3	0.1	0.1	11	9	8	38	25	18	60	62	67	2.3	28	0.3	-0.2	0.0
ハイチ	4294	1252	2.1	2.0	1.7	18	13	9	39	37	28	47	55	61	3.5	47	3.9	4.2	5.1
バチカン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ホンジュラス	3291	958	3.0	2.4	2.0	15	7	5	47	38	27	52	66	72	3.3	48	4.7	3.4	3.0
ハンガリー	1863	486	0.0	-0.1	-0.3	11	14	13	15	12	10	69	69	73	1.4	68	0.5	-0.3	0.3
アイスランド	80	22	1.1	1.0	1.4	7	7	6	21	17	15	74	78	82	2.1	92	1.4	1.1	1.4
インド	446960	126642	2.2	1.9	1.6	16	11	8	38	32	23	49	58	64	2.7	29	3.5	2.7	2.4
インドネシア	74481	20891	2.1	1.5	1.3	17	9	6	41	26	19	48	62	71	2.2	52	5.0	4.6	3.8
イラン	22593	6402	3.4	1.6	1.1	14	7	6	43	34	19	54	65	71	1.8	68	5.0	3.0	2.0
イラク	14432	4450	2.9	3.1	2.5	12	7	6	45	38	31	58	64	68	4.1	67	3.9	2.8	2.3
アイルランド	1081	335	0.9	0.8	1.9	11	9	6	22	15	16	71	75	80	2.0	61	1.3	1.2	2.4
イスラエル	2299	693	2.2	3.0	1.8	7	6	5	27	22	20	71	76	81	2.8	92	2.6	3.1	1.9
イタリア	10178	2892	0.3	0.0	0.5	10	10	10	17	10	9	71	77	81	1.4	68	0.5	0.1	0.7
ジャマイカ	981	255	1.2	0.8	0.7	8	7	7	35	26	19	68	71	72	2.4	53	2.1	1.3	1.0
日本	20759	5400	0.8	0.3	0.1	7	7	9	19	10	8	72	79	83	1.3	66	1.7	0.6	0.3
ヨルダン	2550	750	3.5	4.0	2.9	16	6	4	52	37	26	54	67	73	3.1	78	4.8	4.8	3.0
カザフスタン	4547	1384	1.2	-1.0	0.5	9	9	11	26	23	20	62	67	65	2.3	58	1.7	-1.0	0.8
ケニア	19182	6540	3.7	2.9	2.6	15	10	12	51	42	39	52	60	54	4.9	22	6.5	3.7	3.7
キリバス	36	10	2.5	1.6	1.7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
クウェート	801	249	5.3	0.4	3.4	6	2	2	48	24	18	66	75	78	2.2	98	6.0	0.4	3.4
キルギス	1966	547	2.0	1.2	1.1	11	8	7	31	31	22	60	66	68	2.5	36	2.0	0.5	1.4
ラオス	2822	776	2.2	2.5	1.7	18	13	7	43	41	27	46	54	65	3.5	31	4.6	6.0	6.0
ラトビア	401	109	0.6	-1.2	-0.6	11	13	14	14	14	10	70	69	73	1.4	68	1.3	-1.3	-0.6
レバノン	1317	323	1.0	2.4	1.3	9	7	7	33	26	16	65	69	72	1.8	87	2.7	2.7	1.5
レソト	954	272	2.2	1.6	1.0	17	11	17	43	36	29	49	59	45	3.3	25	4.6	5.2	4.0
リベリア	1878	619	2.1	2.7	3.7	21	18	10	47	47	38	44	49	58	5.1	60	4.8	4.5	5.0
リビア	2220	700	3.9	2.0	2.0	16	4	4	49	26	23	51	68	74	2.7	78	6.0	2.1	2.2
リヒテンシュタイン	7	2	1.5	1.3	1.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
リトアニア	654	151	0.8	-0.5	-0.7	9	11	13	17	15	9	71	71	72	1.3	67	2.4	-0.6	-0.7
ルクセンブルク	104	27	0.6	1.3	1.2	12	10	8	13	13	11	70	75	80	1.7	82	1.0	1.7	1.0
マダガスカル	9571	3060	2.7	3.0	2.8	21	15	9	48	45	36	44	51	60	4.7	29	5.3	4.4	3.8
マラウイ	7900	2591	3.7	2.2	2.8	24	17	12	56	50	40	41	49	53	5.5	19	6.9	5.0	5.5
マレーシア	9672	2732	2.6	2.5	1.9	9	5	4	37	30	20	61	70	74	2.6	70	4.5	4.7	3.5
モルディブ	112	27	2.9	2.3	1.4	17	9	5	40	40	19	50	60	72	2.0	38	6.7	3.0	5.3
マリ	6507	2207	1.8	2.0	2.4	27	21	16	48	47	43	38	43	48	5.5	32	4.2	3.7	4.1
マルタ	81	19	0.9	0.8	0.6	9	8	8	17	15	9	70	76	80	1.3	94	0.9	1.0	0.8
マーシャル諸島	22	6	4.2	1.0	1.9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
モーリタニア	1489	475	2.7	2.7	2.6	18	12	10	47	40	34	48	56	57	4.5	41	7.7	2.8	2.9
モーリシャス	361	91	1.2	1.2	0.9	7	6	7	28	20	14	62	69	72	1.8	42	1.4	0.9	0.8
メキシコ	37833	10281	2.4	1.8	1.1	10	5	5	43	28	19	61	71	76	2.2	77	3.3	2.2	1.5
ミクロネシア連邦	49	14	2.2	1.1	0.4	9	7	6	41	34	25	62	66	69	3.6	22	2.4	-0.4	0.5
モナコ	6	2	1.1	0.9	0.3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
モンゴル	876	229	2.8	0.8	1.3	14	9	7	42	33	19	53	61	67	2.0	57	4.0	0.7	1.4
モンテネグロ	148	38	0.6	1.2	-0.7	3	5	10	10	11	12	69	76	74	1.6	60	3.5	3.2	-0.4
モロッコ	11030	3041	2.4	1.5	1.2	17	8	6	47	30	20	52	64	71	2.4	56	4.1	2.5	1.8
モザンビーク	11315	3820	1.8	3.0	2.6	25	21	16	48	43	39	39	43	48	5.1	37	8.3	6.7	4.8
ミャンマー	16161	4629	2.2	1.3	0.8	15	11	10	40	27	21	51	59	62	2.3	33	2.6	2.5	2.6
ナミビア	946	277	3.0	2.5	1.9	15	8	9	43	38	28	53	62	61	3.4	37	4.1	4.1	3.5
ナウル	4	1	1.7	0.9	0.2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ネパール	12666	3535	2.4	2.5	2.1	21	13	6	44	39	25	43	54	67	2.9	17	6.4	6.6	5.2

表6 人口統計指標

国・地域	人口 (1000人) 2008		人口の 年間増加率 (%)			粗死亡率			粗出生率			平均余命 (年)			合計特殊 出生率	都市人口の 比率 (%)	都市人口の 年間平均増加率 (%)		
	18歳未満	5歳未満	1970-1990	1990-2000	2000-2008	1970	1990	2008	1970	1990	2008	1970	1990	2008	2008	2008	1970-1990	1990-2000	2000-2008
オランダ	3576	958	0.7	0.6	0.5	8	9	8	17	13	11	74	77	80	1.7	82	1.2	1.7	1.3
ニュージーランド	1066	288	0.9	1.3	1.1	9	8	7	22	17	14	71	75	80	2.0	87	1.1	1.4	1.2
ニカラグア	2426	675	2.7	2.1	1.3	13	7	5	46	37	25	54	64	73	2.7	57	3.3	2.5	1.8
ニジェール	8249	3121	2.9	3.3	3.6	27	24	15	57	56	54	38	42	51	7.1	16	5.7	3.9	3.8
ナイジェリア	74519	25020	2.7	2.5	2.4	24	20	16	47	46	40	40	45	48	5.3	48	4.9	4.4	4.0
ニウエ	1	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ノルウェー	1106	293	0.4	0.6	0.8	10	11	9	17	14	12	74	77	81	1.9	77	0.9	1.1	1.0
パレスチナ自治区	2150	697	3.4	3.8	3.4	19	7	4	49	46	36	54	68	74	5.0	72	4.5	4.3	3.5
オマーン	1064	293	4.5	2.6	1.8	17	4	3	50	38	22	49	70	76	3.0	72	8.5	3.4	1.9
パキスタン	77987	23778	3.1	2.5	2.2	16	10	7	43	40	30	54	61	67	4.0	36	4.2	3.3	3.3
パラオ	7	2	1.4	2.6	0.7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
パナマ	1189	345	2.4	2.0	1.8	8	5	5	37	26	21	65	72	76	2.5	73	3.0	4.0	3.1
パプアニューギニア	3056	950	2.4	2.7	2.5	19	11	8	42	37	31	43	54	61	4.1	12	4.5	1.4	1.8
パラグアイ	2550	736	2.7	2.3	1.9	7	6	6	37	33	25	65	68	72	3.0	60	4.0	3.6	3.0
ペルー	10606	2975	2.5	1.8	1.3	14	7	5	42	30	21	53	66	73	2.6	71	3.4	2.0	1.4
フィリピン	36793	10701	2.7	2.2	1.9	11	7	5	40	33	25	57	65	72	3.1	65	4.6	4.0	3.2
ポーランド	7319	1810	0.8	0.1	-0.1	8	10	10	17	15	10	70	71	76	1.3	61	1.6	0.2	-0.2
ポルトガル	1976	538	0.7	0.2	0.5	11	10	10	21	11	10	67	74	79	1.4	59	1.8	1.5	1.7
カタール	251	77	7.2	2.8	9.1	13	3	2	34	23	12	60	69	76	2.4	96	7.4	3.1	9.2
韓国	10370	2292	1.6	0.8	0.5	10	6	6	32	16	9	59	71	79	1.2	81	4.5	1.5	0.7
モルドバ	818	200	1.0	-0.6	-1.5	10	10	13	18	19	12	65	68	69	1.5	42	2.9	-1.1	-2.4
ルーマニア	4054	1059	0.7	-0.5	-0.4	9	11	12	21	14	10	68	69	73	1.3	54	2.1	-0.4	-0.3
ロシア連邦	26282	7389	0.6	-0.1	-0.5	9	12	15	14	14	11	69	68	67	1.4	73	1.4	-0.1	-0.6
ルワンダ	4757	1646	3.2	1.1	2.5	20	32	14	53	45	41	44	33	50	5.4	18	5.8	10.4	6.0
セントクリストファー・ネイビス	10	2	-0.5	1.2	1.3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
セントルシア	56	15	1.4	1.3	1.0	8	7	7	41	25	18	64	71	74	2.0	28	2.4	0.8	0.9
セントビンセント・グレナディーン	36	9	0.9	0.0	0.1	11	7	7	40	25	18	61	69	72	2.1	47	2.9	0.9	0.8
サモア	85	22	0.6	0.9	0.2	10	7	5	39	34	24	55	65	72	4.0	23	0.8	1.2	0.8
サンマリノ	6	2	1.2	1.1	1.8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
サントメ・プリンシペ	77	23	2.3	1.9	1.7	13	10	7	47	38	32	55	62	66	3.8	61	4.2	3.9	3.3
サウジアラビア	9802	2859	5.2	2.5	2.4	18	5	4	48	36	23	52	68	73	3.1	82	7.5	2.9	2.7
セネガル	6198	2046	3.0	2.7	2.6	23	14	11	51	44	38	43	52	56	5.0	42	4.3	3.2	3.1
セルビア	2152	576	0.8	0.6	-0.4	9	10	12	18	15	12	68	72	74	1.6	52	2.0	0.7	-0.2
セーシェル	43	14	1.6	1.2	0.4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
シエラレオネ	2753	947	2.1	0.3	3.4	28	24	16	46	42	40	36	40	48	5.2	38	3.8	1.1	4.2
シンガポール	1000	200	1.9	2.9	1.7	5	5	5	23	18	8	69	75	80	1.3	100	1.9	2.9	1.7
スロバキア	1069	266	0.7	0.2	0.0	10	10	10	19	15	10	70	72	75	1.3	56	2.3	0.2	0.1
スロベニア	344	94	0.7	0.3	0.2	10	10	10	17	11	10	69	73	78	1.4	48	2.3	0.4	-0.4
ソロモン諸島	235	73	3.3	2.8	2.6	10	12	6	46	40	30	54	57	66	3.9	18	5.5	4.2	4.2
ソマリア	4562	1611	3.0	1.1	2.4	24	20	16	51	45	44	40	45	50	6.4	37	4.4	2.3	3.5
南アフリカ	18286	5200	2.5	2.0	1.3	14	8	15	38	29	22	53	61	52	2.5	61	2.9	2.9	2.1
スペイン	7855	2373	0.7	0.4	1.2	9	8	9	20	10	11	72	77	81	1.4	77	1.4	0.5	1.4
スリランカ	5836	1784	1.6	0.8	0.8	9	7	6	31	21	18	63	69	74	2.3	15	1.0	-0.1	0.3
スーダン	19098	5836	2.9	2.5	2.1	19	14	10	46	41	31	46	53	58	4.2	43	5.3	5.6	4.4
スリナム	177	49	0.4	1.4	1.2	8	7	8	37	24	19	63	67	69	2.4	75	2.4	1.9	1.7
スワジランド	561	159	3.3	2.2	1.0	18	9	16	49	43	30	48	61	46	3.5	25	7.6	2.4	1.8
スウェーデン	1917	527	0.3	0.3	0.5	10	11	10	14	14	12	74	78	81	1.9	85	0.4	0.5	0.6
スイス	1439	364	0.4	0.7	0.6	9	9	8	16	12	10	73	78	82	1.5	73	1.6	0.7	0.6
シリア	8843	2807	3.5	2.6	3.1	13	5	3	47	37	28	55	68	74	3.2	54	4.1	3.1	3.7
タジキスタン	3083	871	2.9	1.5	1.3	10	8	6	40	39	28	60	63	67	3.4	26	2.2	-0.3	1.2
タイ	18007	4843	2.1	1.0	1.0	10	6	9	37	20	15	59	69	69	1.8	33	3.8	1.5	1.8
旧ユーゴスラビア・マケドニア	469	112	1.0	0.5	0.2	8	8	9	24	17	11	66	71	74	1.4	67	2.0	1.4	1.0
東ティモール	572	185	1.0	1.0	3.7	22	18	9	46	43	40	40	46	61	6.5	27	3.4	2.5	5.2
トーゴ	3032	947	3.1	2.9	2.6	18	11	8	48	42	33	49	58	63	4.3	42	4.8	4.8	4.4
トンガ	45	14	-0.2	0.4	0.6	6	6	6	37	30	28	65	70	72	4.0	25	0.4	0.6	1.4
トリニダード・トバゴ	345	94	1.1	0.6	0.4	7	7	8	27	21	15	66	69	69	1.6	13	-0.5	3.0	2.8
チュニジア	3004	780	2.4	1.4	0.9	14	6	6	39	27	16	54	69	74	1.8	67	3.8	2.3	1.5
トルコ	24153	6543	2.2	1.7	1.3	12	8	6	39	26	18	56	65	72	2.1	69	4.4	2.6	2.1
トルクメニスタン	1864	518	2.6	2.0	1.4	11	8	8	37	35	22	58	63	65	2.5	49	2.3	2.2	2.1
ツバル	4	1	1.0	0.7	0.4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ウガンダ	17728	6182	3.2	3.2	3.2	16	17	13	49	49	46	50	48	53	6.3	13	5.7	4.1	4.1

	人口 (1000人) 2008		人口の 年間増加率 (%)			粗死亡率			粗出生率			平均余命 (年)			合計特殊 出生率	都市人口の 比率 (%)	都市人口の 年間平均増加率 (%)		
	18歳未満	5歳未満	1970-1990	1990-2000	2000-2008	1970	1990	2008	1970	1990	2008	1970	1990	2008	2008	2008	1970-1990	1990-2000	2000-2008
ウクライナ	8205	2132	0.4	-0.5	-0.8	9	13	16	15	13	10	71	70	68	1.3	68	1.4	-0.5	-0.6
アラブ首長国連邦	996	307	10.6	5.5	4.1	11	3	2	36	27	14	61	73	77	1.9	78	10.7	5.3	4.1
英国	13119	3601	0.1	0.3	0.5	12	11	10	16	14	12	72	76	79	1.8	90	0.8	0.4	0.6
タンザニア	21777	7566	3.1	2.9	2.7	18	15	11	48	44	42	47	51	56	5.6	25	7.5	4.6	4.4
米国	77029	21624	1.0	1.2	1.0	9	9	8	16	16	14	71	75	79	2.1	82	1.1	1.7	1.4
ウルグアイ	931	249	0.5	0.7	0.1	10	10	9	21	18	15	69	73	76	2.1	92	0.9	0.9	0.2
ウズベキスタン	10122	2576	2.7	1.9	1.2	10	7	6	36	35	20	63	67	68	2.3	37	3.1	1.1	1.0
バヌアツ	107	33	2.8	2.4	2.6	14	7	5	43	37	30	53	64	70	4.0	25	4.9	3.9	4.2
ベネズエラ	10125	2911	3.1	2.1	1.8	7	5	5	37	29	21	65	71	74	2.5	93	3.8	2.7	2.3
ベトナム	28653	7316	2.2	1.7	1.3	18	8	5	41	31	17	49	65	74	2.1	28	2.7	3.5	3.0
イエメン	11836	3733	3.3	3.9	2.9	27	13	7	56	51	37	38	54	63	5.2	31	5.5	6.2	4.8
ザンビア	6686	2282	3.2	2.8	2.3	17	15	17	49	44	43	49	51	45	5.8	35	4.5	1.6	2.5
ジンバブエ	6024	1707	3.5	1.7	0.0	13	9	16	48	37	30	55	61	44	3.4	37	6.1	3.3	1.2

要約

アフリカ [#]	465455	151830	2.8	2.5	2.3	20	15	12	46	42	36	46	53	55	4.6	39	4.3	3.6	3.4
サハラ以南のアフリカ [#]	405963	134534	2.8	2.6	2.5	21	16	14	47	44	39	44	50	52	5.1	36	4.7	4.1	3.8
東部・南部アフリカ	188246	61795	2.8	2.6	2.4	19	15	13	47	43	37	46	51	53	4.8	30	4.7	3.9	3.5
西部・中部アフリカ	198248	66795	2.8	2.7	2.6	22	18	15	48	46	40	42	48	51	5.3	42	4.6	4.1	4.0
中東と北アフリカ	155844	46256	3.1	2.2	1.9	16	8	6	45	35	24	52	64	70	2.9	58	4.4	3.0	2.5
アジア [#]	1177900	323567	2.0	1.5	1.2	13	9	7	37	27	19	55	63	69	2.3	38	3.9	3.3	2.8
南アジア	619590	177453	2.3	2.0	1.7	17	11	8	40	33	24	49	58	64	2.9	29	3.8	2.9	2.6
東アジアと太平洋諸国	558310	146114	1.8	1.2	0.9	10	7	7	35	23	15	59	67	72	1.9	45	4.0	3.6	3.0
ラテンアメリカとカリブ海諸国	195055	53618	2.2	1.6	1.3	10	7	6	37	27	19	60	68	74	2.2	78	3.3	2.3	1.8
CEE/CIS	97938	26561	1.0	0.2	0.1	9	11	12	20	18	14	67	68	69	1.7	64	1.9	0.3	0.2
先進工業国 [§]	204961	56038	0.7	0.6	0.6	10	9	9	17	13	11	71	76	80	1.7	76	1.0	0.9	0.9
開発途上国 [§]	1967974	566411	2.2	1.7	1.4	13	9	8	38	30	22	55	62	67	2.7	44	3.8	3.1	2.7
後発開発途上国 [§]	384442	122674	2.6	2.5	2.3	21	15	11	47	42	35	44	51	57	4.4	29	4.9	4.2	4.1
世界	2218192	634631	1.8	1.4	1.2	12	10	8	32	26	20	59	65	69	2.5	50	2.7	2.3	2.1

§ 各国、地域グループに属する領域も含む。分類については136～137ページ参照。

指標の定義

出生時の平均余命—新生児が、その出生時の人口集団の標準的な死亡の危険のもとで生きられる年数。

粗死亡率—人口1,000人あたりの年間の死亡数。

粗出生率—人口1,000人あたりの年間の出生数。

合計特殊出生率—女性が出産可能年齢の終わりまで生き、年齢ごとに当該年齢の通常の出生率にしたがって子どもを産むとして、その女性が一生の間に産むことになる子どもの人数。

都市人口—各国が最新の人口調査で用いた定義にしたがって定められた都市地域で暮らす人口の比率。

データの主な出典

子どもの人口—国連人口局。

粗死亡率・粗出生率—国連人口局。

平均余命—国連人口局。

合計特殊出生率—国連人口局。

都市人口—国連人口局。

注

- データなし。

当該地域の国・地域の一覧は136～137ページを参照。

表7 経済指標

国・地域	1人あたりのGNI (米ドル)	1人あたりのGDPの年間平均成長率 (%)		年間平均インフレ率 (%)	国際貧困ライン 1日1.25米ドル 未満で暮らす人の比率 (%)	政府支出中の比率 (%) (1998-2007*)			政府開発援助(ODA)の受け入れ額 (100万米ドル)	ODAが受け入れ国のGNIに占める比率 (%)	債務返済が商品やサービスの輸出額に占める比率 (%)	
		1970-1990	1990-2008			1992-2007*	保健	教育			防衛	1990
アフガニスタン	250x	-	-	-	-	-	-	-	3951	34	-	-
アルバニア	3840	-0.7x	5.3	17	<2	4	2	4	305	3	4x	2
アルジェリア	4260	1.6	1.4	13	7	4	24	17	390	0	62	-
アンドラ	d	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
アンゴラ	3450	-	3.4	284	54	6x	15x	34x	241	1	7	10
アンティグアバーブーダ	13620	8.3x	2.2	2x	-	-	-	-	4	0	-	-
アルゼンチン	7200	-0.7	1.8	7	5	5	5	3	82	0	30	11
アルメニア	3350	-	6.2	62	11	-	-	-	352	4	-	6
オーストラリア	40350	1.5	2.3	2	-	15	10	7	-	-	-	-
オーストリア	46260	2.4	1.8	2	-	14	10	2	-	-	-	-
アゼルバイジャン	3830	-	4.0	64	<2	1	4	12	225	1	-	0
バハマ	15730x	1.9	1.1	2	-	16	20	3	-	-	-	-
バーレーン	19350x	-1.3x	2.4x	2x	-	8	15	14	-	-	-	-
バングラデシュ	520	0.4	3.3	4	50y	7	17	11	1502	2	17	4
バルバドス	d	1.7	2.2x	3x	-	-	-	-	14	-	-	-
ベラルーシ	5380	-	3.9	147	<2	3	3	3	83	0	-	3
ベルギー	44330	2.2	1.8	2	-	16	3	3	-	-	-	-
ベリーズ	3820	2.9	2.3	1	-	8x	20x	5x	23	2	5	69
ベナン	690	0.3	1.2	6	47	6x	31x	17x	470	9	7	7x
ブータン	1900	-	5.0	7	26	9	13	-	89	8	-	-
ボリビア	1460	-1.1	1.5	7	20	9	24	6	476	4	31	12
ボスニア・ヘルツェゴビナ	4510	-	10.4x	5x	<2	-	-	-	443	3	-	7
ボツワナ	6470	8.2	4.0	9	31	5x	26x	8x	104	1	4	1
ブラジル	7350	2.3	1.4	65	5	6	6	3	297	0	19	27
ブルネイ	26740	-2.2x	-0.3x	5x	-	-	-	-	-	-	-	-
ブルガリア	5490	3.4x	2.7	47	<2	11	5	6	-	-	19	12
ブルキナファソ	480	1.3	2.5	3	57	7x	17x	14x	930	14	6	-
ブルンジ	140	1.1	-2.0	12	81	2	15	23	466	50	41	42
カンボジア	600	-	6.3x	4x	40	-	-	-	672	8	0x	0
カメルーン	1150	3.3	0.7	4	33	3	12	10	1933	9	18	10
カナダ	41730	2.0	2.1	2	-	9	2	6	-	-	-	-
カボヴェルデ	3130	-	3.8	4	21	-	-	-	163	12	5	4
中央アフリカ共和国	410	-1.3	-0.7	3	62	-	-	-	176	10	8	-
チャド	530	-1.0	2.4	7	62	8x	8x	-	352	6	2	-
チリ	9400	1.5	3.6	6	<2	16	17	7	120	0	20	13
中国	2770	6.6	9.0	5	16y	0	1	11	1439	0	10	2
コロンビア	4660	2.2	1.3	15	16	9	20	13	731	0	39	21
コモロ	750	0.1x	-0.4	4	46	-	-	-	44	10	2	-
コンゴ	1970	3.1	0.4	8	54	4	4	10	127	2	31	1
クック諸島	-	-	-	-	-	-	-	-	9	-	-	-
コスタリカ	6060	0.7	2.7	13	<2	20	24	-	53	0	21	3
コートジボワール	980	-1.9	-1.0	6	23	4x	21x	4x	165	1	26	4
クロアチア	13570	-	3.0	31	2	15	8	4	164	0	-	32
キューバ	c	-	3.6x	4x	-	23x	10x	-	92	-	-	-
キプロス	22950	6.1x	2.5x	4x	-	6	12	4	-	-	-	-
チェコ	16600	-	2.5	7	<2	16	9	4	-	-	-	-
朝鮮民主主義人民共和国	a	-	-	-	-	-	-	-	98	-	-	-
コンゴ民主共和国	150	-2.4	-3.7	294	59	0x	0x	18x	1217	14	-	-
デンマーク	59130	2.0	1.8	2	-	0	11	4	-	-	-	-
ジブチ	1130	-	-1.8	3	19	-	-	-	112	12	4x	12
ドミニカ	4770	4.7x	1.6	2	-	-	-	-	19	6	4	9
ドミニカ共和国	4390	2.1	3.8	11	5	10	13	4	128	0	7	7
エクアドル	3640	1.3	1.4	5	5	11x	18x	13x	215	1	27	18
エジプト	1800	4.1	2.5	7	<2	4	12	7	1083	1	18	4
エルサルバドル	3480	-1.9	2.8	4	11	15	14	3	88	0	14	10
赤道ギニア	14980	-	20.6	13	-	-	-	-	31	0	-	-
エリトリア	300	-	-0.9x	14x	-	-	-	-	155	13	-	-
エストニア	14270	1.5x	5.1x	25x	<2	16	7	5	-	-	-	-
エチオピア	280	-	2.4	5	39	1	5	17	2422	12	33	4
フィジー	3930	0.7	1.4	4	-	9x	18x	6x	57	2	12	1x
フィンランド	48120	2.8	2.8	2	-	3	10	4	-	-	-	-
フランス	42250	2.2	1.5	2	-	16x	7x	6x	-	-	-	-
ガボン	7240	0.2	-1.0	6	5	-	-	-	48	1	4	1x

	1人あ たりの GNI (米ドル)	1人あたりの GDPの年間平均成長率 (%)		年間平均 インフレ率 (%)		国際貧困ライン 1日1.25米ドル 未満で暮らす人 の比率 (%)			政府支出中の比率 (%) (1998-2007*)			政府開発援 助(ODA)の 受け入れ額 (100万米ドル)	ODAが 受け入れ国 のGNIに 占める比率 (%)	債務返済が商品や サービスの輸出額 に占める比率 (%)	
		1970-1990	1990-2008	1990-2008	1992-2007*	保健	教育	防衛	2007	2007	1990			2007	
ガンビア	390	0.7	0.4	8	34	7x	12x	4x	72	12	18	11			
グルジア	2470	3.2	2.4	91	13	6	9	36	382	4	-	4			
ドイツ	42440	2.3	1.4	1	-	20	1	4	-	-	-	-			
ガーナ	670	-2.0	2.1	24	30	7x	22x	5x	1151	8	21	3			
ギリシャ	28650	1.3	2.8	6	-	7	11	8	-	-	-	-			
グレナダ	5710	4.2x	2.7	2	-	10x	17x	-	23	5	2	6			
グアテマラ	2680	0.2	1.4	7	12	11x	17x	11x	450	1	11	5			
ギニア	390	0.2x	1.3	10	70	3x	11x	29x	224	5	18	11			
ギニアビサウ	250	0.1	-2.6	16	49	1x	3x	4x	123	35	21	-			
ガイアナ	1420	-1.6	2.4	9	8	-	-	-	124	12	20x	2			
ハイチ	660	-0.3	-2.0	18	55	-	-	-	701	11	5	3			
バチカン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
ホンジュラス	1800	0.8	1.6	14	18	10x	19x	7x	464	4	30	3			
ハンガリー	12810	3.0	3.3	12	<2	6	5	3	-	-	-	-			
アイスランド	40070	3.2	2.5	4	-	26	11	0	-	-	-	-			
インド	1070	2.1	4.7	6	42y	2	4	14	1298	0	25	7x			
インドネシア	2010	4.7	2.4	15	-	1	4	7	796	0	31	9			
イラン	3540	-2.3	2.7	22	<2	6	7	14	102	0	1	-			
イラク	2170x	-	-	-	-	-	-	-	9115	-	-	-			
アイルランド	49590	2.8	5.5	4	-	16x	14x	3x	-	-	-	-			
イスラエル	24700	1.9	1.7	6	-	12	16	18	-	-	-	-			
イタリア	35240	2.8	1.2	3	-	14	11	4	-	-	-	-			
ジャマイカ	4870	-1.3	0.7	16	<2	6	17	2	26	0	20	17			
日本	38210	3.0	1.0	-1	-	2x	6x	4x	-	-	-	-			
ヨルダン	3310	2.5x	2.2	3	<2	10	16	19	504	3	18	5			
カザフスタン	6140	-	3.5	68	3	5	7	8	202	0	-	49			
ケニア	770	1.2	0.1	10	20	7	26	6	1275	4	26	6			
キリバス	2000	-5.3	2.5	4	-	-	-	-	27	21	-	-			
クウェート	38420	-6.8x	1.8x	4x	-	5	9	9	-	-	-	-			
キルギス	740	-	0.0	43	22	12	11	7	274	8	-	6			
ラオス	750	-	4.2	24	44	-	-	-	396	11	8	19			
ラトビア	11860	3.4	4.9	20	<2	12	13	5	-	-	0x	67			
レバノン	6350	-	2.6	8	-	2	7	11	939	4	-	17			
レソト	1080	2.8	2.1	8	43	6	25	5	130	7	4	7			
リベリア	170	-4.2	1.8	40	84	5x	11x	9x	696	120	-	111			
リビア	11590	-	1.8x	22x	-	-	-	-	19	0	-	-			
リヒテンシュタイン	d	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
リトアニア	11870	-	3.4	26	<2	11	7	6	-	-	-	-			
ルクセンブルク	84890	2.7	3.2	3	-	13	11	1	-	-	-	-			
マダガスカル	410	-2.3	-0.3	14	68	7	18	6	892	12	32	5x			
マラウイ	290	-0.1	0.6	29	74	7x	12x	5x	735	21	23	-			
マレーシア	6970	4.0	3.4	4	<2	6x	23x	11x	200	0	12	4			
モルディブ	3630	-	6.0x	1x	-	8	14	5	37	4	4	5			
マリ	580	-0.3	2.2	5	51	2x	9x	8x	1017	15	8	3			
マルタ	16680	6.5	2.6x	3x	-	14	13	2	-	-	-	-			
マーシャル諸島	3270	-	-1.0	4	-	-	-	-	52	26	-	-			
モーリタニア	840	-0.9	0.6x	8x	21	4x	23x	-	364	13	24	-			
モーリシャス	6400	5.1x	3.7	6	-	9	15	1	75	1	6	3			
メキシコ	9980	1.6	1.6	14	<2	5	25	3	121	0	16	12			
ミクロネシア連邦	2340	-	-0.7	2	-	-	-	-	115	42	-	-			
モナコ	d	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
モンゴル	1680	-	2.5	29	22	6	9	9	228	6	17x	2x			
モンテネグロ	5710	-	0.5	29x	-	-	-	-	834	2	-	12			
モロッコ	2580	2.0	2.2	3	3	3	18	13	1090	2	18	11			
モザンビーク	370	-1.0x	4.3	19	75	5x	10x	35x	1777	26	21	1			
ミャンマー	220x	1.5	8.1x	24x	-	3	13	23	190	-	17	1x			
ナミビア	4200	-2.3x	2.0	10	49	10x	22x	7x	205	3	-	-			
ナウル	-	-	-	-	-	-	-	-	26	-	-	-			
ネパール	400	1.2	1.9	7	55	7	18	9	598	6	12	4			
オランダ	50150	1.6	2.1	2	-	14	11	3	-	-	-	-			
ニュージーランド	27940	0.8	2.0	2	-	17	17	3	-	-	-	-			
ニカラグア	1080	-3.7	2.0	20	16	13x	15x	6x	834	15	2	11			
ニジェール	330	-2.2	-0.4	4	66	-	-	-	542	13	12	10x			

表7 経済指標

	1人あたりのGNI (米ドル)	1人あたりのGDPの年間平均成長率 (%)		年間平均インフレ率 (%)	国際貧困ライン 1日1.25米ドル 未満で暮らす人の比率 (%)	政府支出中の比率 (%) (1998-2007*)			政府開発援助(ODA)の 受け入れ額 (100万米ドル)	ODAが 受け入れ国のGNIに 占める比率 (%)	債務返済が商品や サービスの輸出額 に占める比率 (%)	
		1970-1990	1990-2008			1990-2008	1992-2007*	保健			教育	防衛
ナイジェリア	1160	-1.4	1.4	22	64	1x	3x	3x	2042	1	22	1
ニウエ	-	-	-	-	-	-	-	-	15	-	-	-
ノルウェー	87070	3.2	2.5	4	-	17	6	5	-	-	-	-
パレスチナ自治区	1230x	-	-2.4x	4x	-	-	-	-	1868	45	-	-
オマーン	12270	3.3	2.1x	2x	-	7	15	33	-31	-	-	-
パキスタン	980	3.0	1.7	10	23	1	2	16	2212	2	16	8
パラオ	8650	-	-0.1x	3	-	-	-	-	22	13	-	-
パナマ	6180	0.3	2.8	2	10	18	16	-	-135	-1	3	5
バブアニューギニア	1010	-0.7	-0.5	8	36	7	22	4	317	6	37	9x
パラグアイ	2180	2.8	-0.1	11	7	7x	22x	11x	108	1	12	6
ペルー	3990	-0.6	2.8	12	8	13	7	-	263	0	6	24
フィリピン	1890	0.6	1.9	7	23	2	19	5	634	0	23	13
ポーランド	11880	-	4.4	12	<2	12	11	5	-	-	4	24
ポルトガル	20560	2.6	1.8	4	-	16	16	3	-	-	-	-
カタール	12000x	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
韓国	21530	-	-	-	<2	1	15	11	-	-	-	-
モルドバ	1470	1.8x	-0.4	48	8	13	8	1	269	5	-	7
ルーマニア	7930	0.9x	2.7	54	<2	12	6	5	-	-	0	17
ロシア連邦	9620	-	1.7	65	<2	8	4	12	-	-	-	9
ルワンダ	410	1.2	1.5	9	77	5x	26x	-	713	22	9	3
セントクリストファー・ネイビス	10960	6.3x	2.9	3	-	-	-	-	3	1	3	17
セントルシア	5530	5.3x	1.3	2	21	-	-	-	24	3	2	7
セントビンセント・グレナディーン	5140	3.3	3.7	2	-	12	16	-	66	13	3	10
サモア	2780	-	3.1	6	-	-	-	-	37	8	5	8
サンマリノ	46770	-	-	-	-	18	9	-	-	-	-	-
サントメプリンシペ	1020	-	-	-	-	-	-	-	36	25	28	34
サウジアラビア	15500	-1.5	0.4	4	-	6x	14x	36x	-131	0	-	-
セネガル	970	-0.7	1.1	4	34	3	14	7	843	8	14	4
セルビア	6440	-	3.8x	-	-	-	-	-	106	3	-	-
セーシェル	10290	2.9	1.8	4	-	9	8	3	3	0	7	8
シエラレオネ	320	-0.5	0.6	18	53	10x	13x	10x	535	33	8	2
シンガポール	34760	5.6	3.7	1	-	6	21	28	-	-	-	-
スロバキア	14540	-	3.7	7	<2	20	4	4	-	-	-	-
スロベニア	24010	-	3.6	14	<2	15	13	3	-	-	-	-
ソロモン諸島	1180	3.4	-1.3	7	-	-	-	-	248	67	10	2x
ソマリア	140x	-0.9	-	-	-	1x	2x	38x	384	-	25x	-
南アフリカ	5820	0.1	1.2	8	26	-	-	-	794	0	-	5
スペイン	31960	1.9	2.4	4	-	2	1	4	-	-	-	-
スリランカ	1790	3.0	4.0	9	14	6	10	18	589	2	10	6
スーダン	1130	0.1	3.8	31	-	1	8	28	2104	5	4	3
スリナム	4990	-2.2x	1.4	51	16	-	-	-	151	7	-	-
スワジランド	2520	3.0	1.7	8	63	8	20	8	63	2	5	2
スウェーデン	50940	1.8	2.3	2	-	3	6	5	-	-	-	-
スイス	65330	1.2	0.9	1	-	0	5	5	-	-	-	-
シリア	2090	2.0	1.3	7	-	2	-	24	75	0	-	-
タジキスタン	600	-	-1.5	91	22	2	4	9	221	6	-	2
タイ	2840	4.7	3.0	3	<2	11	20	3	-312	0	14	8
旧ユーゴスラビア・マケドニア	4140	-	0.7	28	<2	-	-	-	213	3	-	12
東ティモール	2460	-	-1.8x	3x	53	-	-	-	278	16	-	-
トーゴ	400	-0.6	0.0	4	39	5x	20x	11x	121	5	8	2x
トンガ	2560	-	1.6	5	-	7x	13x	-	30	13	2	3
トリニダードトバゴ	16540	0.5	5.1	6	4	6	13	2	18	0	-	-
チュニジア	3290	2.5	3.4	4	3	5	20	4	310	1	22	11
トルコ	9340	2.0	2.4	53	3	3	10	8	797	0	27	28
トルクメニスタン	2840	-	4.1	115	25	-	-	-	28	0	-	-
ツバル	-	-	-	-	-	-	-	-	12	-	-	-
ウガンダ	420	-	3.6	8	52	2x	15x	26x	1728	16	47	2
ウクライナ	3210	-	-0.1	85	<2	3	6	4	405	0	-	15
アラブ首長国連邦	26210x	-4.9x	-0.1x	4x	-	7	17	30	-	-	-	-
英国	45390	2.0	2.4	3	-	15	4	7	-	-	-	-
タンザニア	430	-	1.9	14	89	6x	8x	16x	2811	17	25	2
米国	47580	2.2	2.0	2	-	25	2	20	-	-	-	-
ウルグアイ	8260	0.9	1.6	18	<2	7	8	4	34	0	31	18

	1人あたりのGNI (米ドル)	1人あたりのGDPの年間平均成長率 (%)		年間平均インフレ率 (%)	国際貧困ライン 1日1.25米ドル 未満で暮らす人の比率 (%)	政府支出中の比率 (%) (1998-2007*)			政府開発援助(ODA)の 受け入れ額 (100万米ドル)	ODAが 受け入れ国の GNIに 占める比率 (%)	債務返済が商品や サービスの輸出額 に占める比率 (%)	
		1970-1990	1990-2008			1990-2008	1992-2007*	保健			教育	防衛
ウズベキスタン	910	-	1.5	97	46	-	-	-	166	1	-	-
バヌアツ	2330	1.1x	-0.2	3	-	-	-	-	57	13	2	1
ベネズエラ	9230	-1.6	0.1	34	4	8	21	5	71	0	22	7
ベトナム	890	-	6.0	10	22	4	14	-	2497	4	-	2
イエメン	950	-	1.5	17	18	4	22	19	225	1	4	2
ザンビア	950	-2.3	0.0	32	64	13	14	4	1045	10	13	2
ジンバブエ	340x	-0.4	-1.9x	62x	-	8x	24x	7x	465	-	19	-

要約

アフリカ*	1420	0.9	1.9	27	44	-	-	-	35015	3	24	5
サハラ以南のアフリカ*	1109	0.0	1.7	36	53	-	-	-	32123	4	17	5
東部・南部アフリカ	1409	-	1.6	44	51	-	-	-	16527	4	14	6
西部・中部アフリカ	833	-0.6	1.5	24	55	-	-	-	13380	5	19	3
中東と北アフリカ	3942	-0.2	2.2	10	4	4	16	15	17775	1	21	-
アジア#	2177	4.1	6.7	6	28	1	6	12	18417	0	17	4
南アジア	1001	2.0	4.3	6	40	2	5	14	10278	1	21	-
東アジアと太平洋諸国	3136	5.4	7.4	6	16	1	6	11	8139	0	16	4
ラテンアメリカとカリブ海諸国	6888	1.4	1.6	33	7	7	14	4	5689	0	20	15
CEE/CIS	6992	-	2.0	63	6	7	6	9	5471	0	-	16
先進工業国\$	40772	2.3	1.8	2	-	18	4	12	-	-	-	-
開発途上国\$	2778	2.1	4.3	20	27	3	9	9	74435	1	19	8
後発開発途上国\$	583	-0.2	2.8	61	54	5	14	15	32530	8	12	6
世界	8633	2.3	2.4	8	26	14	5	11	77258	1	18	9

\$ 各国、地域グループに属する領域も含む。分類については136～137ページ参照。

指標の定義

1人あたりのGNI—GNI（国民総所得）とは、すべての居住生産者による付加価値の額に、生産評価額に含まれないすべての生産品税額（補助金は控除）および非居住者からの1次所得（被用者の報酬および財産所得）の正味受取額を加えた総額である。1人あたりのGNIは、国民総所得を年央の人口で割って算出する。1人あたりのGNIの米ドル換算値は世界銀行アトラス計算法によるものである。

1人あたりのGDP—GDP（国内総生産）とは、すべての居住生産者による付加価値の額に、生産評価額に含まれないすべての生産品税額（補助金は控除）を加えた総額である。1人あたりのGDPは、国内総生産を年央の人口で割って算出する。成長率は現地通貨による固定物価GDPから算出したものである。

国際貧困ライン1日1.25米ドル未満で暮らす人の比率—購買力平価で調整した2005年の価格のもとで1日1.25米ドル未満で暮らす人の人口比率。新しい貧困基準は、2005年の国際比較プログラムの結果に基づく購買力平価為替レート（改訂）を反映している。この改訂は、開発途上国全般の生活費が以前に推計されたよりも高いことを明らかにしている。これらの改訂の結果、**各国の貧困率は前年版以前の白書で報告されている貧困率と比較することはできなくなった。**提示されたデータの定義・手法・出典に関するより詳細な情報は、(www.worldbank.org) において入手することができる。

ODA—政府開発援助。

債務返済—公的および公的保証付の長期対外債務に対する金利の支払額および元本の返済額の合計。

データの主な出典

1人あたりのGNI—世界銀行。

1人あたりのGDP—世界銀行。

インフレ率—世界銀行。

国際貧困ライン1日1.25米ドル未満で暮らす人の比率—世界銀行。

保健・教育・防衛支出—国際通貨基金（IMF）。

ODA—経済開発協力機構（OECD）。

債務返済—世界銀行。

注

- a：低所得層（975米ドル以下）
b：下位の中間所得層（976～3,855米ドル）
c：上位の中間所得層（3,856～11,905米ドル）
d：高所得層（11,906米ドル以上）

- データなし。
x データが列の見出しで指定されている年次もしくは期間以外のもの、標準的な定義によらないもの、または国内の一部地域のみに関するものであり、かつ地域別・世界全体の平均値の算出にあたって計算に入れられていないことを示す。
y データが列の見出しで指定されている年次もしくは期間以外のもの、標準的な定義によらないもの、または国内の一部地域のみに関するものではあるが、地域別・世界全体の平均値の算出にあたっては計算に入れられたことを示す。
* データが、列の見出しで指定されている期間内に入手できた直近の年次のものであることを示す。
当該地域の国・地域の一覧は136～137ページを参照。

表8 女性指標

国・地域	出生時の平均余命 (対男性比、%)	成人の識字率 (対男性比、%)	就学率・出席率 (対男性比、%)				避妊法の普及率 (%)	出産前のケアが行われている比率 (%) 2003-2008*		出産時ケアが行われている比率 (%) 2003-2008*		妊産婦死亡率†		
			初等教育 2003-2008*		中等教育 2003-2008*			最低1回	最低4回	専門技能者が付き添う出産	保健施設での出産	2005		生涯に妊婦・出産で死亡する危険(1/n)
			純就学率	純出席率	純就学率	純出席率						報告値	調整値	
アフガニスタン	100	29x	63	60	-	33	10	16	-	14	13	1600x	1800	8
アルバニア	109	99	99	100	98	97	60	97	-	100	98	20	92	490
アルジェリア	104	79	98	99	106	112	61	89	-	95	95	120x	180	220
アンドラ	-	-	99	-	107	-	-	-	-	-	-	-	-	-
アンゴラ	109	65x	-	102x	-	90x	6x	80	32x	47	46	-	1400	12
アンティグアバーブーダ	-	-	98	-	-	-	53x	100	-	100	-	-	-	-
アルゼンチン	111	100	99	-	110	-	-	99	89	99	99	44	77	530
アルメニア	109	100	105	99	104	102	53	93	71	100	100	15	76	980
オーストラリア	106	-	101	-	102	-	-	100x	-	100x	-	-	4	13300
オーストリア	107	-	101	-	-	-	51x	100x	-	100x	-	-	4	21500
アゼルバイジャン	107	99	98	98	96	98	51	77	45	88	78	26	82	670
バハマ	108	-	103	-	102	-	-	98	-	99	-	-	16	2700
バーレーン	104	96	100	100x	105	111x	62x	97x	-	98x	98x	46x	32	1300
バングラデシュ	103	82	104	106	104	114	56	51	21	18	15	350	570	51
バルバドス	107	-	101	-	105	-	55x	100	-	100	-	-	16	4400
ベラルーシ	119	100	98	101	102	102	73	99	-	100	100	12	18	4800
ベルギー	108	-	100	-	96	-	78x	-	-	-	-	-	8	7800
ベリーズ	105	-	101	100	109	103	34	94	76x	95	87	85	52	560
ベナン	104	53	84	87	50x	66	17	84	61	74	78	400	840	20
ブータン	106	63	100	91	101	-	35	88	-	71	55	260x	440	55
ボリビア	107	90	101	99	98	98	61	77	58	66	68	230	290	89
ボスニア・ヘルツェゴビナ	107	95x	-	101	-	100	36	99	-	100	100	3	3	29000
ボツワナ	100	100	103	103x	114	122x	48x	97x	-	94x	80x	330x	380	130
ブラジル	111	101	102	101	111	108	81	98	89	97	98	75	-	-
ブルネイ	106	96	100	-	105	-	-	100x	-	99x	-	0x	13	2900
ブルガリア	110	99	99	-	98	-	86x	-	-	99	100	7	11	7400
ブルキナファソ	105	59	82	90	72	91	17	85	18	54	51	480x	700	22
ブルンジ	106	78x	97	97	-	79	9	92	-	34	29	620	1100	16
カンボジア	106	79	96	102	86	90	40	69	27	44	22	470	540	48
カメルーン	102	78x	-	94	-	93	29	82	60	63	61	670	1000	24
カナダ	106	-	100x	-	-	-	75x	-	-	98x	-	-	7	11000
カボヴェルデ	108	88	98	100x	114	-	61	98	72	78	78	16	210	120
中央アフリカ共和国	107	52x	71	84	71	64	19	69	40x	53	51	540	980	25
チャド	105	31x	70	76	33	51	3	39	18	14	13	1100	1500	11
チリ	108	100	-	-	-	-	58	95x	-	100	100x	19	16	3200
中国	105	93	100	-	-	-	85	91	-	98	92	37	45	1300
コロンビア	111	100	100	102	111	111	78	94	83	96	92	73	130	290
コモロ	107	87	95	100x	101	103x	26x	75	52x	62x	43x	380	400	52
コンゴ	104	89	90	101	-	104	44	86	75	83	82	780	740	22
クック諸島	-	-	103	-	110x	-	44x	-	-	98x	-	6x	-	-
コスタリカ	106	101	102	102	107	110	96	90	86	99	94	33	30	1400
コートジボワール	105	63x	80	87	57x	69	13	85	45	57	54	540	810	27
クロアチア	109	98	99	-	102	-	-	-	-	100	-	10	7	10500
キューバ	105	100	100	-	102	-	77	100	-	100	100	29	45	1400
キプロス	106	98	100	-	102	-	-	-	-	-	-	0x	10	6400
チェコ	108	-	103	-	-	-	69x	99x	97x	100	-	8	4	18100
朝鮮民主主義人民共和国	106	-	-	-	-	-	62x	-	-	97	-	110x	370	140
コンゴ民主共和国	107	67x	-	95	-	77	21	85	47	74	70	550	1100	13
デンマーク	106	-	101	-	103	-	-	-	-	-	-	10x	3	17800
ジブチ	105	-	82	99	66	82	23	92	7x	61	87	550x	650	35
ドミニカ	-	-	106	-	110	-	50x	100	-	94	-	-	-	-
ドミニカ共和国	108	101	101	102	122	140	73	99	95	98	98	160	150	230
エクアドル	108	98	101	-	102	-	73	84	58	99x	74	60	210	170
エジプト	105	73	96	97	94x	93	60	74	66	79	72	84x	130	230
エルサルバドル	114	94	101	-	105	-	73	94	78	92	84	59	170	190
赤道ギニア	105	86x	90	98x	-	95x	-	86x	-	65x	-	-	680	28
エリトリア	108	-	87	93x	67	92x	8x	70x	41x	28x	26x	1000x	450	44
エストニア	116	100	99	-	102	-	70x	-	-	100	-	7	25	2900
エチオピア	105	46	92	101	65	77	15	28	12	6	5	670	720	27
フィジー	107	-	99	-	110	-	35x	-	-	99x	-	34	210	160
フィンランド	109	-	100	-	100	-	-	100x	-	100x	100	6x	7	8500

	出生時の 平均余命 (対男性比、%)	成人の 識字率 (対男性比、%)	就学率・出席率 (対男性比、%)				避妊法の 普及率 (%)	出産前のケアが 行われている比率(%) 2003-2008*		出産時ケアが行われ ている比率(%) 2003-2008*		妊産婦死亡率 [†]		
			初等教育 2003-2008*		中等教育 2003-2008*			最低1回	最低4回	専門技能 者が付き 添う出産	保健施設 での出産	2003-2008* 報告値	2005	
			純就学率	純出席率	純就学率	純出席率							調整値	生涯に妊 婦・出産で 死亡する 危険(1/n)
フランス	109	-	100	-	102	-	75x	99x	-	99x	-	10x	8	6900
ガボン	105	91	99x	100x	-	106x	33x	94x	63x	86x	85x	520x	520	53
ガンビア	106	-	109	103	94	87	18x	98	-	57	55	730x	690	32
グルジア	110	-	97	101	101	98	47	94	75	98	96	23	66	1100
ドイツ	107	-	100	-	-	-	75x	-	-	-	-	8	4	19200
ガーナ	103	81	97	100	91	99	24	96	78	55	57	450	560	45
ギリシャ	106	98	100	-	101	-	-	-	-	-	-	1x	3	25900
グレナダ	104	-	94	-	102	-	54	100	-	99	-	-	-	-
グアテマラ	111	86	96	94x	92	103x	43x	84x	-	41x	42x	130	290	71
ギニア	107	42	87	87	57	66	9	88	50	46	39	980	910	19
ギニアビサウ	107	72	71x	97	55x	88	10	78	-	39	36	410	1100	13
ガイアナ	109	-	-	100	-	110	34	81	-	83	83	160	470	90
ハイチ	106	106	-	107	-	117	32	85	54	26	25	630	670	44
バチカン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ホンジュラス	107	102	102	104	-	123	65	92	81	67	67	110x	280	93
ハンガリー	112	100	99	-	100	-	77x	-	-	100	-	8	6	13300
アイスランド	104	-	99	-	102	-	-	-	-	-	-	-	4	12700
インド	105	71	96	96	-	83	56	74	37	47	39	250	450	70
インドネシア	106	93	96	98	100	103	61	93	82	79	46	230	420	97
イラン	104	88	110	97x	94	-	79	98	94	97	96	25	140	300
イラク	112	76x	94	88	70	75	50	84	-	80	65	84	300	72
アイルランド	106	-	101	-	106	-	-	-	-	100	100	6x	1	47600
イスラエル	105	-	101	-	100	-	-	-	-	-	-	5x	4	7800
イタリア	108	99	99	-	101	-	60x	-	68	-	-	7x	3	26600
ジャマイカ	110	113	100	100	105	105	69x	91	87x	97	94	95	170	240
日本	109	-	-	-	100	-	56x	-	-	100x	-	8x	6	11600
ヨルダン	105	93	102	100	103	104	57	99	94	99	99	41	62	450
カザフスタン	121	100	100	99	99	100	51	100	70x	100	100	31	140	360
ケニア	102	90x	102	100	97	114	39	88	52	42	39	410	560	39
キリバス	-	-	101x	-	111	-	22	88x	-	63	-	56	-	-
クウェート	105	97	99	-	105	-	50x	95x	-	98x	98x	5x	4	9600
キルギス	112	100	99	103	102	103	48	97	81x	98	97	100	150	240
ラオス	104	83	94	95	86	82	38	35	-	20	17	410	660	33
ラトビア	115	100	103	-	-	-	48x	-	-	100	-	9	10	8500
レバノン	106	-	99	99x	112	113x	58	96	-	98x	-	100x	150	290
レソト	103	123x	104	108	155	171	37	90	70	55	52	760	960	45
リベリア	105	85	93	93	89	84	11	79	66	46	37	990	1200	12
リビア	107	83	-	-	-	-	45x	81x	-	94x	-	77x	97	350
リヒテンシュタイン	-	-	103	-	111	-	-	-	-	-	-	-	-	-
リトアニア	118	100	99	-	101	-	47x	-	-	100	-	13	11	7800
ルクセンブルク	107	-	101	-	105	-	-	-	-	100	-	0x	12	5000
マダガスカル	106	85x	101	104	104	125	27	80	40	51	32	470	510	38
マラウイ	104	82	107	101	91	98	41	92	57	54	54	810	1100	18
マレーシア	107	95	100	-	110	-	55x	79	-	98	98	30	62	560
モルディブ	104	100	100	-	109	-	39	81x	91	84	-	140x	120	200
マリ	103	51	81	86	-	72	8	70	35	49	45	460	970	15
マルタ	105	104	99	-	107	-	-	-	-	98x	-	-	8	8300
マーシャル諸島	-	-	99	-	106	-	45	81	77	86	85	74x	-	-
モーリタニア	107	76	106	105	90	82	9	75	16x	61	48	690	820	22
モーリシャス	111	94	101	-	114	-	76x	-	-	98	98	22	15	3300
メキシコ	107	96	99	100	99	-	71	94	-	93	86	56	60	670
ミクロネシア連邦	102	-	-	-	-	-	45x	-	-	88x	-	270x	-	-
モナコ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
モンゴル	110	101	101	102	111	106	66	99	-	99	99	49	46	840
モンテネグロ	106	-	-	99	-	101	39	97	-	99	100	13	-	-
モロッコ	106	63	95	97	84	93	63	68	31	63	61	230	240	150
モザンビーク	103	58	93	97	91	98	16	89	53	55	58	410	520	45
ミャンマー	107	92x	-	102	100	94	34	76x	22x	57x	16x	320	380	110
ナミビア	103	99	106	101	121	132	55	95	70	81	81	450	210	170
ナウル	-	-	-	-	-	-	36	95	40	97	99	-	-	-
ネパール	102	62	95	95	-	83	48	44	29	19	18	280	830	31

表8 女性指標

	出生時の平均余命 (対男性比、%)	成人の識字率 (対男性比、%)	就学率・出席率 (対男性比、%)				避妊法の普及率 (%)	出産前のケアが行われている比率 (%) 2003-2008*		出産時ケアが行われている比率 (%) 2003-2008*		妊産婦死亡率†		
			初等教育 2003-2008*		中等教育 2003-2008*			最低1回	最低4回	専門技能者が付き添う出産	保健施設での出産	2005		生涯に妊婦・出産で死亡する危険(1/n)
			純就学率	純出席率	純就学率	純出席率						報告値	調整値	
オランダ	105	-	99	-	101	-	79x	-	-	100x	-	7x	6	10200
ニュージーランド	105	-	100	-	103x	-	75x	95x	-	100x	-	15x	9	5900
ニカラグア	109	102	100	108x	116	132x	72	90	78	74	74	87	170	150
ニジェール	103	37	74	70	63	65	11	46	15	33	17	650	1800	7
ナイジェリア	102	80	86	88	-	87	15	58	47	39	35	-	1100	18
ニウエ	-	-	-	-	105x	-	23x	-	-	100	-	-	-	-
ノルウェー	106	-	101	-	101	-	-	-	-	-	-	6x	7	7700
パレスチナ自治区	104	92	100	101x	106	-	50	99	-	99	97	-	-	-
オマーン	104	87	103	-	101	-	32x	100x	86	99	99	23	64	420
パキスタン	101	59	78	88	76	83	30	61	28	39	34	280	320	74
パラオ	-	-	96x	-	-	-	17x	-	-	100x	-	0x	-	-
パナマ	107	99	99	-	111	-	-	72x	-	92	92	60	130	270
バブアニューギニア	107	86	-	-	-	-	32	79	55	53	52	730x	470	55
パラグアイ	106	99	101	100	106	99	79	96	91	82	85	120	150	170
ペルー	108	90	102	101	100	100	71	91	87	71	72	190x	240	140
フィリピン	106	101	102	102	121	127	51	91	70	62	44	160	230	140
ポーランド	112	99	101	-	102	-	49x	-	-	100	-	3	8	10600
ポルトガル	109	97	99	-	110	-	-	-	-	100x	-	8x	11	6400
カタール	103	100	100	-	98	-	43x	-	-	99x	98x	10x	12	2700
韓国	109	-	93x	-	94	-	81x	-	-	100x	-	20	14	6100
モルドバ	112	99	98	102	103	103	68	98	89	100	99	16	22	3700
ルーマニア	110	99	100	-	98	-	70	94	76	98	98	15	24	3200
ロシア連邦	121	100	100	-	-	-	-	-	-	100	-	22	28	2700
ルワンダ	107	84x	103	103	-	88	36	96	13	52	45	750	1300	16
セントクリストファー・ネイビス	-	-	106	-	99	-	54	100	-	100	-	-	-	-
セントルシア	105	-	99	-	122	-	47x	99	-	98	-	-	-	-
セントビンセント・グレナディーン	106	-	94	-	124	-	48	95	-	100	-	-	-	-
サモア	109	99	102	-	114	-	43x	-	-	100x	-	29x	-	-
サンマリノ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
サントメ・プリンシペ	106	89	99	101	111	105	30	97	-	81	78	150	-	-
サウジアラビア	106	89	-	-	-	-	32x	90x	-	91x	91x	-	18	1400
セネガル	106	61	100	102	76	78	12	87	40	52	62	400	980	21
セルビア	107	-	100	100	-	108	41	98	-	99	99	13	-	-
セーシェル	-	101x	101	-	106	-	-	-	-	-	-	57	-	-
シエラレオネ	105	54	-	101	71	79	8	81	-	43	25	860	2100	8
シンガポール	106	94	-	-	-	-	62x	-	-	100x	-	6x	14	6200
スロバキア	111	-	101	-	-	-	74x	-	-	100	-	4	6	13800
スロベニア	110	100	100	-	101	-	74x	98x	-	100	-	17	6	14200
ソロモン諸島	103	-	99	-	87	-	27	74	65	70	85	140x	220	100
ソマリア	106	-	-	83	-	49	15	26	6	33	9	1000	1400	12
南アフリカ	106	98	100	104x	108	117x	60	92	56	91	89	170	400	110
スペイン	108	98	99	-	103	-	81x	-	-	-	-	6x	4	16400
スリランカ	111	96	100	-	-	-	68	99	-	99	98	44	58	850
スーダン	105	73x	83x	93	-	133	8	64	-	49	19	1100	450	53
スリナム	111	95	102	100	138	121	46	90	-	90	88	150x	72	530
スワジランド	97	97x	101	103	121	132	51	85	79	69	74	590	390	120
スウェーデン	105	-	100	-	100	-	-	-	-	-	-	5x	3	17400
スイス	106	-	99	-	95	-	82x	-	-	-	-	5x	5	13800
シリア	105	85	95x	100	97	101	58	84	-	93	70	65x	130	210
タジキスタン	108	100	96	98	86	83	37	89	49	88	73	97	170	160
タイ	110	97	100	100	112	109	77	98	-	97	97	12	110	500
旧ユーゴスラビア・マケドニア	107	97	100	96	98	99	-	94	-	99	99	4	10	6500
東ティモール	103	-	96	98	-	-	20	61	30	18	10	-	380	35
トーゴ	106	56x	88	93	48x	70	17	84	46x	62	63	480x	510	38
トンガ	108	100	97	-	125	-	23x	-	-	95x	-	140	-	-
トリニダード・トバゴ	111	99	100	100	104	107	43	96	-	98	97	45x	45	1400
チュニジア	106	80	101	98x	110	-	60	96	68	95	89x	69x	100	500
トルコ	107	84	96	96	86	83	73	92	54	91	90	29	44	880
トルクメニスタン	113	100	-	100	-	100	48	99	83x	100	98	14x	130	290
ツバル	-	-	-	-	-	-	31	97	-	98	93	-	-	-
ウガンダ	102	80	-	99	91	94	24	94	47	42	41	440	550	25

	出生時の平均余命 (対男性比、%)	成人の識字率 (対男性比、%)	就学率・出席率 (対男性比、%)				避妊法の普及率 (%)	出産前のケアが行われている比率(%) 2003-2008*		出産時ケアが行われている比率(%) 2003-2008*		妊産婦死亡率†		
			初等教育 2003-2008*		中等教育 2003-2008*			最低1回	最低4回	専門技能者が付き添う出産	保健施設での出産	2005		生涯に妊婦・出産で死亡する危険(1/n)
			純就学率	純出席率	純就学率	純出席率						2003-2008* 報告値	調整値	
ウクライナ	118	100	100	102	101	102	67	99	75	99	99	24	18	5200
アラブ首長国連邦	103	98	99	-	102	-	28x	97x	-	99x	99x	3x	37	1000
英国	106	-	101	-	104	-	84x	-	-	99x	-	7x	8	8200
タンザニア	103	83	99	106	90	108	26	76	62	43	47	580	950	24
米国	106	-	102	-	102	-	76x	-	-	99x	-	8x	11	4800
ウルグアイ	110	101	100	-	-	-	-	97	-	100x	-	18	20	2100
ウズベキスタン	110	98x	-	100	-	98	65	99	79x	100	97	28	24	1400
バヌアツ	106	95	99	101	87	-	38	84	-	74	80	150	-	-
ベネズエラ	108	99x	100	102x	114	147x	77x	94x	-	95	95	61	57	610
ベトナム	105	93x	94x	100	-	102	76	91	29x	88	64	160	150	280
イエメン	105	53	76	86	53	56	28	47	11x	36	24	370	430	39
ザンビア	102	78x	101	100	87	93	41	94	60	47	48	590	830	27
ジンバブエ	101	94	101	102	96	93	60	94	71	69	68	560	880	43

要約

アフリカ*	104	76	94	96	90	90	30	72	45	50	45	-	820	26
サハラ以南のアフリカ*	104	77	93	96	88	87	23	71	44	46	42	-	900	22
東部・南部アフリカ	104	78	98	101	91	92	32	72	42	41	39	-	760	29
西部・中部アフリカ	104	75	86	91	-	83	16	71	45	50	47	-	1100	17
中東と北アフリカ	105	80	96	95	92	94	56	78	-	76	65	-	210	140
アジア*	105	85	96	96**	-	90**	67	78	41**	63	54	-	350	110
南アジア	104	71	94	95	-	85	53	68	34	42	35	-	500	59
東アジアと太平洋諸国	105	94	99	99**	104**	105**	77	91	74**	91	78	-	150	350
ラテンアメリカとカリブ海諸国	109	99	100	101	107	108	75	94	84	91	88	-	130	280
CEE/CIS	114	97	98	98	95	96	64	95	-	97	93	-	46	1300
先進工業国§	107	-	101	-	102	-	-	-	-	-	-	-	8	8000
開発途上国§	105	86	96	96**	98**	91**	61	78	47**	63	56	-	450	76
後開発途上国§	104	71	94	97	88	91	30	64	35	38	33	-	870	24
世界	106	87	97	96**	99**	92**	61	78	47**	64	56	-	400	92

§ 各国、地域グループに属する領域も含む。分類については136~137ページ参照。

指標の定義

出生時の平均余命—新生児が、その出生時の人口集団の標準的な死亡の危険のもとで生きられる年数。

成人の識字率—15歳以上で読み書きできる者の数。当該年齢の総人口に占める比率で示されている。

就学率と出席率—女性の対男性比—女子純就学率と純出席率を男子純就学率と純出席率で割り百分率で示した数値。

初等教育あるいは中等教育の純就学率—公式の初等・中等教育就学年齢に相当する子どもであって初等・中等学校に就学する子どもの人数が、当該年齢の子どもの総人口に占める比率。

初等教育の純出席率—公式の初等教育就学年齢に相当する子どもであって初等学校または中等学校に通学する子どもの人数が、当該年齢の子どもの総人口に占める比率。

中等教育の純出席率—公式の中等教育就学年齢に相当する子どもであって中等学校またはそれ以上の学校に通学する子どもの人数が、当該年齢の子どもの総人口に占める比率。

避妊法の普及率—男性と婚姻中の関係にある15~49歳の女性のうち、現在避妊手段を使っている者の比率。

出産前のケアが行われている率—15~49歳の女性で、妊娠中に少なくとも1回、専門技能を有する保健従事者（医師、看護師または助産師）によるケアを受けた女性と、いずれかのサービス提供者から少なくとも4回ケアを受けた女性の比率。

専門技能者が付き添う出産の比率—専門技能を有する保健従事者（医師、看護師または助産師）が付き添う出産の比率。

保健施設での出産の比率—調査前2年間に出産した15~49歳の女性で、保健施設で出産をした女性の比率。

妊産婦死亡率—出生10万人あたり、妊娠関連の原因で死亡する女性の年間人数。「報告値」は各国から報告された数字で、報告漏れおよび分類の誤りを考慮して調整されていないもの。

生涯に妊婦・出産で死亡する危険—同指標は、1人の女性が生殖可能期間内に妊娠する確率、およびその妊娠・出産の結果として死亡する確率の双方を考慮に入れたもの（訳注：同指標が100の場合、女性が生殖可能期間内の妊娠・出産によって死亡する確率は100人に1人ということになる）。

データの主な出典

平均余命—国連人口局。

成人の識字率—ユネスコ統計研究所（UIS）。

初等・中等教育就学率—ユネスコ統計研究所（UIS）。

初等・中等教育出席率—人口保健調査（DHS）、複数指標クラスター調査（MICS）。

避妊法の普及率—DHS、MICS、国連人口局、ユニセフ。

出産前のケアが行われている率—DHS、MICS、その他の国別世帯調査。

専門技能者が付き添う出産の比率—DHS、MICS、世界保健機関（WHO）、ユニセフ。

保健施設での出産—DHS、MICS、WHO、ユニセフ。

妊産婦死亡率—WHO、ユニセフ。

生涯に妊婦・出産で死亡する危険—WHO、ユニセフ。

† 「報告値」と示した欄に挙げられた妊産婦死亡率のデータは各国当局が報告したもの。ユニセフ、WHO、国連人口基金（UNFPA）、世界銀行は定期的にこれらのデータを評価し、十分な資料の裏付けのある妊産婦の死亡に関する報告漏れや分類の誤りを調整し、データが存在しない国の推計値を出している。2005年の「調整値」の欄には、これらの改定値のうち直近の値が示されている。

注

- データなし。
- x データが列の見出しで指定されている年次もしくは期間以外のもの、標準的な定義によらないもの、または国内の一部地域のみに関するものであり、かつ地域別・世界全体の平均値の算出にあたって計算に入れられていないことを示す。
- y データが列の見出しで指定されている年次もしくは期間以外のもの、標準的な定義によらないもの、または国内の一部地域のみに関するものではあるが、地域別・世界全体の平均値の算出にあたっては計算に入れられたことを示す。
- * データが、列の見出しで指定されている期間内に入手できた直近の年次のものであることを示す。
- ** 中国を除く。
- # 当該地域の国・地域の一覧は136~137ページを参照。

表9 子どもの保護指標

国・地域	児童労働 (5-14 歳) 1999-2008 *			児童婚 2000-2008 *			出生登録 2000-2008 *			女性性器切除 / カットニング (FGM/C) 1997-2007 *		ドメスティック・ バイオレンスに 対する態度 2001-2008 *	子どもの 障害 1999-2008 *	子どもの しつけ 2005-2007 *
	全体	男	女	全体	都市部	農村部	全体	都市部	農村部	女性 (15-49 歳) ^a	娘 ^b			
アフガニスタン	30	28	33	43	-	-	6	12	4	-	-	-	-	-
アルバニア	12	14	9	8	7	8	98	97	98	-	-	30	16	49
アルジェリア	5	6	4	2	2	2	99	99	99	-	-	68	1y	86
アンドラ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
アンゴラ	24	22	25	-	-	-	29	34	19	-	-	-	-	-
アンティグアバーブーダ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
アルゼンチン	7y	8y	5y	-	-	-	91y	-	-	-	-	-	-	-
アルメニア	4y	-	-	10	7	16	96	97	95	-	-	22	12y	-
オーストラリア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
オーストリア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
アゼルバイジャン	7y	8y	5y	12	-	-	94	96	92	-	-	49	-	75
バハマ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
バーレーン	5	6	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
バングラデシュ	13	18	8	64	58	69	10	13	9	-	-	-	21	-
バルバドス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ベラルーシ	5	6	4	7	6	10	-	-	-	-	-	-	-	83
ベルギー	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ベリーズ	40	39	42	-	-	-	94	92	97	-	-	12	44	68
ベナン	46	47	45	34	19	47	60	68	56	13	2	47	-	-
ブータン	19y	16y	22y	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ボリビア	22	22	22	26	22	37	74	76	72	-	-	-	-	-
ボスニア・ヘルツェゴビナ	5	7	4	6	2	7	100	99	100	-	-	5	10	36
ボツワナ	-	-	-	-	-	-	58	66	52	-	-	-	-	-
ブラジル	6y	7y	4y	24y	-	-	89y	-	-	-	-	-	-	-
ブルネイ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ブルガリア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ブルキナファソ	47y	46y	48y	48	29	61	64	86	58	73	25	71	-	83
ブルンジ	19	19	19	18	14	18	60	62	60	-	-	-	-	-
カンボジア	45y	45y	45y	23	18	25	66	71	66	-	-	55	-	-
カメルーン	31	31	30	36	23	57	70	86	58	1	1	56	33	92
カナダ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
カボヴェルデ	3y	4y	3y	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1y	-
中央アフリカ共和国	47	44	49	61	57	64	49	72	36	26	7	-	48	88
チャド	53	54	51	72	65	73	9	36	3	45	21	-	3y	-
チリ	3	3	2	-	-	-	96y	-	-	-	-	-	-	-
中国	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2y	-
コロンビア	5	6	4	23	19	38	90	97	77	-	-	-	3y	-
コモロ	27	26	28	-	-	-	83	87	83	-	-	-	-	-
コンゴ	25	24	25	31	24	40	81y	88y	75y	-	-	76	-	-
クック諸島	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
コスタリカ	5	6	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
コートジボワール	35	36	34	35	27	43	55	79	41	36	9	65	-	90
クロアチア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
キューバ	-	-	-	-	-	-	100y	100y	100y	-	-	-	-	-
キプロス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
チェコ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
朝鮮民主主義人民共和国	-	-	-	-	-	-	99	99	99	-	-	-	-	-
コンゴ民主共和国	32	29	34	39	31	45	31	33	30	-	-	76	-	-
デンマーク	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ジブチ	8	8	8	5	5	13	89	90	82	93	49	-	-	70
ドミニカ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ドミニカ共和国	10	12	7	40	-	-	78	82	70	-	-	9	5y	83
エクアドル	8	7	8	22	-	-	85	85	85	-	-	-	-	-
エジプト	7	8	5	17	9	22	99	99	99	96	28y	50y	8y	92
エルサルバドル	6y	9y	4y	27	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
赤道ギニア	28	28	28	-	-	-	32	43	24	-	-	-	-	-
エリトリア	-	-	-	47	31	60	-	-	-	89	63	-	-	-
エストニア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
エチオピア	53	59	46	49	27	55	7	29	5	74	38	81	-	-
フィジー	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
フィンランド	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
フランス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ガボン	-	-	-	34	30	49	89	90	87	-	-	-	-	-

	児童労働 (5-14 歳) 1999-2008 *			児童婚 2000-2008 *			出生登録 2000-2008 *			女性性器切除 / カutting (FGM/C) 1997-2007 *		ドメスティック・ バイオレンスに 対する態度 2001-2008 *	子どもの 障害 1999-2008 *	子どもの しつけ 2005-2007 *
	全体	男	女	全体	都市部	農村部	全体	都市部	農村部	女性 (15-49 歳) ^a				
										女性 (15-49 歳) ^a	娘 ^b			
ガンビア	25	20	29	36	24	45	55	57	54	78	64	74	-	84
グルジア	18	20	17	17	12	23	92	97	87	-	-	7	30	66
ドイツ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ガーナ	34	34	34	22	15	28	51	69	42	4	1	47	21	89
ギリシャ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
グレナダ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
グアテマラ	29	25	32	35	-	-	-	-	-	-	-	-	2y	-
ギニア	25	26	24	63	45	75	43	78	33	96	57	86	-	-
ギニアビサウ	39	41	37	24	14	32	39	53	33	45	35	52	-	80
ガイアナ	16	17	16	20	15	22	93	96	92	-	-	18	-	74
ハイチ	21	22	19	30	27	33	81	87	78	-	-	29	-	-
バチカン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ホンジュラス	16	16	15	39	33	46	94	95	93	-	-	16	-	-
ハンガリー	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
アイスランド	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
インド	12	12	12	47	29	56	41	59	35	-	-	54	-	-
インドネシア	4y	5y	4y	24	15	33	55	69	43	-	-	25	-	-
イラン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
イラク	11	12	9	17	16	19	95	95	96	-	-	59	21	84
アイルランド	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
イスラエル	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
イタリア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ジャマイカ	6	7	5	9	7	11	89	89	88	-	-	6	24	87
日本	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ヨルダン	-	-	-	10	10	7	-	-	-	-	-	90y	-	-
カザフスタン	2	2	2	7	6	9	99	99	99	-	-	10	-	52
ケニア	26	27	25	25	19	27	48y	64y	44y	32	21	68	-	-
キリバス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
クウェート	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
キルギス	4	4	3	10	7	14	94	96	93	-	-	38	-	51
ラオス	11	10	13	-	-	-	72	84	68	-	-	81	10	71
ラトビア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
レバノン	7	8	6	11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
レソト	23	25	21	23	13	26	26	39	24	-	-	-	-	-
リベリア	21	21	21	38	25	49	4y	5y	3y	58	-	59	-	-
リビア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
リヒテンシュタイン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
リトアニア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ルクセンブルク	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
マダガスカル	32	36	28	39	29	42	75	87	72	-	-	28	-	-
マラウイ	26	25	26	50	38	53	-	-	-	-	-	28	-	-
マレーシア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
モルディブ	-	-	-	-	-	-	73	-	-	-	-	70	-	-
マリ	34	35	33	71	60	77	53	75	45	85	69	75	-	-
マルタ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
マーシャル諸島	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
モーリタニア	16	18	15	35	27	44	56	75	42	72	66	-	30	-
モーリシャス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
メキシコ	16y	15y	16y	25y	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ミクロネシア連邦	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
モナコ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
モンゴル	18	19	17	9	7	12	98	98	99	-	-	20	26	79
モンテネグロ	4	5	4	5	-	-	98	98	99	-	-	10	14	61
モロッコ	8	9	8	16	12	21	85	92	80	-	-	-	-	-
モザンビーク	22	21	24	52	39	60	31	39	28	-	-	36	14	-
ミャンマー	-	-	-	-	-	-	65y	88y	59y	-	-	-	-	-
ナミビア	13y	15y	12y	9	6	11	67	83	59	-	-	35	-	-
ナウル	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ネパール	31y	30y	33y	51	41	54	35	42	34	-	-	23	-	-
オランダ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ニュージーランド	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ニカラグア	15	18	11	43	36	55	81	90	73	-	-	17	-	-
ニジェール	43	43	43	75	42	84	32	71	25	2	1	70	-	-

表9 子どもの保護指標

	児童労働 (5-14歳) 1999-2008*			児童婚 2000-2008*			出生登録 2000-2008*			女性性器切除/カッピング (FGM/C) 1997-2007*		ドメスティック・ バイオレンスに 対する態度 2001-2008*	子どもの 障害 1999-2008*	子どもの しつけ 2005-2007*
	全体	男	女	全体	都市部	農村部	全体	都市部	農村部	女性 (15-49歳) ^a				
										女性 (15-49歳) ^a	娘 ^b			
ナイジェリア	13y	-	-	43	27	52	30	50	21	19	10	65	-	-
ニウエ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ノルウェー	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
パレスチナ自治区	-	-	-	19	-	-	96y	97y	96y	-	-	-	-	95
オマーン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
パキスタン	-	-	-	24	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
パラオ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
パナマ	3	5	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
バブアニューギニア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
パラグアイ	15	17	12	18	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ペルー	19	20	19	18	13	31	93	95	90	-	-	-	-	-
フィリピン	12	13	11	14	10	22	83	87	78	-	-	24	-	-
ポーランド	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ポルトガル	3y	4y	3y	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
カタール	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
韓国	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
モルドバ	32	32	33	19	16	22	98	98	98	-	-	21	-	-
ルーマニア	1	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ロシア連邦	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ルワンダ	35	36	35	13	9	14	82	79	83	-	-	48	2y	-
セントクリストファー・ネイビス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
セントルシア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
セントビンセント・グレナディーン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
サモア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
サンマリノ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
サントメ・プリンシペ	8	8	7	33	31	37	69	70	67	-	-	32	29	-
サウジアラビア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
セネガル	22	24	21	39	23	55	55	75	44	28	20	65	-	-
セルビア	10	12	8	6	4	8	99	99	99	-	-	6	14	73
セーシェル	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
シエラレオネ	48	49	48	56	34	66	48	62	44	94	35	85	34	92
シンガポール	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
スロバキア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
スロベニア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ソロモン諸島	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ソマリア	49	45	54	45	35	52	3	6	2	98	46	76y	-	-
南アフリカ	-	-	-	6	-	-	78y	-	-	-	-	-	-	-
スペイン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
スリランカ	8	9	7	12y	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
スーダン	13	14	12	34	24	40	33	53	22	89	43y	-	-	-
スリナム	6	7	5	19	14	33	97	98	95	-	-	13	39	84
スワジランド	9	9	9	5	1	6	30	38	28	-	-	38	-	-
スウェーデン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
スイス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
シリア	4	5	3	13	15	12	95	96	95	-	-	-	-	87
タジキスタン	10	9	11	13	13	13	88	85	90	-	-	74y	-	74
タイ	8	8	8	20	12	23	99	100	99	-	-	-	15	-
旧ユーゴスラビア・マケドニア	6	7	5	4	3	4	94	95	93	-	-	21	21	69
東ティモール	4	4	4	-	-	-	53y	-	-	-	-	-	-	-
トーゴ	29	29	30	24	15	36	78	93	69	6	1	53	-	90
トンガ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
トリニダード・トバゴ	1	1	1	8	-	-	96	-	-	-	-	8	-	75
チュニジア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
トルコ	5	4	6	18	17	22	84	87	79	-	-	39	-	-
トルクメニスタン	-	-	-	7	9	6	96	96	95	-	-	38y	-	-
ツバル	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ウガンダ	36	37	36	46	27	52	21	24	21	1	-	70	11y	-
ウクライナ	7	8	7	10	-	-	100	100	100	-	-	4	-	70
アラブ首長国連邦	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
英国	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
タンザニア	36	37	34	41	23	49	8	22	4	15	4	60	-	-
米国	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ウルグアイ	8y	8y	8y	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

	児童労働 (5-14 歳) 1999-2008 *			児童婚 2000-2008 *			出生登録 2000-2008 *			女性性器切除 / カutting (FGM/C) 1997-2007 *		ドメスティック・ バイオレンスに 対する態度 2001-2008 *	子どもの 障害 1999-2008 *	子どもの しつけ 2005-2007 *
	全体	男	女	全体	都市部	農村部	全体	都市部	農村部	女性 (15-49 歳) a		全体	全体	全体
										娘 ^b	娘 ^b			
ウズベキスタン	-	-	-	7	9	7	100	100	100	-	-	70	3	-
バヌアツ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ベネズエラ	8	9	6	-	-	-	92	-	-	-	-	-	-	-
ベトナム	16	15	16	10	3	13	88	94	86	-	-	64	4y	93
イエメン	23	21	24	32	28	35	22	38	16	23	20	-	29	94
ザンビア	12y	11y	12y	42	32	49	10	16	6	1	-	85	-	-
ジンバブエ	13y	12y	14y	34	20	44	74	83	71	-	-	48	-	-

要約

アフリカ [‡]	29n	30n	28n	34	22	44	41	58	33	46	22	63	-	-
サハラ以南のアフリカ [‡]	33n	34n	32n	39	27	49	35	51	28	38	21	64	-	-
東部・南部アフリカ	34	36	32	35	27	45	31	40	24	42	27	62	-	-
西部・中部アフリカ	35n	34n	35n	43	28	53	39	57	32	28	14	66	-	-
中東と北アフリカ	10	11	9	18	12	23	76	86	68	-	-	-	-	89
アジア [#]	12**	13**	12**	40**	25**	51**	45**	63**	38**	-	-	48**	-	-
南アジア	13	13	12	46	33	58	36	53	31	-	-	54	-	-
東アジアと太平洋諸国	10**	10**	10**	19**	12**	25**	72**	81**	67**	-	-	35**	3	-
ラテンアメリカとカリブ海諸国	10	11	10	25	-	-	89	-	-	-	-	-	-	-
CEE/CIS	6	6	6	12	-	-	92	93	92	-	-	32	-	-
先進工業国 [§]	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
開発途上国 [§]	16***	17***	16***	35**	23**	47**	50**	65**	39**	-	-	52**	-	-
後発開発途上国 [§]	30	31	28	48	37	54	29	42	25	-	-	62	-	-
世界	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

§ 各国、地域グループに属する領域も含む。分類については136～137ページ参照。

指標の定義

児童労働—調査の時点で児童労働活動に従事した5～14歳の子どもの比率。子どもは、以下の条件で児童労働に従事したとみなされる。(a) 5～11歳の子どもで調査期間の直前の週に少なくとも1時間の経済活動に従事しているか、もしくは少なくとも28時間の家事労働に従事している。(b) 12～14歳の子どもで調査期間の直前の週に少なくとも14時間の経済活動に従事しているか、もしくは少なくとも28時間の家事労働に従事している。

児童労働の背景変数—子どもの性別、居住地（都市部・農村部）、世帯資産より構成された人口の最貧困層20%・最富裕層20%（世帯資産の評価手法についての詳細はwww.childinfo.orgを参照）、母親の教育（一定の水準の教育を受けているかいないか）。

児童婚—18歳より前に結婚または婚姻として認められる結合の状態にあった20～24歳の女性の比率。

出生登録—調査の時点で出生登録されていた5歳未満の子どもの比率。この指標は、調査者によって出生証明書が確認された子どもや、母親や世話人の証言によって出生登録が確認されている子どもを含む。

女性性器切除/カutting (FGM/C)—(a) 女性・15～49歳で女性性器切除 (FGM/C) を受けた女性の比率。(b) 娘・少なくともひとりの娘がFGM/Cを受けた15～49歳の女性の比率。女性性器切除 (FGM/C) は社会的理由で女性性器を切り取る、または、変形させることをいう。

ドメスティック・バイオレンスに対する態度—掲げられた理由の少なくともひとつに該当すれば、夫が妻を殴打することも正当化されると考えている15～49歳の女性の比率。女性に対して、妻が食べ物を焦がしたとき、夫に口答えしたとき、断りなく外出したとき、子どもを放任したとき、性的な関係を拒んだときなどのような事情があれば、夫が妻を殴打することも正当化されるかどうかという質問がなされた。

子どもの障害—障害に関する質問の少なくともひとつにスクリーニング陽性だった2～9歳の子どもの比率。

子どものしつけ—何かしらの心理的または身体的罰を経験した2～14歳の子どもの比率。

データの主な出典

児童労働—複数指標クラスター調査 (MICS)、人口保健調査 (DHS)、その他の国別調査。

児童婚—MICS、DHS、その他の国別調査。

出生登録—MICS、DHS、その他の国別調査および人口動態統計システム。

女性性器切除/カutting (FGM/C)—MICS、DHS、その他の国別調査。

ドメスティック・バイオレンスに対する態度—MICS、DHS、その他の国別調査。

子どもの障害—MICS、DHS、その他の国別調査。

子どものしつけ—MICS、DHS、その他の国別調査。

注

- データなし。
- y データが列の見出しで指定されている年次もしくは期間以外のもの、標準的な定義によらないもの、または国内の一部地域のみに関するものであるが、地域別・世界全体の平均値の算出にあたっては計算に入れられたことを示す。
- n ナイジェリアを除く。
- * データが、列の見出しで指定されている期間内に入手できた直近の年次のものであることを示す。
- ** 中国を除く。
- *** 中国とナイジェリアを除く。
- # 当該地域の国・地域の一覧は136～137ページを参照。

表中の国の分類

10の項目別統計表の末尾に掲げられた平均を算出する際には、以下のように分類された国・領域のデータを用いている。

ユニセフが定める地域・国の新たな分類について

ユニセフは『世界子供白書 特別版』で初めて国と地域の分類にアフリカとアジアという2つの大陸に関する統計指標を加えた。

アフリカ

東部・南部アフリカ、西部・中部アフリカ、すべての国と地域および次にあげる中東と北アフリカの国と地域を含む：アルジェリア、ジブチ、エジプト、リビア、モロッコ、スーダン、チュニジア。

サハラ以南のアフリカ

東部・南部アフリカ、西部・中部アフリカのすべての国と地域に加えて、**ジブチ、スーダンが含まれるようになった**。こうした変更の結果、過去の『世界子供白書』に掲載されているサハラ以南のアフリカの地域別推定値は、今年の白書で発表されている推計値と厳密には比較することができない。

アジア

南アジア、東アジアと太平洋諸国のすべての国と地域を含む。

先進工業国/地域

ユニセフの地域分類に含まれていない国と地域として定義される。

開発途上国/地域

国連システムにおいて「先進国/地域」と「開発途上国/地域」を指定する確立した協定がないため、統計分析のみを目的として開発途上国/地域と分類される。

後発開発途上国/地域

国連によって「後発開発途上」と分類された国と地域。

ユニセフの地域分類

アフリカ

サハラ以南のアフリカ；北アフリカ（アルジェリア、エジプト、リビア、モロッコ、チュニジア）

サハラ以南のアフリカ

東部・南部アフリカ；西部・中部アフリカ；ジブチ、スーダン

東部・南部アフリカ

アンゴラ；ボツワナ；ブルンジ；コモロ；エリトリア；エチオピア；ケニア；レソト；マダガスカル；マラウイ；モーリシャス；モザンビーク；ナミビア；ルワンダ；セーシェル；ソマリア；南アフリカ；スワジランド；ウガンダ；タンザニア；ザンビア；ジンバブエ

西部・中部アフリカ

ベナン；ブルキナファソ；カメルーン；カボヴェルデ；中央アフリカ共和国；チャド；コンゴ；コートジボワール；コンゴ民主共和国；赤道ギニア；ガボン；ガンビア；ガーナ；ギニア；ギニアビサウ；リベリア；マリ；モリタニア；ニジェール；ナイジェリア；サントメプリンシペ；セネガル；シエラレオネ；トーゴ

中東と北アフリカ

アルジェリア；バーレーン；ジブチ；エジプト；イラン；イラク；ヨルダン；クウェート；レバノン；リビア；モロッコ；パレスチナ自治区；オマーン；カタール；サウジアラビア；スーダン；シリア；チュニジア；アラブ首長国連邦；イエメン

アジア

南アジア、東アジアと太平洋諸国

南アジア

アフガニスタン；バングラデシュ；ブータン；インド；モルディブ；ネパール；パキスタン；スリランカ

東アジアと太平洋諸国

ブルネイ；カンボジア；中国；クック諸島；朝鮮民主主義人民共和国；フィジー；インドネシア；キリバス；ラオス；マレーシア；マーシャル諸島；ミクロネシア連邦；モンゴル；ミャンマー；ナウル；ニウエ；パラオ；パプアニューギニア；フィリピン；韓国；サモア；シンガポール；ソロモン諸島；タイ；東ティモール；トンガ；ツバル；バヌアツ；ベトナム

ラテンアメリカとカリブ海諸国

アンティグアバーブーダ；アルゼンチン；バハマ；バルバドス；ベリーズ；

ボリビア；ブラジル；チリ；コロンビア；コスタリカ；キューバ；ドミニカ；ドミニカ共和国；エクアドル；エルサルバドル；グレナダ；グアテマラ；ガイアナ；ハイチ；ホンジュラス；ジャマイカ；メキシコ；ニカラグア；パナマ；パラグアイ；ペルー；セントクリストファーネイビス；セントルシア；セントビンセント・グレナディーン；スリナム；トリニダードトバゴ；ウルグアイ；ベネズエラ

CEE/CIS

アルバニア；アルメニア；アゼルバイジャン；ベラルーシ；ボスニア・ヘルツェゴビナ；ブルガリア；クロアチア；グルジア；カザフスタン；キルギス；モンテネグロ；モルドバ；ルーマニア；ロシア連邦；セルビア；タジキスタン；旧ユーゴスラビア・マケドニア；トルコ；トルクメニスタン；ウクライナ；ウズベキスタン

ユニセフの国分類

先進工業国/地域

アンドラ；オーストラリア；オーストリア；ベルギー；カナダ；キプロス；チェコ；デンマーク；エストニア；フィンランド；フランス；ドイツ；ギリシャ；パチカン；ハンガリー；アイスランド；アイルランド；イスラエル；イタリア；日本；ラトビア；リヒテンシュタイン；リトアニア；ルクセンブルク；マルタ；モナコ；オランダ；ニュージーランド；ノルウェー；ポーランド；ポルトガル；サンマリノ；スロバキア；スロベニア；スペイン；スウェーデン；スイス；英国；米国

開発途上国/地域

アフガニスタン；アルジェリア；アンゴラ；アンティグアバーブーダ；アルゼンチン；アルメニア；アゼルバイジャン；バハマ；バーレーン；バングラデシュ；バルバドス；ベリーズ；ベナン；ブータン；ボリビア；ボツワナ；ブラジル；ブルネイ；ブルキナファソ；ブルンジ；カンボジア；カメルーン；カボヴェルデ；中央アフリカ共和国；チャド；チリ；中国；コロンビア；コモロ；コンゴ；クック諸島；コスタリカ；コートジボワール；キューバ；キプロス；コンゴ民主共和国；朝鮮民主主義人民共和国；ジブチ；ドミニカ；ドミニカ共和国；エクアドル；エジプト；エルサルバ

人間開発の進展を測る

表10について

開発を包括的に評価しようとするのであれば、経済的進展とともに、人間的進展を評価する手段が必要になる。ユニセフの観点からは、子どもの福祉水準とその変化の度合いを測定する手段についての合意が必要である。

表10（138～141ページ）では、そのような進展を示す主たる指標として5歳未満児死亡率（U5MR）を用いた。2008年、5歳の誕生日を迎える前に命を失う子どもの推定数は、880万だった。1970年には毎年約1,700万人の子どもが命を落としていたことと比較すると、これは、世界の5歳未満児の死亡数が長期的には顕著な形で減少してきたことを浮き彫りにするものである。

U5MRには、子どもの福祉について測るものとして、いくつかの利点がある。

- 第1に、U5MRは発展過程の最終的結果を測定するものであって、就学水準、1人あたりのカロリー摂取率、人口1,000人あたりの医師の人数のような「インプット」を測定するものではない。後者はいずれも目的達成のための手段である。
- 第2に、U5MRは多種多様なインプットの結果であることが知られている。例えば、肺炎治療のための抗生物質、マラリアを予防する殺虫剤処理を施した蚊帳、母親の栄養状態や保健知識、予防接種やORTの利用水準、母子保健サービス（出産前のケアを含む）の利用可能性、家族の所得や食糧の入手可能性、安全な飲料水や基礎的衛生設備の利用可能性、子どもの環境の全体的安全性などがある。
- 第3に、U5MRは、例えば1人あたりのGNIなどに比べ、平均値という落とし穴に陥る危険性が少ない。これは、人為的尺度では豊かな子どもが1,000倍も多い所得を得ているということはあるけれども、自然の尺度ではそのような子どもの生存可能性が1,000倍も高いということはないからである。言い換えれば、各国のU5MRは豊かな少数者の存在にはるかに影響

されにくいので、大多数の子ども（および社会全体）の健康状態を、完全からはほど遠いにしても、いっそう正確に描き出すことができる。

U5MR削減にあたっての進展の速さは、その年間平均削減率（AARR）を算出することで評価することができる。絶対的増減を比較するのは異なり、AARRは、U5MRが低くなるにつれてそれ以上の削減がますます困難になるという事実を反映したものである。例えば、5歳未満児死亡率が低くなれば、絶対的な低下のポイント数が同じであっても削減率は当然大きくなる。したがってAARRは、例えばU5MRが10ポイント低くなった場合、5歳未満児死亡率が低かったほど進展の度合いが高かったということを示すものである。U5MRが100から90に10ポイント下がれば10%の削減が生じたことになるが、20から10に下がれば50%の削減が生じたことになる。（削減率がマイナスの場合は、指定期間内に5歳未満児死亡率が増加したことを意味する。）

そのため、U5MRとその削減率を国内総生産の成長率と合わせて用いることにより、いずれかの国、領域または地域で、いずれかの期間に、最も重要な人間的ニーズの一部を充足することに向けてどのような進展があったかがわかることになる。

表10が示しているように、U5MRの年間削減率と1人あたり国内総生産の年間成長率との間には確固たる連関は存在しない。このような比較は、経済的発展と人間開発との間の関連性を浮き彫りにするうえで役に立つものである。

最後に、表10には各国・領域の合計特殊出生率とその年間平均減少率も併せて示した。これにより、U5MRを大きく削減できた国の多くは出生率も大きく削減できていることがわかる。

ドル；赤道ギニア；エリトリア；エチオピア；フィジー；ガボン；ガンビア；グルジア；ガーナ；グレナダ；グアテマラ；ギニア；ギニアビサウ；ガイアナ；ハイチ；ホンジュラス；インド；インドネシア；イラン；イラク；イスラエル；ジャマイカ；ヨルダン；カザフスタン；ケニア；キリバス；クウェート；キルギス；ラオス；レバノン；レソト；リベリア；リビア；マダガスカル；マラウイ；マーレーシア；モルディブ；マリ；マーシャル諸島；モーリタニア；モーリシャス；メキシコ；ミクロネシア連邦；モンゴル；モロッコ；モザンビーク；ミャンマー；ナミビア；ナウル；ネパール；ニカラグア；ニジェール；ナイジェリア；ニウエ；パレスチナ自治区；オマーン；パキスタン；パラオ；パナマ；パプアニューギニア；パラグアイ；ペルー；フィリピン；カタール；韓国；ルワンダ；セントクリストファー・ネイビス；セントルシア；セントビンセント・グレナディーン；サモア；サントメプリンシペ；サウジアラビア；セネガル；セーシェル；シエラレオネ；シンガポール；ソロモン諸島；ソマリア；南アフリカ；スリランカ；スーダン；スリナム；スワジランド；シリア；タジキスタン；タイ；東ティモール；トーゴ；トンガ；トリニダード・トバゴ；チュニジア；トルコ；トルクメニスタン；ツバル；ウガンダ；アラブ首長国連邦；タンザニア；ウルグアイ；ウズベキスタン；バヌアツ；ベネズエラ；ベトナム；イエメン；ザンビア；ジンバブエ

後発開発途上国/地域

アフガニスタン；アンゴラ；バングラデシュ；ベナン；ブータン；ブルキナファソ；ブルンジ；カンボジア；中央アフリカ共和国；チャド；コモロ；コンゴ民主共和国；ジブチ；赤道ギニア；エリトリア；エチオピア；ガンビア；ギニア；ギニアビサウ；ハイチ；キリバス；ラオス；レソト；リベリア；マダガスカル；マラウイ；モルディブ；マリ；モーリタニア；モザンビーク；ミャンマー；ネパール；ニジェール；ルワンダ；サモア；サントメプリンシペ；セネガル；シエラレオネ；ソロモン諸島；ソマリア；スーダン；東ティモール；トーゴ；ツバル；ウガンダ；タンザニア；バヌアツ；イエメン；ザンビア

表10 前進の速度

国・地域	5歳未満児死亡率の順位	5歳未満児死亡率				5歳未満児死亡率			1人あたりのGDP年間平均成長率(%)		合計特殊出生率			合計特殊出生率の年間平均減少(%)	
		5歳未満児死亡率				年間平均削減率(%) [◎]		1990年以降の削減率(%) [◎]	1人あたりのGDP年間平均成長率(%)		合計特殊出生率			合計特殊出生率の年間平均減少(%)	
		1970	1990	2000	2008	1970-1990	1990-2008		1970-1990	1990-2008	1970	1990	2008	1970-1990	1990-2008
アフガニスタン	1	320	260	257	257	1.0	0.1	1	-	-	7.7	8.0	6.6	-0.2	1.0
アルバニア	125	107	46	24	14	4.2	6.6	70	-0.7x	5.3	4.9	2.9	1.9	2.6	2.5
アルジェリア	66	202	64	48	41	5.7	2.5	36	1.6	1.4	7.4	4.7	2.4	2.3	3.8
アンドラ	172	-	9	5	4	-	4.5	56	-	-	-	-	-	-	-
アンゴラ	2	-	260	239	220	-	0.9	15	-	3.4	7.3	7.2	5.8	0.1	1.2
アンティグアバーブーダ	136	-	-	19	12	-	-	-	8.3x	2.2	-	-	-	-	-
アルゼンチン	116	68	29	21	16	4.3	3.3	45	-0.7	1.8	3.1	3.0	2.2	0.1	1.6
アルメニア	97	-	56	36	23	-	4.9	59	-	6.2	3.2	2.5	1.7	1.2	2.1
オーストラリア	158	21	9	6	6	4.2	2.3	33	1.5	2.3	2.7	1.9	1.8	1.9	0.1
オーストリア	172	29	9	6	4	5.9	4.5	56	2.4	1.8	2.3	1.5	1.4	2.4	0.3
アゼルバイジャン	72	-	98	69	36	-	5.6	63	-	4.0	4.6	3.0	2.1	2.2	1.8
バハマ	130	-	25	20	13	-	3.6	48	1.9	1.1	3.6	2.6	2.0	1.6	1.4
バーレーン	136	80	16	13	12	8.0	1.6	25	-1.3x	2.4x	6.5	3.7	2.3	2.8	2.7
バングラデシュ	58	239	149	91	54	2.4	5.6	64	0.4	3.3	6.9	4.4	2.3	2.2	3.5
バルバドス	140	-	18	15	11	-	2.7	39	1.7	2.2x	3.1	1.7	1.5	3.1	0.5
ベラルーシ	130	-	24	18	13	-	3.4	46	-	3.9	2.3	1.9	1.3	1.0	2.2
ベルギー	167	24	10	6	5	4.4	3.9	50	2.2	1.8	2.2	1.6	1.8	1.7	-0.6
ベリーズ	107	100	43	27	19	4.2	4.5	56	2.9	2.3	6.3	4.5	2.9	1.7	2.4
ベナン	23	256	184	144	121	1.7	2.3	34	0.3	1.2	6.6	6.7	5.4	-0.1	1.2
ブータン	44	288	148	106	81	3.3	3.3	45	-	5.0	6.7	5.9	2.6	0.6	4.5
ボリビア	58	241	122	86	54	3.4	4.5	56	-1.1	1.5	6.6	4.9	3.5	1.5	1.9
ボスニア・ヘルツェゴビナ	120	-	23	17	15	-	2.4	35	-	10.4x	2.9	1.7	1.2	2.6	1.9
ボツワナ	83	142	50	81	31	5.2	2.7	38	8.2	4.0	6.6	4.7	2.9	1.7	2.7
ブラジル	100	135	56	34	22	4.4	5.2	61	2.3	1.4	5.0	2.8	1.9	2.9	2.2
ブルネイ	153	-	11	8	7	-	2.5	36	-2.2x	-0.3x	5.7	3.2	2.1	2.8	2.4
ブルガリア	140	33	18	17	11	3.0	2.7	39	3.4x	2.7	2.2	1.7	1.4	1.1	1.1
ブルキナファソ	11	280	201	188	169	1.7	1.0	16	1.3	2.5	6.6	6.8	5.9	-0.2	0.8
ブルンジ	12	229	189	178	168	1.0	0.7	11	1.1	-2.0	6.8	6.6	4.6	0.1	2.1
カンボジア	41	-	117	106	90	-	1.5	23	-	6.3x	5.9	5.8	2.9	0.1	3.8
カメルーン	19	213	149	147	131	1.8	0.7	12	3.3	0.7	6.2	5.9	4.6	0.2	1.4
カナダ	158	22	8	6	6	5.1	1.6	25	2.0	2.1	2.2	1.7	1.6	1.5	0.3
カボヴェルデ	88	151	63	41	29	4.4	4.3	54	-	3.8	7.0	5.3	2.7	1.4	3.7
中央アフリカ共和国	10	237	178	181	173	1.4	0.2	3	-1.3	-0.7	6.0	5.8	4.8	0.1	1.0
チャド	3	-	201	205	209	-	-0.2	-4	-1.0	2.4	6.5	6.7	6.2	-0.1	0.4
チリ	147	83	22	11	9	6.6	5.0	59	1.5	3.6	4.0	2.6	1.9	2.1	1.7
中国	102	117	46	36	21	4.7	4.4	54	6.6	9.0	5.5	2.3	1.8	4.3	1.6
コロンビア	105	104	35	26	20	5.4	3.1	43	2.2	1.3	5.6	3.1	2.4	2.9	1.4
コモロ	32	197	128	114	105	2.2	1.1	18	0.1x	-0.4	7.1	5.5	4.0	1.2	1.8
コンゴ	22	142	104	116	127	1.6	-1.1	-22	3.1	0.4	6.3	5.4	4.4	0.8	1.1
クック諸島	120	63	18	17	15	6.3	1.0	17	-	-	-	-	-	-	-
コスタリカ	140	82	22	13	11	6.6	3.9	50	0.7	2.7	5.0	3.2	2.0	2.3	2.7
コートジボワール	25	232	150	138	114	2.2	1.5	24	-1.9	-1.0	7.9	6.3	4.6	1.2	1.7
クロアチア	158	-	13	8	6	-	4.3	54	-	3.0	2.0	1.7	1.4	0.9	0.9
キューバ	158	40	14	9	6	5.2	4.7	57	-	3.6x	4.0	1.8	1.5	4.2	0.8
キプロス	172	-	11	7	4	-	5.6	64	6.1x	2.5x	2.6	2.4	1.5	0.4	2.6
チェコ	172	-	12	6	4	-	6.1	67	-	2.5	2.0	1.8	1.4	0.5	1.4
朝鮮民主主義人民共和国	57	70	55	55	55	1.2	0.0	0	-	-	4.0	2.4	1.9	2.6	1.4
コンゴ民主共和国	5	240	199	199	199	0.9	0.0	0	-2.4	-3.7	6.2	7.1	6.0	-0.7	0.9
デンマーク	172	16	9	6	4	2.9	4.5	56	2.0	1.8	2.1	1.7	1.8	1.2	-0.6
ジブチ	39	-	123	106	95	-	1.4	23	-	-1.8	7.4	6.2	3.9	0.9	2.6
ドミニカ	140	72	18	16	11	6.9	2.7	39	4.7x	1.6	-	-	-	-	-
ドミニカ共和国	79	125	62	39	33	3.5	3.5	47	2.1	3.8	6.2	3.5	2.6	2.9	1.5
エクアドル	95	138	53	34	25	4.8	4.2	53	1.3	1.4	6.3	3.7	2.6	2.7	2.0
エジプト	97	236	90	47	23	4.8	7.6	74	4.1	2.5	5.9	4.6	2.9	1.3	2.6
エルサルバドル	109	163	62	33	18	4.8	6.9	71	-1.9	2.8	6.2	4.0	2.3	2.3	3.0
赤道ギニア	14	-	198	168	148	-	1.6	25	-	20.6	5.7	5.9	5.3	-0.2	0.6
エリトリア	56	-	150	89	58	-	5.3	61	-	-0.9x	6.6	6.2	4.6	0.3	1.6
エストニア	158	-	18	11	6	-	6.1	67	1.5x	5.1x	2.1	1.9	1.7	0.4	0.9
エチオピア	27	230	210	148	109	0.5	3.6	48	-	2.4	6.8	7.1	5.3	-0.2	1.6
フィジー	109	-	22	18	18	-	1.1	18	0.7	1.4	4.5	3.4	2.7	1.5	1.2
フィンランド	188	16	7	4	3	4.1	4.7	57	2.8	2.8	1.9	1.7	1.8	0.3	-0.3

	5歳未満児 死亡率の 順位	5歳未満児死亡率							1人あたりのGDP 年間平均成長率 (%)		合計特殊出生率			合計特殊出生率の 年間平均減少 (%)	
		5歳未満児死亡率				年間平均削減率 (%) ^o		1990年以降 の削減率 (%) ^o	1970-1990	1990-2008	1970	1990	2008	1970-1990	1990-2008
		1970	1990	2000	2008	1970-1990	1990-2008								
フランス	172	18	9	5	4	3.5	4.5	56	2.2	1.5	2.5	1.8	1.9	1.7	-0.4
ガボン	46	-	92	87	77	-	1.0	16	0.2	-1.0	4.7	5.2	3.3	-0.5	2.5
ガンビア	30	311	153	131	106	3.5	2.0	31	0.7	0.4	6.1	6.1	5.1	0.0	1.0
グルジア	86	-	47	35	30	-	2.5	36	3.2	2.4	2.6	2.2	1.6	0.9	1.8
ドイツ	172	26	9	5	4	5.3	4.5	56	2.3	1.4	2.0	1.4	1.3	1.9	0.2
ガーナ	47	179	118	111	76	2.1	2.4	36	-2.0	2.1	7.0	5.6	4.3	1.1	1.5
ギリシャ	172	32	11	7	4	5.3	5.6	64	1.3	2.8	2.4	1.4	1.4	2.5	0.2
グレナダ	120	-	40	20	15	-	5.4	63	4.2x	2.7	4.6	3.8	2.3	0.9	2.9
グアテマラ	77	165	77	47	35	3.8	4.4	55	0.2	1.4	6.2	5.6	4.1	0.6	1.7
ギニア	16	326	231	185	146	1.7	2.5	37	0.2x	1.3	6.8	6.7	5.4	0.1	1.2
ギニアビサウ	6	-	240	218	195	-	1.2	19	0.1	-2.6	6.1	5.9	5.7	0.2	0.2
ガイアナ	54	-	88	72	61	-	2.0	31	-1.6	2.4	5.6	2.6	2.3	3.8	0.6
ハイチ	48	222	151	109	72	1.9	4.1	52	-0.3	-2.0	5.8	5.4	3.5	0.3	2.4
バチカン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ホンジュラス	83	172	55	40	31	5.7	3.2	44	0.8	1.6	7.3	5.1	3.3	1.7	2.5
ハンガリー	153	40	17	10	7	4.3	4.9	59	3.0	3.3	2.0	1.8	1.4	0.6	1.6
アイスランド	188	16	7	4	3	4.1	4.7	57	3.2	2.5	3.0	2.2	2.1	1.6	0.2
インド	49	191	116	94	69	2.5	2.9	41	2.1	4.7	5.5	4.0	2.7	1.5	2.1
インドネシア	66	170	86	56	41	3.4	4.1	52	4.7	2.4	5.5	3.1	2.2	2.8	2.0
イラン	81	190	73	48	32	4.8	4.6	56	-2.3	2.7	6.6	4.8	1.8	1.6	5.4
イラク	64	125	53	48	44	4.3	1.0	17	-	-	7.4	6.0	4.1	1.0	2.2
アイルランド	172	23	9	7	4	4.7	4.5	56	2.8	5.5	3.9	2.1	2.0	3.1	0.4
イスラエル	167	-	11	7	5	-	4.4	55	1.9	1.7	3.8	3.0	2.8	1.2	0.4
イタリヤ	172	34	10	6	4	6.1	5.1	60	2.8	1.2	2.5	1.3	1.4	3.2	-0.3
ジャマイカ	83	61	33	32	31	3.1	0.3	6	-1.3	0.7	5.5	2.9	2.4	3.1	1.2
日本	172	17	6	5	4	5.2	2.3	33	3.0	1.0	2.1	1.6	1.3	1.5	1.2
ヨルダン	105	110	38	27	20	5.3	3.6	47	2.5x	2.2	7.9	5.5	3.1	1.8	3.2
カザフスタン	86	-	60	44	30	-	3.9	50	-	3.5	3.5	2.8	2.3	1.1	1.2
ケニア	21	154	105	128	128	1.9	-1.1	-22	1.2	0.1	8.1	6.0	4.9	1.5	1.1
キリバス	61	156	89	63	48	2.8	3.4	46	-5.3	2.5	-	-	-	-	-
クウェート	140	59	15	13	11	6.8	1.7	27	-6.8x	1.8x	7.2	3.5	2.2	3.6	2.7
キルギス	70	-	75	51	38	-	3.8	49	-	0.0	4.9	3.9	2.5	1.2	2.3
ラオス	54	211	157	86	61	1.5	5.3	61	-	4.2	6.0	6.0	3.5	0.0	3.1
ラトビア	147	-	17	15	9	-	3.5	47	3.4	4.9	1.9	1.9	1.4	0.0	1.7
レバノン	130	56	40	24	13	1.7	6.2	68	-	2.6	5.1	3.1	1.8	2.4	2.9
レソト	45	167	101	109	79	2.5	1.4	22	2.8	2.1	5.8	4.9	3.3	0.8	2.2
リベリア	17	269	219	174	145	1.0	2.3	34	-4.2	1.8	6.8	6.5	5.1	0.2	1.4
リビア	112	140	38	24	17	6.5	4.5	55	-	1.8x	7.6	4.8	2.7	2.3	3.2
リヒテンシュタイン	193	-	10	6	2	-	8.9	80	-	-	-	-	-	-	-
リトアニア	153	-	16	11	7	-	4.6	56	-	3.4	2.3	2.0	1.3	0.7	2.2
ルクセンブルク	188	23	9	5	3	4.7	6.1	67	2.7	3.2	2.0	1.6	1.7	1.1	-0.3
マダガスカル	30	189	167	132	106	0.6	2.5	37	-2.3	-0.3	7.3	6.3	4.7	0.8	1.6
マラウイ	34	336	225	162	100	2.0	4.5	56	-0.1	0.6	7.3	7.0	5.5	0.2	1.3
マレーシア	158	52	18	10	6	5.3	6.1	67	4.0	3.4	5.6	3.7	2.6	2.0	2.1
モルディブ	89	-	111	55	28	-	7.7	75	-	6.0x	7.0	6.1	2.0	0.7	6.1
マリ	7	374	250	217	194	2.0	1.4	22	-0.3	2.2	6.7	6.4	5.5	0.2	0.9
マルタ	158	28	11	7	6	4.7	3.4	45	6.5	2.6x	2.1	2.0	1.3	0.0	2.7
マーシャル諸島	72	103	49	39	36	3.7	1.7	27	-	-1.0	-	-	-	-	-
モーリタニア	24	224	129	122	118	2.8	0.5	9	-0.9	0.6x	6.8	5.9	4.5	0.7	1.5
モーリシャス	112	86	24	19	17	6.4	1.9	29	5.1x	3.7	3.7	2.2	1.8	2.5	1.2
メキシコ	112	110	45	26	17	4.5	5.4	62	1.6	1.6	6.7	3.4	2.2	3.4	2.4
ミクロネシア連邦	69	-	58	47	39	-	2.2	33	-	-0.7	6.9	5.0	3.6	1.7	1.8
モナコ	172	-	8	5	4	-	3.9	50	-	-	-	-	-	-	-
モンゴル	66	-	98	63	41	-	4.8	58	-	2.5	7.5	4.2	2.0	2.9	4.1
モンテネグロ	149	-	15	14	8	-	3.5	47	-	0.5	2.4	1.9	1.6	1.2	0.7
モロッコ	72	183	88	54	36	3.7	5.0	59	2.0	2.2	7.1	4.0	2.4	2.8	3.0
モザンビーク	20	280	249	183	130	0.6	3.6	48	-1.0x	4.3	6.6	6.2	5.1	0.3	1.2
ミャンマー	35	177	120	107	98	1.9	1.1	18	1.5	8.1x	6.1	3.4	2.3	2.9	2.2
ナミビア	65	103	72	77	42	1.8	3.0	42	-2.3x	2.0	6.5	5.2	3.4	1.1	2.5
ナウル	63	-	-	51	45	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ネパール	60	237	142	85	51	2.6	5.7	64	1.2	1.9	6.1	5.2	2.9	0.9	3.2

表10 前進の速度

	5歳未満児死亡率の順位	5歳未満児死亡率							1人あたりのGDP年間平均成長率 (%)		合計特殊出生率			合計特殊出生率の年間平均減少 (%)	
		5歳未満児死亡率				年間平均削減率 (%) ^o		1990年以降の削減率 (%) ^o	1970-1990	1990-2008	1970	1990	2008	1970-1990	1990-2008
		1970	1990	2000	2008	1970-1990	1990-2008								
オランダ	167	16	8	6	5	3.5	2.6	38	1.6	2.1	2.4	1.6	1.7	2.2	-0.6
ニュージーランド	158	21	11	8	6	3.2	3.4	45	0.8	2.0	3.1	2.1	2.0	2.0	0.1
ニカラグア	91	161	68	42	27	4.3	5.1	60	-3.7	2.0	6.9	4.8	2.7	1.9	3.1
ニジェール	13	309	305	227	167	0.1	3.3	45	-2.2	-0.4	7.6	7.9	7.1	-0.2	0.6
ナイジェリア	9	265	230	207	186	0.7	1.2	19	-1.4	1.4	6.6	6.6	5.3	0.0	1.3
ニウエ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ノルウェー	172	16	9	5	4	2.9	4.5	56	3.2	2.5	2.5	1.9	1.9	1.5	-0.1
パレスチナ自治区	91	-	38	29	27	-	1.9	29	-	-2.4x	7.9	6.4	5.0	1.0	1.4
オマーン	136	-	31	17	12	-	5.3	61	3.3	2.1x	7.2	6.6	3.0	0.4	4.3
パキスタン	42	180	130	108	89	1.6	2.1	32	3.0	1.7	7.0	6.1	4.0	0.7	2.4
パラオ	120	-	21	16	15	-	1.9	29	-	-0.1x	-	-	-	-	-
パナマ	97	70	31	26	23	4.1	1.7	26	0.3	2.8	5.3	3.0	2.5	2.8	0.9
パプアニューギニア	49	155	91	77	69	2.7	1.5	24	-0.7	-0.5	6.2	4.8	4.1	1.2	0.9
パラグアイ	89	76	42	34	28	3.0	2.3	33	2.8	-0.1	5.7	4.5	3.0	1.2	2.2
ペルー	96	174	81	41	24	3.8	6.8	70	-0.6	2.8	6.3	3.8	2.6	2.5	2.2
フィリピン	81	89	61	36	32	1.9	3.6	48	0.6	1.9	6.3	4.3	3.1	1.8	1.9
ポーランド	153	35	17	10	7	3.6	4.9	59	-	4.4	2.2	2.0	1.3	0.4	2.7
ポルトガル	172	66	15	7	4	7.4	7.3	73	2.6	1.8	2.8	1.5	1.4	3.1	0.6
カタール	146	87	20	14	10	7.4	3.9	50	-	-	6.9	4.4	2.4	2.3	3.3
韓国	167	52	9	6	5	8.8	3.3	44	-	-	4.5	1.6	1.2	5.2	1.6
モルドバ	112	-	37	24	17	-	4.3	54	1.8x	-0.4	2.6	2.4	1.5	0.3	2.7
ルーマニア	125	52	32	23	14	2.4	4.6	56	0.9x	2.7	2.9	1.9	1.3	2.0	2.0
ロシア連邦	130	40	27	24	13	2.0	4.1	52	-	1.7	2.0	1.9	1.4	0.3	1.7
ルワンダ	26	210	174	186	112	0.9	2.4	36	1.2	1.5	8.2	6.8	5.4	0.9	1.3
セントクリストファー・ネイビス	116	-	26	21	16	-	2.7	38	6.3x	2.9	-	-	-	-	-
セントルシア	130	-	23	17	13	-	3.2	43	5.3x	1.3	6.1	3.4	2.0	2.9	2.9
セントビンセント・グレナディーン	130	-	24	23	13	-	3.4	46	3.3	3.7	6.0	3.0	2.1	3.6	1.9
サモア	94	-	50	34	26	-	3.6	48	-	3.1	6.1	4.8	4.0	1.2	1.0
サンマリノ	193	-	15	6	2	-	11.2	87	-	-	-	-	-	-	-
サントメ・プリンシペ	35	105	101	99	98	0.2	0.2	3	-	-	6.5	5.4	3.8	0.9	1.9
サウジアラビア	102	-	43	23	21	-	4.0	51	-1.5	0.4	7.3	5.8	3.1	1.1	3.5
セネガル	29	280	149	131	108	3.2	1.8	28	-0.7	1.1	7.4	6.7	5.0	0.5	1.7
セルビア	153	-	29	13	7	-	7.9	76	-	3.8x	2.4	2.1	1.6	0.6	1.5
セーシェル	136	61	16	14	12	6.7	1.6	25	2.9	1.8	-	-	-	-	-
シエラレオネ	7	363	278	252	194	1.3	2.0	30	-0.5	0.6	5.8	5.5	5.2	0.3	0.3
シンガポール	188	27	7	4	3	6.7	4.7	57	5.6	3.7	3.0	1.8	1.3	2.7	1.8
スロバキア	149	-	15	10	8	-	3.5	47	-	3.7	2.5	2.0	1.3	1.0	2.6
スロベニア	172	-	10	5	4	-	5.1	60	-	3.6	2.3	1.5	1.4	2.0	0.5
ソロモン諸島	72	101	38	37	36	4.9	0.3	5	3.4	-1.3	6.9	5.9	3.9	0.8	2.3
ソマリア	4	-	200	200	200	-	0.0	0	-0.9	-	7.2	6.6	6.4	0.4	0.2
南アフリカ	52	-	56	73	67	-	-1.0	-20	0.1	1.2	5.6	3.7	2.5	2.1	2.0
スペイン	172	24	9	6	4	4.9	4.5	56	1.9	2.4	2.9	1.3	1.4	3.9	-0.4
スリランカ	120	84	29	21	15	5.3	3.7	48	3.0	4.0	4.3	2.5	2.3	2.7	0.5
スーダン	27	169	124	115	109	1.5	0.7	12	0.1	3.8	6.6	6.0	4.2	0.5	2.0
スリナム	91	71	51	38	27	1.7	3.5	47	-2.2x	1.4	5.7	2.7	2.4	3.6	0.7
スワジランド	43	175	84	124	83	3.7	0.1	1	3.0	1.7	6.9	5.7	3.5	0.9	2.7
スウェーデン	188	13	7	4	3	3.1	4.7	57	1.8	2.3	2.0	2.0	1.9	0.1	0.4
スイス	167	18	8	6	5	4.1	2.6	38	1.2	0.9	2.0	1.5	1.5	1.4	0.3
シリア	116	128	37	22	16	6.2	4.7	57	2.0	1.3	7.6	5.5	3.2	1.6	3.0
タジキスタン	53	-	117	94	64	-	3.4	45	-	-1.5	6.9	5.2	3.4	1.4	2.3
タイ	125	98	32	20	14	5.6	4.6	56	4.7	3.0	5.6	2.1	1.8	4.8	0.9
旧ユーゴスラビア・マケドニア	140	-	36	19	11	-	6.6	69	-	0.7	3.1	2.1	1.4	1.9	2.2
東ティモール	40	-	184	129	93	-	3.8	49	-	-1.8x	6.3	5.3	6.5	0.8	-1.1
トogo	35	219	150	122	98	1.9	2.4	35	-0.6	0.0	7.1	6.3	4.3	0.6	2.2
トンガ	107	42	23	20	19	3.0	1.1	17	-	1.6	5.9	4.6	4.0	1.3	0.8
トリニダードトバゴ	77	54	34	34	35	2.3	-0.2	-3	0.5	5.1	3.5	2.4	1.6	1.8	2.2
チュニジア	102	187	50	27	21	6.6	4.8	58	2.5	3.4	6.6	3.6	1.8	3.0	3.8
トルコ	100	200	84	42	22	4.3	7.4	74	2.0	2.4	5.6	3.1	2.1	3.0	2.1
トルクメニスタン	61	-	99	71	48	-	4.0	52	-	4.1	6.3	4.3	2.5	1.9	3.1
ツバル	72	-	53	42	36	-	2.1	32	-	-	-	-	-	-	-
ウガンダ	18	197	186	158	135	0.3	1.8	27	-	3.6	7.1	7.1	6.3	0.0	0.6

	5歳未満児 死亡率の 順位	5歳未満児死亡率							1人あたりのGDP 年間平均成長率 (%)		合計特殊出生率			合計特殊出生率の 年間平均減少 (%)	
		5歳未満児死亡率				年間平均削減率 (%) ^o		1990年以降 の削減率 (%) ^o	1970-1990	1990-2008	1970	1990	2008	1970-1990	1990-2008
		1970	1990	2000	2008	1970-1990	1990-2008								
ウクライナ	116	34	21	19	16	2.4	1.5	24	-	-0.1	2.1	1.9	1.3	0.6	1.9
アラブ首長国連邦	149	84	17	11	8	8.0	4.2	53	-4.9x	-0.1x	6.6	4.4	1.9	2.0	4.5
英国	158	21	9	7	6	4.2	2.3	33	2.0	2.4	2.3	1.8	1.8	1.2	-0.1
タンザニア	33	218	157	139	104	1.6	2.3	34	-	1.9	6.8	6.2	5.6	0.4	0.6
米国	149	23	11	8	8	3.7	1.8	27	2.2	2.0	2.2	2.0	2.1	0.6	-0.3
ウルグアイ	125	53	24	18	14	4.0	3.0	42	0.9	1.6	2.9	2.5	2.1	0.7	1.0
ウズベキスタン	70	-	74	62	38	-	3.7	49	-	1.5	6.5	4.2	2.3	2.2	3.4
バヌアツ	79	116	27	29	33	7.3	-1.1	-22	1.1x	-0.2	6.3	4.9	4.0	1.2	1.2
ベネズエラ	109	63	32	23	18	3.4	3.2	44	-1.6	0.1	5.4	3.4	2.5	2.2	1.7
ベトナム	125	-	56	30	14	-	7.7	75	-	6.0	7.0	3.7	2.1	3.2	3.2
イエメン	49	308	127	98	69	4.4	3.4	46	-	1.5	8.6	8.1	5.2	0.3	2.4
ザンビア	14	181	172	169	148	0.3	0.8	14	-2.3	0.0	7.4	6.5	5.8	0.7	0.6
ジンバブエ	38	122	79	102	96	2.2	-1.1	-22	-0.4	-1.9x	7.4	5.2	3.4	1.8	2.3

要約

アフリカ [#]	231	168	152	132	1.6	1.3	21	0.9	1.9	6.7	5.9	4.6	0.6	1.4
サハラ以南のアフリカ [#]	236	184	166	144	1.2	1.4	22	0.0	1.7	6.7	6.3	5.1	0.3	1.2
東部・南部アフリカ	213	167	147	120	1.2	1.8	28	-	1.6	6.8	6.0	4.8	0.6	1.2
西部・中部アフリカ	261	206	188	169	1.2	1.1	18	-0.6	1.5	6.6	6.6	5.3	0.1	1.2
中東と北アフリカ	193	77	56	43	4.6	3.2	44	-0.2	2.2	6.8	5.0	2.9	1.5	3.1
アジア [#]	150	87	71	54	2.7	2.6	38	4.1	6.7	5.6	3.2	2.3	2.8	1.8
南アジア	197	124	99	76	2.3	2.7	39	2.0	4.3	5.7	4.3	2.9	1.5	2.2
東アジアと太平洋諸国	120	54	41	28	4.0	3.6	48	5.4	7.4	5.6	2.6	1.9	3.8	1.7
ラテンアメリカとカリブ海諸国	122	52	33	23	4.3	4.5	56	1.4	1.6	5.3	3.2	2.2	2.5	2.0
CEE/CIS	90	51	37	23	2.8	4.4	55	-	2.0	2.8	2.3	1.7	1.1	1.6
先進工業国 [§]	24	10	7	6	4.4	2.8	40	2.3	1.8	2.3	1.7	1.7	1.4	0.1
開発途上国 [§]	161	99	86	72	2.4	1.8	27	2.1	4.3	5.8	3.7	2.7	2.3	1.7
後発開発途上国 [§]	241	179	150	129	1.5	1.8	28	-0.2	2.8	6.8	5.9	4.4	0.7	1.6
世界	142	90	78	65	2.3	1.8	28	2.3	2.4	4.7	3.2	2.5	2.0	1.3

§ 各国、地域グループに属する領域も含む。分類については136～137ページ参照。

指標の定義

5歳未満児死亡率—出生時から満5歳に達する日までに死亡する確率。出生1,000人あたりの死亡数で表す。

1990年以降の削減率—1990年から2008年にかけての5歳未満児死亡率(U5MR)の削減率。2000年の国連ミレニアム宣言で1990年から2015年にかけてU5MRを3分の2(67%)引き下げるという目標を定めた。そこで、この指標は、この目標に向けての現在の進展の評価を示す。

1人あたりのGDP—GDP(国内総生産)とは、すべての居住生産者による付加価値の額に、生産評価額に含まれないすべての生産品税額(補助金は控除)を加えた総額である。1人あたりのGDPは、国内総生産を年次の人口で割って算出する。成長率は現地通貨による固定物価GDPから算出したものである。

合計特殊出生率—女性が出産可能年齢の終わりまで生き、年齢ごとに当該年齢の通常の出生率にしたがって子どもを産むとして、その女性が一生の間に産むことになる子どもの人数。

データの主な出典

5歳未満児死亡率—死亡率推定に関する機関間グループ(IGME): ユニセフ、世界保健機関(WHO)、国連人口局、世界銀行。

1人あたりのGDP—世界銀行。

合計特殊出生率—国連人口局。

注

- データなし。
- x データが列の見出しで指定されている年次もしくは期間以外のもの、標準的な定義によらないもの、または国内の一部地域のみに関するものであり、かつ地域別・世界全体の平均値の算出にあたって計算に入れられていないことを示す。
- o 負の数値は1990年以降、5歳未満児死亡率が上昇していることを示す。
- # 当該地域の国・地域の一覧は136～137ページを参照。

用語解説

CEDAW	女性差別撤廃条約
DHS	人口保健調査
EmOC	緊急産科ケア
FGM/C	女性性器切除 / カutting
GDP	国内総生産
IUCW	国際児童福祉連合
MICS	複数指標クラスター調査
NGO	非政府組織
UN	国際連合
UNICEF	国連児童基金
WHO	世界保健機関